【公開版】

資料 4-11	令和2年1月30日
日本原燃株式会社	

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

第44条:制御室

- 1章 基準適合性
- 1. 1 概論
- 1. 2 概要
- 第1. 2-1図 中央制御室(重大事故等時)系統概要図
- 第1.2-2図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図
- 第1.2-3図 中央制御室(重大事故等時)並びに使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図
- 第1.2-4図 可搬型重大事故等対処設備の系統図(単線結線図)
- 1. 3 規則への適合性
- 2. 設計方針
- (1) 居住性を確保するための設備
- a. 代替中央制御室送風機,代替制御室送風機及び可搬型ダクト
- b. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保する設備
- c. 中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽
- d. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
- 第2-1図 中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路上の汚染の持込みを防止するための区画概要図(制御建屋地上1階)
- 第2-2図 出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の汚染の持込みを防止するための区画配置概要図(出入管理建屋地上1階)
- 第2-3図 出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の汚染の持込みを防止するための区画配置概要図(制御建屋地上1階)

- 第2-4回 屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡 する通路上の汚染の持込みを防止するための区画配置概要図 (使用済燃料受入・貯蔵建屋 地上2階)
- 第2-5図 屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡 する通路上の汚染の持込みを防止するための区画配置概要図 (使用済燃料受入・貯蔵建屋 地上1階)
- e. 環境測定設備
- (2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材
- a. 制御室放射線計測設備
- (3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- a. 通信連絡設備
- b. 中央制御室の情報把握計装設備
- (4) 汚染の持ち込みを防止するための設備
- 2. 1 多様性,位置的分散
- (1) 制御建屋中央制御室の居住性を確保するための設備
- (2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を確保するための設備
- 2. 2 悪影響防止
- (1) 居住性を確保するための設備
- (2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材

- (3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- (4) 汚染の持ち込みを防止するための設備

2. 3 容量等

- (1) 居住性を確保するための設備
- (2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材
- (3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- (4) 汚染の持ち込みを防止するための設備

2. 4 環境条件等

- (1) 居住性を確保するための設備
- (2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材
- (3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- (4) 汚染の持ち込みを防止するための設備
- 2.5 操作性及び試験・検査性
- 2. 5. 1. 操作性の確保
- (1) 居住性を確保するための設備
- (2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材
- (3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- (4) 汚染の持ち込みを防止するための設備
- 2. 5. 2. 試験・検査

- (1) 居住性を確保するための設備
- (2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材
- (3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- (4) 汚染の持ち込みを防止するための設備
- 2.6 主要設備及び仕様
- 第2.6-1表 中央制御室(重大事故時)(常設)の設備仕様
- 第2.6-2表 中央制御室(重大事故時) (可搬型) の設備仕様
- 第2.6-3表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故時)(常設)の設備仕様
- 第2.6-4表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故時) (可搬型) の設備仕様

添付資料 制御室【44条】

2章 補足説明資料

1章 基準適合性

第44条 制御室

1. 1 概論

重大事故等が発生した場合の制御室の居住性については、 重大事故等の事象の有効性評価の中で被ばく評価の最も厳 しくなる臨界事故発生時において、実施組織要員のマスクの 着用及び交代体制を考慮せずとも7日間で 100m S v を超 えないよう、中央制御室遮蔽、制御室遮蔽、代替中央制御室 送風機、代替制御室送風機、可搬型ダクト、制御建屋中央制 御室給気系、制御建屋中央制御室空調系、制御建屋中央制御 室排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系、使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋制御室排気系、可搬型照明 (SA)、非常用照明、 可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素 酸化物濃度計の重大事故等対処設備を設ける設計とする。

中央制御室における被ばく評価は、室内における建屋からの放射線による被ばく、室内における大気中へ放出された放射性物質による被ばく及び室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくを経路として想定し、代替中央制御室送風機、または、制御建屋中央制御室給気系、制御建屋中央制御室空調系、制御建屋中央制御室排気系によって換気を実施している状況下における実効線量で評価する。

また,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における被ばく評価は,中央制御室と同様の経路及び事象を想定し,代替制御室送風機,または,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系,

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系によって換気を実施している状況下における実効線量を評価する。

なお、中央制御室における被ばく評価においては、再処理事業所のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設(以下「MOX燃料加工施設」という。)から中央制御室に来る要員も考慮する。

中央制御室送風機の機能喪失,換気ダクトの破損,または, 全交流動力電源喪失が発生した場合には,代替中央制御室送 風機及び可搬型ダクトによる中央制御室の換気を確保する ための手順に着手する。

また、制御室送風機の機能喪失、換気ダクトの破損、または、全交流動力電源喪失が発生した場合には、代替制御室送風機及び可搬型ダクトによる使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に着手する。

中央制御室は、制御建屋の外側が放射性物質により汚染した状況下において、中央制御室への汚染の持込みを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じて除染作業ができる区画を有する構造とする。

また,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外側が放射性物質により汚染した状況下において,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持込みを防止するため,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

の制御室に連絡する通路上に作業服の着替え,防護具の着装 及び脱装,身体汚染検査並びに必要に応じて除染作業ができ る区画を有する構造とする。

【補足説明資料:2-9,2-10,2-11,2-12】

1. 2 概要

重大事故等が発生した場合において,中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には,実施組織要員 がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設ける。

中央制御室の系統概要図を第1.2-1図に,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室の系統概要図を第1.2-2図に、中央制御室(重大事故等時)並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図を第1.2-3図、中央制御室(重大事故等時)並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)の可搬型重大事故等対処設備の系統図(単線結線図)を第1.2-4図に示す。

制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備並びに照明設備は,重大事故等の発生の要因となる安全機能の喪失の起因に応じて対処に有効な設備を使用することとし,内部事象による安全機能の喪失を要因とし,全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には,第18条計測制御系統施設,第25条保安電源設備を使用する。

【補足説明資料:2-9,2-11】

1.3 規則への適合性

(制御室)

第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には,重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第44条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは,以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。
- 一 制御室用の電源(空調,照明他)は,代替電源設備からの給電 を可能とすること。
- 二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について,以下に 掲げる要件を満たすものをいう。
 - ① 本規定第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定すること。
 - ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
 - ③ 交替要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
 - ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。
- 三 制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下に おいて、制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリン グ及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。

適合のための設計方針

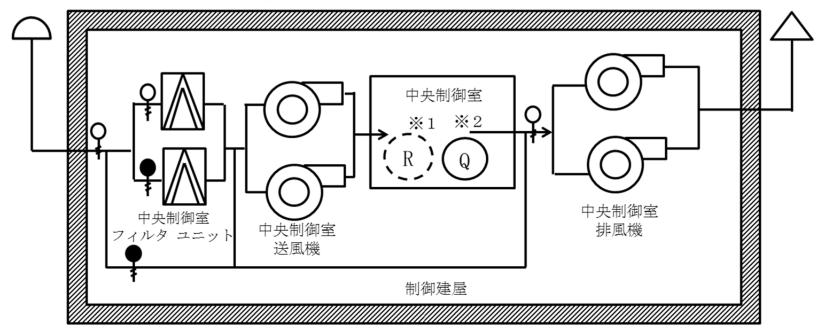
第1項について

第二十条第一項の規定により設置される中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は,制御室にとどまる運転員の実効線量が重大事故等の事象の有効性評価の中で被ばく評価の最も厳しくなる臨界事故において,実施組織要員の実効線量が7日間で100m S v を超えない設計とする。

運転員がとどまるために必要な設備として,中央制御室遮蔽,制御室遮蔽,代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,中央制御室送風機,制御室送風機,可搬型照明(SA),非常用照明,可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計の重大事故等対処設備を設ける設計とする。

制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において,制御室への汚染の持込みを防止するため,作業服の着替え,防護具の着装及び脱装,身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。

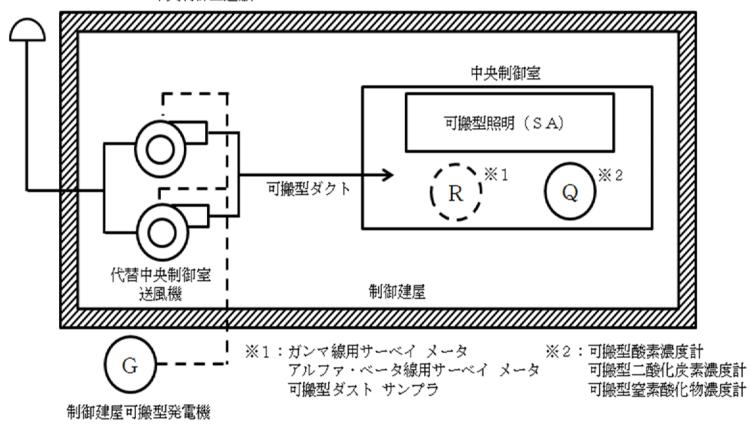
中央制御室遮蔽



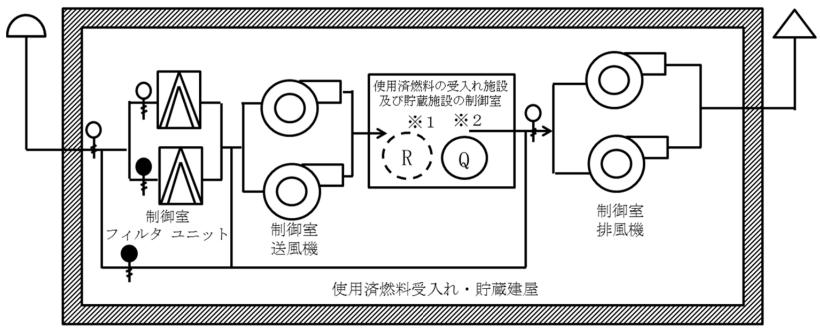
※1:ガンマ線用サーベイメータ※2:可搬型酸素濃度計 アルファ・ベータ線用サーベイメータ可搬型ニ酸化炭素濃度計 可搬型ダストサンプラ可搬型窒素酸化物濃度計

第1.2-1図 中央制御室(重大事故等時)系統概要図(1/2)

中央制御室遮蔽

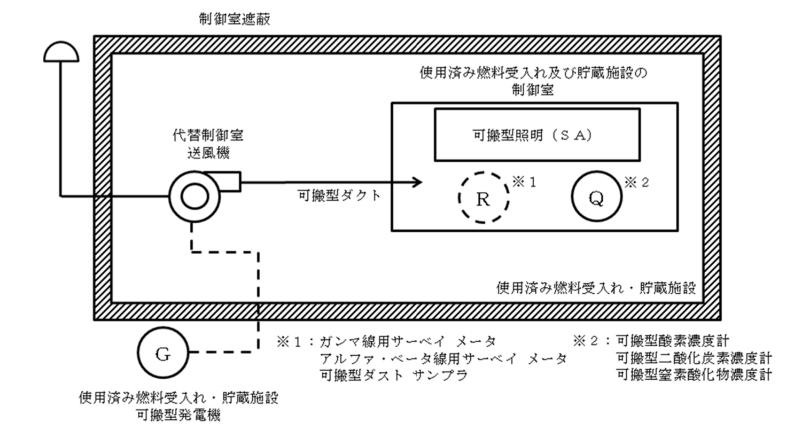


第1.2-1図 中央制御室(重大事故等時)系統概要図(2/2)

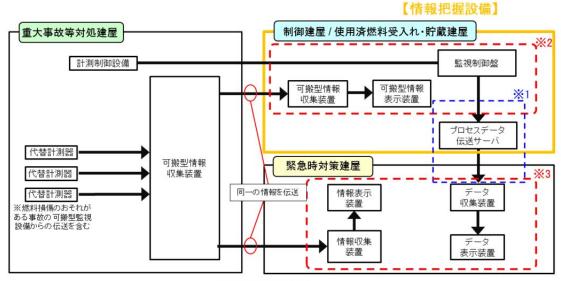


※1:ガンマ線用サーベイ メータ※2:可搬型酸素濃度計アルファ・ベータ線用サーベイ メータ可搬型二酸化炭素濃度計可搬型室素酸化物濃度計

第1.2-2図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図(1/2)



第1.2-2図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図(2/2)



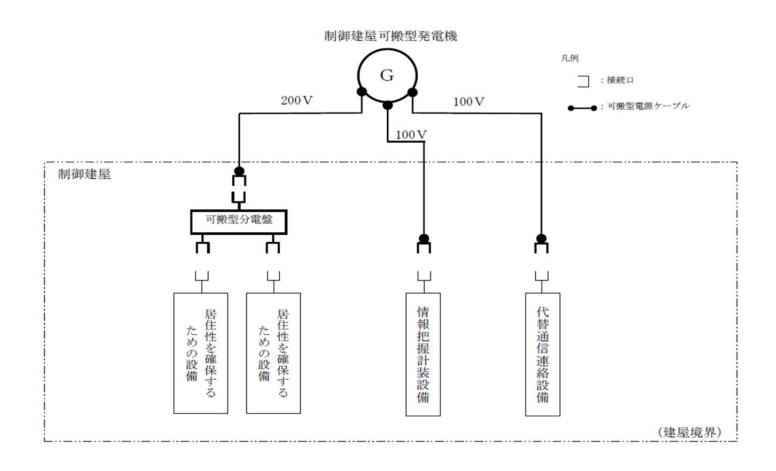
※1 制御建屋のみ

※2 中央制御室/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

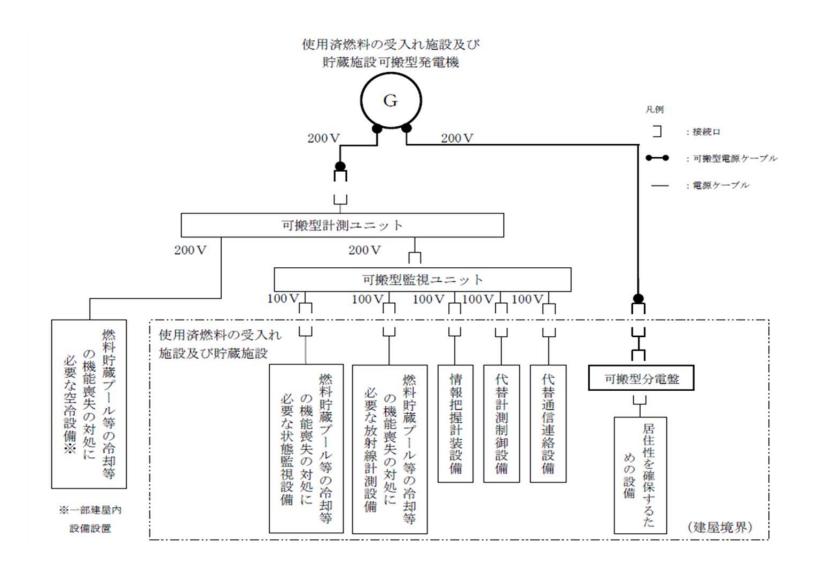
※3 緊急時対策所

プラントパラメータ情報の収集

第1.2-3図 中央制御室(重大事故等時)並びに使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図



第1.2-4図 可搬型重大事故等対処設備の系統図(単線結線図)(1/2)



第1.2-4図 可搬型重大事故等対処設備の系統図(単線結線図)(2/2)

2. 設計方針

(1) 居住性を確保するための設備

重大事故等が発生した場合において,居住性を確保するための設備は,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室,中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽,制御建屋中央制御室換気設備,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備,照明設備,環境測定設備で構成する。

居住性を確保するための設備は,各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち,最も厳しい結果を与える臨界事故の発生時において,中央制御室は代替中央制御室送風機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は代替制御室送風機による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し,制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が,7日間で100mSvを超えない設計とする。

a. 制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋制御室換気設備

代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機は,重大事故等発生時において,中央制御室送風機及び制御室送風機の機能喪失後,外気の遮断が長期にわたり,室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気が可能な設計とする。

代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機は,制御建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機から受電する設計とする。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- · 代替中央制御室送風機
- 代替制御室送風機
- 可搬型ダクト
- 制御建屋可搬型発電機
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機

【補足説明資料:2-1, 2-3, 2-6, 2-9, 2-11, 2-12】

制御建屋中央制御室給気系,制御建屋中央制御室空調系,制御建屋中央制御室排気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室結気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は,重大事故等の発生の要因となる安全機能の喪失の起因に応じて対処に有効な設備を使用することとし,内部事象による安全機能の喪失を要因とし,全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には,第18条計測制御系統施設、第25条保安電源設備を使用する。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- 中央制御室送風機
- 制御室送風機
- b. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保する設備

本設備は、想定される重大事故等時において、電気設備の照明及び作業用電源設備の非常灯及び直流非常灯が使用できな

い場合の重大事故等対処設備として,可搬型照明(SA)を使用する。

可搬型照明 (SA) は、蓄電池を内蔵しており、かつ、蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できるまでの7日間に必要な照度の確保が可能な設計とする。

主要な設備は,以下のとおりとする。

可搬型照明設備(SA)

【補足説明資料: 2-1, 2-3, 2-6, 2-9, 2-11, 2-12】 非常用照明は,重大事故等の発生の要因となる安全機能の喪失の起因に応じて対処に有効な設備を使用することとし,内部 事象による安全機能の喪失を要因とし,全交流動力電源の喪失 を伴わない重大事故等の発生時には,第 25 条保安電源設備を 使用する。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- 運転保安灯
- ・直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明
- c. 中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は,実施組織要員及びMOX 燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7 目間で100mSvを超えないよう,臨界の核分裂によって発生 し制御建屋又は使用済燃料受入・貯蔵建屋へ到達する中性子線 及び二次ガンマ線に対して、十分な壁厚を有する設計とする。 主要な設備は,以下のとおりとする。

- 中央制御室遮蔽
- 制御室遮蔽

【補足説明資料:2-1,2-3,2-6,2-9,2-11,2-12】

d. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、計測制御系統施設内の中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で構成する。

中央制御室は、制御建屋の外側が放射性物質により汚染した 状況下において、中央制御室への汚染の持込みを防止するため、 出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋 の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護 具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じた除染作業 ができる区画を有する構造とする。中央制御室への汚染の持込 みを防止するための区画配置概要図を第2. -1図から第2. -3図に示す。

また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋建屋の外側が放射性物質により汚染した状況下において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持込みを防止するため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じた除染作業ができる区画を有する構造とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制

御室への汚染の持込みを防止するための区画配置概要図を第2-4図,第2-5図に示す。

中央制御室は,計装設備の情報把握計装設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型情報表示装置及び可搬型情報収集装置を設置できる区画を有する構造とする。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- 中央制御室
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

【補足説明資料:2-9,2-11,2-12】

e. 環境測定設備

重大事故等が発生した場合においても中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度並びに窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計並びに窒素酸化物濃度計を使用する。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- 可搬型酸素濃度計
- · 可搬型二酸化炭素濃度計
- 可搬型窒素酸化物濃度計

【補足説明資料:2-1,2-6,2-9,2-11,2-12】

(2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

重大事故等発生時において、実施組織要員が中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまれるようにするため、ガンマ線用サーベイ メータ、アルファ・ベータサーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラを配備する。

a. 制御室放射線計測設備

重大事故等が発生した場合において、制御室内の線量率及び空気中の放射線物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、ガンマ線用サーベイ メータ、アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラを使用する。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- ・ガンマ線用サーベイ メータ
- ・アルファ・ベータ線用サーベイ メータ
- ・可搬型ダスト サンプラ

【補足説明資料:2-1,2-5,2-7,2-9,2-12】

(3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

a . 通信連絡設備

重大事故等が発生した場合においても実施組織要員がとど まるために必要な重大事故等対処設備として,中央制御室の制 御建屋対策班が,再処理事業所の内外の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を行うため,可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバを使用する。また,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班が,再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバを使用する。

可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは, 乾電池等を電源としており,かつ,蓄電池を適宜交換すること で全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できる までの7日間の使用が可能な設計とする。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- 可搬型通話装置(通信連絡設備)
- 可搬型衛星電話(通信連絡設備)
- 可搬型トランシーバ(通信連絡設備)

【補足説明資料:2-5,2-7,2-9,2-11,2-12】

b. 情報把握計裝設備

重大事故等が発生した場合においても実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外に出ることなく監視が必要なパラメータを把握するために、情報把握計装設備の可搬型情報収集装置並びに可搬型情報表示装置を設置する。可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、全交流動力電源喪失時においても制御建屋の外に設置する電源設備の可搬型発電機からの給電が可能な設計とする。

主要な設備は,以下のとおりとする。

- · 可搬型情報収集装置
- · 可搬型情報表示装置

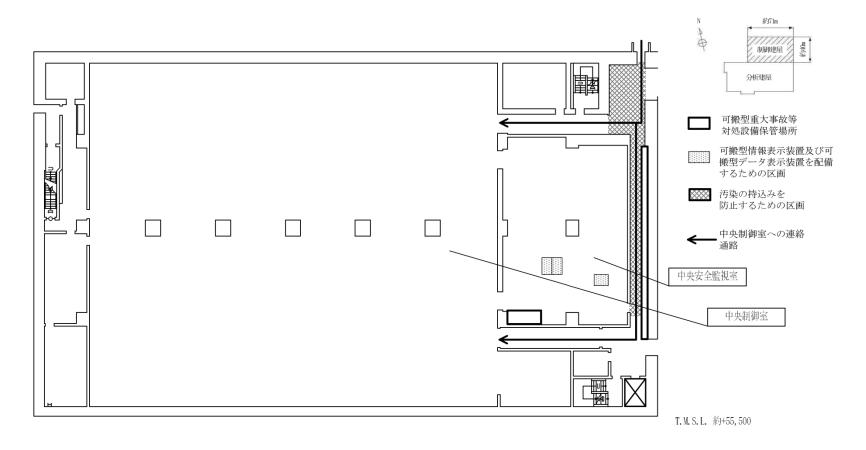
【補足説明資料:2-5,2-7,2-9,2-11,2-12】

(4) 汚染の持ち込みを防止するための設備

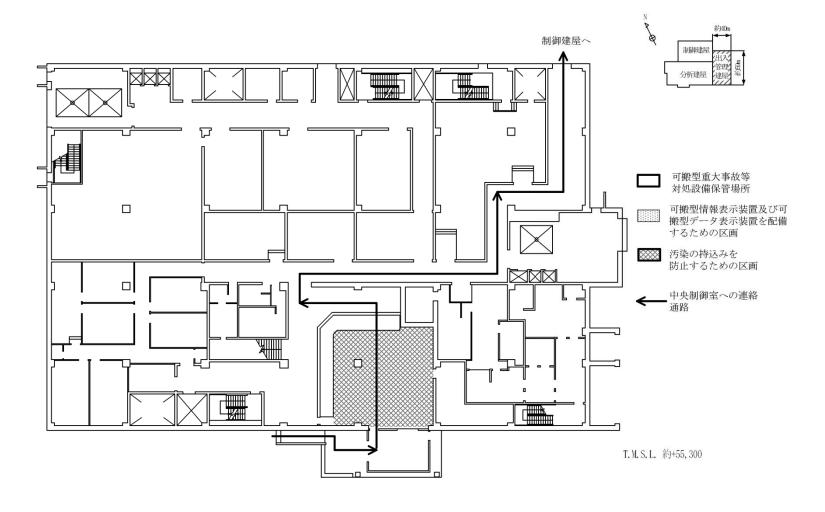
重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御建屋対策班が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じた除染作業ができる区画、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が 放射性物質により汚染したような状況下において,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵建屋施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵建屋施設の制御室に連絡する通路上に作業服の着替え,防護具の着装及び脱装,身体汚染検査並びに必要に応じた除染作業ができる区画,身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 身体サーベイの結果,運転員の汚染が確認された場合は,運転員の除染を行うことができる区画を,身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また,照明については,可搬型照明(SA)により確保できる設計とする。

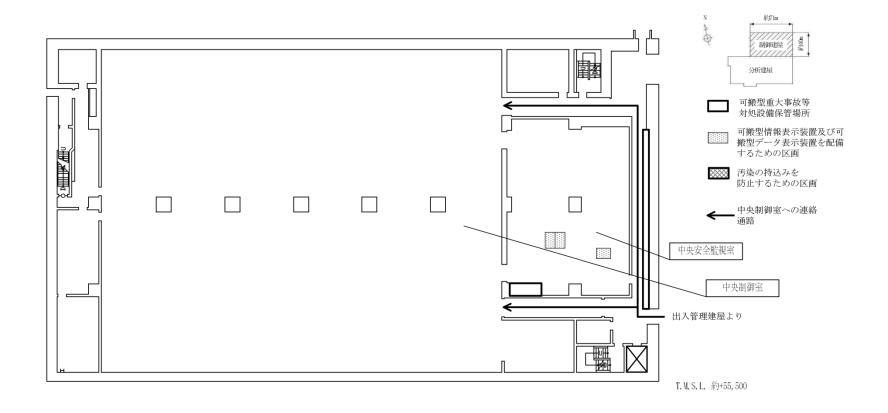
【補足説明資料:2-9,2-11,2-12】



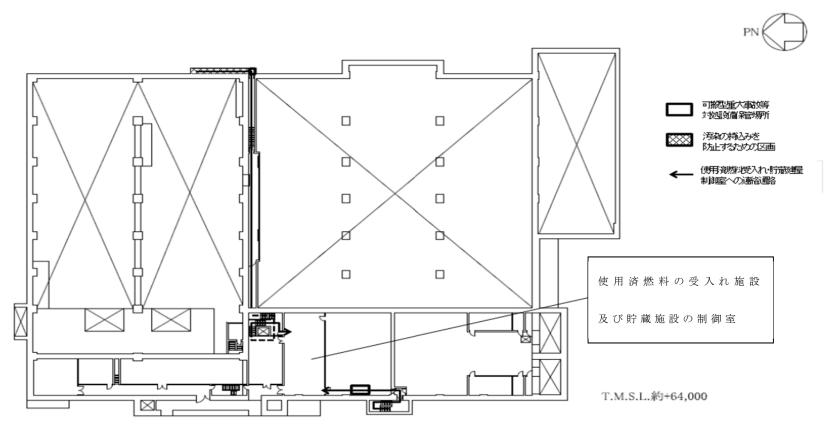
中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路上の汚染の持込みを防止するための区画配置概要図第 2.-1図 (制御建屋 地上1階)



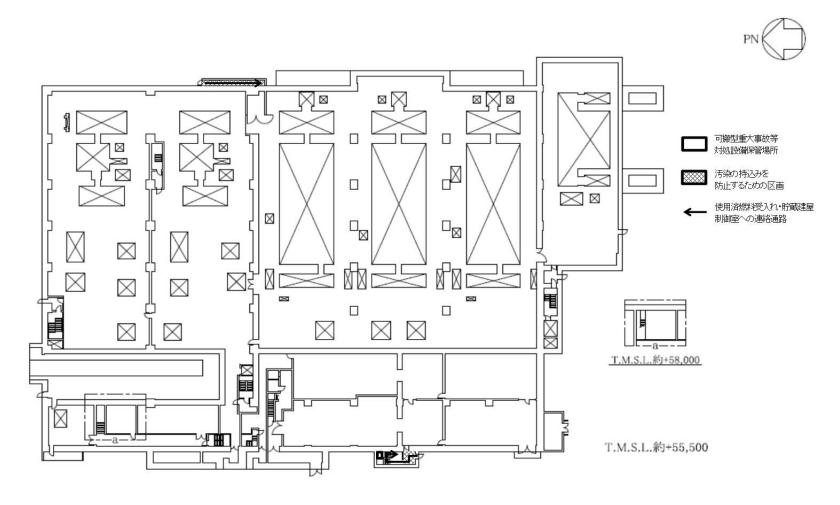
出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の汚染の持込みを防止するための区画配置概要図 第 2 . - 2 図 (出入管理建屋 地上1階)



第 2 . - 3 図 出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の汚染の持込みを防止するための区画配置概要図 (制御建屋 地上1階)



第2. - 4 図



第2. - 5 図

屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上の汚染の持込みを防止するための 区画配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)

2. 1 多様性,位置的分散

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.

- 1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。
- (1) 中央制御室の居住性を確保するための設備

中央制御室送風機は、「第31条:地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

中央制御室送風機は、安全機能を有する施設に適用する風 (台風)等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制 御建屋に設置する。

中央制御室送風機は,直撃雷に対して構内接地網と連接した避雷設備を有する制御建屋内に設置する。間接雷に対して雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

中央制御室送風機は,鳥類,小動物,水生植物等の付着又は侵入を考慮し,これら生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた制御建屋に設置する。

代替中央制御室送風機は、中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、異なる受電系統とし、可搬型とすることで多様性を有する設計とする。

制御建屋可搬型発電機は、第2非常用ディーゼル発電機と 共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがな いよう、第2非常用ディーゼル発電機に対して、異なる燃料 を使用し、可搬型とすることで多様性を有する設計とする。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が

損なわれるおそれがないよう、中央制御室送風機とは異なる 換気系統を構成することで、独立性を有する設計とする。

制御建屋可搬型発電機は,第2非常用ディーゼル発電機と 共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがな いよう,第2非常用ディーゼル発電機とは異なる燃料供給系 統とすることで、独立性を有する設計とする。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,中央制御室送風機を設置している制御建屋の室から離れた制御建屋の室に保管することにより、中央制御室送風機と位置的分散を図る設計とする。

制御建屋可搬型発電機は、第2非常用ディーゼル発電機と 共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、第2非常用ディーゼル発電機が設置されている非常 用電源建屋から離れた制御建屋近傍に保管することにより、 第2非常用ディーゼル発電機と位置的分散を図る設計とす る。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型ケーブル及び制御建屋可搬型発電機は,地震,津波,その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム,設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型ケーブル及 び制御建屋可搬型発電機は,想定される重大事故の環境条件 に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所 に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する代替中央制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,固縛等の措置を講じ,制御建屋に保管する。

屋外に保管する制御建屋可搬型発電機は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置を講ずるとともに、地震により生じる敷地下面斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,火災に対して「33条:重大事故等対処設備」の「4.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型ケーブル及び制御建屋可搬型発電機は,「第33条:重大事故等対処設備」の「3.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また,基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水に対しては,位置的分散,被水防護,溢水水位に対して機能を喪失しない位置へ保管する。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,安全機能を有する施設に適用する風(台風)等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対処するための設備及び

常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、風(台風)等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋に保管するとともに、防火帯の内側の外部保管エリアに分散して保管する。

制御建屋可搬型発電機は、安全機能を有する施設に適用する風(台風)等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、防火帯の内側の外部保管エリアの複数箇所に分散して保管する。

代替中央制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,落雷に対して,避雷設備により防護する設計とする。

制御建屋可搬型発電機は、鳥類、小動物、水生植物等の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。

屋内に保管する代替中央制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,航空機落下等に対して,可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。

屋外に保管する制御建屋可搬型発電機は、航空機落下等に対して、重大事故等が発生する建屋及び屋外の設計基準事故に対処するための設備から 100m以上の離隔距離を確保する。

代替中央制御室送風機は,動的機器の多重故障及び長時間 の全交流動力電源の喪失を考慮し,中央制御室送風機と共通 要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよ う,異なる受電系統とし、可搬型とすることで中央制御室送 風機に対して多様性を有する設計とする。

代替中央制御室送風機は、動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し、中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室送風機を設置している制御建屋の室から離れた制御建屋の室に保管することにより、中央制御室送風機と位置的分散を図る設計とする。

可搬型照明(SA)は、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明に対して、異なる電源を有し、可搬型とすることにより、多様性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、単独で使用可能な可搬型とすることで、独立性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置している中央制御室及び中央安全監視室とは異なる制御建屋の室に保管することにより、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と位置的分散を図る設計とする。

可搬型照明 (SA) は、地震、津波、その他の自然現象又

は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム,設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と 異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型照明 (SA) は、想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型照明 (SA) は,固縛等の措置を講じ,制御建屋に保管する。

可搬型照明(SA)は、火災に対して「33条:重大事故等対処設備」の「4.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。

可搬型照明(SA)は、「第33条:重大事故等対処設備」の「3.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水に対しては、位置的分散、被水防護、溢水水位に対して機能を喪失しない位置へ保管する。

可搬型照明(SA)は、安全機能を有する施設に適用する 風(台風)等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対処 するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要 な機能を損なうおそれがないよう、風(台風)等の外部から の衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋に保管すると ともに、防火帯の内側の外部保管エリアに分散して保管する。

可搬型照明(SA)は、落雷に対して、避雷設備により防

護する設計とする。

屋内に保管する可搬型照明(SA)は、航空機落下等に対して、可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。

可搬型照明(SA)は、動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、異なる電源を有し、可搬型とすることにより、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明に対して多様性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置している中央制御室及び中央安全監視室とは異なる制御建屋の室に保管することにより、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と位置的分散を図る設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,火災に対して「33条:重大事故等対処設備」の「4.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,「第33条:重大事故等対処設備」の「3.

地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水に対しては、位置的分散、被水防護、溢水水位に対して機能を喪失しない位置へ保管する。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,想定される重大事故の環境条件に対して その機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散し て保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,固縛等の措置を講じ,制御建屋に保管する。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,落雷に対して,避雷設備により防護する設計とする。

(2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を確保するための設備

制御室送風機は、「第31条:地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

制御室送風機は、安全機能を有する施設に適用する風(台風)等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。

制御室送風機は,直撃雷に対して構内接地網と連接した避雷設備を有する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置する。

間接雷に対して雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

制御室送風機は,鳥類,小動物,水生植物等の付着又は侵入を考慮し,これら生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。

代替制御室送風機は、制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、異なる受電系統とし、可搬型とすることで多様性を有する設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,第1非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,第1非常用ディーゼル発電機に対して,異なる燃料を使用し、可搬型とすることで多様性を有する設計とする。

代替制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,制御室送風機とは異なる換気系統を構成することで,独立性を有する設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,第1非常用 ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損 なわれるおそれがないよう,第1非常用ディーゼル発電機と は異なる燃料供給系統とすることで,独立性を有する設計と する。

代替制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは, 制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,制御室送風機を設置している使用済 燃料・受入れ貯蔵建屋の室から離れた使用済燃料・受入れ貯蔵建屋の室に保管することにより、制御室送風機と位置的分散を図る設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,第1非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,第1非常用ディーゼル発電機が設置されている使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から離れた外部保管庫に保管することにより、第1非常用ディーゼル発電機と位置的分散を図る設計とする。

代替制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型ケーブル及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,地震,津波,その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム,設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

代替制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型ケーブル及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する代替制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,固縛等の措置を講じ,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管する。

屋外に保管する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,転倒しないことを確認する,又は必要により固縛等の措置を講ずるとともに,地震により生じる敷地下面斜面のすべ

り,液状化又は揺すり込みによる不等沈下,傾斜及び浮き上がり,地盤支持力の不足,地中埋設構造物の損壊等の影響を 受けない複数の保管場所に分散して保管する。

代替制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは, 火災に対して「33条:重大事故等対処設備」の「4.可搬型 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく 火災防護を行う。

代替制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型ケーブル及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,「第33条:重大事故等対処設備」の「3.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また,基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水に対しては,位置的分散,被水防護,溢水水位に対して機能を喪失しない位置へ保管する。

代替制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは, 安全機能を有する施設に適用する風(台風)等の外部からの 衝撃によって設計基準事故に対処するための設備及び常設 重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれが ないよう,風(台風)等の外部からの衝撃による損傷の防止 が図られた使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管するとともに, 防火帯の内側の外部保管エリアに分散して保管する。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は、安全機能を 有する施設に適用する風(台風)等の外部からの衝撃によっ て設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等 対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、防 火帯の内側の外部保管エリアの複数箇所に分散して保管する。

代替制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは, 落雷に対して,避雷設備により防護する設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は,鳥類,小動物,水生植物等の付着又は侵入を考慮し,これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。

屋内に保管する代替制御室送風機,可搬型ダクト及び可搬型ケーブルは,航空機落下等に対して,可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。

屋外に保管する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は、航空機落下等に対して、重大事故等が発生する建屋及び屋外の設計基準事故に対処するための設備から 100m以上の離隔距離を確保する。

代替制御室送風機は,動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し,制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,異なる受電系統とし、可搬型とすることで制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。

代替制御室送風機は、動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し、制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、制御室送風機を設置している使用済燃料・受入れ貯蔵建屋の室から離れた使用済燃料・受入れ貯蔵建屋の室に保管することによ

り、制御室送風機と位置的分散を図る設計とする。

可搬型照明(SA)は、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明に対して、異なる電源を有し、可搬型とするこで、多様性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、単独で使用可能な可搬型とすることで、独立性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置している使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室とは異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に保管することにより、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と位置的分散を図る設計とする。

可搬型照明(SA)は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型照明(SA)は、想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型照明(SA)は、固縛等の措置を講じ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋建屋に保管する。

可搬型照明(SA)は、火災に対して「33条:重大事故等対処設備」の「4.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。

可搬型照明(SA)は、「第33条:重大事故等対処設備」の「3.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水に対しては、位置的分散、被水防護、溢水水位に対して機能を喪失しない位置へ保管する。

可搬型照明(SA)は、安全機能を有する施設に適用する 風(台風)等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対処 するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要 な機能を損なうおそれがないよう、風(台風)等の外部から の衝撃による損傷の防止が図られた使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋に保管するとともに、防火帯の内側の外部保管エリアに 分散して保管する。

可搬型照明 (SA) は、落雷に対して、避雷設備により防護する設計とする。

屋内に保管する可搬型照明(SA)は、航空機落下等に対して、可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。

可搬型照明 (SA) は、動的機器の多重故障及び長時間の

全交流動力電源の喪失を考慮し,運転保安灯,直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,異なる電源を有し、可搬型とすることにより、運転保安灯,直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明に対して多様性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置している使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室とはことなる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に保管することにより、運転保安灯、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明と位置的分散を図る設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,火災に対して「33条:重大事故等対処設備」の「4.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,「第33条:重大事故等対処設備」の「3.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また,基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水に対しては,位置的分散,被水防護,溢水水位に対して機能を喪失しない位置へ保管する。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒

素酸化物濃度計は、想定される重大事故の環境条件に対して その機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散し て保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度 計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,固縛等の措置を講じ,使 用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管する。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,落雷に対して,避雷設備により防護する設計とする。

2. 2 悪影響防止

基本方針については,「33条 重大事故等対処設備」の「2.

1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。

(1) 居住性を確保するための設備

中央制御室及び中央制御室遮蔽並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び制御室遮蔽は、制御建屋並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機及び可搬型電源ケーブルは,他の設備から独立して単独で使用が可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型照明 (SA) は、他の設備から独立して単独で使用が可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室の環境測定設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型 酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物 濃度計は,他の設備から独立して単独で使用が可能なことに より、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

【補足説明資料:2-1,2-12】

(2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

重大事故等対処設備のガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,他の設備から独立して単独で使用が可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

【補足説明資料:2-1,2-12】

(3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

中央制御室の通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,他の設備から独立して単独で使用が可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,他の設備から独立して単独で使用が可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,他の設備から独立して単独で使用が可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

【補足説明資料:2-12】

(4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備である資機材は,他の 設備から独立して単独で使用が可能なことにより,他の設備 に悪影響を及ぼさない設計とする。

【補足説明資料:2-12】

2.3 容量等

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2. 2 容量等」に示す。

(1) 居住性を確保するための設備

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を確保するための設備の設計を行う上で想定する、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える事象は、高性能粒子フィルタにて捕集されない希ガス及び高性能粒子フィルタにて捕集されがたい有機ヨウ素を放出し、臨界の核分裂による放射線束の発生を伴う臨界事故である。

臨界事故の発生時の主排気筒から大気中への放射性物質の 放出量は、臨界事故の有効性評価の条件と同様に、臨界事故 により生成した放射性物質等を想定する。

制御室の居住性を確保するための設備は、制御室送風機及び制御室排風機により、外気を取り入れる方式によって制御室の空気調節を実施している状況下において、大気中へ放出された放射性物質が制御室の外気との連絡口へ到達するとともに、臨界の核分裂によって発生する中性子線及び二次ガンマ線が制御建屋又は使用済燃料受入・貯蔵建屋へ到達する事態においても、制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は、実施組織要員及びMO

X燃料加工施設から中央制御室に移行する要員の実効線量が7日間で100mS v を超えないよう, 臨界の核分裂によって発生し制御建屋又は使用済燃料受入・貯蔵建屋へ到達する中性子線 及び二次ガンマ線に対して, 十分な壁厚を有する設計とする。

代替中央制御室送風機は、居住性を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを3台の合計5台を確保する。代替制御室送風機は、居住性を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台を確保する。また、可搬型ダクトは、居住性を確保するために必要な口径を有する設計とし、必要数各1式、予備として、故障時のバックアップを各1式、確保する。

制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は,安全機能を有する施設の容量等の仕様が,居住性を確保するために必要な容量に対して十分であることから,安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、居住性を確保するために必要な容量に対して十分であることから、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

中央制御室の可搬型照明(SA)は,中央制御室にて実施組織要員が重大事故等対処にあたるのに必要な照度を確保す

るために必要な容量及びチェンジングエリアにて実施組織要員が身体サーベイ,作業服の着替え等に必要な照度を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として,76台,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを152台の合計228台を確保する。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の可搬型照明(SA)は,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて実施組織要員が重大事故等対処にあたるのに必要な照度を確保するために必要な容量及びチェンジングエリアにて実施組織要員が身体サーベイ,作業服の着替え等に必要な照度を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として,17台,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを34台の合計51台を確保する。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の非常用照明は、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、居住性を確保するために必要な容量に対して十分であることから、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

環境測定設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素 濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度 計は,中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵 施設の制御室内の酸素濃度,二酸化炭素濃度及び窒素酸化物 濃度が活動に支障がない範囲内にあることの測定が可能な 設計とするとともに,保有数は,必要数として各1台,予備と して故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ を各2台の合計3台を確保する。

【補足説明資料:2-1,2-6,2-7,2-9,2-10,2-11,2-12】

(2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

制御室放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備のガンマ線用サーベイメータ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ及び可搬型ダストサンプラは,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の活動に支障がない範囲内にあることの測定が可能な設計とするとともに,保有数は,必要数として各1台,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを各2台の合計3台を確保する。

【補足説明資料:2-1,2-7,2-9,2-12】

(3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,中央制御室内の制御建屋対策班が再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を可能とする設計とするとともに,保有数は,必要数として各1式,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ各1式を確保する。

通信連絡設備の可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の使用済燃 料受入れ・貯蔵建屋対策班が再処理事業所の内外の通信連絡 をする必要のある場所と通信連絡を可能とする設計とするとともに,保有数は,必要数として各1式,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ各1式を確保する。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の活動に必要な情報を収集及び表示が可能な設計とするとともに、保有数は、必要数として各1式、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ各1式を確保する。

【補足説明資料:2-7,2-9,2-12】

(4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり,必要個数及び容量を考慮すべき設備ではない。

【補足説明資料:2-12】

2. 4 環境条件等

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.

- 3 環境条件等」に示す。
- (1) 居住性を確保するための設備
 - a. 中央制御室の居住性を確保するための設備

中央制御室送風機は、制御建屋に設置し、重大事故等時に おける環境条件を考慮した設計とする。

中央制御室送風機の操作は,重大事故時において,中央制御室で可能な設計とする。

中央制御室送風機は,内部発生飛散物による影響に対しては,高速回転機器の破損を想定し,飛散する回転体の直接的な影響を防護することで悪影響を及ぼさない設計とする。

中央制御室送風機は,周辺機器の転倒や落下に対しては, 影響を受けない離れた場所に設置する。

中央制御室送風機は、火災に対して「第29条:火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない場合に使用する中央制御室送風機は、「第31条:地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

中央制御室送風機は、津波に対しては津波による影響を受けない敷地に設置する。

中央制御室送風機は,風(台風)に対しては最大風速41.7 m/s を考慮し,頑健な建屋内に設置する。

中央制御室送風機は,重大事故等対処設備は最大風速100 m/s を考慮し,頑健な建屋内に設置する。 中央制御室送風機は,凍結及び高温に対しては最低気温 (-15.7℃)及び最高気温(34.7℃)を考慮した設計とする。

中央制御室送風機は,降水に対しては最大1時間降水量(67.0mm)を考慮した設計とし,排水溝を設けた場所に設置する。

中央制御室送風機は,積雪に対しては最深積雪量(190 cm)を考慮し,頑健な建屋内に設置する。

中央制御室送風機は,落雷に対しては直撃雷及び間接雷を 考慮し,最大電撃流270 k A に対し,直撃雷に対しては飛雷 設備で防護された建屋内又は防護される範囲内に設置,間接 雷に対しては雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

中央制御室送風機は,火山の影響に対しては層厚55 c m を 考慮し,頑健な建屋内に設置する。

中央制御室送風機は,生物学的事象に対しては鳥類,小動物,水生植物等の付着又は侵入を考慮し,生物の侵入を防止 又は抑制する設計とする建屋に設置する。

中央制御室送風機は,森林火災に対しては輻射強度9,128 k W/m を考慮し,防火帯の内側に配置する建屋内に設置する。また,初期消火に関する手順を整備する。

中央制御室送風機は,風(台風) -積雪,積雪-竜巻,積雪-火山の影響,積雪-地震,風-火山の影響及び風(台風) -地震を想定し,その荷重を考慮した設計とするとともに,必要に応じて除雪,除灰を行う。

代替中央制御室送風機,可搬型電源ケーブル,可搬型ダクト,可搬型照明 (SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化

炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、制御建屋内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

制御建屋可搬型発電機は、屋外に保管及び設置し、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。

代替中央制御室送風機,可搬型電源ケーブル,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,可搬型照明(SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計の操作は,重大事故時において,設置場所で可能な設計とする。

代替中央制御室送風機,可搬型電源ケーブル,可搬型ダクト及び制御建屋可搬型発電機,可搬型照明(SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,想定破損による溢水及び基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水に対しては,溢水量を考慮した位置への保管を考慮し,保管時には被水により影響を受けない容器に収納する等を考慮する。

代替中央制御室送風機,可搬型電源ケーブル,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,可搬型照明(SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,火災に対して「33条:重大事故等対処設備」の「4.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。

代替中央制御室送風機,可搬型電源ケーブル,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,可搬型照明 (SA),可搬型酸

素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,対処を行う建屋内又は重大事故等の発生が想定される建屋及び代替する機能を有する安全機能を有する施設のうち屋外の設計基準事故に対処するための設備から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管し,故障時バックアップは外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。

代替中央制御室送風機,制御建屋可搬型発電機,可搬型照明(SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計の待機除外時バックアップは,外部保管エリアに保管する。

代替中央制御室送風機及び可搬型照明(SA)は,安全機能を有する施設に適用する風(台風)等を考慮した建屋内に保管し,安全機能を有する施設に適用する地震を超える地震でも飛散しないよう床又は壁に固縛する。また,基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水を考慮し,可搬型重大事故等対処設備を養生することにより被水防護を講じ,没水しない高さに保管する。化学薬品の漏えいも考慮し化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響を受けるおそれのない場所に保管する。

可搬型ダクト,可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度 計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,安全機能を有する施設に 適用する風(台風)等を考慮した建屋内に保管し,安全機能 を有する施設に適用する地震を超える地震でも飛散しない よう保管容器に収納した上で固縛する。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水を考慮し、保管容器に収納した上で被水防護を講じ、没水しない高さに保管する。化学薬品の漏えいも考慮し化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響をうけるおそれのない場所に保管する。

制御建屋可搬型発電機は、転倒防止対策を講ずるとともに凍結及び高温に対しては安全機能を有する施設に適用する最低気温及び最高気温に適用した仕様とし、安全機能を有する施設に適用する風(台風)及び竜巻に対しては周辺の再処理施設に対して飛来物とならないよう固縛し、落雷に対しては飛雷設備で防護できる範囲に保管する。降水に対しては周辺に排水溝を設置する。積雪及び火山の影響に対しては除雪や除灰を行う手順を整備する。また、鳥類等の侵入を防止又は抑制するため、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造とする。

b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を 確保するための設備

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室,制御室遮蔽及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

中央制御室送風機の操作は,重大事故時において,中央制御室で可能な設計とする。

制御室送風機は、内部発生飛散物による影響に対しては、 高速回転機器の破損を想定し、飛散する回転体の直接的な影響を防護することで悪影響を及ぼさない設計とする。

制御室送風機は、周辺機器の転倒や落下に対しては、影響を受けない離れた場所に設置する。

制御室送風機は、火災に対して「第29条:火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない場合に使用する制御室送風機は、「第31条:地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

制御室送風機は、津波に対しては津波による影響を受けない敷地に設置、保管する。保管場所は、津波に対する防護を考慮し、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの位置に配置する。

制御室送風機は,風(台風)に対しては最大風速41.7m/sを考慮し,頑健な建屋内に設置する。

制御室送風機は,重大事故等対処設備は最大風速100m/s

を考慮し, 頑健な建屋内に設置する。

制御室送風機は,凍結及び高温に対しては最低気温(-15.7℃)及び最高気温(34.7℃)を考慮した設計とする。

制御室送風機は,降水に対しては最大1時間降水量(67.0mm)を考慮した設計とし,排水溝を設けた場所に設置する。

制御室送風機は,積雪に対しては最深積雪量(190 c m) を考慮し,頑健な建屋内に設置する。

制御室送風機は、落雷に対しては直撃雷及び間接雷を考慮し、最大電撃流270 k A に対し、直撃雷に対しては飛雷設備で防護された建屋内又は防護される範囲内に設置、間接雷に対しては雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

制御室送風機は、火山の影響に対しては層厚55 c m を考慮 し、頑健な建屋内に設置する。

制御室送風機は,生物学的事象に対しては鳥類,小動物,水生植物等の付着又は侵入を考慮し,生物の侵入を防止又は抑制する設計とする建屋に設置する。

制御室送風機は,森林火災に対しては輻射強度9,128kW/mを考慮し,防火帯の内側に配置する建屋内に設置する。また,初期消火に関する手順を整備する。

制御室送風機は、風(台風) - 積雪,積雪-竜巻,積雪-火山の影響,積雪-地震,風-火山の影響及び風(台風) -地震を想定し、その荷重を考慮した設計とするとともに、必要に応じて除雪、除灰を行う。

代替制御室送風機,可搬型ダクト,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機,可搬型電源ケーブル,可搬型照明(S

A),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,対処を行う建屋内又は重大事故等の発生が想定される建屋及び代替する機能を有する安全機能を有する施設のうち屋外の設計基準事故に対処するための設備から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管し,故障時バックアップは外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。

代替制御室送風機,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機,可搬型照明(SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計の待機除外時バックアップは,外部保管エリアに保管する。

代替制御室送風機及び可搬型照明(SA)は、安全機能を有する施設に適用する風(台風)等を考慮した建屋内に保管し、安全機能を有する施設に適用する地震を超える地震でも飛散しないよう床又は壁に固縛する。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水を考慮し、可搬型重大事故等対処設備を養生することにより被水防護を講じ、没水しない高さに保管する。化学薬品の漏えいも考慮し化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響を受けるおそれのない場所に保管する。

可搬型ダクト,可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度 計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,安全機能を有する施設に 適用する風(台風)等を考慮した建屋内に保管し,安全機能 を有する施設に適用する地震を超える地震でも飛散しない よう保管容器に収納した上で固縛する。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水を考慮し、保管容器に収納した上で被水防護を講じ、没水しない高さに保管する。化学薬品の漏えいも考慮し化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響をうけるおそれのない場所に保管する。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機は、転倒防止対策を講ずるとともに凍結及び高温に対しては安全機能を有する施設に適用する最低気温及び最高気温に適用した仕様とし、安全機能を有する施設に適用する風(台風)及び竜巻に対しては周辺の再処理施設に対して飛来物とならないよう固縛し、落雷に対しては飛雷設備で防護できる範囲に保管する。降水に対しては周辺に排水溝を設置する。積雪及び火山の影響に対しては除雪や除灰を行う手順を整備する。また、鳥類等の侵入を防止又は抑制するため、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造とする。

【補足説明資料:2-1,2-9,2-12】

(2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,対処を行う建屋内又は重大事故等の発生が想定される建屋及び代替する機能を有する安全機能を有する施設のうち屋外の設計基準事故に対処するための設備から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管し,故障時バックアップは外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラの待機除外時バックアップは,外部保管エリアに保管する。

ガンマ線用サーベイ メータ、アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは、安全機能を有する施設に適用する風(台風)等を考慮した建屋内に保管し、安全機能を有する施設に適用する地震を超える地震でも飛散しないよう保管容器に収納した上で固縛する。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水を考慮し、保管容器に収納した上で被水防護を講じ、没水しない高さに保管する。化学薬品の漏えいも考慮し化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響をうけるおそれのない場所に保管する。

【補足説明資料:2-1,2-9,2-12】

(3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバ並びに情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,対処を行う建屋内又は重大事故等の発生が想定される建屋及び代替する機能を有する安全機能を有する施設のうち屋外の設計基準事故に対処するための設備から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管し,故障時バックアップは外部保管エリアの保管庫,保管用コンテナ及び屋外エリアに保管し、故障時バックアップは外部保管エリアの保管庫、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバ並びに情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置の待機除外時バックアップは,外部保管エリアに保管する。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、安全機能を有する施設に適用する風(台風)等を考慮した建屋内に保管し、安全機能を有する施設に適用する地震を超える地震でも飛散しないよう床又は壁に固縛する。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水を考慮し、可搬型重大事故等対処設備を養生することにより被水防護を講じ、没水しない高さに保管する。化学薬品の漏えいも考慮し化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響を受けるおそれのない場所に保管する。

可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,安全機能を有する施設に適用する風(台風)等を考慮し

た建屋内に保管し、安全機能を有する施設に適用する地震を超える地震でも飛散しないよう保管容器に収納した上で固縛する。また、基準地震動の1.2倍の地震力に対して機能喪失する溢水源からの溢水を考慮し、保管容器に収納した上で被水防護を講じ、没水しない高さに保管する。化学薬品の漏えいも考慮し化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響をうけるおそれのない場所に保管する。

【補足説明資料:2-12】

(4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり、 想定される重大事故等時における環境条件を考慮すべき設備ではない。

【補足説明資料:2-12】

- 2.5 操作性及び試験・検査性
- 2.5.1.操作性の確保

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.

- 4 操作性及び試験・検査性」に示す。
- (1) 居住性を確保するための設備
 - a. 制御建屋中央制御室の居住性を確保するための設備

中央制御室及び中央制御室遮蔽は、制御建屋と一体構造とし、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。

制御建屋中央制御室換気設備空調系の中央制御室送風機は、 想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備と して使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備と して使用し、中央制御室の制御建屋安全系監視制御盤での操 作が可能な設計とする。制御建屋安全系監視制御盤は対処要 員の操作性を考慮した設計とする。

中央制御室送風機は、その作動状態の確認が可能な設計とする。

代替中央制御室送風機及び可搬型ダクトは,安全機能を有する施設である制御建屋中央制御室換気設備給気系,制御建屋中央制御室換気設備空調系及び制御建屋中央制御室換気設備排気系とは分離独立した系統として使用するため,現場での手動による接続作業により速やかに系統構成が可能であり,また人力による移動ができるとともに,必要により設置場所にてアウトリガの張出しによる固定等が可能な設計とする。

代替中央制御室送風機は,その作動状態の確認が可能な設 計とする。

可搬型照明(SA)は、附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり、また人力による移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出しによる固定等が可能な設計とする。

環境測定設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素 濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度 計は,附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり, また人力による持ち運びが可能な設計とする。

【補足説明資料:2-1,2-8,2-12】

b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を 確保するための設備

使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び制御室 遮蔽は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体構造とし,重大 事故等時において,特段の操作を必要とせず直ちに使用でき る設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備空調系の制御室送風機は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤での操作が可能な設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤は対処要員の操作性を考慮した設計とす

る。

代替制御室送風機及び可搬型ダクトは,安全機能を有する施設である使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備給気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備排気系とは分離独立した系統として使用するため,現場での手動による接続作業により速やかに系統構成が可能であり,また人力による移動ができるとともに,必要により設置場所にてアウトリガの張出しによる固定等が可能な設計とする。

可搬型照明(SA)は、附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり、また人力による移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出しによる固定等が可能な設計とする。

環境測定設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素 濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度 計は,附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり, また人力による持ち運びが可能な設計とする。

【補足説明資料:2-1,2-8,2-12】

(2) 中央制御室並びに使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材

制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり,

また人力による持ち運びが可能な設計とする。

【補足説明資料:2-1,2-8,2-12】

(3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり,また人力による持ち運びが可能な設計とする。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり、また人力による移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出しによる固定等が可能な設計とする。

【補足説明資料:2-8,2-12】

(4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり,操 作を考慮すべき設備ではない。

【補足説明資料:2-12】

2. 5. 2. 試験·検査

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.

4 操作性及び試験・検査性」に示す。

(1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は,再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。また,接近性を考慮して必要な空間等を備え,構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

中央制御室送風機及び制御室送風機は,再処理施設の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また,接近性を考慮して必要な空間等を備え,構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機は,再処理施設 の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計 とする。また,接近性を考慮して必要な空間等を備え,構造上 接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機は,保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため,同時に保守点検を行う個数を考慮した待機除外のバックアップを確保する。

非常用照明は,再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認 が可能な設計とする。また,接近性を考慮して必要な空間等を 備え,構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

可搬型照明(SA)は,再処理施設の運転中又は停止中に機

能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。

可搬型照明(SA)は、保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に保守 点検を行う個数を考慮した待機除外のバックアップを確保す る。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素 酸化物濃度計は,再処理施設の運転中又は停止中に機能・性能 及び外観の確認が可能な設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため,同時に保守点検を行う個数を考慮した待機除外のバックアップを確保する。

【補足説明資料:2-1,2-5,2-12】

(2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,再処理施設の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。

制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため,同時に保守点検を行う個数を考慮

した待機除外のバックアップを確保する。

【補足説明資料:2-1,2-5,2-12】

(3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,再処理施設の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。

通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため,同時に保守点検を行う個数を考慮した待機除外のバックアップを確保する。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、再処理施設の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため,同時に保守点検を行う個数を考慮した待機除外のバックアップを確保する。

【補足説明資料:2-5,2-12】

(4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり,再 処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験を考慮すべき設 備ではない。

【補足説明資料:2-12】

2.6 主要設備及び仕様

中央制御室(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第2.6 -1表,第2.6-2表に,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵 施設の制御室(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第2.6 -3表,第2.6-4表に示す。

第2.6-1表 中央制御室(重大事故時)(常設)の設備仕様

- (1) 居住性を確保するための設備
 - a. 中央制御室遮蔽

兼用する設備は以下のとおり。

- •中央制御室(通常運転時等)
- · 中央制御室(重大事故等時)

外部遮蔽厚さ 約1.0m以上材料 コンクリート

b. 中央制御室送風機

台 数 2(うち1台は予備)

容 量 約11万 m ³ / h / 台

第2.6-2表 中央制御室(重大事故時)(可搬型)の設備 仕様

(1)	圧	4 性	よな	確偽	こす	ス	1-	X	\mathcal{O}	設	借
1	1 /	/14	17 17	F '/		\ 9	' ~)	/ (ひノ	V ノ	пх	ᄁᄪ

a. 代替中央制御室送風機及び可搬型ダクト

(a) 代替中央制御室送風機

台 数 5 (うち予備3)

容 量 約2,600 m ³ / h / 台

可搬型ダクト (b)

式 数 3 (うち予備2)

長 さ

300m/式

(c) 制御建屋可搬型発電機

台 数 3 (うち予備2台)

- b. 環境測定設備
- (a) 可搬型酸素濃度計

個 数 3 (うち予備2)

(b) 可搬型二酸化炭素濃度計

個 数 3 (うち予備2)

(c) 可搬型窒素酸化物濃度計

個 数 3 (うち予備2)

c. 可搬型照明(SA)

個 数 228 (うち予備 152)

【補足説明資料:2-1,2-6,2-9】

(2)	中央制	削御室のその	の他設備・資機材	
a .	制御室	放射線計測] 設 備	
(a)	ガンマ	線用サーベ	ミイ メータ	
	個	数	3 (うち予備 2)	
(b)	アルフ	ア・ベータ	親用サーベイ メータ	
	個	数	3 (うち予備 2)	
(c)	可搬型	ダスト サ	ーンプラ	
	個	数	3 (うち予備 2)	
			【補足説明資料:2-1,2-9】	
(3)	通信追	車絡設備及び	び中央制御室の情報把握計装設備	
a .	通信連	E 絡 設 備		
(a)	可搬	型通話装置		
	式	数	1	
(b)	可搬	型衛星電話	i de la companya de	
	式	数	1	
(c)	可搬	型トランシ	ーバ	
	式	数	1	
b .	中央制	川御室の情報	报 把 握 計 装 設 備	
(a)	可搬型	情報収集装	置	
	式	数	1	
(b)	可搬型	情報表示装	置	
	式	数	1	
			【補足説明資料:2-9】	ĺ

第2.6-3表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (重大事故時)(常設)の設備仕様

- (1) 居住性を確保するための設備
 - a. 制御室遮蔽

兼用する設備は以下のとおり。

- 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(通常運転時等)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)

外部遮蔽厚さ 約1.0m以上材料 コンクリート

b. 制御室送風

台 数 2 (うち予備1)

容 量 約6万m³/h/台

第2.6-4表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (重大事故時)(可搬型)の設備仕様

(1)	足	住	性	な	確	保	す	ス	1-	X	\mathcal{O}	設	借
١	- 1		一	17	17	ď.	WE.		9	(\)	/_	ひノ	V)	пX	TI/III

a. 代替制御室送風機及び可搬型ダクト

(a) 代替制御室送風機

台 数 3 (うち予備2)

容 量 約2,600 m ³ / h / 台

可搬型ダクト (b)

式 数 3 (うち予備2)

長さ

300m/式

(c) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の可搬型 発電機

台 数 3 (うち予備2台)

- b. 環境測定設備
- (a) 可搬型酸素濃度計

個 数 3 (うち予備2)

可搬型二酸化炭素濃度計 (b)

個 数 3 (うち予備2)

可搬型窒素酸化物濃度計

個 数 3 (うち予備2)

c. 可搬型照明(SA)

個

数 51 (うち予備 34)

【補足説明資料:2-1,2-6,2-9】

(2)	使用	済	燃料	の受	入れ	施設	`及	び貯	蔵カ	施 設	の制	川御	室	0	そ	Ø)	他	設
	備・	資材	幾材															

- a. 制御室放射線計測設備
- (a) ガンマ線用サーベイ メータ個 数 3 (うち予備2)
- (b) アルファ・ベータ線用サーベイ メータ個 数 3 (うち予備2)
- (c) 可搬型ダスト サンプラ個 数 3 (うち予備2)

【補足説明資料:2-1,2-9】

- (3) 通信連絡設備
- a. 通信連絡設備
- (a) 可搬型衛星電話

式 数 1

(b) 可搬型トランシーバ

式 数 1

【補足説明資料:2-9】

2章 補足説明資料

再処理施設 補足説明資料リスト

第44条:制御室

	再処理施設 補足説明資料	備考
資料No.	名称	順 方
補足説明資料2-1	SA設備基準適合性 一覧	
補足説明資料2−3	配置図	
補足説明資料2-5	主要設備の試験・検査	
補足説明資料2−6	主要設備の設定根拠	
補足説明資料2−7	保管場所図	
補足説明資料2-8	アクセスルート及びハザードマップ	
補足説明資料2−9	中央制御室について(被ばく評価除く)	
補足説明資料2-10	中央制御室について(被ばく評価)	
補足説明資料2-11	再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則第44条への適合方針	
補足説明資料2-12	再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則第33条への適合方針	

(1/1) 84

補足説明資料2-1

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (常設)

					第 44 条 制 御 室
					中央制御室遮蔽
		第 33 条	適合性		常設重大事故等対処設備
					中央制御室遮蔽
					外部遮へい
					厚さ 約 1.0m以上
					材料 コンクリート
		ı	1		-
		第 1 号	個数 ()は ップ	女障 時 バックア	1 式
			容量		_
	第		環 境 条 件	温度, 圧力, 湿度, 放射線	重大事故環境に対応
第 3 3	1項(共通)	第 2 号	性における健全	自然現象等	屋外環境に対応
条				地震随伴の溢 水	屋外のため該当しない
		第 3	操	操作環境	屋外
		号	作 性	操作内容	_
		第 4 号	試験・	検査	外観

					第 44 条 制 御 室
					中央制御室遮蔽
		第 33 条	適合性		常設重大事故等対処設備
					中央制御室遮蔽
					外部遮へい
					厚さ 約 1.0m以上
					材料 コンクリート
					_
		第 5 号		(本来の用途以途で使用する	中央制御室のある制御建屋の建屋外壁であるため、切替操作は実施しない。
	第1項(共通)	第 6 号	悪影響	系統設計	中央制御室のある制御建屋と一体のコン クリート構造物であり倒壊等のおそれは なく,再処理施設の他の設備に対して悪影 響を及ぼさない
				その他 (飛散物)	地震起因重大事故機能維持設計としてお り悪影響を及ぼさない
第 3 条		第 7 号	設置場所の防止)	所(放射線影響	平常運転時と同等
			共通	地震(溢水)	・地震起因重大事故機能維持設計としており,重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない
	第2項(常設)	要因	落 雷	影響を受けない
			故障防止	降下火砕物に よる降灰濃度	影響を受けない
				降下火砕物による降灰濃度	

	·)				44条 制御室					
					中央制御室遮蔽					
		33 条 通	首合性		常設重大事故等対処設備					
					制御建屋中央制御室換気設備					
					中央制御室空調系中央制御室送風機					
					_					
					台 数 2台(うち1台は故障時バックアップ)					
					容 量 約 110,000 m³/h/基					
		第 1	個数		2 台(うち 1 台は故障時バックアップ)					
		号	容量		約 110,000 m³/h/基					
	第1項(共通)		環境条	温度, 圧力, 湿度, 放射線	重大事故環境に対応					
第		第 2 号	件におい	自然現象等	屋内のため該当しない					
3 3 条			ける健全性	地震随伴の溢水	溢水防護対応					
		第 3	操	操作環境	屋内					
		号	作 性	操作内容	安全系監視制御盤での手動操作					
		号 号 4	試験・	検 査	外観,動作確認					

					44条 制御室
					中央制御室遮蔽
		33 条 通	窗合性		常設重大事故等対処設備
					制御建屋中央制御室換気設備
					中央制御室空調系中央制御室送風機
					-
					台 数 2台(うち1台は故障時バ ックアップ)
					容 量 約 110,000 m³/h/基
	第1項(共通)	第 5 号		え性 (本来の 外の用途で使 場合)	従来の用途と同様の系統で運用するため, 切替操作は実施しない。
		第 6	悪影	系統設計	通常時の系統構成により悪影響を及ぼさな い
		号	響	その他(飛散物)	地震起因重大事故機能維持設計としており 悪影響を及ぼさない
第 3 3		第 7 号	設置場響の防	所 (放射線影止)	平常時と同等
条	第2項(常設)		共 通 要 因	地震 (溢水)	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない
			故障	落雷	・溢水の影響を受けない 影響を受けない
			防止	降下火砕物 による降灰 濃度	影響を受けない

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (常設)

				一見衣(11 16 /				
					第 44 条 制 御 室				
					制御室遮蔽				
		第 3	3 条 適 1	今 性	常設重大事故等対処設備				
					制御室遮蔽				
					外部遮へい				
					厚さ 約 1.0m以上				
					材料 コンクリート				
					_				
		第 1 号	個 数 () に プ	は故障時バックアッ	1 式				
			容量		_				
	第 1 項 (環境条件	温度,圧力,湿度,放射線	重大事故環境に対応				
第 3 3		第 2 号	性おけ	自然現象等	屋外環境に対応				
条	共 通)		る 健 全	地震随伴の溢水	屋外のため該当しない				
		第 3	操	操作環境	屋外				
		号	作 性	操作内容	_				
		第 4 号	試験・	検査	外観				

第 44条 制御室 施
第 33 条適合性 常設重大事故等対処設備 制御室遮蔽 外部遮へい 厚さ 約1.0 m以上 材料 コンクリート 一
制御室遮蔽
外部遮へい 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート 一 世用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制 御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の建屋外壁であるため、切替操作は実施しない。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制 御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋といい。 中川済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制 御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋といい。 中川済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制 御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と 一体のコンクリート構造物であり倒壊等のおそれはなく、再処理施設の他の設備に対して悪影響を及ぼさない であり、表統設計 世震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ばさない 東影響を及ぼさない 東影響を及ばさない 東影響を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を
厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート コンクリート 日
対料 コンクリート 一
第 切替性(本来の用途以外の用途で使用する場合) 切替性(本来の用途以外の用途で使用する場合) 場合) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のあるため、切替操作は実施しない。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体のコンクリート構造物であり倒壊等のおそれはなく、再処理施設の他の設備に対して悪影響を及ぼさないをの他(飛散物) 悪影響を及ぼさない 地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない 平常運転時と同等 ・地震起因重大事故機能維持設計としており ・・地震起因重大事故機能維持設計としており で ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 切替性 (本来の用途以外の用途で使用する場合) 御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の建屋外壁であるため、切替操作は実施しない。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体のコンクリート構造物であり倒壊等のおそれはなく、再処理施設の他の設備に対して悪影響を及ぼさない セ震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない 平常運転時と同等 で助止) ・・地震起因重大事故機能維持設計としてお
第 切替性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)
第 1 項 (共通) 第 8 票 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
第 1 項 (共通) 第 (
第 1 項 第 第 第 8 票 系統設計 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のある使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体のコンクリート構造物であり倒壊等のおそれはなく、再処理施設の他の設備に対して悪影響を及ぼさないその他(飛散物)悪影響を及ぼさない物)悪影響を及ぼさない第 7 号 設置場所(放射線影響の防止)・地震起因重大事故機能維持設計としており来が運転時と同等
第 1 項 第 6 書 ※ 響 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
項 (共通) 第 (共通) 系統設計 一体のコンクリート構造物であり倒壊等のおそれはなく、再処理施設の他の設備に対して悪影響を及ぼさない その他 (飛散 地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない 第 7 号 設置場所(放射線影響の防止) 平常運転時と同等 ・地震起因重大事故機能維持設計としてお
 (共通) (共通)
通
(現) して悪影響を及ぼさない その他 (飛散 地震起因重大事故機能維持設計としており 悪影響を及ぼさない 第 7 設置場所(放射線影響 の防止) 平常運転時と同等 ・地震起因重大事故機能維持設計としてお
第3 第7 設置場所(放射線影響の防止) 平常運転時と同等 ・地震起因重大事故機能維持設計としてお
3 3 条 設置場所(放射線影響 ア常運転時と同等 ・地震起因重大事故機能維持設計としてお
3 表 設置場所(放射線影響 平常運転時と同等 号の防止) ・地震起因重大事故機能維持設計としてお
条
・地震起因重大事故機能維持設計としてお
n 重大東地築の起田レかる安全機能レ同
サ 地震(溢水) 時に機能喪失しない
要・溢水の影響を受けない
第2項 故 落雷 影響を受けない
(常設) 障 降下火砕物に
防
降下火砕物に

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (常設)

				一覧表(n 以 /
		第 33 条	適合性		44条 制御室 (1)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 制御室送風機
					- 台数 2台(うち1台は故障時バックアップ) 容量 約60,000㎡/h/基
		第 1	個 数		2 台 (うち1台は故障時バックアップ)
		号	容量		約 60,000 m³/h/基
	第1項(共通)		環 境 条	温度, 圧力, 湿度, 放射線	重大事故環境に対応
		第 2 号	件 に お	自然現象等	屋内のため該当しない
第 3 3 条			ける健全性	地震随伴の溢水	溢水防護しない
		第 3	操 作	操作環境	屋内
		号	性	操作内容	換気空調制御盤での手動操作
		第 4 号	試験·	検 査	外観

(2) 2)	- /																
					44条 制御室 (1)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気												
					設備												
		33 条 通	適 合性		a. 常設重大事故等対処設備												
					(a)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気 設備												
					制御室送風機												
					_												
					台 数 2台(うち1台は故障時バックアップ)												
					容 量 約 60,000 m³/h/基												
	第	第 5 号		え性(本来の 外の用途で使 場合)	従来の用途と同様の系統で運用するため, 切替操作は実施しない。												
	1 項	項	1 項	項	項	項	項	項	項	項	項	項	項	第 6	悪影	系統設計	通常時の系統構成により悪影響を及ぼさな い
	(共通)	号	響	その他(飛散物)	地震起因重大事故機能維持設計としていない												
第 3 3 条	第 3 3		設置場響の防	所 (放射線影止)	平常時と同等												
					・地震起因重大事故機能維持設計としてい												
			共 通	地震(溢水)	ない ・溢水の影響を受けない												
	第 2 (常		要因故障	落 雷	影響を受けない												
			防止	降下火砕物 による降灰 濃度	影響を受けない												

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

		户大 刑 1	1	医八事 以 寺 刈 禿 改 佣 苤 毕 過 百 1										
					第 44 条 制 御 室									
				代替中央制御室送風機及び可搬										
			<i>tuta</i>	型ダクト										
			第 33 多	可搬型重大事故等対処設備										
				代替中央制御室送風機										
				_										
					_									
					台 数 5台(うち3台は									
					故障時バックアップ)									
				-										
			個 数											
		第	^四		台 数 5台(うち3台は									
		1		章時バックアップ	故障時バックアップ)									
		号												
			容量		-									
		第 2	環											
			第	第	第	第	第	第	第			境 条	温度, 圧力, 湿度, 放射線	重大事故環境に対応
										件				
	第 1		性おけ	177-	174-	171-	171-	174-	174-	自然現象等	屋内のため該当しない			
第 3	項	号												
3	(共		る 健	UL TO NO. O. VA. L.	VA 1. 174- 3# 4.1 -4-									
条	通		全	地震随伴の溢水	溢水防護対応									
)													
		第	七 旦.	操作環境	屋内									
		3	操 作											
		号	性											
				操作内容	起動及び停止操作									
		第 4												
		号	試験・	検 査	外観, 員数, 動作確認									

()) c	(つつき)							
			第 44 条 制御室 代替中央制御室送風機及び 可搬型ダクト					
		第	可搬型重大事故等対処設備					
			代替中央制御室送風機					
			台 数 5台(うち3 台は故障時バックアップ) -					
		第 5 号	切替性 使用する	(本来の用途以外の用途で 3場合)	重大事故対処専用であり該 当しない			
第 3 3	第 1 項 (第 6	悪影	系統設計	平常運転時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない			
—————————————————————————————————————	共通)	号	響	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響 を及ぼさない			
		第 7 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等			

(つづ) さ)					
					第 44 条 制御室	
				代替中央制御室送風機及び可搬		
			第 33 条 通	型ダクト		
				可搬型重大事故等対処設備		
				代替中央制御室送風機		
					_	
					台 数 5台(うち3台は	
					故障時バックアップ)	
		左			_	
		第 1	夢乳しの 粒	: 今丰 h4-	± € 6	
		号	常設との接	· 秋 1生	対象外	
		第	異かる複数	の接続口の確保		
		2		面設の外から水等を供給	対象外	
		号	するもの)		V1 3/ 1.	
		 第	, , ,			
		3 号	設置場所((放射線影響の防止)	対象外	
		万				
				常設重大事故等対処設	由 由 他 你 会 义 豆 松 】 田 女 フ 会) z	
		277		備と異なる場所への保	中央制御室送風機と異なる室に保管	
				管		
	第		第	保		同じ機能を有する可搬型重大事
第	3 項	4	管坦	その他	故等対処設備同士は分散して保	
3		号	場 所		管	
条	可 搬					・故障時バックアップも含めそれ
	型			故意による大型航空機	ぞれ建屋の異なる面に分散配置	
)			の衝突に対する考慮	・外部保管エリアにも故障時バッ	
					クアップを保管	
		第 5				
		号		アクセスルート	2ルート確保	
			++-	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管	
			共 通	地辰(価小/	小日町は四層でして 木目	
		第	要 因			
		6 号	故	落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管	
			障			
			防 止	降下火砕物による降灰	净昆由亚水盛日 蚕曲>>/□ 燃	
				濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管	
	<u> </u>		l	l		

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

第 44 条 代替制御室送風機クト 第 33 条適合性 可搬型重大事故等	
第 33 条 適 合 性	及び可搬型ダ
第 33 条 適 合 性	
可拠刑重十重批等	
可顺至里八事以守	対処設備
代替制御室送風機	
_	
台 数 3	台(うち2台
は故障時バックア	ップ)
_	
個数	15 / 5 25 4 1
用 ()は可搬型重大事故等対処設備の故 はお時間が カマ	台 (うち4台
1 障時バックアップ は故障時バックア	ッ ク)
容 量 一	
環境に対象を対象を表する場合に対象を表する場合に対象を表する。	
条 温度,压力,虚反,从 剂 脉 量 八 事 取 来 死 に 剂	心心
第 件 第 2 は に 1 日 2 性 は 自然現象等 屋内のため該当し	
第 1 号 性 お 自然現象等 屋内のため該当し	ない
$\begin{bmatrix} 3 \\ 2 \end{bmatrix} \cap \begin{bmatrix} 5 \\ 5 \end{bmatrix}$	
A	
第 操 操 3 作	
号 性	
操作内容 起動及び停止操作	
第	
4 号 試験・検査 外観,員数,動作	確 認

第 44 条 制御室 代 替 制 御 室 送 風 機 及 び 可 搬 型 ダ			
代替制御室送風機及び可搬型ダ			
代替制御室送風機及び可搬型ダ			
クト			
可搬型重大事故等対処設備			
代替制御室送風機			
_			
_			
台 数 3台(うち2台は			
故障時バックアップ)			
_			
用途 重大事故対処専用であり該当しない			
平常運転時は分離された状態で あり悪影響を及ぼさない			
保管時は固縛により悪影響を及 ぼさない			
止) 平常運転時と同等			

(2)2	· C /				<u></u>				
					第 44 条 制 御 室				
					代替制御室送風機及び可搬型ダ				
				クト					
			///- 0.0	可搬型重大事故等対処設備					
			弗 33	条 適 合 性					
					代替制御室送風機				
					_				
					_				
					台 数 3台(うち2台				
					は故障時バックアップ)				
					_				
		第							
		1 号	常設と	の接続性	対象外				
		号							
		第 2 号	異なる	複数の接続口の確保					
			(再処	理施設の外から水等を供給す	対象外				
			るもの)					
		第							
	第 3		設置場	所(放射線影響の防止)	対象外				
第	項(75							
3 3			可						常設重大事故等対処設備と異
条	搬			なる場所への保管	制御室送風機と異なる室に保管				
	型)				同じ機能を有する可搬型重大事				
				その他	故等対処設備同士は分散して保				
		第 4	保 管	C -> 18	管				
		号	場所		• 故障時バックアップも含めそ				
					れぞれ建屋の異なる面に分散配				
				故意による大型航空機の衝突	置				
				に対する考慮	 ・外部保管エリアにも故障時バ				
					ックアップを保管				
<u> </u>			ı						

(3) 7) 8	,										
					第 44 条 制 御 室						
				代替制御室送風機及び可搬型ダ							
				クト							
		第 3	3条適合	性	可搬型重大事故等対処設備						
					代替制御室送風機						
					_						
					_						
				台 数 3台(うち2台は							
				故障時バックアップ)							
					_						
		第									
		5 号	アクセン	スルート	2ルート確保						
	第	7									
	3	宛 3	3	3	3	3	3				
第	項		共	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管						
3	3 (可搬型)	笠	通 要								
条		第 6	因	落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管						
		号	故 障	裕 亩	足座的及の間勿居犀に休官						
			障 防 止	nh I st. dl)) nh							
				降下火砕物による降	建屋内及び簡易倉庫に保管						
				灰濃度							

					第 44 条 制 御 室									
				代替中央制御室送風機及び可搬										
			然 00 /	型ダクト										
			第 33 多	可搬型重大事故等対処設備										
				可搬型ダクト										
					_									
					_									
					台 数 3式(うち2式は									
					故障時バックアップ)									
				_										
			個 数											
		第		は 可 搬 型 重 大 事 故 等 対 処 設 備	台 数 3式(うち2式は									
		1		章時バックアップ	故障時バックアップ)									
		号												
			容量		_									
			環											
		第										境 冬	温度, 圧力, 湿度, 放射線	重大事故環境に対応
			条 件											
	第	2	性に	自然現象等	屋内のため該当しない									
第 3	1 項	号	L お け	1 M 20 20 4										
3	<u></u>	共				る		NO. 1. 71. 71. 11.						
条	通		健	地震随伴の溢水	溢水防護対応									
)													
		第	操	操作環境	屋内									
		3	探 作											
		号	性											
				操作内容	起動及び停止操作									
		L.	-	<u> </u>										
		第 4												
		号	試験・	検 査	外観,員数,動作確認									

(22)							
	,	第	第 44 条 制御室 代替中央制御室送風機及び 可搬型ダクト 可搬型重大事故等対処設備				
					可搬型ダクト		
			式 数 3式(うち2 式は故障時バックアップ) -				
		第 5 号	切替性使用する	(本来の用途以外の用途で3場合)	重大事故対処専用であり該 当しない		
第 3 3	第 1 項 (第 6	悪影	系統設計	平常運転時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない		
3 条	共 通)	号	響	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響 を及ぼさない		
		第 7 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等		

(22	7 2)						
					44 条 制 御 室		
					代替中央制御室送風機及び可搬		
			第 33 条 遃	型ダクト			
			かい米地	可搬型重大事故等対処設備			
				可搬型ダクト			
				_			
					_		
					式 数 3式(うち2式は		
					故障時バックアップ)		
					_		
		第					
		1 号	常設との接	続性	対象外		
		第	異なる複数	の接続口の確保			
		2 号	(再処理加	施設の外から水等を供給	対象外		
		-	するもの)				
		第 3					
		5 号	設置場所((放射線影響の防止)	対象外		
				M4 3B 7 1 + 11 44 11 1			
				常設重大事故等対処設	中央制御室送風機と異なる室に		
				備と異なる場所への保	保 管		
	<i>5</i> ±-	第 4 号		管	同ド機能ななって可加用を上す		
	第 3		保 管	7- 10 lih	同じ機能を有する可搬型重大事		
第 3	項		場	その他	故等対処設備同士は分散して保管		
3	可可		所		r ・故障時バックアップも含めそれ		
条	搬型)	搬	搬			故意による大型航空機	でれ建屋の異なる面に分散配置
					の衝突に対する考慮	・外部保管エリアにも故障時バッ	
					少国大に刈りる与腮	クアップを保管	
					/ / / C M 目		
		5		アクセスルート	2ルート確保		
		号			2 /- I HE VI		
			共	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管		
			通				
		第 6	要 因				
		号	故	落雷	建屋内及び簡易倉庫に保管		
			障 防				
			止	降下火砕物による降灰	建屋内及び簡易倉庫に保管		
				濃度	(五八人) 国 3 A 平 1 M B		
-	-		•				

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

見び(門政生)															
					44条 制御室 代替制御室送風機及び可搬型ダ										
					八省前御里区風機及び可順至クークト										
			第:	33 条 適 合 性	可搬型重大事故等対処設備										
					可搬型ダクト										
					-										
					_										
					式 数 3式(うち2式										
					は故障時バックアップ)										
			l		_										
			個 数		台 数 3式(うち2式										
		第 1										第 1		可搬型重大事故等対処設備の故	は故障時バックアップ)
		号	障時バ	ックアップ											
			容量		_										
		1 号	環境条件	温度,圧力,湿度,放射線	重大事故環境に対応										
第 3	第 1 項		2	2	2	2	2	2	2	2	件 に お け	自然現象等	屋内のため該当しない		
3 条	(共通)										る 健 全	地震随伴の溢水	溢水防護対応		
			操 作	操作環境	屋内										
			性	操作内容	起動及び停止操作										
		第 4 号	試験・i	· 倹 查	外観, 員数, 動作確認										

()) .	(398)							
				第 44 条 制 御 室				
				代替制御室送風機及び可搬型ダ				
				クト				
		第	33条適台	可搬型重大事故等対処設備				
				可搬型ダクト				
				_				
				-				
				式 数 3式(うち2式は				
				故障時バックアップ)				
				_				
	第1項(共通)	第 5 号		(本来の用途以外の用途 ける場合)	重大事故対処専用であり該当しない			
		第	悪影響	系統設計				
第					平常運転時は分離された状態で			
3 3 条		6			あり悪影響を及ぼさない			
		号		その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及			
					ぼさない			
		第 7 号						
			設置場所(放射線影響の防止)		平常運転時と同等			

第 33 条道合性 第 3 3 表 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で	(55	, ,				Ţ
### 第 33 条適合性						第 44 条 制 御 室
第 33 条適合性					代替制御室送風機及び可搬型ダ	
第 33 条適合性					クト	
明報型ダクト				teta	可搬型重大事故等対処設備	
第 1 号 常設との接続性 対象外 第 1 号 常設との接続性 対象外 第 2 号 公復数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの) 第 3 号 設置場所(放射線影響の防止) 対象外				第 33	条 適 台 性	
(は 故障時バックアップ) - (故障時バックアップ) - (対象外					可搬型ダクト	
() () () () () () () () () (
() () () () () () () () () (_	
(は 故障時バックアップ) - (故障時バックアップ) - (対象外					_	
第 1 号 常設との接続性 対象外 第 2 異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給す 対象外 るもの) 第 3 号 設置場所(放射線影響の防止) 対象外 常設重大事故等対処設備と異なる室に保管 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 同 に機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保管 場所					式 数 3式(うち2式	
第 異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給す 対象外 対象外 3 号 設置場所 (放射線影響の防止) 対象外 対象外 2 を					は故障時バックアップ)	
第 異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給す 対象外 対象外 3 号 設置場所 (放射線影響の防止) 対象外 対象外 2 を						_
第 異なる複数の接続口の確保			第			
第 異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給す 対象外 るもの) 第 3 号 設置場所(放射線影響の防止) 第 3 号 設置場所(放射線影響の防止) 第 3 号 設置場所(放射線影響の防止) 第 本 3 号 関連場所(放射線影響の防止) 第 本 3 号 関連 3 号 表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表別表			1	常設と	の接続性	対象外
第 3 号						
第 3 号 設置場所 (放射線影響の防止) 対象外			2	(再処理施設の外から水等を供給す		対象外
第 3 号 設置場所 (放射線影響の防止) 対象外 対象外 対象外 常設重大事故等対処設備と異なる室に保管 である場所への保管 間に機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保管 場所 による大型航空機の衝突に対する考慮 ・ 故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配置・外部保管エリアにも故障時バ						
第 3 号 設置場所 (放射線影響の防止) 対象外 対象外 対象外 対象外 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 間に機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保管 場所 に対する考慮 ・故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配置・外部保管エリアにも故障時バ						
第 3 項 (可搬型) 常設置場所(放射線影響の防止) 対象外 常設重大事故等対処設備と異なる室に保管 間に機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保管 場所 ・故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配置 に対する考慮 ・外部保管エリアにも故障時バ			3	設置場所 (放射線影響の防止)		
第 3 3 3 3						対象外
3 条 常設重大事故等対処設備と異なる室に保管 おる場所への保管 間に機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保管 場所 で故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配置 い外部保管エリアにも故障時バ						
条 機型)	3		4		常設重大事故等対処設備と異	
(保管 号 場所 その他 お等対処設備同士は分散して保管 場所 を前による大型航空機の衝突に対する考慮 ・外部保管エリアにも故障時バ	条	搬型				制御室送風機と異なる室に保管
第 4 保管						同じ機能を有する可搬型重大事
保管 一					その他	
・故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配 故意による大型航空機の衝突に対する考慮 ・外部保管エリアにも故障時バ						
故意による大型航空機の衝突 置 に対する考慮・外部保管エリアにも故障時バ						・故障時バックアップも含めそ
に対する考慮 ・外部保管エリアにも故障時バ						れぞれ建屋の異なる面に分散配
外部保管エリアにも故障時バ						置
ックアップを保管						・外部保管エリアにも故障時バ
						ックアップを保管

(') ')	: /				
		foto		第44条 制御室 代替制御室送風機及び可搬型ダクト	
		第 3	3 条 適 合	可搬型重大事故等対処設備 可搬型ダクト -	
				- 式 数 3式(うち2式は 故障時バックアップ)	
	第3項(可搬型)	第 5 号	アクセン	スルート	2ルート確保
第 3 3			共通要因故障防止	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管
3 条				落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管
				降下火砕物による降 灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

		广大 門 1		14. 人争以守为处以 11. 左 毕 10. 11. 11.	見及(引放生)		
				第 44 条 制 御 室			
				代替中央制御室送風機及び可搬			
			<i>₩</i> 0.0	型ダクト			
			第 33	可搬型重大事故等対処設備			
					制御建屋可搬型発電機		
					_		
					_		
					台 数 3台(うち2台		
					は故障時バックアップ)		
					容 量 約80kVA/台		
		第 1 号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の 故障時バックアップ		台 数 3台(うち2台 は故障時バックアップ)		
			容量		約 80k V A / 台		
			環境条件	温度,圧力,湿度,放射線	屋外環境に対応		
第 3	第 1 項	第 2 号	2	2	性 お け	自然現象等	屋外環境に対応
3 条	(共通)		る 健 全	地震随伴の溢水	屋外のため該当しない		
		第 3	操 作	操作環境	屋外		
		号	性	操作内容	起動及び停止操作		
		第 4 号	試験・	検 査	外観,員数,動作確認		

				第 44 条 制 御 室				
				代替中央制御室送風機及び可搬				
				型ダクト				
		第 3	3条適合	可搬型重大事故等対処設備				
					制御建屋可搬型発電機			
					_			
				台 数 3台(うち2台は				
					故障時バックアップ)			
					容 量 約80kVA/台			
		第 5 号		: (本来の用途以外の用 :用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない			
第 3 3	第 1 項	第 6	悪影	系統設計	平常運転時は分離された状態で あり悪影響を及ぼさない			
3 条	(共通)	号	郷書	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及 ぼさない			
		第 7 号	設置場	所(放射線影響の防止)	屋外			

(つづ	つさ)				
					第 44 条 制 御 室
				代替中央制御室送風機及び可搬	
			tota a	型ダクト	
			第 33	可搬型重大事故等対処設備	
				制御建屋可搬型発電機	
				_	
					_
					台 数 3台(うち2台
					は故障時バックアップ)
					容 量 約80kVA/台
		第			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		1	党設と	の接続性	対象外
		号	111 112	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7.4 3.71
		第	異かる	複数の接続口の確保	
		2		理施設の外から水等を供給す	対象外
		号	るもの		N 3K / P
		第	200	,	
		第 3	⇒n. ppr. Lpr		41. <i>C</i> 2. <i>H</i> 1
		号	設 直 場	所(放射線影響の防止)	対象外
				尚凯丢上声4. 燃 4. 5 = 5 = 4 + 1 = 5	女房上ヶ上なしよっ歩ニュー
				常設重大事故等対処設備と異	考慮する対象となる常設重大事
				なる場所への保管	故等対処設備はない。
	夲				同じ機能を有する可搬型重大事
	第 3	第		その他	故等対処設備同士は分散して保
第 3	項	4 号	保管		管
3	可	与	場所		・故障時バックアップも含めそ
条	搬			故意による大型航空機の衝突 に対する考慮	れぞれ建屋の異なる面に分散配
	型				置
					・外部保管エリアにも故障時バ
					ックアップを保管
		第 5			
		5 号		アクセスルート	2ルート確保
			共通	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管
		第	通 要		
		6	因	落 雷	建屋近傍及び外部保管エリアに
		号	故 障	та ш	保管
			防		
			止	降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

				見双(引放生)	
					第 44 条 制 御 室
				代替制御室送風機及び可搬型ダ	
				クト	
			第 33	条適合性	可搬型重大事故等対処設備
					使用済燃料の受入れ施設及び貯
					蔵施設の可搬型発電機
					_
					_
					台 数 3台(うち2台は
					故障時バックアップ)
					容 量 約80kVA/台
		第 1 号		よ可搬型重大事故等対処設備 章時バックアップ	台 数 3台(うち2台は 故障時バックアップ)
			容量		約 80k V A / 台
		forte-	環境条件におけ	温度,圧力,湿度,放射線	屋外環境に対応
第 3	第 1 項	第 2 号		自然現象等	屋外環境に対応
3条	(共通)		る 健 全	地震随伴の溢水	屋外のため該当しない
		第 3	操 作	操作環境	屋外
		号	性	操作内容	起動及び停止操作
		第 4 号	試験・	・検査	外観, 員数, 動作確認

	_ ,						
					第 44 条 制 御 室		
				代替制御室送風機及び可搬型ダ			
				クト			
				可搬型重大事故等対処設備			
		第	33 条 適	合性	7版至重八事故寺州之故端		
					使用済燃料の受入れ施設及び貯		
					蔵施設の可搬型発電機		
					_		
					_		
					台 数 3台(うち2台		
					は故障時バックアップ)		
		tet.	Ī		容 量 約 80k V A / 台		
		第 5	切替性	(本来の用途以外の用途	 重大事故対処専用であり該当し		
		号	で使用する場合)		ない		
			(区川)		75 V .		
	第				平常運転時は分離された状態で		
第	1	第	─	系統設計			
3	項	6	悪影		あり悪影響を及ぼさない		
3 条	3	号	響		保管時は固縛により悪影響を及		
采	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			その他(飛散物)			
					ぼさない		
		第					
		7 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	屋外		

(つぐ) さ)				
					第 44 条 制 御 室
				代替制御室送風機及び可搬型ダ	
				クト	
			第 33	可搬型重大事故等対処設備	
				使用済燃料の受入れ施設及び貯	
				蔵施設の可搬型発電機	
					_
					_
					台 数 3台(うち2台は
					故障時バックアップ)
					容 量 約 80k V A /台
		第			
		1 号	常設と	の接続性	対象外
		万	111 112 - 12 112 11		
		第	異なる	複数の接続口の確保	
		2 号	(再処	理施設の外から水等を供給	対 象 外
		F	するも	の)	
		第			
		3 号	設置場	所(放射線影響の防止)	対象外
		,			
				常設重大事故等対処設備と	考慮する対象となる常設重大事
	第	,		異なる場所への保管	故等対処設備はない。
第	3				同じ機能を有する可搬型重大事
3	項(第	保 管	その他	故等対処設備同士は分散して保
3 条	可 46m	4 号	場所		管
	搬型				・故障時バックアップも含めそれ
	$\overline{}$			故意による大型航空機の衝	ぞれ建屋の異なる面に分散配置
				突に対する考慮	・外部保管エリアにも故障時バッ
		第			クアップを保管
		5		アクセスルート	2ルート確保
		号		/ / E / W - F	
			共通	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管
		第	要	# Z	建屋近傍及び外部保管エリアに
		6 号	因 故	落雷	保管
		ヺ	障		
			防止	降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない。

補 2-1-28

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

			11 1 1 T	主八子队引八尺队加出十起日压	是 公 () //(工 /		
				第 44 条 制 御 室			
				環境測定設備			
			第	可搬型重大事故等対処設備			
				可搬型酸素濃度計			
					_		
					_		
					台 数 3台(うち2台		
					は故障時バックアップ)		
					_		
			個 数				
		第		ま可搬型重大事故等対処設備の故	3台(うち2台は故障時バック		
		1		バックアップ	アップ)		
		号	14				
			容量		_		
			環				
			境 条		重大事故環境に対応		
		第 2 号	件				
	第		性 だ お	自然現象等	屋内のため該当しない		
第 3	1 項		け				
3	(共		る 健		VV 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
条	通		全	20 12 No 11 12 ILL /11	溢水防護対応		
		第	操	操作環境	屋内		
		3	作				
		号	性	H 16 + 12	打孔 7 2 1 4 14 14		
				操作内容	起動及び停止操作		
				I			
		第 4	44 4£	. 龄 本	从细 吕粉 番ルた☆☆		
		号				・検査	外観,員数,動作確認

())	(556)								
				第 44 条 制 御 室					
				環境測定設備					
		笞	33 条 適 行	可搬型重大事故等対処設備					
		免	33 米 週 1	1 T±					
					可搬型酸素濃度計				
					_				
					_				
					台 数 3台(うち2台は				
					故障時バックアップ)				
					_				
		第							
		5 号		(本来の用途以外の用途	重大事故対処専用であり該当し				
		J	で使用する場合)		ない				
	第	第	悪		立帯軍には八郎なりを心能で				
第	1 項			系統設計	平常運転時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない				
3		6	影		めり心を育せ及はこない				
3 条	共	号	響	7 0 14 (7 44 44)	保管時は固縛により悪影響を及				
	通			その他(飛散物)	ぼさない				
		第 7		<u> </u>					
		号		所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等				

(つづき	- /				
			第 33 須	第 44 条 制御室環境測定設備可搬型重大事故等対処設備可搬型酸素濃度計	
				- 台 数 3台(うち2台 は故障時バックアップ)	
		第 1 号	常設と	の接続性	対象外
		第 2 号		5 複数の接続口の確保 型理施設の外から水等を供給 oの)	対象外
		第 3 号	設置場	易所 (放射線影響の防止)	対象外
				常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事 故等対処設備はない
第	第 3 項	第 4	保 管	その他	同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保管
3 3 条	(可搬型)	号	場所	故意による大型航空機の衝 突に対する考慮	・故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配置・外部保管エリアにも故障時バックアップを保管
		第 5 号		アクセスルート	2 ルート確保
		第 6 号	共通	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管
			要因故障	落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管
			防 止	降下火砕物による降灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

			見	
				第 44 条 制 御 室
				環境測定設備
			第 33 条 適 合 性	可搬型重大事故等対処設備
				可搬型酸素濃度計
				_
				_
				台 数 3台(うち2台は
				故障時バックアップ)
				_
		第 1 号	個数 () は可搬型重大事故等対処設備の 故障時バックアップ	3 台(うち 2 台は故障時バックアップ)
			容量	_
		第2号	環 境 温度,圧力,湿度,放射線 条 件	重大事故環境に対応
第	第 1 項		性お自然現象等 け	屋内のため該当しない
3 3 条	(共通)		る 健 地震随伴の溢水 全	溢水防護対応
		第 3	操作環境	屋内
		号	性操作内容	起動及び停止操作
		第 4 号	試験・検査	外観, 員数, 動作確認

()) e							
			第 44 条 制御室				
			環境測定設備				
		第:	性 可搬型重大事故等対処設備				
					可搬型酸素濃度計		
					-		
					_		
					台 数 3台(うち2台		
					は故障時バックアップ)		
		第 5	切替性	(本来の用途以外の用途	重大事故対処専用であり該当し		
		号	で使用する場合)		ない		
	第 1				平常運転時は分離された状態で		
第 3	項	第 6	悪	系統設計	あり悪影響を及ぼさない		
3 3 条	共	号	影 響		保管時は固縛により悪影響を及		
余	通			その他(飛散物)	休官时は回縛により悪影響を及 ぼさない		
		第			1606		
		7	数署坦司	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等		
		号	以旦场片	川(以初附於音り別止)	一十 市 伊 牧 时 C 四 寺		

(20)	d)				
					第 44 条 制 御 室
				環境測定設備	
		Š	第 33 条	可搬型重大事故等対処設備	
				可搬型酸素濃度計	
				_	
					_
					台 数 3台(うち2台は
					故障時バックアップ)
					_
		第 1 号	常設と	の接続性	対象外
		第	思 かる	複数の接続口の確保	
		2		接数の接続口の確保 : 理施設の外から水等を供	対象外
		号	給する		N1 35 71"
		第 3 号			
			設置場	所 (放射線影響の防止)	対象外
				₩ 30, 45, 1, ± 11, 65, 11, 10, 30, 79	+ + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +
				常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事 故等対処設備はない
	第			と 共 な る 場 別 へ の 休 官	
第	3 項	第 4		その他	同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保
3	· (c)		保管	7 V) 11E	成等対処設備同工は分散して保管
3 条	可 搬	号	場所		F ・故障時バックアップも含めそれ
	型)			故意による大型航空機の	ぞれ建屋の異なる面に分散配置
				衝突に対する考慮	・外部保管エリアにも故障時バッ
					クアップを保管
		第 5 		アクセスルート	2ルート確保
		号			
			共通	地震 (溢水)	保管時は固縛をして保管
		第 6 号	要 止 因	落雷	建屋内及び簡易倉庫に保管
			故 障 防	降下火砕物による降灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管
L	I	L	L		

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

		世 光 刑 1	마프 트	且人 爭 故 寺 对 処 設 佣 基 準 週 合 性	一見衣(可搬型)			
					第 44 条 制御室			
				環境測定設備				
			第 33	可搬型重大事故等対処設備				
					可搬型二酸化炭素濃度計			
					_			
					_			
					台 数 3台(うち2台			
					は故障時バックアップ)			
					_			
			個 数		 3 台 (うち 2 台は故障時バック			
		第	() は	可搬型重大事故等対処設備の	3日() 52日は収障時パック アップ)			
		1 号	故障時	ド バックアップ	, , , ,			
			容量		_			
		第 2	環 境	温度,圧力,湿度,放射線	重大事故環境に対応			
	6464		条件に					
Enten	第 1			JH 12	L 11\ 70 12 15			
第 3	項	号	世 お け	自然現象等	屋内のため該当しない			
3	共					る		
条	通)		健全	地震随伴の溢水	溢水防護対応			
		第	操	操作環境	屋内			
		3 号	作					
		万	性	操作内容	起動及び停止操作			
		第						
		4 号	試験・	検 査	外観,員数,動作確認			

(')')	- /				-	
				第 44 条 制 御 室		
				環境測定設備		
		第	33 条 適 6	今性	可搬型重大事故等対処設備	
					可搬型二酸化炭素濃度計	
					_	
					_	
					台 数 3台(うち2台は	
					故障時バックアップ)	
					_	
		第 5 号		(本来の用途以外の用途 する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	
第 3	第 1 項	1	1 項 第	悪	系統設計	平常運転時は分離された状態で あり悪影響を及ぼさない
3 条	(共通)	+ 号	影響	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	
		第 7 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	

(つづ	2)				_	
					第 44 条 制 御 室 環 境 測 定 設 備	
			笠 りり タ			
			第 33 条	可搬型重大事故等対処設備		
				可搬型二酸化炭素濃度計		
					_	
					台 数 3台(うち2台	
					は故障時バックアップ)	
					_	
		第				
		1 号	常設と	の接続性	対象外	
		7				
		第	異なる	る複数の接続口の確保		
		2 号		型理施設の外から水等を供給	対象外	
		万	するも	o の)		
		第				
		3 号	設置場	易所(放射線影響の防止)	対象外	
					常設重大事故等対処設備と	考慮する対象となる常設重大事
	第			異なる場所への保管	故等対処設備はない	
第	3 項	第 4		その他	同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備同士は分散して保	
3			保管		で	
3 条	可 搬	号	場所		故障時バックアップも含めそ	
	型)				れぞれ建屋の異なる面に分散配	
				故意による大型航空機の衝	置	
				突に対する考慮	・外部保管エリアにも故障時バ	
		<i>5</i> 5€			ックアップを保管	
		第 5 号	アカム	2 スルート	2 ルート確保	
				- /// I'	2 / ド 「	
			共	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管	
		keekee	通要		THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP	
		第 6	要因	落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管	
		号	故 障			
			防 止	降下火砕物による降灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管	

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

				一見衣(可搬型)			
					第 44 条 制 御 室		
				環境測定設備			
			第 33 多	可搬型重大事故等対処設備			
					可搬型二酸化炭素濃度計		
					_		
					_		
					台 数 3台(うち2台は		
					故障時バックアップ)		
					_		
				て可搬型重大事故等対処設備 話時バックアップ	3台(うち2台は故障時バックアップ)		
		号	V 以 内				
			容量		_		
			環境条件におけ	温度, 圧力, 湿度, 放射線	重大事故環境に対応		
第 3	第 1 項	第 2 号		自然現象等	屋内のため該当しない		
3 3 条	(共通)				る 健 全	地震随伴の溢水	溢水防護対応
		第 3	操作	操作環境	屋内		
		号	性	操作内容	起動及び停止操作		
			試験・	検査	外観, 員数, 動作確認		

(つつき	<u> </u>						
					第 44 条 制 御 室		
				環境測定設備			
		第	33 条 適	可搬型重大事故等対処設備			
					可搬型二酸化炭素濃度計		
					_		
					_		
					台 数 3台(うち2台		
					は故障時バックアップ)		
			_		_		
		第 5 号		(本来の用途以外の用途 する場合)	重大事故対処専用であり該当しない		
第 3	第 1 項	第	悪	系統設計	平常運転時は分離された状態で あり悪影響を及ぼさない		
3 条	(共通)	6 号	影響	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及 ぼさない		
		第 7 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等		

(つづき	<u> </u>				
					第 44 条 制 御 室
				環境測定設備	
			第 33 条	可搬型重大事故等対処設備	
				可搬型二酸化炭素濃度計	
					_
					_
					台 数 3台(うち2台
					は故障時バックアップ)
					_
		第			
		1 号	常設と	の接続性	対象外
		第	異なる	複数の接続口の確保	
		2 号	(再処	理施設の外から水等を供給	対象外
		.5	するも	O)	
		第			
		3 号	設置場	所(放射線影響の防止)	対象外
				Mr. 50, -7, 1 -t- 1/ hde 1/ /p 50, 146	
				常設重大事故等対処設備	考慮する対象となる常設重大事
	kaka			と異なる場所への保管	故等対処設備はない
	第 3			7 0 14	同じ機能を有する可搬型重大事
第 3	項	第 4	保管	その他	故等対処設備同士は分散して保管
3	可	号	場		・故障時バックアップも含めそ
条	搬 型		所		れぞれ建屋の異なる面に分散配
	+)			故意による大型航空機の 衝突に対する考慮	置
					・外部保管エリアにも故障時バ
					ックアップを保管
		第 5			
		号	アクセ	スルート	2ルート確保
			共通	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管
		第	通 要		
			因 故	落雷	建屋内及び簡易倉庫に保管
		号	障		
			防 止	降下火砕物による降灰濃	建屋内及び簡易倉庫に保管
				度	

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

		十 人 同 1		八字以子凡及以冊至平過日日	見 久 (
					第 44 条 制 御 室
				環境測定設備	
			第 33	可搬型重大事故等対処設備	
			A 00:	术旭 1 任	可搬型窒素酸化物濃度計
					-
					_
					台 数 3台(うち2台
					は故障時バックアップ)
					_
	第 1 号			可搬型重大事故等対処設備のバックアップ	3 台 (うち 2 台は故障時バック アップ)
			容量		-
			環境条件	温度,圧力,湿度,放射線	重大事故環境に対応
第 3	第 1 項	第 2 号	性おけ	自然現象等	屋内のため該当しない
3 条	(共通)		る 健 全	地震随伴の溢水	溢水防護対応
		第 3	操作	操作環境	屋内
		号	性	操作内容	起動及び停止操作
		第 4 号	試験・	検査	外観, 員数, 動作確認

(3) 3) 8	: /				
					第 44 条 制 御 室
			環境測定設備		
			可搬型重大事故等対処設備		
		第	933条適	合性	可搬型窒素酸化物濃度計
			_		
					_
			台 数 3台(うち2		
				台は故障時バックアップ)	
	T	_	_		_
		第	扣扶州	(本来の用途以外の用途で	重大事故対処専用であり該
		5 号	使用する場合)		当しない
			,,,,,		
	第 1				平常運転時は分離された状
第 3	項	第 6	悪	系統設計	態であり悪影響を及ぼさな
3 条	#:	号	影 響		<i>\</i> \
条	条		習	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響
					を及ぼさない
			設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等

(つづき	()					
			第 44 条 制御室環境測定設備可搬型重大事故等対処設備可搬型窒素酸化物濃度計			
					- 台 数 3台(うち 2台は故障時バックアッ プ)	
		第 1 号	常設と	の接続性	対象外	
		第 2 号		複数の接続口の確保 理施設の外から水等を供給する	対象外	
		第 3 号	設置場	所(放射線影響の防止)	対象外	
	第			常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重 大事故等対処設備はない	
第 3 3	3 項 (可	第 4 号			その他	同じ機能を有する可搬型重 大事故等対処設備同士は分 散して保管
条 	搬型)	9		故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配置・外部保管エリアにも故障時バックアップを保管	
		第 5 号	アクセ	スルート	2ルート確保	
		第 6 号	共通要因故	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管	
				落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管	
			障 防 止	降下火砕物による降灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管	

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

				見 衣 (引 版 主)					
				第 44 条 制 御 室 環境 測 定 設 備					
			第 33	可搬型重大事故等対処設備					
					可搬型窒素酸化物濃度計				
					_				
					_				
					台 数 3台(うち2				
					台は故障時バックアップ)				
					_				
			個 数		3台(うち2台は故障時バッ				
		第			() は可	搬型重大事故等対処設備の故障	うらくアラン 日は 収降 時 バッ クアップ)		
		1 号	時バック	アップ	, , , , ,				
			容量		_				
			環境条件	温度,圧力,湿度,放射線	重大事故環境に対応				
第 3	第 1 項 (2	2	2	2	性おけ	自然現象等	屋内のため該当しない
3 条	(共 通)							る 健 全	地震随伴の溢水
		第 3	操 作	操作環境	屋内				
		号	性	操作内容	起動及び停止操作				
		第 4 号	試験・検	查	外観,員数,動作確認				

(7)7)8	:)				
		<u> </u>	第 44 条 制御室環境測定設備可搬型重大事故等対処設備可搬型窒素酸化物濃度計		
			- 台 数 3台(うち 2台は故障時バックアッ プ)		
		第 5 号	切替性・用する場	(本来の用途以外の用途で使 場合)	重大事故対処専用であり該 当しない
第 3 3 条	第 1 項 (4	第 6 号	悪影	系統設計	平常運転時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
条	3 共通)	,,	響	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響 を及ぼさない
		第 7 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等

(つづき	•)				
					第 44 条 制 御 室
			環境測定設備		
			可搬型重大事故等対処設備		
				可搬型窒素酸化物濃度計	
				-	
					_
					台 数 3台(うち2
					台は故障時バックアップ)
		L.	ı		-
		第 1			
		号	常設と	の接続性	対象外
		第	田ムッ	指数の位は日の700 /U	
		2		複数の接続口の確保理施設の外から水等を供給す	対象外
		号	るもの		
		第		,	
		3 号	設置場	所 (放射線影響の防止)	対象外
		.,		-	
				常設重大事故等対処設備と	考慮する対象となる常設重
	***			異なる場所への保管	大事故等対処設備はない
	第 3			その他	同じ機能を有する可搬型重
第 3	項	第 4 号	1 - A-A-A		大事故等対処設備同士は分
3	可可		保管		散して保管
条	搬刑	j	場所		・故障時バックアップも含め
	型)			故意による大型航空機の衝	それぞれ建屋の異なる面に 分散配置
				突に対する考慮	・外部保管エリアにも故障時
					バックアップを保管
		第 5			
			アクセ	スルート	2ルート確保
		号		-	
			共通	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管
		第	要		
		6 号	因 故	落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管
		-	障 防	版 T .1. Th. No.) - L - J . Ph. F . Ma . F	本日も17 が然日 4 また 17 が
			止	降下火砕物による降灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管
			<u>I</u>		

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

		十人「	見双(引放生)		
			第 3	第 44 条 制御室 可搬型照明設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型照明 (SA) -	
				台 数 228 台(うち 152 台は故障時バックアッ プ)	
		第 1 号	バックア	般型重大事故等対処設備の故障時ップ	228 台 (うち 152 台は故障時バックアップ)
			容量		_
			環境条件におけ	温度,圧力,湿度,放射線	重大事故環境に対応
第 3	第 1 項	第 2 号 第 3		自然現象等	屋内のため該当しない
3 条	(共 通)		る 健 全	地震随伴の溢水	溢水防護対応
			操 作	操作環境	屋内
		号	性	操作内容	起動及び停止操作
		第 4 号	試験・検	查	外観,員数,動作確認
					1

(3) 3) 8	:)							
			第 44 条 制 御 室					
			可搬型照明設備					
		第	33条適	合性	可搬型重大事故等対処設備			
					可搬型照明 (SA)			
					_			
					_			
					台 数 228台(うち152			
					台は故障時バックアップ)			
					_			
		第 5	切替性	(本来の用途以外の用途で	重大事故対処専用であり該			
		号	使用する	る場合)	当しない			
					平常運転時は分離された状			
	第 1	第		系統設計	態であり悪影響を及ぼさな			
第 3	項	6	悪影		V)			
3 3 条	(共 通	号	響		保管時は固縛により悪影響			
条	通			その他(飛散物)	を及ぼさない			
		第 7						
			設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等			
		号						

(つづき	<u>*</u>)				
			第 44 条 制御室 可搬型照明設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型照明(SA)		
					一 台数 228台(うち 152台は故障時バックアップ)
		第 1 号	常設との	り接続性	対象外
		第 2 号		复数の接続口の確保理施設の外から水等を供給す	対象外
		第 3 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	対象外
			保管易	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重 大事故等対処設備はない
第	第 3 項	第 4		その他	同じ機能を有する可搬型重 大事故等対処設備同士は分 散して保管
3 3 条	(可搬型)	号		故意による大型航空機の衝 突に対する考慮	・故障時バックアップも含めそれぞれ建屋の異なる面に分散配置
		 第		大に対する石脈	外部保管エリアにも故障時バックアップを保管
		5 号	アクセン	スルート	2ルート確保
		笋	第 要 6 因 7 下 8 下 9 下	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管
		6		落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管
			防 止	降下火砕物による降灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

			第 33	第 44 条 制御室 可搬型照明設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型照明 (SA)						
			一 台数 51台(うち34台は故障時バックアップ) -							
		第 1 号		可搬型重大事故等対処設備の故ックアップ	51 台 (うち 34 台は故障時バックアップ)					
	hthr	第	環境条件	温度,圧力,湿度,放射線	重大事故環境に対応					
第 3 3 条	第1項(共通	2 号	性における健々	自然現象等地震随伴の溢水	屋内のため該当しない 溢水防護対応					
	(1)	第 3 号	全 操 作	操作環境	屋内					
		第 4	性	操作内容	起動及び停止操作					
		号	試験・	検査	外観,員数,動作確認					

()) (- /				
			第 44 条 制御室 可搬型照明設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型照明 (SA)		
			一 台数 51台(うち34台は故障時バックアップ) 一		
		第 5 号	切替性用する場	(本来の用途以外の用途で使 場合)	重大事故対処専用であり該 当しない
第 3	第 1 項	第 6	悪影響	系統設計	平常運転時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
3 条	(共 通)	号		その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響 を及ぼさない
		第 7 号	設置場所	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等

() -	うき)				,		
			第	第 44 条 制御室 可搬型照明設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型照明 (SA)			
				_ _			
				台 数 51 台 (うち 34 台は故障時バックアップ) -			
		第 1 号	常設と	の接続性	対象外		
		第 2 号		複数の接続口の確保理施設の外から水等を供給する	対象外		
		第 3 号	設置場	所(放射線影響の防止)	対象外		
			保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重 大事故等対処設備はない		
第	第 3 項	第 4 号				その他	同じ機能を有する可搬型重 大事故等対処設備同士は分 散して保管
3 3 条	(可搬型)					場所	場所
		第 5 号	アクセ	スルート	2ルート確保		
			共通要	地震(溢水)	保管時は固縛をして保管		
		第 6 号	要因故障	因 故	落 雷	建屋内及び簡易倉庫に保管	
			防 止	降下火砕物による降灰濃度	建屋内及び簡易倉庫に保管		

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

	L	P 哭 制	御至 」	重大事故等対処設備基準適合性 一	覧 表	(可搬型)
			第	33条適合性	中備可備ガタ種充台(数 3台 ち 2 台 は 故 障 時 バ ッ
					クア	ッフ)
			バック	可搬型重大事故等対処設備の故障時 アップ 除外時バックアップの個数は除く。		- 数 3台 ち2台は故障時バッ ップ)
				温度,圧力,湿度,放射線	平常	軍転時と同等
		1 第 2 号 共通	環境条件における健全性	自然現象等	屋内の	のため該当しない
第 3 3 条	3			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい ※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、 化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき 必要な措置を講じる。	溢水(の影響を受けない
		第 3	操 作	操作環境	屋内	
		号	性	操作内容	起動	及び停止操作
			試験·	検 査	・状態	管 数 量 態 確 認 査 及 び 校 正

_					-	
			第 44 条 制 御 室			
			中央制御室放射線計測設備			
			第 33 条	適合性	可搬型重大事故等対処設備	
					ガンマ線用サーベイ メータ	
					_	
					種 類 乾電池又は充	
					電池式	
					台数3台	
					(うち2台は故障時バック	
					アップ)	
					_	
		第 5	切替性	:(本来の用途以外の用途で使	重大事故対処専用であり該	
		号	用する	場合)	当しない	
	第				平常運転時は分離された状	
第	1	第	悪	系統設計	態であり悪影響を及ぼさな	
3	項	6 号	影響		V	
3 条	3	j	響	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響	
	通)				を及ぼさない	
		第				
		7 号	設置場	所 (放射線影響の防止)	平常運転時と同等	
		·				

(つづ	さ)															
			 第 44 条 制御室 中央制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 ガンマ線用サーベイメータ 一 種類 乾電池又は充 													
		第			電池式 台 数 3 台 (うち 2 台は故障時バック アップ)											
		· 1 号 — 第		との接続性	対象外											
		2 号		る複数の接続口の確保 処理施設の外から水等を供給する)	対象外											
		第 3 号	設置	場所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等											
	笋	笞	Δ Υ	<i>\$</i>	笞	笙	第	笹	笞	笠	笞	笋	第 4 号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 故意による大型航空機の衝突に	考慮する対象となる常設重 大事故等対処設備はない 外部保管エリアに1セット
	3		191	対する考慮	を保管											
第 3 3 条	項(可搬到	(可 搬	(可 搬	(可 搬	(可 搬	第 5 号	アク	セスルート	2ルート確保							
	型)	第 6 号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管											
				落 雷	建物内及び簡易倉庫に保管											
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない											

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

				一見衣(可飯空)	-
			第 44 条 制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 ガンマ線用サーベイ メータ		
			種類乾電池又は充電池式台数3台(うち2台は故障時バックアップ)-		
		第 1 号	故障時	、可搬型重大事故等対処設備の ・バックアップ ・徐外時バックアップの個数は	2 セット+1台(1セット+ 1台)
				温度,圧力,湿度,放射線	平常運転時と同等
第 1 項 (共通)		第2号	環境条件における健全性	自然現象等 地震随伴の溢水、化学薬品漏 えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第 29 条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	屋内のため該当しない 溢水の影響を受けない
			操作性	操作環境操作內容	屋内起動及び停止操作
		第 4 号	試験・	<u> </u>	・保管数量・状態確認・検査及び校正

(つづ	さ丿				
			第44条 制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 ガンマ線用サーベイ メータ		
			種類 乾電池又は充電池式 台数 3台		
					(うち2台は故障時バック アップ)-
		第 5 号	切替性する場	(本来の用途以外の用途で使用 合)	重大事故対処専用であり該 当しない
第 3			悪影響	系統設計	平常運転時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
				その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響 を及ぼさない
		第 7 号	設置場	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等

(つづ	き)				
			第 33 €	条適合性	第 44 条 制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 ガンマ線用サーベイ メータ 種 類 乾電池又は充電池式 台 数 3 台 (うち2台は故障時バックアップ)
		第 1 号 第		の接続性 複数の接続口の確保	対象外
		2 号 第 3 号	るもの	理施設の外から水等を供給す) 所(放射線影響の防止)	対象外 平常運転時と同等
	第	第 4 号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管故意による大型航空機の衝突に対する考慮	考慮する対象となる常設重 大事故等対処設備はない 外部保管エリアに1セット を保管
第 3 3	3 項 (可	第 5 号	アクセ	スルート	2ルート確保
条	搬型)	第 6 号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学 薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対し ては、化学薬品の漏えい源の 耐震性により排除すること としている。 ※2:火災に対しては、第 29 条「火災等による損傷の防 止」に基づき必要な措置を講 じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管
				落雷降下火砕物による降灰濃度	建物内及び簡易倉庫に保管影響を受けない

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

	- 1	サ 刑 1	叶 土	电大争故等对处設偏基华週合性 一	- 筧 衣 (リ 搬 型 <i>)</i>
			第	第44条制御室中央制御室放射線計測設備可搬型重大事故等対処設備アルファ・ベータ線用サーベイメータ一種類乾電池又は充電池式台数3台(うち2台は故障時バック	
					アップ)
		第 1 号	時バッ	可搬型重大事故等対処設備の故障 クアップ &除外時バックアップの個数は除	2 セット+1台(1セット+1台)
			容量		_
			環	温度,圧力,湿度,放射線	平常運転時と同等
	項 (共通) (共通) (境	自然現象等
3 3		第 2 号	条件における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい ※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、 化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火 災等による損傷の防止」に基づき 必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない
		第	操	操作環境	屋内
		3 号	作 性	操作内容	起動及び停止操作
		第 4 号	試験・	検査	保管数量状態確認検査及び校正

(•) •)	c /										
			第 44 条 制 御 室								
			中央制御室放射線計測設備								
			第 33	条適合性	可搬型重大事故等対処設備						
					アルファ・ベータ線用サーベ						
					イ メータ						
					_						
			種 類 乾電池又は充								
			電池式								
					台 数 3 台						
			(うち2台は故障時バック								
			アップ)								
					_						
		第 5	切替性	: (本来の用途以外の用途で使	重大事故対処専用であり該						
		号	用する	場合)	当しない						
		hohe									平常運転時は分離された状
	第 1			系統設計	態であり悪影響を及ぼさな						
第	第 項 (#	第 6	悪影		V						
3		号	響響		保険は田浦により亜影郷						
条	通			その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響						
					を及ぼさない						
			設置場	所 (放射線影響の防止)	平常運転時と同等						

(つづ	き)				
					第 44 条 制 御 室
					中央制御室放射線計測設備
			<i>h</i> /r 0.0	<i>№</i> ₩ ∧ Ш.	可搬型重大事故等対処設備
			弗 33	条適合性	アルファ・ベータ線用サー
					ベイ メータ
					_
					種 類 乾電池又は充
					電池式
					台 数 3台
					(うち2台は故障時バック
					アップ)
					_
		第			
		1 号	常設と	の接続性	対象外
		•			
		第 2	異なる	複数の接続口の確保	
		号		理施設の外から水等を供給する	対象外
			もの)		
		第 3			
		号	設置場	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等
		第		常設重大事故等対処設備と異	考慮する対象となる常設重
		4	保管	なる場所への保管	大事故等対処設備はない
	第	号	場所	故意による大型航空機の衝突	外部保管エリアに1セット
第	3 項	h-h-		に対する考慮	を保管
3	$\overline{}$	第 5			
3 条	可 搬	号	アクセ	スルート	2ルート確保
	型			地震(地震随伴の溢水、化学薬	
				品漏えい※1及び火災※2)	
			11-	は、化学薬品の漏えい源の耐震	
			共通	性により排除することとして	保管時は固縛、溢水に対す
		第	要	性により排除することととして	る防護をして保管
		6	因故	^ ^ ° ° ※ 2:火災に対しては,第 29 条	
		号	障	次 2 .	
			防止	基づき必要な措置を講じる。	
			-11-		
				落 雷	建物内及び簡易倉庫に保管
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない
		l	<u> </u>		

				是	,
			第 33	第 44 条 制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 アルファ・ベータ線用サーベイ メータ	
				種類 乾電池又は充電池式 台数 3 台 (うち 2 台は故障時バック アップ)	
			障時バ	可搬型重大事故等対処設備の故 ックアップ 除外時バックアップの個数は除	2 セット+1台(1セット+ 1台)
第 3 3 条	3 3 3	第 2 号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線 自然現象等 地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	平常運転時と同等 屋内のため該当しない 溢水の影響を受けない
		第 3 号	操作性	操作環境操作內容	屋内起動及び停止操作
		第 4 号	試験・	検査	・保管数量 ・状態確認 ・検査及び校正

(3)3)	C /							
			第 44 条 制 御 室					
			使用済燃料受入れ・貯蔵建					
			笠 99	条適合性	屋制御室放射線計測設備			
			邪 33	米 旭 口 注	可搬型重大事故等対処設備			
					アルファ・ベータ線用サー			
					ベイ メータ			
					_			
					種類乾電池又は充			
					電池式			
			台 数 3 台					
				(うち2台は故障時バック				
					アップ)			
			•		_			
		第 5	切替性	(本来の用途以外の用途で使用	重大事故対処専用であり該			
		号		号	する場	合)	当しない	
					平常運転時は分離された状			
	第 3 3 条	第		系統設計	態であり悪影響を及ぼさな			
		6	悪影		<i>\\</i> \			
3		号	響		保管時は固縛により悪影響			
本				その他(飛散物)	を及ぼさない			
		7	設置場	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等			
	号							
			l		<u>l</u>			

(つづ	c /						
			第44条 制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 アルファ・ベータ線用サーベイ メータ				
					種類 乾電池又は充電池式 台数 3台 (うち2台は故障時バックアップ) -		
		第 1 号 第		との接続性 る複数の接続口の確保	対象外		
		第 3		処理施設の外から水等を供給もの)	対象外		
		号 第	保 管	場所(放射線影響の防止) 常設重大事故等対処設備と 異なる場所への保管	平常運転時と同等 考慮する対象となる常設重 大事故等対処設備はない		
	第 3	3	3	号 第	場所	故意による大型航空機の衝 突に対する考慮	外部保管エリアに 1 セットを保管
第 3 3 &	項(可蝂	5 号	アク	セスルート	2ルート確保		
条	搬型)	第 6 号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水,化学 薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対して は,化学薬品の漏えい源の耐 震性により排除することとし ている。 ※2:火災に対しては,第 29 条「火災等による損傷の防止」 に基づき必要な措置を講じ る。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管		
				落雷降下火砕物による降灰濃度	建物内及び簡易倉庫に保管 影響を受けない		
		<u> </u>	1				

中央制御室 重大事故等対処設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

	十人	制御3	臣 里/	て 事 故 等 対 処 設 偏 基 準 適 台 性 一	- 覧表 (可 搬 型)
			第 33	条適合性	第44条制御室中央制御室放射線計測設備可搬型重大事故等対処設備可搬型ダスト サンプラ-種類乾電池又は充電池式台数3台(うち2台は故障時バック
		第 1 号	障時バ	、可搬型重大事故等対処設備の故 、ックアップ 後除外時バックアップの個数は	アップ) - 2セット+1台(1セット +1台)
	第		容量環境条	温度, 圧力, 湿度, 放射線 自然現象等 地震随伴の溢水, 化学薬品漏え	- 平常運転時と同等 屋内のため該当しない
第 3 3 条	1項(共通)	項 第 2 共 号	件における健全性	い※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない
			操 作 性	操作環境	屋内
			試験・	操作内容	起動及び停止操作 ・保管数量 ・状態確認 ・動作

())	c /				
					第 44 条 制 御 室
			中央制御室放射線計測設備		
			可搬型重大事故等対処設備		
					可搬型ダスト サンプラ
					_
					種類乾電池又は充
					電池式
					台 数 3台
			(うち2台は故障時バック		
					アップ)
					_
		第			
		5 号		:(本来の用途以外の用途で使	重大事故対処専用であり該
		4	用する	場合)	当しない
	第				平常運転時は分離された状
第	1 項	第	悪	系統設計	態であり悪影響を及ぼさな
3	5	6 号	影		w .
条	(共 通	号	響		保管時は固縛により悪影響
	Į)	Ü		その他(飛散物)	を及ぼさない
		第			
		7 号	設 置 場	; 所 (放射線影響の防止)	平常運転時と同等
					1 10 AE TEN NO C ING O
			ĺ		

() .	づき)				
			第 44 条 制御室 中央制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型ダスト サンプラ		
					種類乾電池又は充電池式台数3台(うち2台は故障時バックアップ)-
		第 1 号	常設と	の接続性	対象外
	第 2 号 第 3 号 第 4 日	2 号		複数の接続口の確保 理施設の外から水等を供給する	対象外
		3	設置場	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等
		第		保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管
第	第 3 項		場所	故意による大型航空機の衝突に 対する考慮	外部保管エリアに 1 セット を保管
3 3 条	(可 搬 型	第 5 号	アクセ	スルート	2ルート確保
	1)	第 6 号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管
				落雷	建物内及び簡易倉庫に保管
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない

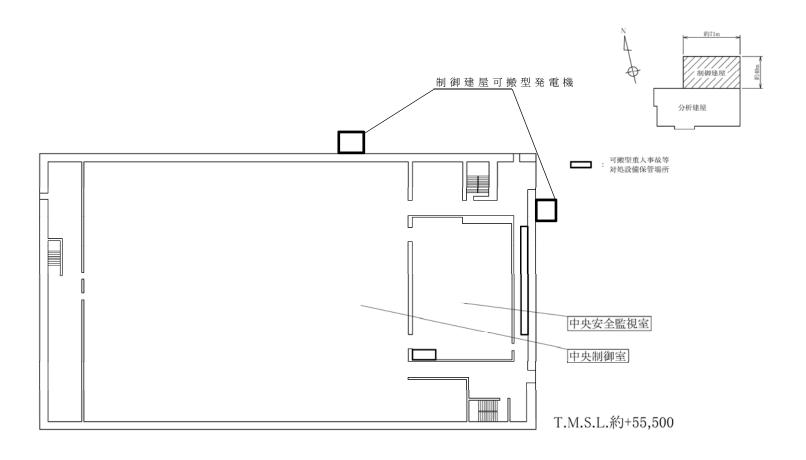
			是	
		第44条制御室使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室放射線計測設備可搬型重大事故等対処設備可搬型ダスト サンプラ一種類乾電池又は充電池式台数3台(うち2台は故障時バックアップ)ー		
		故障時※待機	: バックアップ & 除 外 時 バック アップ の 個 数 。	2 セット+1台(1セット+ 1台)
第1項(共通)	第2号	環境条件における健全性	温度, 圧力, 湿度, 放射線 自然現象等 地震随伴の溢水,化学薬品漏 えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対し ては,化学薬品の漏えい源の 耐震性により排除すること としている。 ※2:火災に対しては, 第29 条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講 じる。	平常運転時と同等 屋内のため該当しない 溢水の影響を受けない
	第 3 号	操 作 性	操作環境操作內容	屋内起動及び停止操作
	第 4 号	試験・	検 査	・保管数量・状態確認・動作
	1 項 (共通	第1項(共通) 第2号 第3号 第4	第1号 第1項 (共通) 第3号 第4 環境条件における健全性 操作性 監 環境条件における健全性 操作性 監 (第1号 (1) は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。容量 温度, 圧力, 湿度, 放射線 自然現象等 地震随伴の溢水,化学薬品漏えい、2号 と 2号 (1) と 2号 (

(つつき	ž)				
		第	第 44 条 制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋制御室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型ダスト サンプラ		
			一 種 類 乾電池又は充電池式 台 数 3台 (うち2台は故障時バックアップ)		
		第 5 号		(本来の用途以外の用途で る場合)	重大事故対処専用であり該 当しない
第 3 3	第 1 項 (共通)	第 6 号	悪影響	系統設計	平常運転時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
条			Ħ	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響 を及ぼさない
		第 7 号	設置場	所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等

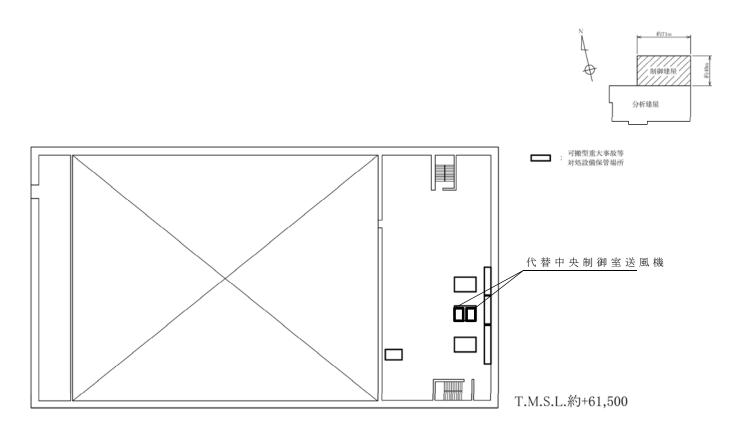
き)									
	第	33条適合性	第 44 条 制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御 室放射線計測設備 可搬型重大事故等対処設備 可搬型ダスト サンプラ						
			種 類 乾電池又は充電池 式 台 数 3台 (うち2台は故障時バックアッ プ)						
	第 1 号	常設との接続性	対象外						
								(再処理施設の外から水等を	供対象外
	第 3 号	設置場所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等						
笠	第 4 号	保 常設重大事故等対処設備管 と異なる場所への保管 故意による大型航空機の所 衝突に対する考慮	故等対処設備はない						
3 項 (第 5 号	1	2 ルート確保						
可搬型)	第 6 号	地震(地震随伴の溢水, 学薬品漏えい※1及び火 ※2) ※1:化学薬品漏えいに しては,化学薬品漏えいに うでは,化学薬品漏えいに をとしている。 ※2:火災に対している。 ※2:火災に対しても が、29条「火災等による要な が、近上」に基づきが を講じる。	災対いす 保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 第の						
		落雷降下火砕物による降灰濃	建物内及び簡易倉庫に保管影響を受けない						
	第3項(可搬型	第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号 第 6	第 33 条適合性 第 33 条適合性 第 33 条適合性 第 2 号						

補足説明資料2-3

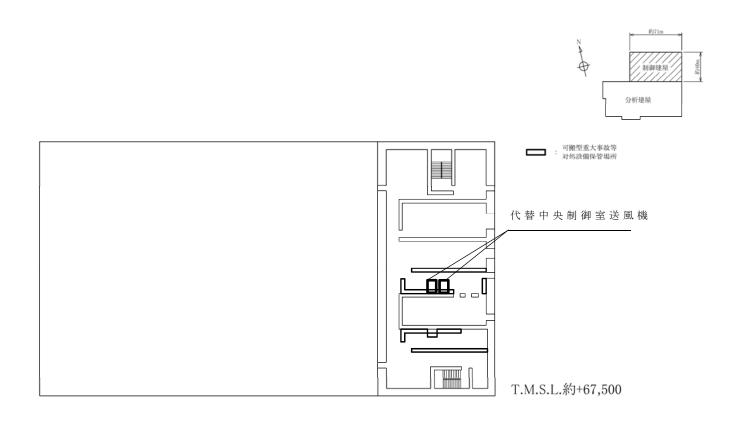
第1図 重大事故等時の中央制御室遮蔽に係る機器配置図(制御建屋 地上1階)



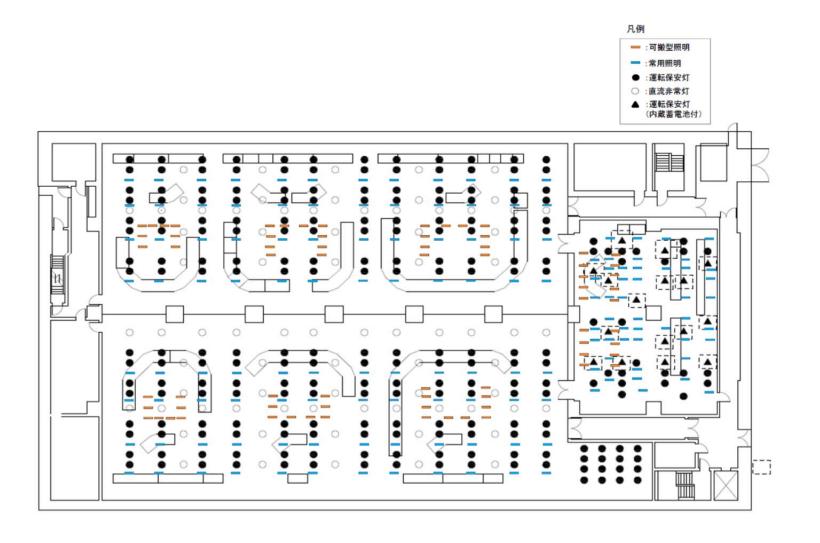
第2図 重大事故等時の中央制御室換気に係る機器配置図(制御建屋 地上1階)



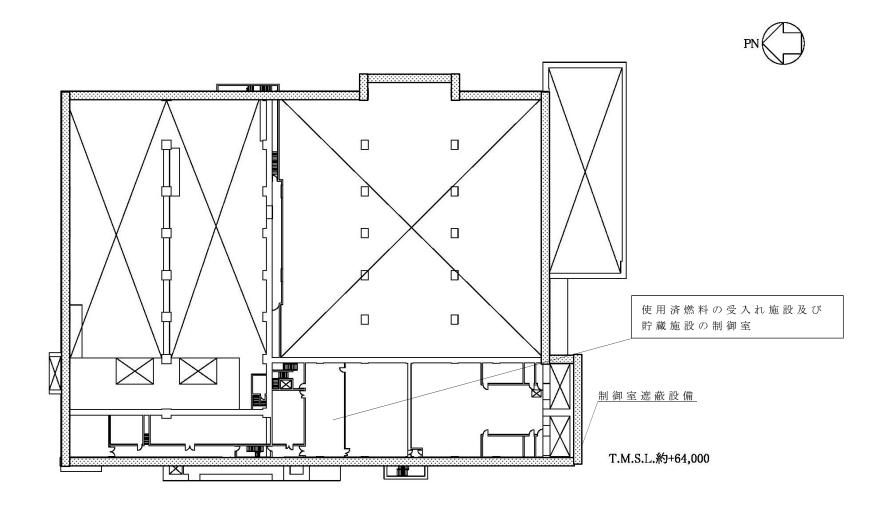
第3回 重大事故等時の中央制御室換気に係る機器配置図(制御建屋 地上2階)



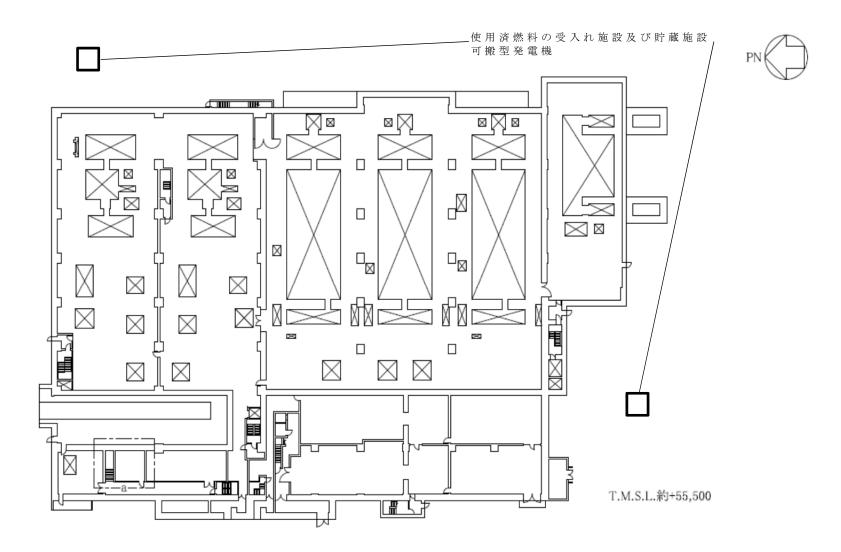
第4図 重大事故等時の中央制御室換気に係る機器配置図(制御建屋 地上3階)



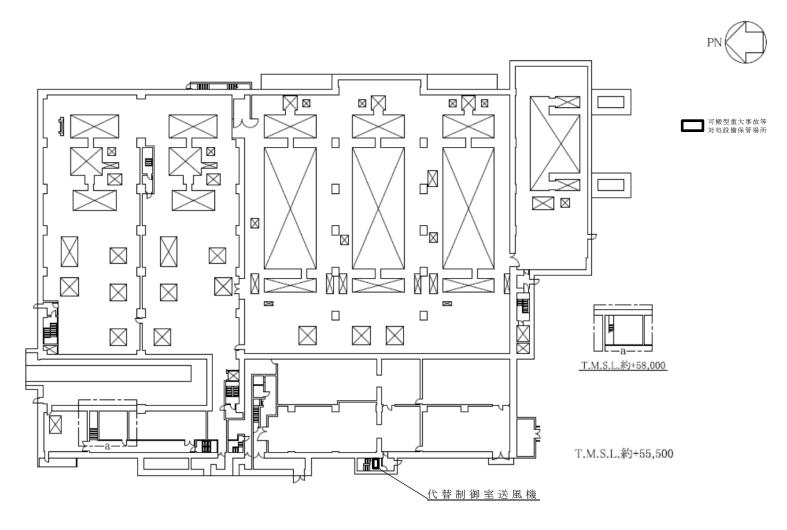
第5図 重大事故等時の中央制御室照明設備に係る配置図(制御建屋 地上1階)



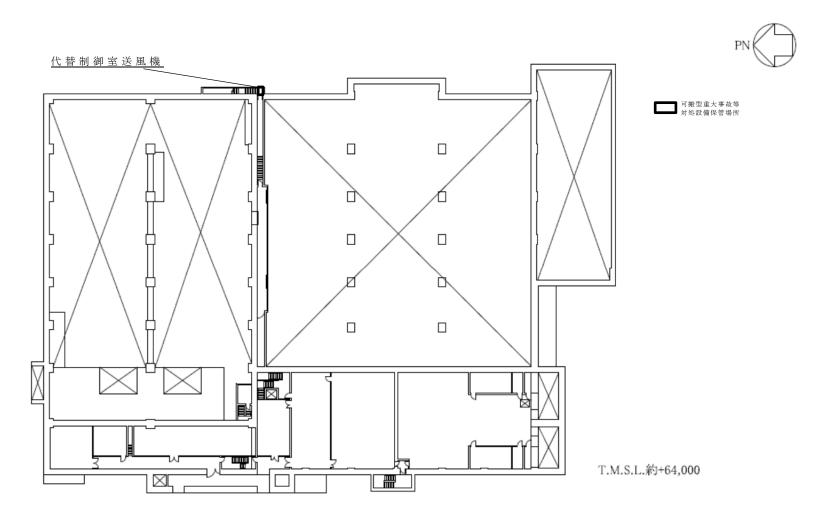
第6図 重大事故等時の制御室遮蔽に係る機器配置図 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)



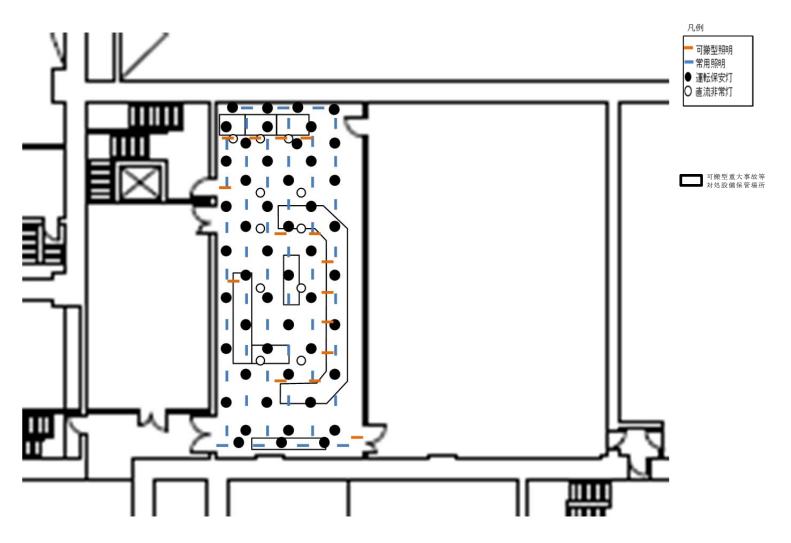
第7図 重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室換気に係る機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)



第8図 重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室換気に係る機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)



第9図 重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室換気に係る機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)



第 10 図 重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備に係る配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上 2 階)

補足説明資料2-5

主要設備の試験・検査

- 1. 居住性を確保するための設備
- (1) 中央制御室遮蔽
- (a) 中央制御室遮蔽の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(2) 制御室遮蔽

(a) 制御室遮蔽の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(3) 制御建屋中央制御室換気設備

(a) 代替中央制御室送風機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	運転状態を確認する。

(b) 可搬型ダクト

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 制御建屋可搬型発電機

再処理施設の状態	項目	内 容
`\E-#-` t-1	外観点検	外観上、異常がないことを確認する。
運転中	起動試験	運転状態の確認。(電圧値、異音・ 異臭等)
停止中	分解点検 単体作動確認	絶縁特性を確認 電圧・電流確認

(d) 中央制御室送風機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	運転状態を確認する。

(e) 中央制御室フィルタユニット

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(f) 中央制御室排風機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	運転状態を確認する。

(4) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備

(a) 代替制御室送風機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	運転状態を確認する。

(b) 可搬型ダクト

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中	外観点検	外観上、異常がないことを確認する。
建松中	起動試験	運転状態の確認。(電圧値、異音・ 異臭等)
停止中	分解点検 単体作動確認	絶縁特性を確認 電圧・電流確認

(d) 制御室送風機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	運転状態を確認する。

(e) 制御室フィルタユニット

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(f) 制御室排風機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	運転状態を確認する。

- (5) 中央制御室の照明を確保するための設備
- a. 可搬型重大事故等对処設備
- (a) 可搬型照明 (SA)の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
建松中人は庁山中	動作確認	点灯することを確認する。

- (6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保するための設備
- a. 可搬型重大事故等对処設備
- (a) 可搬型照明 (SA) の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
海起中卫及境内中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	点灯することを確認する。

(7) 環境測定設備

(a) 可搬型酸素濃度計の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	校正ガスを用い校正する。

(b) 可搬型二酸化炭素濃度計の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	校正ガスを用い校正する。

(c) 可搬型窒素酸化物濃度計の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	校正ガスを用い校正する。

- 2. 中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材
- (1) 中央制御室放射線計測設備
- (a) ガンマ線用サーベイ メータ

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	校正線源を用い校正する。

(b) アルファ・ベータ線用サーベイ メータ

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	校正線源を用い校正する。

(c) 可搬型ダスト サンプラ

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	標準器を用い校正する(流量)。

(2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測設備

(a) ガンマ線用サーベイ メータ

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	校正線源を用い校正する。

(b) アルファ・ベータ線用サーベイ メータ

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	校正	校正線源を用い校正する。

(c) 可搬型ダスト サンプラ

再処理施設の状態	項目	内 容	
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。	
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。	
	校正	標準器を用い校正する(流量)。	

- 3. 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- (a) 可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ (屋外用)の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
(2017(6)) 五十	動作確認	通話通信を確認する。

(b) 可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容	
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。	
	動作確認	機能 (データの表示) を確認する。	

補足説明資料2-6

名	称	代替中央制御室送風機
台 数	台	5 (うち3台は故障時バックアップ)
容量	m³/h/台	2600

【設定根拠】

(概要)

• 重大事故対処設備

代替中央制御室送風機は,重大事故等が発生した場合においても運 転員が中央制御室にとどまるために設置する。

系統構成は,可搬型換気ダクト,代替中央制御室送風機及び中央制御室排風機による系統とする。

重大事故等対処にあたる実施組織要員が中央制御室内にとどまる 期間において、中央制御室内の二酸化炭素濃度等の空気環境をとどま ることができる範囲に維持する設計とする。

1. 容量の設定根拠

代替中央制御室送風機容量は,以下の表に基づき最も必要換気量 が多いものを容量として選定する。

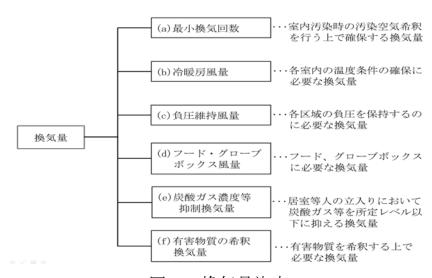


図1 換気量決定フロー

(a) 最小換気回数について

最小換気回数については、重大事故等発生時において中央制御室 及び中央制御室を内包する制御建屋に汚染源となるものはなく、室内 汚染時の汚染空気希釈を行わないことから対象外となる。

(b) 冷暖房風量について

温度調整については、重大事故等発生時において中央制御室内の 既設設備が機能喪失していることから、熱源として既設設備は考慮 しないが、重大事故等対処で中央制御室内にて使用する衛星(屋内 用)の屋内機器、トランシーバ(屋内用)の屋内機器及び可搬型照 明設備(SA)の発熱量及び人体の発熱量を考慮する。

室内冷暖房に必要な風量(Qh)は、以下の式から求める。

$$Q h = \frac{q}{c_p \cdot \rho \cdot \Delta r} (m^3 / h) \cdots \vec{\pi} (1)$$

q : 室内熱負荷・・・・・k J / h

Cp : 室内空気比熱······1 k J / k g·℃

ρ : 空気密度······1.2 k g / m³

✓T :空気温度差

重大事故等対処で中央制御室内にて使用する衛星(屋内用)の屋内機器,トランシーバ(屋内用)の屋内機器及び可搬型照明設備(SA)の発熱量は $1kJ/h=3600\div1000\times1Wh$ より,

衛星(屋内用)の屋内機器

合計使用電力: $0Wh \times 9 = 0W$

発熱量: 0 W h × 0.86 k c a l / h = 0 k c a l / h · · ①

トランシーバ(屋内用)の屋内機器

合計使用電力: $200 \text{W h} \times 4 \text{ 台} = 800 \text{W h}$ 発熱量: $800 \text{W h} \times 3600 \div 1000 = 2880 \text{ k} \text{ J/h} \cdots ②$

可搬型照明設備(SA)

合計使用電力: $10Wh \times 74 = 740Wh$

発熱量:740W h ×3600÷1000=2664 k I ∕ h · · · ③

人体の発熱量は、成人男性の1日当りの基礎代謝を1890kcal,中央制御室に同時に滞在する人数を163人※と想定して、1kcal=4.184kJより

発熱量: 1890 k c a l / (人·24 h) × 4. 184 k J÷24 h × 163 人= 53706. 9≒53707 k J / h···④

上記①~④より,室内熱負荷 q は,

q = 0 k J/h + 2880 k J/h + 2664 k J/h + 53707 k J/h= 59251 k J/h · · · ⑤ 空気温度差∠Tは、設計管理基準に定める外部電源喪失時の室内温度条件の基準値が 16℃~32℃であることから、

$$\angle T = 32 - 16 = 16^{\circ} C \cdots 6$$

上記の式(1)に⑤及び⑥の値を代入して室内冷暖房に必要な風量(Qh)を求める。

Q h =
$$\frac{59251kJ/h}{1 \text{ kJ/kg} \cdot \text{°C} \cdot 1.2kg/\text{m}^3 \cdot 16\text{°C}}$$
 =3085.99 =3086.0 (m³/h)

よって、室内冷暖房に必要な風量は3086.0 (m²/h)

(c) 負圧維持風量について

各区域の負圧を保持するために必要な風量については、重大事故 等発生時において中央制御室内を負圧または正圧に維持することを 期待しないことから対象外となる。

(d) フード・グローブボックス風量について

フード・グローブボックス風量については、中央制御室内にフード 及びグローブボックスがないため、機能として期待しないことから対 象外となる。

(e) 炭酸ガス濃度等抑制換気量

炭酸ガス濃度等抑制換気量については、建築基準法施行令 第 20 条の2の1号より、中央制御室の換気範囲を中央制御室及び中央安 全監視室として以下の式により算出する。

$$Q c = \frac{20(m^3/h \cdot \lambda) \cdot Af}{N} \cdot \cdot \cdot \vec{\Xi} (2)$$

Q c : 換気量 (m³/h) A f : 室内床面積 (m³)

N:実況に応じた1人あたりの占有面積(m²/人)

重大事故時における中央制御室の床面積は、中央制御室床面積 (1860 ㎡) と中央安全監視室床面積 (272.025 ㎡) の和に等しくなること及び切り上げた値が安全側であることから、

A f = 2132.
$$025 = 2133 \text{ m}^2 \cdot \cdot \cdot \cdot \text{ }$$

また,重大事故時における中央制御室内の最大滞在人数は,約80人である。

これより、実況に応じた1人あたりの占有面積 $N(m^2/L)$ は、① の室内床面積を最大滞在人数で除したものと等しくなること及び数値上は切り捨てた値が安全側であることから、

N=2133
$$m^2 \div 163$$
 人=13.0859 $\div 13 (m^2 / 人)$ ···②

建築基準法施行令 第 20 条の 2 の 1 号より, Nが 10 ㎡を超える場合は 10 ㎡を採用することとしているため,

$$N=10 \text{ m}^2 \cdots 2$$

上記①, ②'を式(2)に代入して必要換気量Qcを求める。

Q c =
$$\frac{20(m^3/h \cdot 1.5) \cdot 2133 m^2}{10 m^2/1.5} = 4266 m^3/h$$

よって、必要となる炭酸ガス濃度等抑制換気量は 4266 m²/h

(f) 有害物質の希釈換気量について

有害物質を希釈する上で必要となる換気量については,重大事故等 発生時において中央制御室及び中央制御室を内包する制御建屋内に て有害物質が発生することはないことから対象外となる。

上記(a) \sim (f)の評価結果として、必要となる換気量は 4266 m^2/h 以上となる。

必要となる換気量に加えて、仮設ダクト等で生じる圧力損失を考慮して、給気側は 2600 m/h の可搬型送風機を 2 台の合計 5200 m/h を配備する。

※MOX燃料加工施設から中央制御室に来る要員も含む。

名称		制御建屋中央制御室換気設備 中央制御室送風機
台 数	基	2 (うち1台は故障時バックアップ)
容量	m³/h/基	107, 700

(概要)

• 設計基準対処設備

中央制御室換気設備中央制御室送風機は,設計基準対象施設として 中央制御室内空気を高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室換気 設備フィルタユニットに通し,空気中の微粒子を除去低減するために 設置する。

· 常設重大事等故対設備

中央制御室換気設備中央制御室送風機は,重大事故が発生した場合においても実施組織要員が中央制御室にとどまるために設置する。

系統構成は、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室換気設備中央制御室フィルタユニット並びに中央制御室換気設備中央制御室送風機による系統とし、外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気設備中央制御室フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、実施組織要員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。

また、外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室換気設備中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。

1. 容量の設定根拠

中央制御室換気設備中央制御室送風機容量は,通常運転時における中央制御室及び中央安全監視室の環境維持のための必要換気量を踏まえ,より大きな風量である必要冷却風量 107,700 m³/h を基に,107,700m³/h/基以上とする。

重大事故時等において使用する制御建屋中央制御室送風機容量は,設計基準対象施設と同様の使用方法であるため,設計基準対処設備と同仕様で設計し,107,700 m³/h/基以上とする。

炭酸ガス濃度等抑制換気量については、建築基準法施行令 第20条の2の1号より、中央制御室の換気範囲を中央制御室及び中央安全監視室として以下の式により算出する。

$$Qc = \frac{20(m^3/h \cdot \lambda) \cdot Af}{N} \cdot \cdot \cdot \vec{\Xi} (1)$$

Qc:換気量(m³/h) Af:室内床面積(m²)

N: 実況に応じた1人あたりの占有面積(m²/人)

重大事故時における中央制御室の床面積は、中央制御室床面積 (1860 ㎡)と中央安全監視室床面積 (272.025 ㎡)の和に等しくなること及び切り上げた値が安全側であることから、

$$Af = 2132.025 = 2133 \text{ m}^2 \cdot \cdot \cdot \text{ }$$

また,重大事故時における中央制御室内の最大滞在人数は,約80人である。

これより、実況に応じた1人あたりの占有面積 $N(m^2/L)$ は、①の室内床面積を最大滞在人数で除したものと等しくなること及び数値上は切り捨てた値が安全側であることから、

N=2133
$$\text{m}^2 \div 80$$
 人=26.6625 $=$ 26 (m^2 /人) ···②

建築基準法施行令 第 20 条の 2 の 1 号より, N が 10 ㎡を超える場合は 10 ㎡を採用することとしているため,

$$N=10 \text{ m}^2 \cdots 2$$

上記①, ②'を式(1)に代入して必要換気量 Qc を求める。

$$Qc = \frac{20(m^3/h \cdot 1.5) \cdot 2133 m^2}{10 m^2/1.5} = 4266 m^3/h \cdot \cdot \cdot \cdot (a)$$

酸素濃度のみに着目した場合の必要換気量 Q_1 は、以下の式により算出する。

$$Q_I = \frac{G_a \times P}{K_0 - K} \times 100 \cdots \stackrel{\triangleleft}{\Rightarrow} (2)$$

Ga:酸素消費量 (m³/h/人)

P:滞在人数(80人)

K₀: 供給空気中酸素濃度 (vo1%) K: 許容最低酸素濃度 (vo1%)

許容酸素濃度 K は、鉱山保安法施行規則より 19 vol%以上のため、

$$K = 19 \text{ (vo1\%)} \cdots 3$$

酸素消費量 Ga は、空気調和・衛生工学便覧の静座時の成人の呼吸量 (0.48 m³/h/人) より

$$Ga = 0.48 (m^3/h/人) \cdots (4)$$

供給空気中酸素濃度 K_0 は、標準空気中には 02 が約 21%含まれているため

$$K_0 = 20 \text{ (vo1\%)} \cdots 5$$

上記③~⑤を式(2)に代入して必要換気量Q₁を求める。

$$Q_I = \frac{G_a \times P}{K_0 - K} = \frac{0.48 \times 80}{20 - 19} \times 100 = 3840 \text{ (m}^3/\text{h)} \cdots \text{ (b)}$$

二酸化炭素濃度のみに着目した場合の Q_2 は、以下の式により算出する。

$$Q2 = \frac{Ga \times P}{K - K_0} \times 100 \cdots$$
 (3)

G_h:二酸化炭素発生量(m³/h/人)

P:滞在人数(80人)

K₀: 供給空気中二酸化炭素濃度 (vo1%) K: 許容最高二酸化炭素濃度 (vo1%)

許容二酸化炭素濃度 K は、鉱山保安法施行規則より 1.0 vol%以下のため、

$$K = 1.0 \text{ (vol\%)} \cdots 6$$

二酸化炭素発生量 G_b は、空気調和・衛生工学便覧の静座時の成人の軽作業時の CO2 吐出量 (0.030 m³/h/人) より

$$G_h = 0.030 \, (\text{m}^3/\text{h}/\text{人}) \cdots ?$$

供給空気中二酸化炭素濃度 K_0 は、標準空気中にはC02が約0.03vo1% 含まれているため

$$K_0 = 0.03 \text{ (vol\%)} \cdots \text{ }$$

上記③~⑤を式(3)に代入して必要換気量Q₁を求める。

$$Q2 = \frac{Ga \times P}{K - K_0} \times 100 = \frac{0.030 \times 80}{1.0 - 0.03} \times 100 = 247.42 = 248 \ (m/h) \ \cdots (c)$$

必要となる炭酸ガス濃度等抑制換気量は(a)~(c)のうち、最も大きいものとなることから、 $4266 \text{ m}^2/\text{h}$ となる。

上記計算結果より、

制御建屋中央制御室送風機容量が炭酸ガス濃度等抑制換気量以上となることから、制御建屋中央制御室送風機容量は妥当である。

公称値については、要求される容量 $107,700~\text{m}^3/\text{h}$ として約 $107,700~\text{m}^3/\text{h}/$ 基とする。

2. 個数の設定根拠

中央制御室換気設備中央制御室送風機は、設計基準対処設備として中央制御室内空気を高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室換気設備中央制御室フィルタユニットに通し、空気中の微粒子を除去低減するために系列に1基設置し、合計2基設置する。

中央制御室換気設備中央制御室送風機は,重大事故が発生した場合においても実施組織要員が中央制御室にとどまるため,設計基準対処設備として系列に1基設置し,合計2基設置しているものを常設重大事等故対設備として使用する。

名	亦	中央制御室遮蔽
台 数	式	1
壁厚	m	約1.0以上

中央制御室遮蔽は、中央制御室を内包する制御建屋の建屋外壁であり、常設重大事故等対処設備として機能するものである。

中央制御室遮蔽は、壁厚1.0m以上であり、重大事故等発生時における被ばく評価において、十分な遮蔽効果を有していることを確認している。

名称		可搬型照明(SA)
台数	台	228 (うち152台故障時バックアップ)
光量	Lux/台	最大270 L u x / 台

可搬型照明設備(SA)は、重大事故等発生時において中央制御室内の 実施組織要員が重大事故等対処に当たる拠点として使用する箇所につ いて、十分な照度を有していることを確認している。

名称		可搬型酸素濃度計
台 数	台	3 (うち2台は故障時バックアップ)
検知範囲	v o 1 %	0.0~25.0

可搬型酸素濃度計は,可搬型重大事故等対処設備として配備するものである。

可搬型酸素濃度計は、外気から中央制御室への空気の取込みを停止した場合に、酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。

なお,可搬型酸素濃度計は,中央制御室に設置するための1台に加えて,故障時バックアップの個数を中央制御室と異なる制御建屋内及び外部保管エリアにそれぞれ1台保管する。

1. 検知範囲

可搬型酸素濃度計は、「労働安全衛生法」の「酸素欠乏症等防止規則」に基づき、空気中の酸素濃度18 v o 1 %を十分に満足する範囲の検知が可能な設計とする。

名称		可搬型二酸化炭素濃度計
台 数	台	3 (うち2台は故障時バックアップ)
検知範囲	v o 1 %	0.00~5.00

可搬型二酸化炭素濃度計は,可搬型重大事故等対処設備として配備するものである。

可搬型二酸化炭素濃度計は、外気から中央制御室への空気の取込みを 停止した場合に、酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲に あることを正確に把握するためのものである。

なお,可搬型二酸化炭素濃度計は,中央制御室に設置するための1台に加えて,故障時バックアップの個数を中央制御室と異なる制御建屋内及び外部保管エリアにそれぞれ1台保管する。

1. 検知範囲

可搬型二酸化炭素濃度計は、JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規定」に基づき、空気中の二酸化炭素濃度0.5 v o 1 %を十分に満足する範囲の検知が可能な設計とする。

名	亦	可搬型窒素酸化物濃度計
台 数	台	3 (うち2台は故障時バックアップ)
検知範囲	ррт	0.00~9.00

可搬型窒素酸化物濃度計は,可搬型重大事故等対処設備として配備するものである。

可搬型窒素酸化物濃度計は、外気から中央制御室への空気の取込み行った場合に、窒素酸化物濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。

なお,可搬型窒素酸化物濃度計は,中央制御室に設置するための1台に加えて,故障時バックアップの個数を中央制御室と異なる制御建屋内及び外部保管エリアにそれぞれ1台保管する。

1. 検知範囲

可搬型窒素酸化物濃度計は、「ACGIH(米国産業衛生専門家会議)」にて提示されたマスクの着用基準に基づき、空気中の窒素酸化物濃度0.2ppmを十分に満足する範囲の検知が可能な設計とする。

名称		代替制御室送風機
台 数	台	3 (うち2台は故障時バックアップ)
容量	m³/h/台	2600

(概要)

• 重大事故対処設備

代替制御室送風機は,重大事故が発生した場合においても運転員が使 用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために設置する。

系統構成は,可搬型換気ダクト,代替制御室送風機及び制御室排風機 による系統とする。

重大事故等対処にあたる実施組織要員が使用済燃料受入れ施設及び 貯蔵施設の制御室内にとどまる期間において、使用済燃料受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室内の二酸化炭素濃度等の空気環境をとどまること ができる範囲に維持する設計とする。

1. 容量の設定根拠

可搬型使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室送風機容量は,以下の表に基づき最も必要換気量が多いものを容量として選定する。

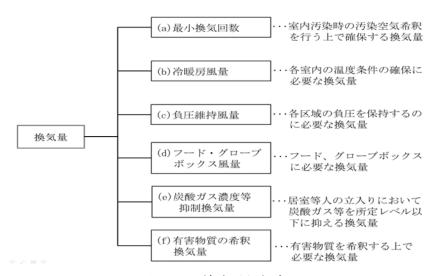


図1 換気量決定フロー

(a) 最小換気回数について

最小換気回数については、重大事故等発生時において使用済燃料 受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに使用済燃料受入れ施設及び 貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に汚染源 となるものはなく、室内汚染時の汚染空気希釈を行わないことから 対象外となる。

(b) 冷暖房風量について

温度調整については、重大事故等発生時において使用済燃料受入

れ施設及び貯蔵施設の制御室内の既設設備が機能喪失していることから、熱源として既設設備は考慮しないが、重大事故等対処で使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内にて使用する衛星(屋内用)の屋内機器,トランシーバ(屋内用)の屋内機器及び可搬型照明設備(SA)の発熱量及び人体の発熱量を考慮する。

室内冷暖房に必要な風量(Qh)は、以下の式から求める。

$$Q h = \frac{q}{cp \cdot \rho \cdot \Delta T} (m^3 / h) \cdots \vec{x} (1)$$

q : 室内熱負荷·····k J / h

C p : 室内空気比熱······1 k J / k g·℃

ρ : 空気密度······1.2 k g/m³

△T :空気温度差

重大事故等対処で使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内にて使用する衛星(屋内用)の屋内機器,トランシーバ(屋内用)の屋内機器及び可搬型照明設備(SA)の発熱量は 1 k J/h=3600÷1000×1Whより,

衛星(屋内用)の屋内機器

合計使用電力: $0Wh \times 9 + 0W$

発熱量: 0 W h × 0.86 k c a l / h = 0 k c a l / h · · · ①

トランシーバ(屋内用)の屋内機器

合計使用電力: $200 \text{W h} \times 4 \text{ 台} = 800 \text{W h}$ 発熱量: $800 \text{W h} \times 3600 \div 1000 = 2880 k J / h \cdots ②$

可搬型照明設備(SA)

合計使用電力:10Wh × 15台= 150Wh

発熱量:150Wh×3600÷1000=540kJ/h···③

人体の発熱量は、成人男性の1日当りの基礎代謝を1890kcal,使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に同時に滞在する人数を10人と想定して、1kcal=4.184kJより

発熱量: 1890kcal/(人·24h)×4. 184kJ÷24h×10人=3294. 9

 \Rightarrow 3295kJ/h···4

上記①~④より,室内熱負荷qは,

$$q = 0 k J / h +2880 k J / h +540 k J / h +3295 k J / h$$

=6715 k J / h · · · ⑤

空気温度差⊿Tは、設計管理基準に定める外部電源喪失時の室内温度条件の基準値が 16℃~32℃であることから、

$$\angle T = 32 - 16 = 16^{\circ} C \cdots 6$$

上記の式(1)に⑤及び⑥の値を代入して室内冷暖房に必要な風量(Qh)を求める。

Q h =
$$\frac{6715kJ/h}{1 \text{ kJ/kg} \cdot \text{C} \cdot 1.2kg/\text{m}^3 \cdot 16^{\circ}\text{C}}$$
 =349.7396 =349. 8 (m³/h)

よって、室内冷暖房に必要な風量は349.8 (m²/h)

(c) 負圧維持風量について

各区域の負圧を保持するために必要な風量については、重大事故 等発生時において使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内を 負圧または正圧に維持することを期待しないことから対象外とな る。

(d) フード・グローブボックス風量について

フード・グローブボックス風量については、使用済燃料受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室内にフード及びグローブボックスがないた め、機能として期待しないことから対象外となる。

(e) 炭酸ガス濃度等抑制換気量

炭酸ガス濃度等抑制換気量については、建築基準法施行令 第 20 条の2の1号より、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵建屋制御室の換 気範囲を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに中央 安全監視室として以下の式により算出する。

$$Q c = \frac{20(m^3/h \cdot \lambda) \cdot Af}{N} \cdot \cdot \cdot \vec{x} (2)$$

Q c:換気量(m³/h) A f:室内床面積(m³)

N:実況に応じた1人あたりの占有面積(m²/人)

重大事故時における使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御

室の床面積は、436.32 mであり、切り上げた値が安全側であることから、

A f = 436.
$$32 = 437 \text{ m}^2 \cdot \cdot \cdot \cdot \text{ }$$

また,重大事故時における使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の最大滞在人数は、約10人である。

これより、実況に応じた1人あたりの占有面積 $N(m^2/L)$ は、① の室内床面積を最大滞在人数で除したものと等しくなること及び 数値上は切り捨てた値が安全側であることから、

建築基準法施行令 第 20 条の 2 の 1 号より, Nが 10 ㎡を超える場合は 10 ㎡を採用することとしているため,

$$N=10 \text{ m}^2 \cdots 2$$

上記①,②'を式(2)に代入して必要換気量Qcを求める。

Q c =
$$\frac{20(m^3/h \cdot 1.5) \cdot 437 m^2}{10 m^2/1.5} = 874 m^3/h$$

よって、必要となる炭酸ガス濃度等抑制換気量は874 m³/h

(f) 有害物質の希釈換気量について

有害物質を希釈する上で必要となる換気量については,重大事故 等発生時において使用済燃料受入れ及び貯蔵施設の制御室並びに使 用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受 入れ・貯蔵建屋内にて有害物質が発生することはないことから対象外 となる。

上記(a) \sim (f)の評価結果として、必要となる換気量は 874 $\mathring{\mathrm{m}}$ / h 以上となる。

必要となる換気量に加えて、仮設ダクト等で生じる圧力損失を考慮して、給気側は2600 m²/hの可搬型送風機を1台を配備する。

名称		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設 備 制御室送風機
台 数	基	2 (うち1台は故障時バックアップ)
容量	m³/h/基	60,000

(概要)

• 設計基準対処設備

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機は,設計基準対象施設として使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を高性能粒子フィルタを内蔵した使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室フィルタユニットに通し,空気中の微粒子を除去低減するために設置する。

• 常設重大事故等対処設備

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機は、重大事故が発生した場合においても実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために設置する。

系統構成は、高性能粒子フィルタを内蔵した使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室フィルタユニット並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機による系統とし、外気との連絡口を遮断し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、実施組織要員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。

また,外部との遮断が長期にわたり,室内の雰囲気が悪くなった場合には,外気を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。

1. 容量の設定根拠

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機容量は、通常運転時における使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、計算機室及び制御室見学者ホールの環境維持のための必要換気量を踏まえ、より大きな風量である必要冷却風量 60,000 m³/h を基に、60,000m³/h/基以上とする。

重大事故時等において使用する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対処設備と同仕様で設計し、60,000 m³/h/基以上とする。

炭酸ガス濃度等抑制換気量については、建築基準法施行令 第20条の2の1号より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気範囲を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、計算機室、見学者ホールとして以下の式により算出する。

$$Qc = \frac{20(m^3/h \cdot 1) \cdot Af}{N} \cdot \cdot \cdot \vec{x} (1)$$

Qc:換気量(m³/h) Af:室内床面積(m³)

N: 実況に応じた1人あたりの占有面積(m²/人)

重大事故時における使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床面積は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室床面積(436.32 ㎡)、計算機室床面積(79.46 ㎡)および見学者ホール(21.445 ㎡)の和に等しくなること及び切り上げた値が安全側であることから、

Af = 537. 225
$$\rightleftharpoons$$
 538 m² · · · (1)

また,重大事故時における使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の最大滞在人数は、約10人である。

これより、実況に応じた1人あたりの占有面積 $N(m^2/L)$ は、①の室内床面積を最大滞在人数で除したものと等しくなること及び数値上は切り捨てた値が安全側であることから、

N=538
$$\text{m}^2 \div 10$$
 人=53.8 \div 53 (m^2 /人) · · · ②

建築基準法施行令 第 20 条の 2 の 1 号より, N が 10 ㎡を超える場合は 10 ㎡を採用することとしているため,

$$N=10 \text{ m}^2 \cdots 2$$

上記①, ②'を式(1)に代入して必要換気量 Qcを求める。

$$Qc = \frac{20(m^3/h \cdot 1.538 m^2) - 1076 m^3/h \cdot \cdot \cdot \cdot (a)}{10 m^2/1.54 m^2} = 1076 m^3/h \cdot \cdot \cdot \cdot (a)$$

酸素濃度のみに着目した場合の必要換気量 Q_1 は、以下の式により算出する。

$$Q_1 = \frac{G_a \times P}{K_0 - K} \times 100 \cdots \vec{\pi} \quad (2)$$

Ga:酸素消費量(m³/h/人)

P:滞在人数(10人)

K₀: 供給空気中酸素濃度 (vo1%) K: 許容最低酸素濃度 (vo1%)

許容酸素濃度 K は、鉱山保安法施行規則より 19 vo1%以上のため、

酸素消費量 Ga は、空気調和・衛生工学便覧の静座時の成人の呼吸量 (0.48 m³/h/人) より

$$Ga = 0.48 (m^3/h/人) \cdots ④$$

供給空気中酸素濃度 K_0 は、標準空気中には 02 が約 21%含まれているため

$$K_0 = 20 \text{ (vo1\%)} \cdots 5$$

上記③~⑤を式(2)に代入して必要換気量Q₁を求める。

$$Q_1 = \frac{G_a \times P}{K_0 - K} = \frac{0.48 \times 10}{20 - 19} \times 100 = 480 \text{ (m}^3/\text{h)} \cdots \text{ (b)}$$

二酸化炭素濃度のみに着目した場合の Q_2 は、以下の式により算出する。

$$Q2 = \frac{Ga \times P}{K - K_0} \times 100 \cdots \overrightarrow{\pi} (3)$$

 G_b :二酸化炭素発生量 $(m^3/h/A)$

P:滞在人数(10人)

K₀:供給空気中二酸化炭素濃度 (vol%) K:許容最高二酸化炭素濃度 (vol%)

許容二酸化炭素濃度 K は、鉱山保安法施行規則より 1.0 vol%以下のため、

 $K = 1.0 \text{ (vol\%)} \cdots 6$

二酸化炭素発生量 G_b は、空気調和・衛生工学便覧の静座時の成人の軽作業時の CO2 吐出量 (0.030 m³/h/人) より

 $G_h = 0.030 \, (m^3/h/人) \cdots (7)$

供給空気中二酸化炭素濃度 K_0 は、標準空気中には CO2 が約 0.03 vo1 % 含まれているため

 $K_0 = 0.03 \text{ (vol\%)} \cdots \text{(8)}$

上記③~⑤を式(3)に代入して必要換気量Q1を求める。

$$Q2 = \frac{Ga \times P}{K - K_0} \times 100 = \frac{0.030 \times 10}{1.0 - 0.03} \times 100 = 30.9278 = 31 \ (m^3/h) \ \cdots (c)$$

必要となる炭酸ガス濃度等抑制換気量は(a)~(c)のうち、最も大きいものとなることから、 $1076 \text{ m}^3/\text{h}$ となる。

上記計算結果より、

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機容量が炭酸ガス濃度等抑制換気量以上となることから、使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機容量は妥当である。

公称値については、要求される容量 $60,000 \text{ m}^3/\text{h}$ として約 $60,000 \text{ m}^3/\text{h}/基とする。$

2. 個数の設定根拠

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機は,設計基準対処設備としてF施設制御室内空気を高性能粒子フィルタを内蔵した使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室フィルタユニットに通し,空気中の微粒子を除去低減するために系列に1基設置し,合計2基設置する。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備制御室送風機は,重 大事故が発生した場合においても実施組織要員が使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるため,設計基準対処設備 として系列に1基設置し,合計2基設置しているものを常設重大事 故等対処設備として使用する。

名	亦	制御室遮蔽
台 数	式	1
壁厚	m	約1.0以上

制御室遮蔽は、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の建屋外壁であり、常設重大事故等対処設備として機能するものである。

制御室遮蔽は,壁厚1.0m以上であり,重大事故等発生時における被ばく評価において,十分な遮蔽効果を有していることを確認している。

名称		可搬型照明 (SA)
台数	台	51 (うち34台故障時バックアップ)
光量	Lux/台	最大270 L u x / 台

可搬型照明設備(SA)は、重大事故等発生時において使用済燃料受入 れ施設及び貯蔵施設制御室内の実施組織要員が重大事故等対処に当た る拠点として使用する箇所について、十分な照度を有していることを確 認している。

名称		可搬型酸素濃度計
台 数	台	3 (うち2台は故障時バックアップ)
検知範囲	v o 1 %	0.0~25.0

可搬型酸素濃度計は,可搬型重大事故等対処設備として配備するものである。

可搬型酸素濃度計は、外気から使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設制 御室への空気の取込みを停止した場合に、酸素濃度が事故対策のための 活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。

なお,可搬型酸素濃度計は,使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設制御室に設置するための1台に加えて,故障時バックアップの個数を使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設制御室と異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内及び外部保管エリアにそれぞれ1台保管する。

1. 検知範囲

可搬型酸素濃度計は、「労働安全衛生法」の「酸素欠乏症等防止規則」に基づき、空気中の酸素濃度18 v o 1 %を十分に満足する範囲の検知が可能な設計とする。

名称		可搬型二酸化炭素濃度計
台 数	红	3 (うち2台は故障時バックアップ)
検知範囲	v o 1 %	0.00~5.00

可搬型二酸化炭素濃度計は,可搬型重大事故等対処設備として配備するものである。

可搬型二酸化炭素濃度計は、外気から使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設制御室への空気の取込みを停止した場合に、酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。

なお,可搬型二酸化炭素濃度計は,使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設制御室に設置するための1台に加えて,故障時バックアップの個数を使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設制御室と異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室及び外部保管エリアにそれぞれ1台保管する。

1. 検知範囲

可搬型二酸化炭素濃度計は,JEAC4622-2009「原子力発電所使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室運転員の事故時被ばくに関する規定」に基づき,空気中の二酸化炭素濃度0.5 v o 1 %を十分に満足する範囲の検知が可能な設計とする。

名称		可搬型窒素酸化物濃度計
台数	台	3 (うち2台は故障時バックアップ)
検知範囲	ррт	0.00~9.00

可搬型窒素酸化物濃度計は,可搬型重大事故等対処設備として配備するものである。

可搬型窒素酸化物濃度計は、外気から使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への空気の取込み行った場合に、窒素酸化物濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。

なお,可搬型窒素酸化物濃度計は,使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置するための1台に加えて,故障時バックアップの個数を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室と異なる制御建屋の室及び外部保管エリアにそれぞれ1台保管する。

1. 検知範囲

可搬型窒素酸化物濃度計は、「ACGIH (米国産業衛生専門家会議)」にて提示されたマスクの着用基準に基づき、空気中の窒素酸化物濃度0.2 ppmを十分に満足する範囲の検知が可能な設計とする。

補足説明資料2-7

補足説明資料 2 - 7 制御建屋並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管する主要な可搬型重大事故等対処設備及び資機材の保管品名等並びに保管場所概要

- 1. 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散
- (1) 居住性を確保するための設備の位置的分散

居住性を確保するための設備は、中央制御室、中央制御室遮蔽、代替中央制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、制御室遮蔽、代替制御室送風機で構成する。

中央制御室及び中央制御室遮蔽並びに使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び制御室遮蔽は、設計基準事故対処設備である中央制御室及び中央制御室遮蔽並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び制御室遮蔽を重大事故等対処設備として使用するが、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備ではないことから、多様性及び位置的分散を考慮すべき設備ではない。

代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機は,設計基準事故対処設備である中央制御室送風機及び制御室送風機及 と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,設置方式,風量,系統及び給電元を異なるものとすることで,中央制御室送風機及び制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。また,代替中央制御室送風機及び代替制御室 送風機は、対処に必要な個数を中央制御室送風機及び制御室送風機とは異なる制御建屋並びに使用済燃料受入れ貯蔵建屋内に、故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することから、位置的分散を図っている。

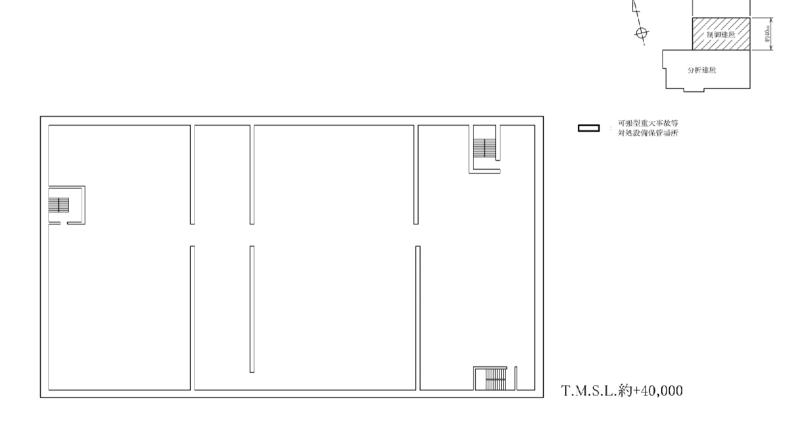
可搬型重大事故等対処設備の代替中央制御室送風機の位置を第1図~第5図に示す。また、代替制御室送風機と使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室送風機の位置を6,7図に示す。

(2) 中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材

環境測定設備である可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計及び可搬型照明並びに制御室放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備のガンマ線用サーベイメータ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ及び可搬型ダストサンプラは,対処に必要な個数を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に,故障時バックアップの個数を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と異なる制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管する。また,故障時バックアップの個数を外部保管エリアに保管することから,位置的分散を図っている。

2. 可搬型重大事故等対処設備及び資機材の保管

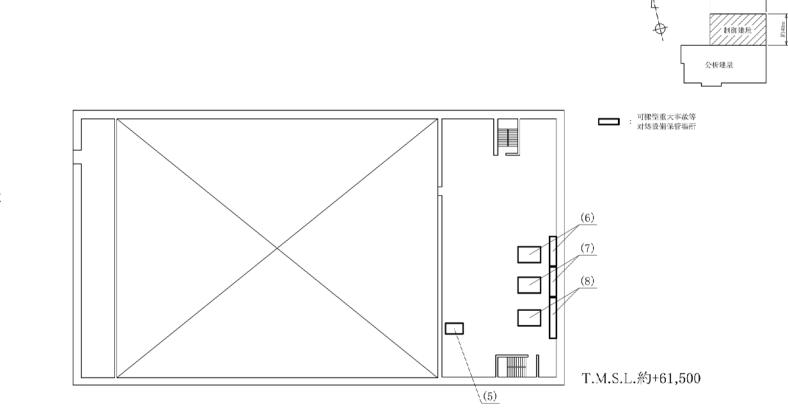
制御建屋に保管する主要な可搬型重大事故等対処設備 及び資機材の保管品名等並びに保管場所の概要について, 制御建屋の保管場所概要を第1図~第5図に,使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋の保管場所概要を第6図~第7図に,各 保管場所の保管品名等を第1表及び第2表にそれぞれ示 す。



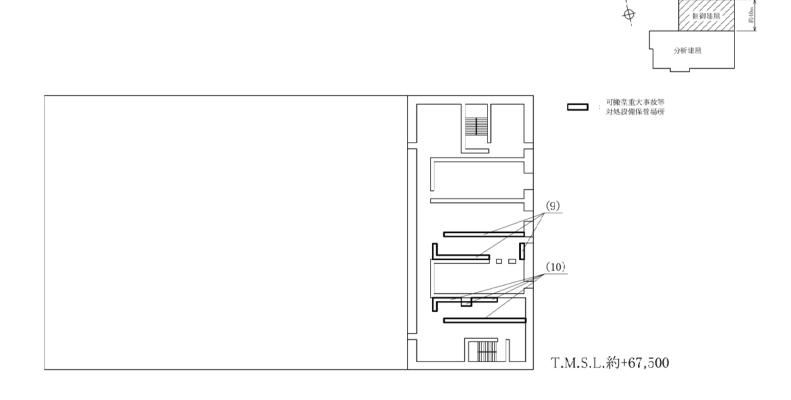
第1図 制御建屋の保管場所概要図(地下2階)

第2図 制御建屋の保管場所概要図(地下1階)

第3図 制御建屋の保管場所概要図(地上1階)

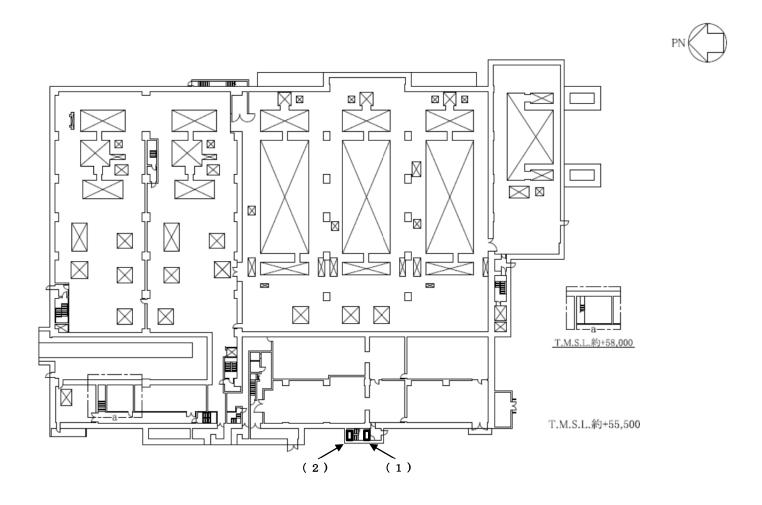


第4図 制御建屋の保管場所概要図(地上2階)



第5図 制御建屋の保管場所概要図(地上3階)

約71m



第6回 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の保管場所概要図(地上1階)

第7回 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の保管場所概要図(地上2階)

第1表 保管品リスト

足			保管品名	数量
保管場所				双 里
地下 1 階	(1)	中央制御室の 情報把握計装設備	可搬型情報表示装置	1 式
			可搬型情報収集装置	1 式
		情報把握監視測定 設備	可搬型データ表示装置	1 式
	(2)	通信連絡設備	可搬型衛星電話(屋外用)	20 台
			可搬型トランシーバ (屋外用)	20 台
			可搬型通話装置(端末)	120 台
			可搬型衛星電話(屋内用)	3 台
			可搬型トランシーバ (屋内用)	3 台
地	(3)	環境測定設備	可搬型酸素濃度計	1 台
上 1			可搬型二酸化炭素濃度計	1 台
階			可搬型窒素酸化物濃度計	1 台
		臨界事故の防止に 必要な放射線計測	ガンマ線用 サーベイメータ	1 台
		設備	中性子線用 サーベイメータ	1 台
	(4)	環境監視測定設備	ガンマ線用 サーベイメータ	7 台
			中性子線用 サーベイメータ	1 台
			アルファ・ベータ線用 サーベイメータ	2 台
			可搬型ダストサンプラ	2 台
		制御室放射線計測設備	ガンマ線用 サーベイメータ	1 台
			サーベイメータ アルファ・ベータ線用 サーベイメータ	1 台
			可搬型ダストサンプラ	1 台

補 2-7-11

保管	場所	分類	保管品名	数量
地上2階	(5)	飲食物	保存食及び保存飲料 (実施組織要員1日分)	1 式
	(6)	通信連絡設備	可搬型衛星電話 (屋内用)	3 台
			可搬型トランシーバ (屋内用)	3 台
	(7)	制御建屋中央制御室換気設備	代替中央制御室送風機	2 台
			可搬型ダクト	1 式
			可搬型分電盤	1 台
		中央制御室の照明を確保するための設備	可搬型照明 (SA)	76 台
	(8)	環境測定設備	可搬型酸素濃度計	1 台
			可搬型二酸化炭素 濃度計	1 台
			可搬型窒素酸化物 濃度計	1 台
地上	(9)	制御建屋中央制御室換気設備	代替中央制御室送風機	2 台
3 階			可搬型ダクト	1 式
			可搬型分電盤	1 台
		中央制御室の照明を確保するための設備	可搬型照明(SA)	76 台
	(10)	通信連絡設備	可搬型衛星電話 (屋内用)	6 台
			可搬型トランシーバ (屋内用)	1 台

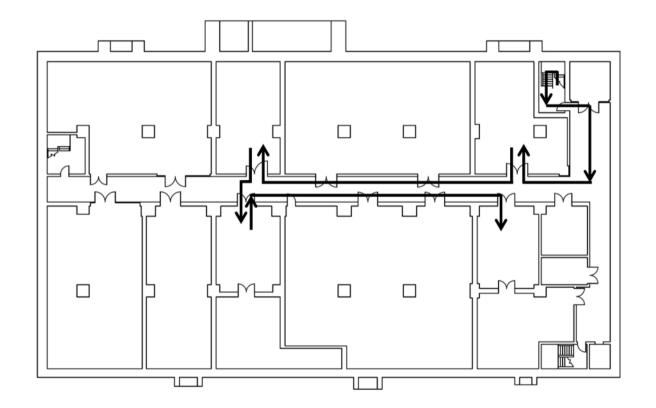
第2表 保管品リスト

保管場所		分類	保管品名	数量
地 上 1 階	(1)	使用済燃料の受入 れ・貯蔵建屋制御 室換気設備	代替制御室送風機	1 台
			可搬型ダクト	1 式
			可搬型分電盤	1 台
		使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施 設の制御室の照明 を確保するための 設備	可搬型照明 (SA)	17 台
	(2)	情報把握監視測定 設備	可搬型データ表示装置	1 台
		燃料貯蔵プール等 の冷却等の機能喪 失の対処に必要な 放射線計測設備	ガンマ線用 サーベイメータ	1 台
		制御室放射線計測設備	ガンマ線用 サーベイメータ	1 台
			アルファ・ベータ線用 サーベイメータ	1 台
			可搬型ダストサンプラ	1 台
		通信連絡設備	可搬型衛生電話(屋外用)	1 台
			可搬型トランシーバ (屋外用)	1 台
			可搬型衛生電話(屋内 用)	1 台
			可搬型トランシーバ (屋内用)	1 台
地上2階	(3)	環境測定設備	可搬型酸素濃度計	1 台
			可搬型二酸化炭素濃度計	1 台
			可搬型窒素酸化物濃度計	1 台

(4)	使用済燃料の受入 れ・貯蔵建屋制御 室換気設備	代替制御室送風機	1 台
		可搬型ダクト	1式
		可搬型分電盤	1 台
(5)	環境監視測定設備	ガンマ線用 サーベイメータ	1 台
		アルファ・ベータ線用 サーベイメータ	1 台
		可搬型ダストサンプラ	1 台

補足説明資料2-8



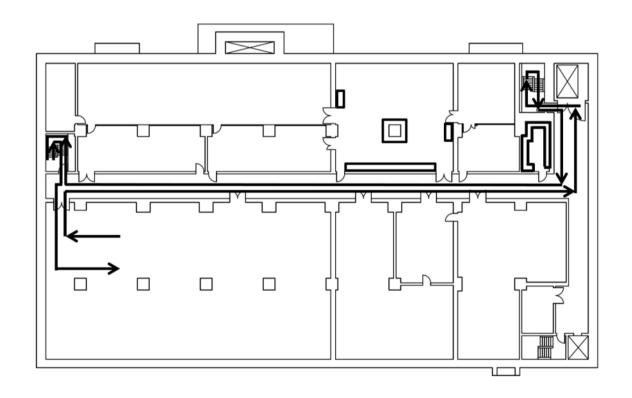


: 可搬型重大事故等 対処設備保管場所

T.M.S.L.約+40,000

第1図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(北ルート) (地下2階)



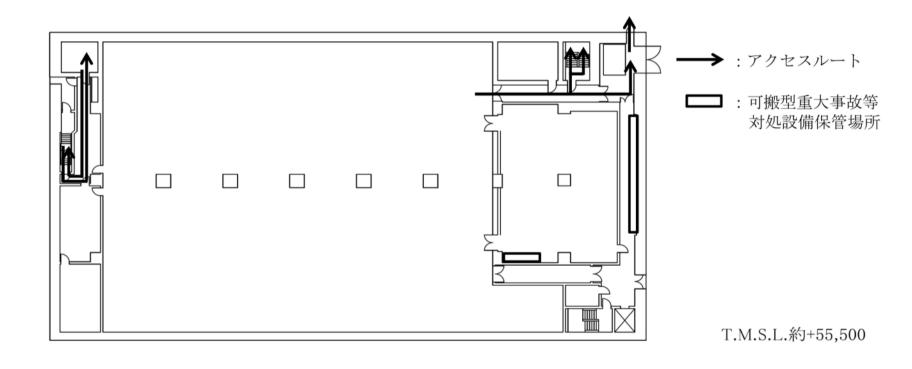


: 可搬型重大事故等 対処設備保管場所

T.M.S.L.約+47,500

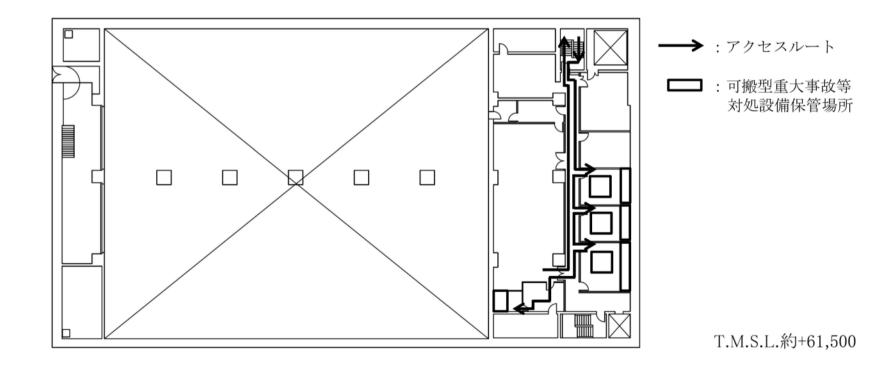
第2図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(北ルート) (地下1階)





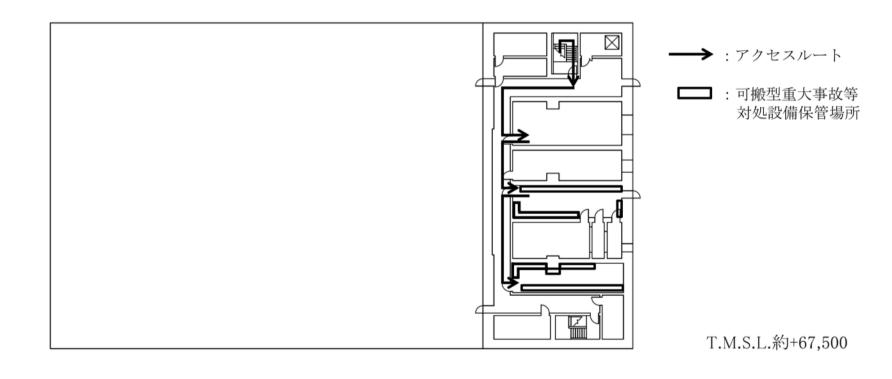
第3図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(北ルート) (地上1階)





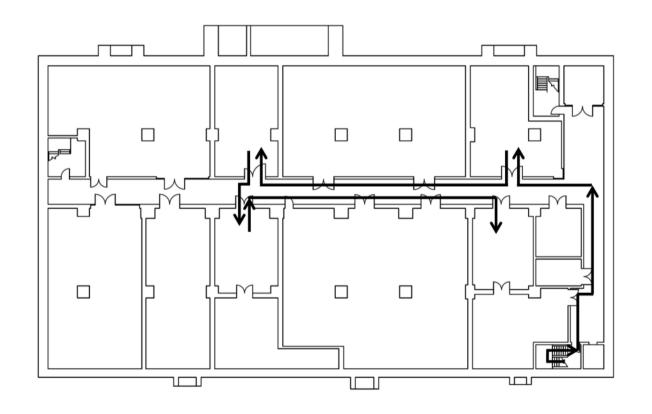
第4図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(北ルート) (地上2階)





第5図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(北ルート) (地上3階)



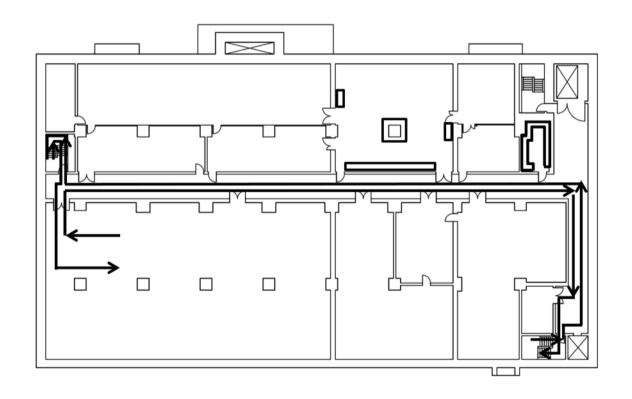


: 可搬型重大事故等 対処設備保管場所

T.M.S.L.約+40,000

第6図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(南ルート)(地下2階)



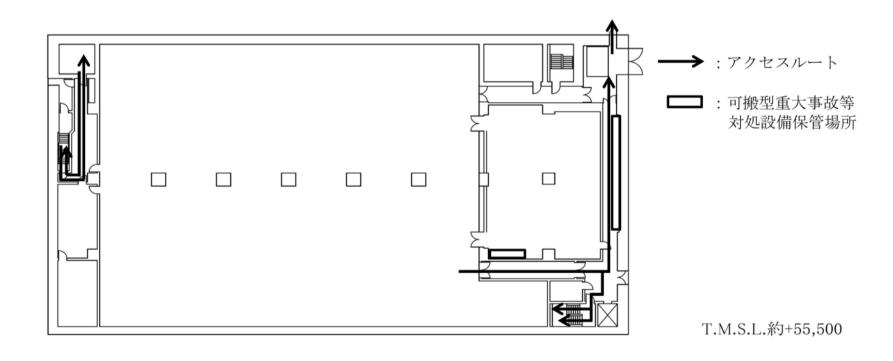


: 可搬型重大事故等 対処設備保管場所

T.M.S.L.約+47,500

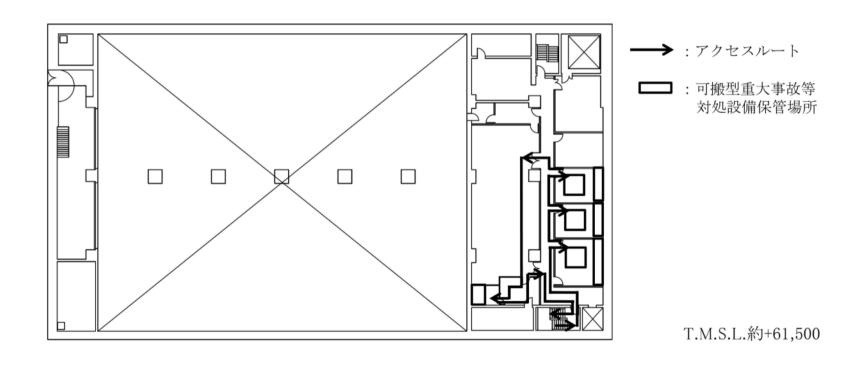
第7図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(南ルート)(地下1階)





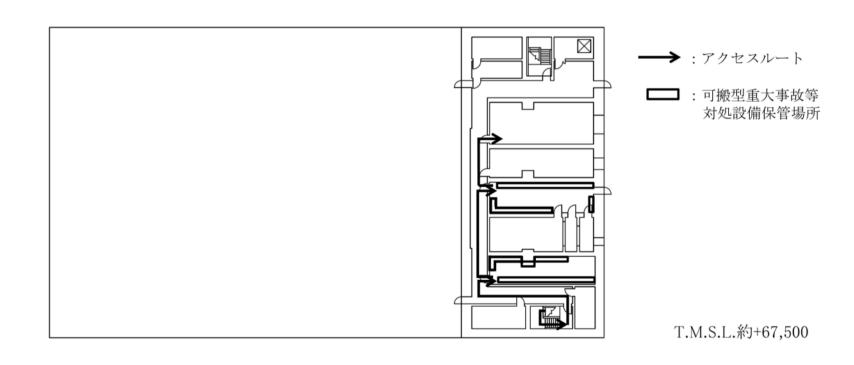
第8図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(南ルート)(地上1階)





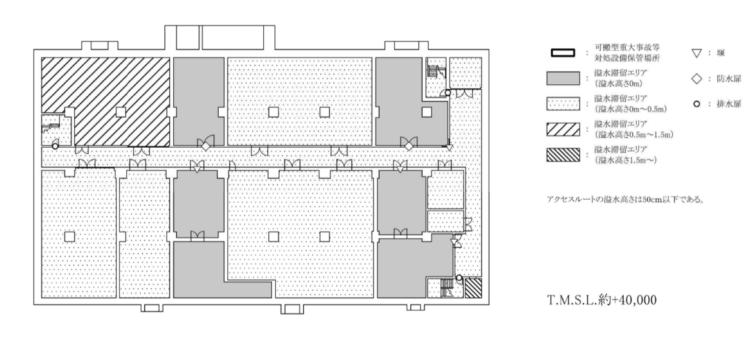
第9図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(南ルート) (地上2階)



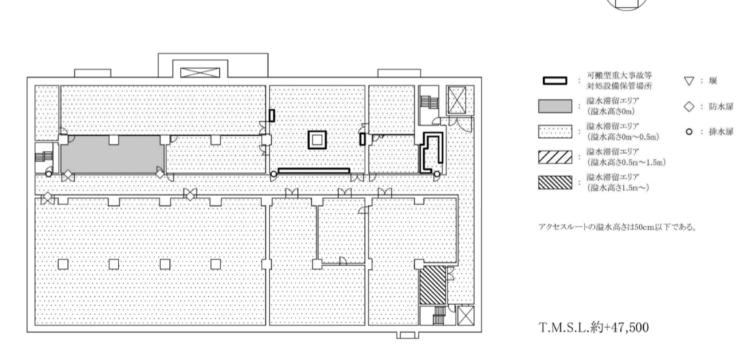


第10図 「中央制御室の居住性確保」のアクセスルート 制御建屋(南ルート)(地上3階)





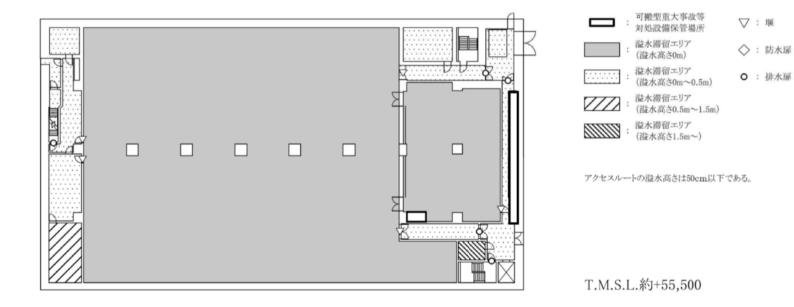
第11図 溢水ハザードマップ 制御建屋(地下2階)



PN

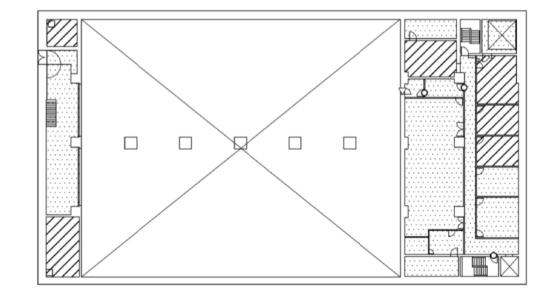
第12図 溢水ハザードマップ 制御建屋(地下1階)





第13図 溢水ハザードマップ 制御建屋(地上1階)





可搬型重大事故等 対処設備保管場所

溢水滞留エリア (溢水高さ0m)

◇ : 防水扉

O : 排水扉

▽:堰

溢水滞留エリア (溢水高さ0m~0.5m)

溢水滞留エリア (溢水高さ0.5m~1.5m)

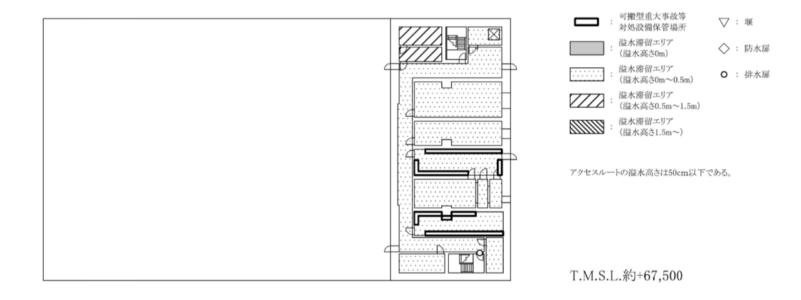
溢水滞留エリア (溢水高さ1.5m~)

アクセスルートの溢水高さは50cm以下である。

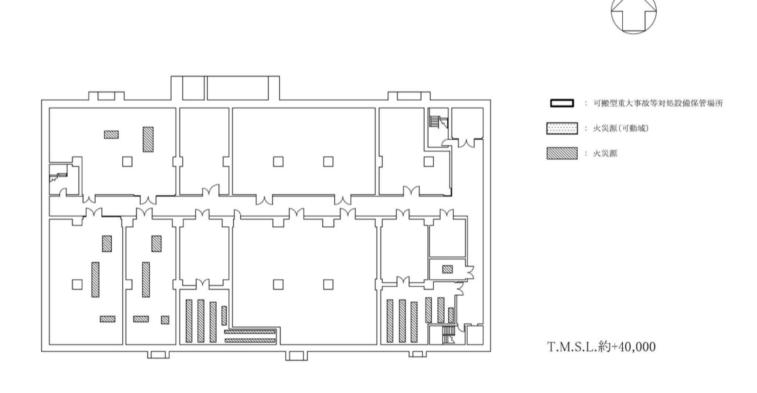
T.M.S.L.約+61,500

第 14 図 溢水ハザードマップ 制御建屋(地上2階)



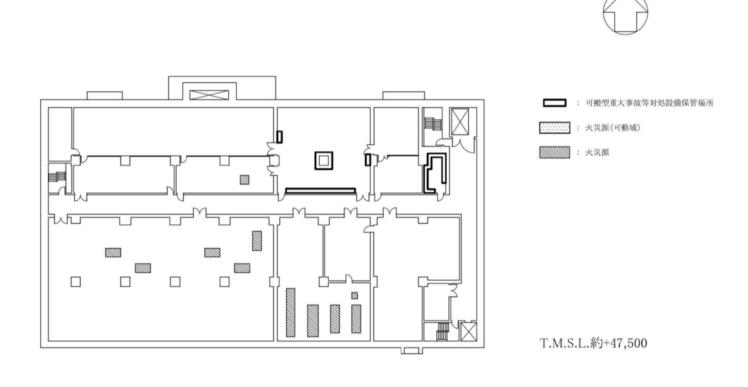


第 15 図 溢水ハザードマップ 制御建屋(地上3階)



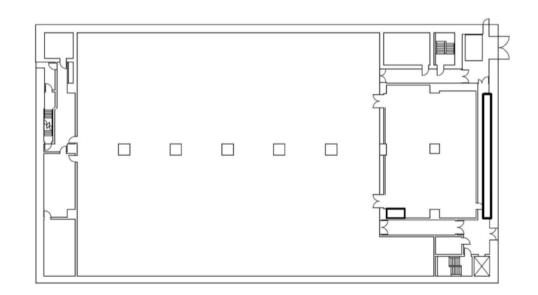
PN

第 16 図 火災ハザードマップ 制御建屋(地下 2 階)



第17図 火災ハザードマップ 制御建屋(地下1階)





本フロアに火災ハザードはない。

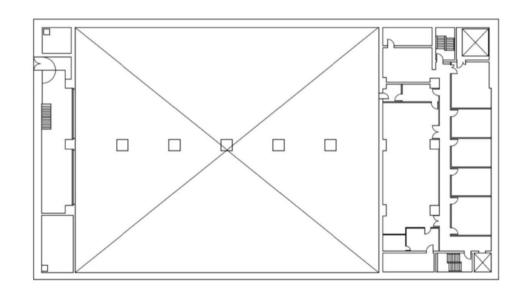
: 可搬型重大事故等対処設備保管場所

: 火災源

T.M.S.L.約+55,500

第 18 図 火災ハザードマップ 制御建屋(地上1階)





本フロアに火災ハザードはない。

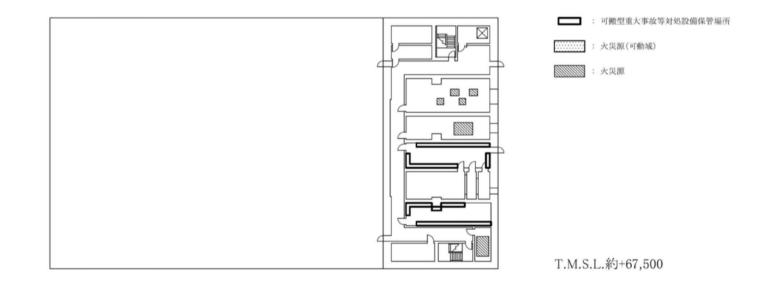
: 可搬型重大事故等対処設備保管場所

: 火災源

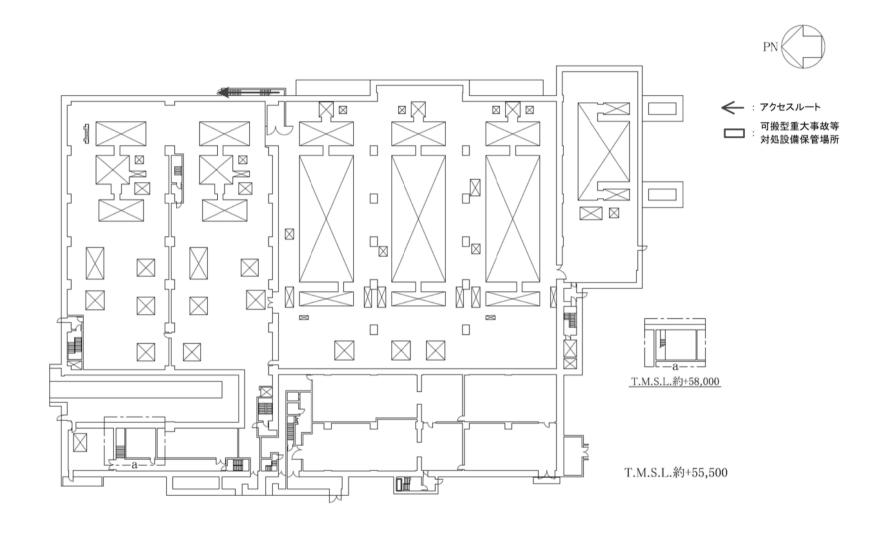
T.M.S.L.約+61,500

第19図 火災ハザードマップ 制御建屋(地上2階)

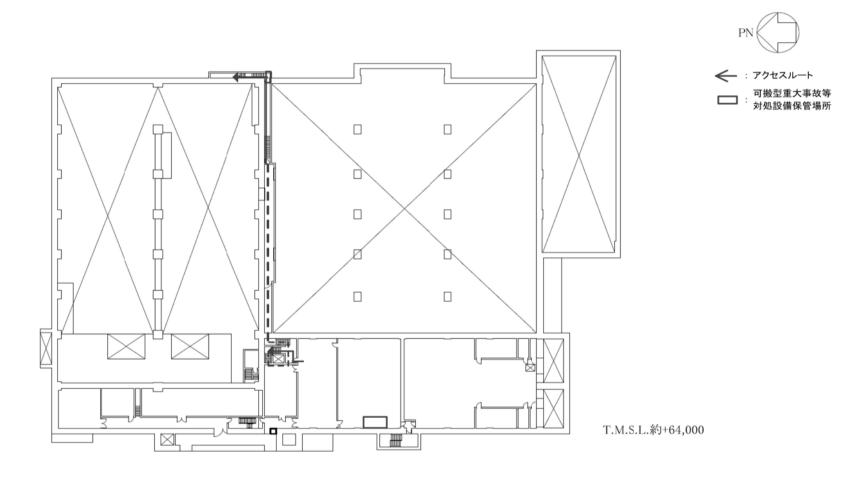




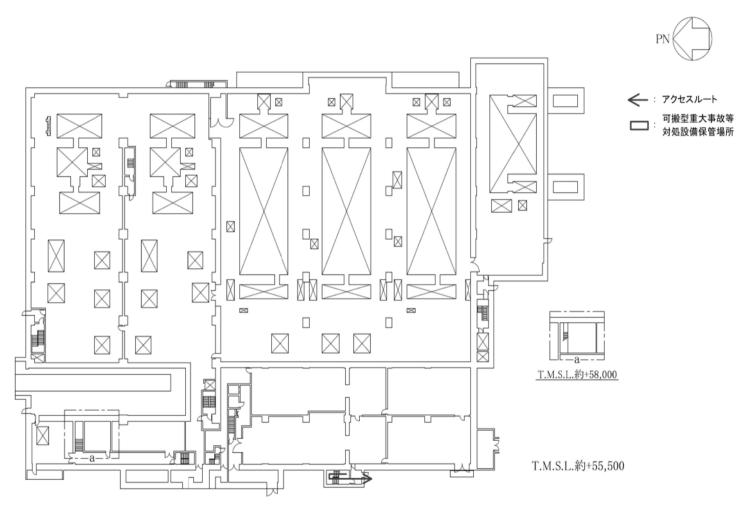
第 20 図 火災ハザードマップ 制御建屋(地上 3 階)



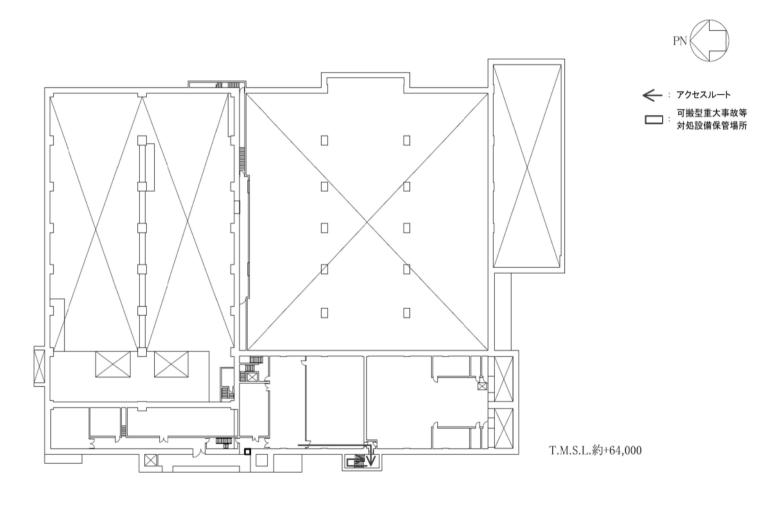
第 21 図 「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室の居住性確保」のアクセスルート 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(北ルート)(地上1階)



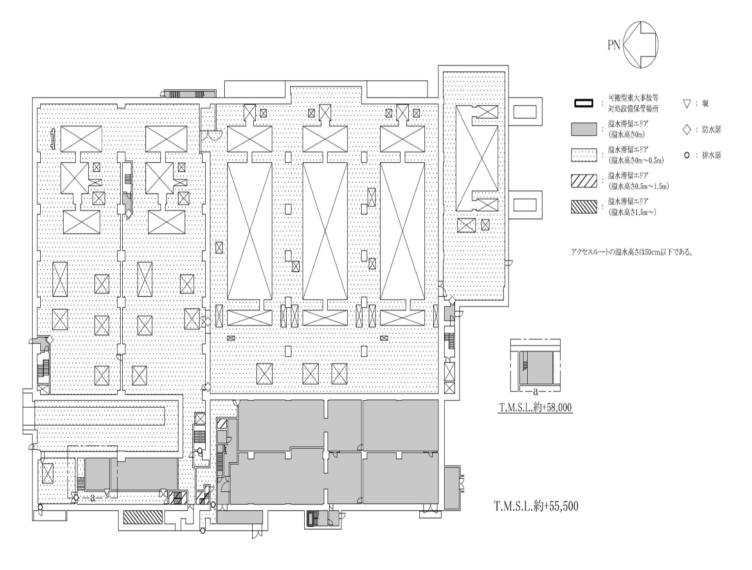
「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室の居住性確保」のアクセスルート 第 22 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(北ルート)(地上2階)



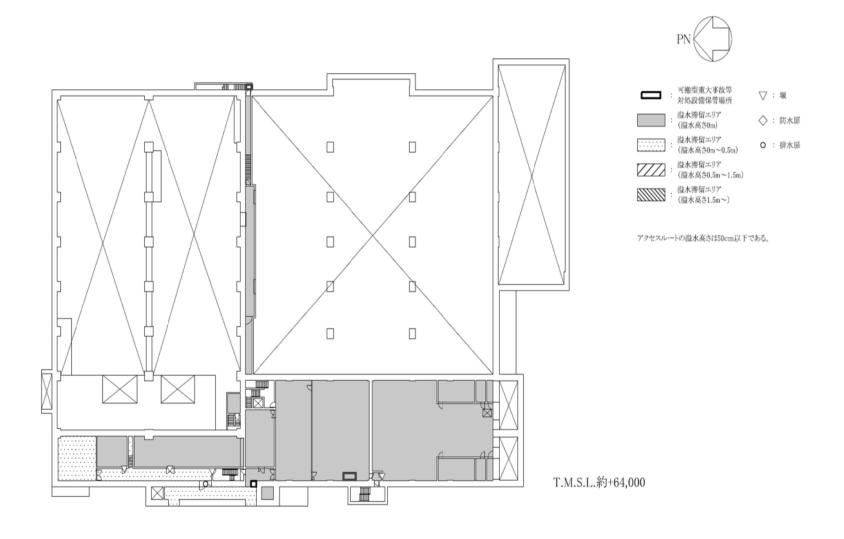
第 23 図 「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室の居住性確保」のアクセスルート 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート) (地上1階)



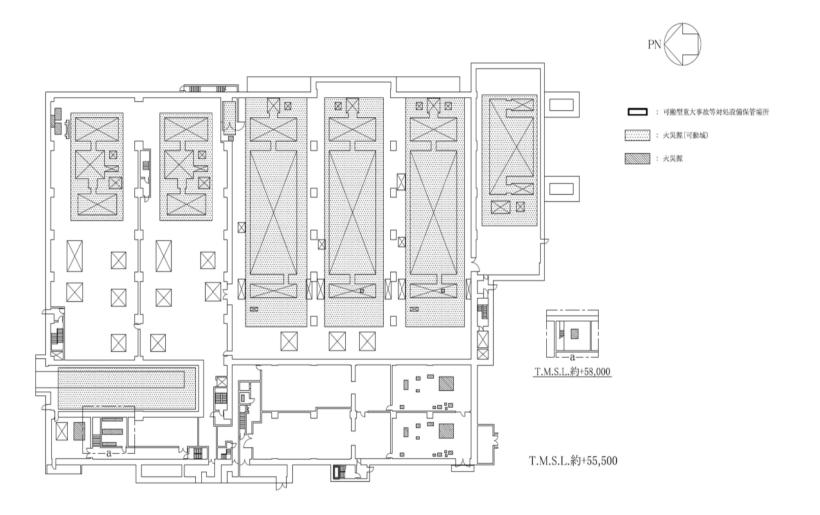
第 24 図 「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室の居住性確保」のアクセスルート 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上2階)



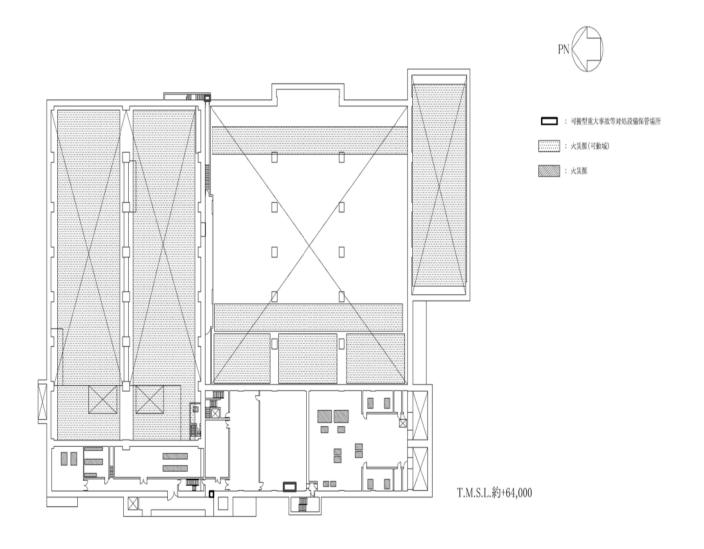
第 25 図 溢水ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上1階)



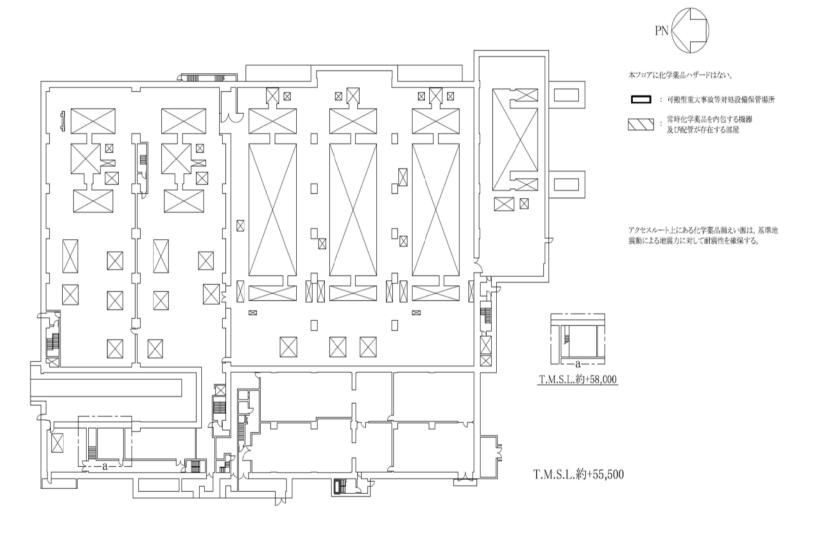
第 26 図 溢水ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上2階)



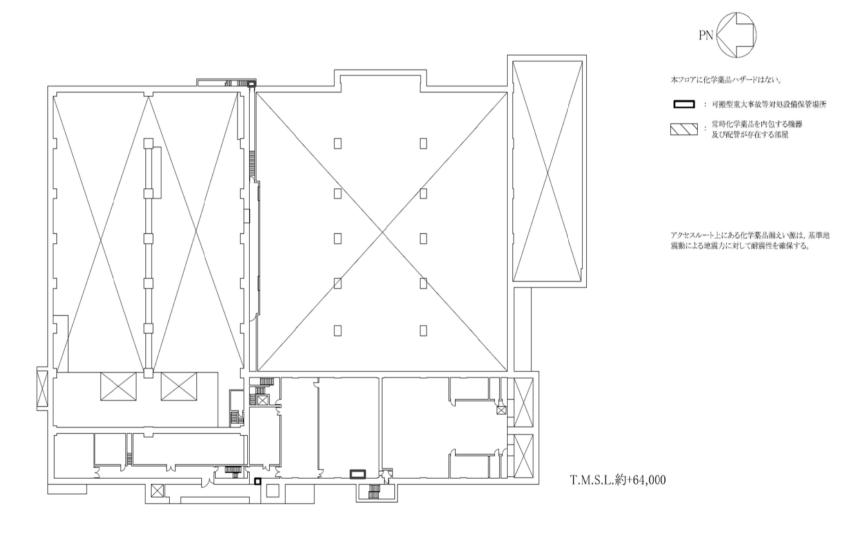
第 27 図 火災ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上1階)



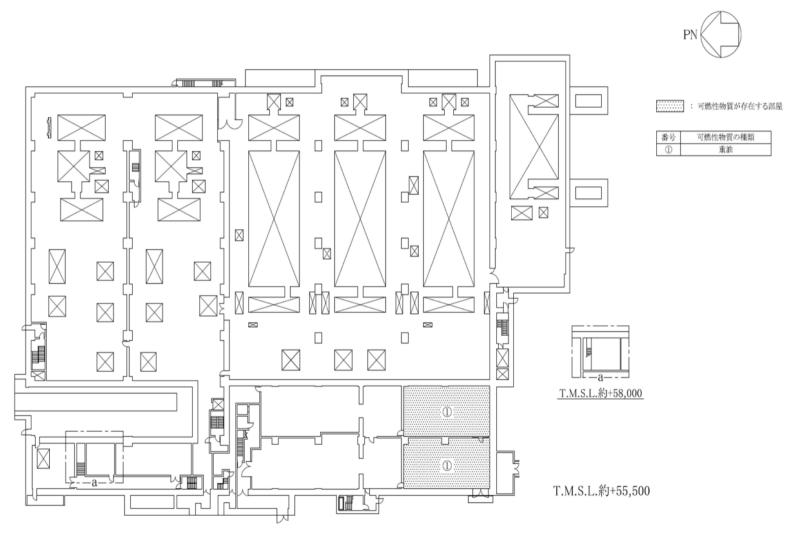
第 28 図 火災ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上2階)



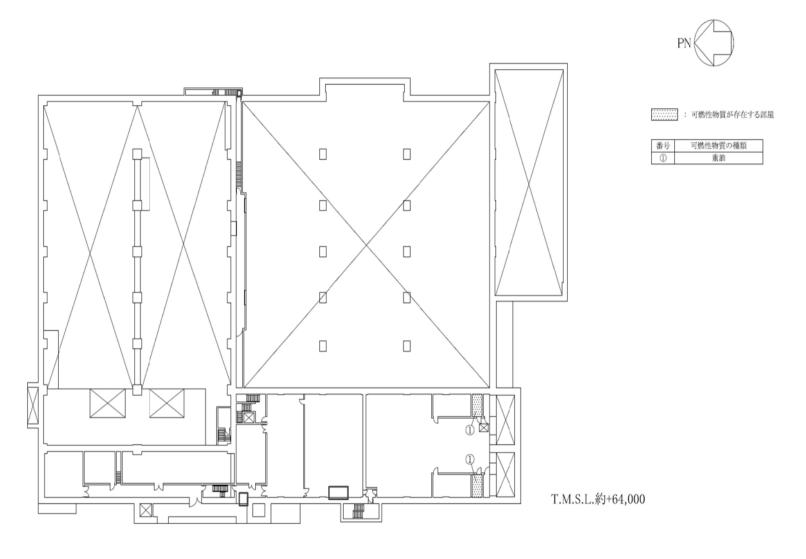
第29図 薬品ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上1階)



第 30 図 薬品ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上2階)



第 31 図 特有火災ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上1階)



第 32 図 特有火災ハザードマップ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上2階)

補足説明資料2-9

1. 概要

- 1. 1 新規制基準への適合方針
- (1) 設計基準事象への対処

制御室について,「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」第二十条及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第十五条における追加要求事項を明確化する。制御室に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項及びその適合方針は,以下の第1表及び第2表のとおりである。

第1表 「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」

第二十条 (制御室等)

再処理施設の位置,構 造及び設備の基準に関	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関	適合方針
する規則 (制御室等)	する規則の解釈	(追加要求事項への適
第二十条 再処理施設には,次に	第二十条(制御室等) 1 第1項に規定する	合方針は以下のとおり)
掲げるところにより, 制御室(安全機能を有	「制御室」とは,運転時においては,放射線	
する施設に属するもの に限る。以下この条に	業務従事者が施設の運転又は工程等の管理を	
おいて同じ。) を設けな ければならない。	行い、事故時において は、放射線業務従事者	
1740181819181	が適切な事故対策を講ずる場所をいう。なお、	
	1箇所である必要はないう。	
	v · / 。 2 第1項第1号に規	
一再処理施設の健全	定する「必要なパラメ	
性を確保するために必要なパラメータを監視	ータを監視できる」とは、計測制御系統施設	
できるものとすること。	で監視が要求されるパラメータのうち、連続	
	的に監視する必要があるものを制御室におい	DB

再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則 二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとすること。	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈 て監視できることをいう。	適合方針
三 再処理施設の外の 状況を把握する設備を 有して と。	3 第1項第3号に規の第3号に規の事ができた。 第1項第3号に規のを記して、制御を関係を記して、制御を関係を記して、制御を関係を記して、関係を認いでは、といるには、関係を認いでは、といるには、といるので	・及然びは状カび示わ使設室と・報用及で・震等使設室まクンる・理で、大型では装た用及にす気を済び把公、)用及にたに等。中理が、大型とのでは、一個では、一個では、大型では、一個では、大型では、一個では、大型では、大型ででは、大型では、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型ででは、大型では、大型

再処理施設の位置,構 再処理施設の位置,構 造及び設備の基準に関 造及び設備の基準に関 適合方針 する規則 する規則の解釈 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室に て把握した再処理施設 の外の状況は、使用済 燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の制御室にお いて通信連絡の手段に より把握できる設計と する。 2 分離施設,精製施 設その他必要な施設に は、再処理施設の健全 性を確保するために必 要なパラメータを監視 するための設備及び再 処理施設の安全性を確 保するために必要な操 作を手動により行うこ とができる設備を設け なければならない。 制御室及びこれに 4 第3項に規定する ・事故発生後, 事故対策 連絡する通路並びに運 | 「従事者が支障なく制 | 操作をすべき従事者が 転員その他の従事者が |御室に入り、又は一定 |中央制御室に接近でき 制御室に出入りするた 期間とどまり」とは、 るよう, 中央制御室へ めの区域には、設計基 事故発生後、事故対策 のアクセス通路を確保 準事故が発生した場合 操作をすべき従事者が する。 に再処理施設の安全性 制御室に接近できるよ ・中央制御室は,運転員 を確保するための措置 う通路が確保されてい その他の従事者が過度 をとるため、従事者が ること及び従事者が制 の放射線被ばくを受け 支障なく制御室に入 御室に適切な期間滞在 ないような遮蔽を設け り、又は一定期間とど できること並びに従事 る。 まり、かつ、当該措置 |者が交替のため接近す ・中央制御室の換気は、 をとるための操作を行る場合においては、放 事故時に外気との連絡 うことができるよう, |射線レベルの減衰及び| 口を遮断し,高性能粒

子フィルタを通る再循 環運転とし,運転員そ

遮蔽その他の適切な放 | 時間経過とともに可能

射線防護措置,気体状 となる被ばく防護策を

再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の放射性物質及び制御室外の火災又は爆ガの火災を引動を変勢を変勢を変勢を変ける。 が対ける対対では、 を対する換気設備を設けるがである。 が対するがである。 が対するがである。	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈 採り得ることをいう。	適合方針 の他の従事者を放射線かけるのではできる。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常時である。・平常はいる。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

DB

第2表 「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」 第十五条 (制御室等)

	川仰至守/	
再処理施設の設計及び 工事の方法の技術基準		適合方針
に関する規則		
(制御室等)		(追加要求事項への適
第十五条 再処理施設		合方針は以下のとお
には、制御室を施設し		9)
なければならない。		
(ないればならない。		
2 制御室は,当該制		
御室において制御する		
工程の設備の運転状態		
を表示する装置,当該		
工程の安全性を確保す		
るための設備を操作す		
る装置、当該工程の異		
常を表示する警報装置		
その他の当該工程の安		
全性を確保するための		
主要な装置を集中し,		
かつ、誤操作すること		
なく適切に運転操作す		
ることができるように		
施設しなければならな		
V)		
3 制御室には、再処		「再処理施設の位置,
理施設の外部の状況を		構造及び設備の基準に
		111.0001 101111 2 1 1
把握するための装置を		関する規則」第二十条
施設しなければならな		第1項三号に同じ。
V Vo		
4 分離施設,精製施		
設その他必要な施設に		
は,再処理施設の健全		
性を確保するために必		DB
	y	

再処理施設の設計及び		
工事の方法の技術基準		適合方針
□に関する規則		
要な温度,圧力,流量		
その他の再処理施設の		
状態を示す事項(以下		
「パラメータ」とい		
う。)を監視するための		
設備及び再処理施設の		
安全性を確保するため		
に必要な操作を手動に		
より行うことができる		
□設備を施設しなければ		
ならない。		
5 制御室及びこれに		「再処理施設の位置,
連絡する通路並びに運		構造及び設備の基準に
転員その他の従事者が		関する規則」第二十条
制御室に出入りするた		第3項に同じ。
めの区域には,設計基		
準事故が発生した場合		
に再処理施設の安全性		
を確保するための措置		
をとるため、従事者が		
支障なく制御室に入		
り, 又は一定期間とど		
まり、かつ、当該措置		
をとるための操作を行		
うことができるよう,		
遮蔽壁その他の適切に		
放射線から防護するた		
めの措置,気体状の放		
射性物質及び制御室外		
の火災又は爆発により		
発生する有毒ガスに対		
する換気設備の隔離そ		
の他の当該従事者を適		
切に防護するための設		
備を施設しなければな		
らない。	V	
		DB

(2) 重大事故等への対処

制御室について,「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」第四十四条及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第三十八条における追加要求事項を明確化する。制御室に関する重大事故等への対処のための追加要求事項及びその適合方針は,以下の第3表及び第4表のとおりである。

第3表 「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」 第四十四条 (制御室)

再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(制御室) 第四十四条	第44条(制御室)	
第二十条第一項の規定 おり設置される制御室には、重大事故では、重大事故ではまるにおいるとととである。 はいい はい		再大合御受設制の施ま置の10msである 理ないし中燃貯,済びに及織日,点計 の室入の御受設を実施が変度で が室使設室び施御な実量超処き が室使設室が施御な実量超処き が室で設立が、済びに及織日,点計 が高い、済びに及織日,点計 を対し、方がにとび要間重とと を対し、方がにとび要間重とと

		,
再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈 1 第44条に規定する 「運転員がとばまるに、場合で表現が表別である。として、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	適合方針
	一 制御室用の電源 (空調,照明他)は,代 替電源設備からの給電 を可能とすること。	中州の受いと、 S 送送制ま入発設 中央制御室のは、機及の間では、 で、 B を代及の制度を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を
	二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について,以下に掲げる要件を満たすものをいう。	
	① 本規定第28条に規定する重大事故対策の うち、制御室の運転員 の被ばくの観点から結 果が最も厳しくなる事	中央制御室及び使用済 燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の制御室の被 ばく評価は,評価上最 も厳しくなる臨界事故

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
9 公院則	故を想定すること。	について,重大事故等 対策に係る対策(拡大 防止措置)成功時の主 排気筒から大気中への 放射性物質の放出量と する。
	② 運転員はマスクの 着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制 を整備すること。	施組織要員はマスクの
		居住性評価において実 施組織要員の交替体制 は考慮しない。
	④ 判断基準は,運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	実施組織要員の実効線量が7日間で,中央制御室が約9.0×10 ⁻⁴ mSv、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室が約2.0×10 ⁻³ mSvと評価しており,100 mSvを超えない。

再処理施設の位置、構造及び記憶の其準に関	再処理施設の位置,構造及其準に関	· 富人士4L
造及び設備の基準に関	造及び設備の基準に関	適合方針
する規則	する規則の解釈	
	三 制御室の外側が放	中央制御室及び使用済
	射性物質により汚染し	燃料の受入れ施設及び
	たような状況下におい	貯蔵施設の制御室は,
	て,制御室への汚染の	制御建屋の外側が放射
	持込みを防止するた	性物質により汚染した
	め, モニタリング及び	状況下において、中央
	作業服の着替え等を行	制御室及び使用済燃料
	うための区画を設ける	の受入れ施設及び貯蔵
	こと。	施設の制御室への汚染
		の持込みを防止するた
		め、出入管理建屋から
		中央制御室に連絡する
		通路上及び制御建屋の
		外から中央制御室に連
		絡する通路上並びに使
		用済燃料の受入れ施設
		及び貯蔵施設の制御室
		の出入口付近に作業服
		の着替え、防護具の着
		装及び脱装、身体汚染
		検査並びに除染作業が
		できる区画を有してい
		5.
		V 0
1	İ	

第4表 「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」

第三十八条 (制御室)

再処理施設の設計及び		適合方針
工事の方法の技術基準		
に関する規則		
第三十八条		
(制御室)	/	
第十五条第一項の規定		中央制御室, 使用済燃
により設置される制御		料の受入れ施設及び貯
室には, 重大事故が発生		蔵施設の制御室、中央
した場合においても運		制御室遮蔽,制御室遮
転員がとどまるために	/	蔽, 代替中央制御室送
必要な設備を施設しな		風機, 代替制御室送風
ければならない。		機、可搬型ダクト、制
		御建屋可搬型発電機,
		使用済燃料の受入れ施
		設及び貯蔵施設可搬型
		発電機,可搬型電源ケ
		ーブル、中央制御室遮
		蔽,制御室遮蔽,可搬
		型照明(SA),可搬型
		酸素濃度計,可搬型二
		酸化炭素濃度計,可搬
		型窒素酸化物濃度計,
		ガンマ線サーベイメー
		タ,アルファ・ベータ
		線用サーベイメータ,
		可搬型ダストサンプ
		ラ, 可搬型情報収集装
		置及び可搬型情報表示
		装置を施設する。

なお, 重大事故対処設備に関する概要を第5表に示す。

第5表 重大事故対処設備に関する概要(第四十四条 制御室)

系統機能	設備	設置	代替する機能を有す	つる設計基	設備	設備分類	
		区分	準対象設備		種別		
		新設	設備	耐震重要	常設	分類	機器
		既設		度分類	可搬型		クラス
中央制御室及	中央制御室	既設	(中央制御室)	(C)	常設	常設重大事故等対	_
び使用済燃料						処設備	
の受入れ施設							
及び貯蔵施設							
の制御室の居							
住性の確保							
	使用済燃料の受入れ施設	既設	(使用済燃料の受	(C)	常設	常設重大事故等対	_
	及び貯蔵施設の制御室		入れ施設及び貯蔵			処設備	
			施設の制御室)				
	中央制御室遮蔽	既設	(中央制御室遮蔽)	(C)	常設	常設重大事故等対	_
						処設備	
	制御室遮蔽	既設	(制御室遮蔽)	(C)	常設	常設重大事故等対	_
						処設備	
	代替中央制御室送風機	新設	中央制御室送風機	S	可搬型	可搬型重大事故等	_
						対処設備	
	代替制御室送風機	新設	制御室送風機	С	可搬型	可搬型重大事故等	_
						対処設備	

系統機能	設備	設置 区分	代替する機能を有す 準対象設備	つる設計基	設備 種別	設備分類	
		新設 既設	設備	耐震重要 度分類	常設 可搬型	分類	機器 クラス
中央制御室及び使用済燃料の受えれた記	可搬型ダクト	新設	中央制御室換気ダクト	S	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
の受入れ施設 及び貯蔵施設 の制御室の居 住性の確保	可搬型ダクト	新設	使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施 設の制御室換気ダ クト	С	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
	制御建屋可搬型発電機	新設	制御建屋非常用母線	S	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
	可搬型電源ケーブル	新設	制御建屋非常用母線	S	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
	制御建屋建屋可搬型分電盤	新設	制御建屋非常用母線	S	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
	使用済み燃料受入れ・貯 蔵建屋可搬型発電機	新設	使用済み燃料・受入 れ貯蔵建屋非常用 母線	(C)	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
	可搬型電源ケーブル	新設	使用済み燃料・受入 れ貯蔵建屋非常用 母線電路	(C)	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
	使用済み燃料受入れ・貯 蔵建屋可搬型分電盤	新設	使用済み燃料・受入 れ貯蔵建屋非常用 母線	(C)	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_

系統機能	設備	設置 区分	代替する機能を有す 準対象設備	つる設計基	設備 種別	設備分類	
		新設既設	設備	耐震重要度分類	常設可搬型	分類	機器 クラス
中央制御室及び使用済燃料	可搬型酸素濃度計	新設	_		可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
の受入れ施設 及び貯蔵施設 の制御室の居	可搬型二酸化炭素 濃度計	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
住性の確保	可搬型窒素酸化物濃度計	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_
中央制御室及 び使用済燃料 の受入れ施設 及び貯蔵施設 の制御室の居 住性(照明) の確保	可搬型照明(SA)	新設	電気設備の照明及 び作業用電源設備 の運転保安灯及び 直流非常灯	_	可搬型	可搬型重大事故等 対処設備	_

系統機能	設備	設置	代替する機能を有す	トス設計其	設備	設備分類	
	IV	区分	準対象設備	の放用本	種別	HX VIII / J 758	
				オ エニュー		A\ \ \rac{1}{2}	L/I/. HH
		新設	設備	耐震重要	常設	分類	機器
		既設		度分類	可搬型		クラス
_	ガンマ線用サーベイ メ	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	
	ータ					対処設備	
	アルファ・ベータ線用サ	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	
	ーベイ メータ					対処設備	
	可搬型ダスト サンプラ	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	
						対処設備	
通信連絡及び	可搬型通話装置	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	
情報把握						対処設備	
	可搬型衛星電話	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	
						対処設備	
	可搬型トランシーバ	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	_
						対処設備	
	可搬型情報収集装置	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	_
						対処設備	
	可搬型情報表示装置	新設	_	_	可搬型	可搬型重大事故等	_
						対処設備	

2. 設計方針

- 2. 1 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から外の状況を把握する設備について
- 2. 1. 1 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御 室から外の状況を把握する設備の概要

以下の設備を用いることで、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室内にて再処理施設の外部の状況の把握が可能な設計 とする。

(1) 屋外監視カメラ及び表示装置

屋外監視カメラは、再処理施設に影響を及ぼす可能性があり、且つ映像により把握が可能な自然現象である森林火災、草原火災、火山の影響が発生した場合に、火災の発生方角やばい煙の方向、降灰状況が把握できる設計とする。また、これに加え航空機落下、近隣工場の火災等その他自然現象等発生時の再処理施設の周辺状況を把握できる設計とする。

屋外監視カメラの映像は、中央制御室の統括当直長並びに使用済燃料の 受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の当直長が駐在している箇所に設置した 表示装置により、昼夜に渡り再処理施設に影響を及ぼす可能性があると想 定される自然現象等を把握することができる設計とする。

(2) 気象観測関係の表示装置

敷地内に設置している気象観測設備により、風向・風速等の気象状況を 常時監視できる設計とする。

また,環境モニタリング設備により,周辺監視区域境界付近の空間放射線量率を把握できる設計とする。

(3) 公共機関等の情報を入手するための設備

公的機関等からの地震、津波、竜巻情報等を入手するために、中央制御

室の統括当直長の側に電話、ファクシミリ等を設置する。また、社内ネッ トワークに接続されたパソコンを使用することで、雷・降雨予報、天気図 等の公的機関からの情報を入手することが可能な設計とする。

2. 1. 2. 外部監視カメラについて

2. 1. 2. 1 外部監視カメラの概要

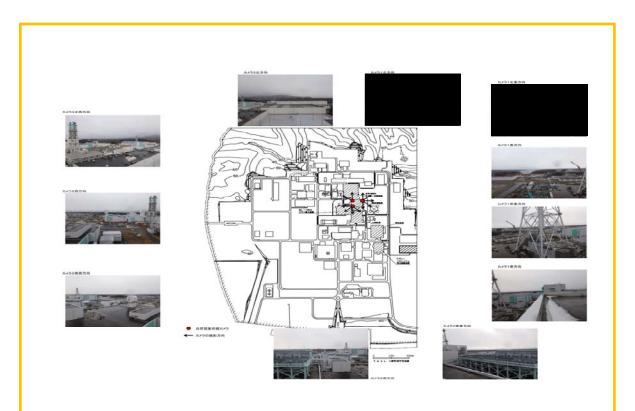
外部監視カメラは,再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等 (風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,火山の影響,森林火災,近隣工場 等の火災及び地震)並びに自然現象等による再処理構内及び再処理施設へ の影響の概況を適切に監視できる位置・方向の高所に設置する。

なお、映像により把握が困難な自然現象等や現場の詳細状況は、作業員による目視確認、公共機関からの情報および気象観測装置を用いて把握する。

第6表に外部監視カメラの概要を,外部監視カメラが監視可能な再処理 施設及び周辺の再処理構内範囲の概要を第1図に示す。

第6表 外部監視カメラの概要

	外部監視カメラ
外観	
カメラ構成	可視光及び赤外線
ズーム	デジタルズーム4倍
遠隔稼動	水平稼動:360°, 垂直稼動:±90°
夜間監視	可能 (赤外線カメラ)
耐震設計	S クラスの機器・配管系に適用する地震 力及び許容限界にて設計
供給電源	非常用電源系統
風荷重	設計竜巻を考慮した荷重にて設計
積雪荷重, 堆積量	積雪を考慮した荷重及び設置高さにて 設計
降下火砕物荷重, 堆積量	降下火砕物を考慮した荷重及び設置高 さにて設計
台数	前処理建屋屋上3台



第1図 外部監視カメラが監視可能な再処理施設及び周辺の再処理構内範囲 の概要

2. 1. 2. 2 外部監視カメラにより把握可能な自然現象等

地震並びに「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第9条に記載されている「想定される自然現象」及び「再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」のうち、外部監視カメラにより把握可能な自然現象等を第7表に示す。

DB

第7表 外部監視カメラにより中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室で把握可能な自然現象等

自然現象等	第九条 選定事象		第七条	第八条	把握できる再処理施設の	
	自然	人為	地震	津波	外の状況	
風(台風)	0				・再処理施設周辺の飛来物の状況・再処理施設周辺の竜巻の発生状況・再処理施設の状況	
竜 巻	0				・再処理施設周辺の飛来物の状況・再処理施設周辺の竜巻の発生状況・再処理施設の状況	
降水	0				・降雨の状況 ・再処理施設周辺の状況	
積 雪	0				・降雪の状況 ・再処理施設周辺の積雪 状況	
降 雹	0				・降雹の状況	
落雷	0				・雷の発生状況・再処理施設周辺の状況	
森林(草原) 火災	0				・火災の発生方角および 状況・ばい煙の方向	
火山の影響	0				・降灰の状況	
高潮				_	・立地上影響を受けない。	
津波				_	・立地上影響を受けない。	
地震			0		再処理施設周辺の状況	
外部火災(近 隣工場の火 災等)		0			・火災の発生方角および 状況・ばい煙の方向	
飛来物(航空機落下)		0			・飛来物落下(航空機落 下)による再処理施設 周辺の状況	

2.1.3 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御 室にて把握可能なパラメータ

屋外監視カメラ以外に中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯 蔵施設の制御室で把握可能なパラメータを第8表に示す。

第8表 屋外監視カメラ以外に中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室で把握可能なパラメータ

パラメータ		測定レンジ	測定レンジの考え方	
大気温度		-50∼50°C	測定下限は、凍結リスクが 生じる0℃をカバーできる 設定とする。	
雨量		0∼499.5mm	気象盤の表示により、1時間雨量(mm/h)を読み取ることができる設計とする。記録計は、1日の積算雨量を記録紙に印字し、午前0時でリセットされる設定とする。	
風向 (EL.+10mm/E	風向 (EL. +10mm/EL. +150mm)		台風等の影響の石器と離散 を把握できる設計とする。	
風速 (EL.+10mm/E	風速 (EL.+10mm/EL.+150mm)		陸地内部で通常起こりうる 風速を測定できる設定とす る。	
日射量	日射量			
放射収支量		昼: -0.3 ~1.2kW/m² 夜: 0.05 ~-0.3kW/m²	大気安定度を識別できる設計とする。	
空間線量率 (モニタリ ングポスト)	低レンジ	10^{-2} $\sim 10^1 \mu$ Gy/h	「発電用軽水型原子炉施設 における事故時の放射線計 測に関する審査指針」を参	
	高レンジ	$10^0\sim 10^5\mu$ Gy/h	考として,事故時において も周辺監視区域境界の空間 線量率の状況が把握できる 設計とする。	

2. 2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の管理

「労働安全衛生法」及び「鉱山保安施行規則」を踏まえ、酸素濃度が19%を下回るおそれのある場合または二酸化炭素濃度が1.0%を上回るおそれのある場合に、外気をフィルタで浄化しながら取り入れる運用とする。なお、法令要求等における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の基準値は、以下のとおりである。

「酸素濃度の人体への影響について」を第9表に、「二酸化炭素濃度の人体への影響について」を第10表に示す。

(1) 酸素濃度

酸素欠乏症等防止規則 (一部抜粋)

(定義)

- 一酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。

(換気)

第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該 作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上(第二種 酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、空気中の酸素の濃度を十八 パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下)に保つよ うに換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため 換気することができない場合または作業の性質上換気することが著し く困難な場合は、この限りでない。 「鉱山保安法施行規則」(一部抜粋)

第十六条の一

ー 鉱山労働者が作業し、または通行する坑内の空気の酸素含有率は十九 パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

第9表 酸素濃度の人体への影響について([出典] 厚生労働省ホームページ (抜粋))

酸素濃度	症状等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16%	頭痛,吐き気
12%	目まい, 筋力低下
8 %	失神昏倒,7~8分以内に死亡
6 %	瞬時に昏倒,呼吸停止,死亡

(2) 二酸化炭素濃度

「鉱山保安法施行規則」(一部抜粋)

第十六条の一

一 鉱山労働者が作業し、または通行する坑内の空気の酸素含有率は十九 パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

第10表 二酸化炭素濃度の人体への影響について([出典] 消防庁「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」平成8年9月20日)

二酸化炭素濃度	症状発現までの暴露時間	人体への影響
< 2 %		はっきりした影響は認め
		られない
$2\%\sim 3\%$	5~10分	呼吸深度の増加,呼吸数の
		増加
3 %~4 %	10~30分	頭痛、めまい、悪心、知覚
		低下
4 %~ 6 %	5~10分	上記症状,過呼吸による不
		快感
6 %~ 8 %	10~60分	意識レベルの低下, その後
		意識喪失へ進む,ふるえ,
		けいれんなどの不随意運
		動を伴うこともある
8 %~10%	1~10分	同上
10%<	< 数分	意識喪失,その後短時間で
		生命の危険あり
30%	8~12呼吸	同上

2.3 汚染の持込防止について

中央制御室を設置する制御建屋,並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設置する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋には、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持込みを防止するため、身体の汚染検査及び防護具の脱衣等を行うためのチェンジングエリアを設ける。

チェンジングエリアは、屋外で作業を行った要員等が、中央制御室並び に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に入室する際に利用する。 チェンジングエリアは、状況に応じて以下の場所に設営する。

a. 中央制御室

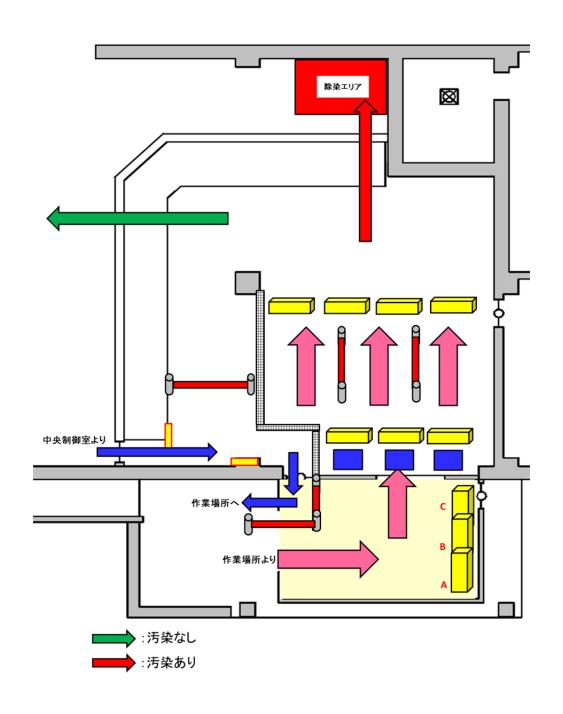
第1候補:出入管理建屋 玄関

第2候補:制御建屋内搬出入口付近

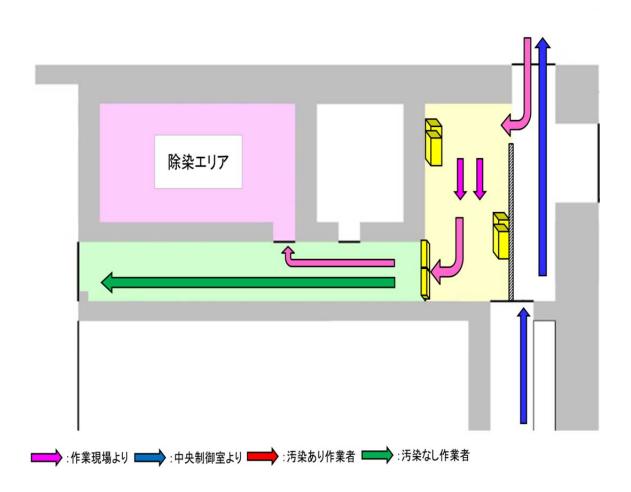
b. 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

第1候補:使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 玄関

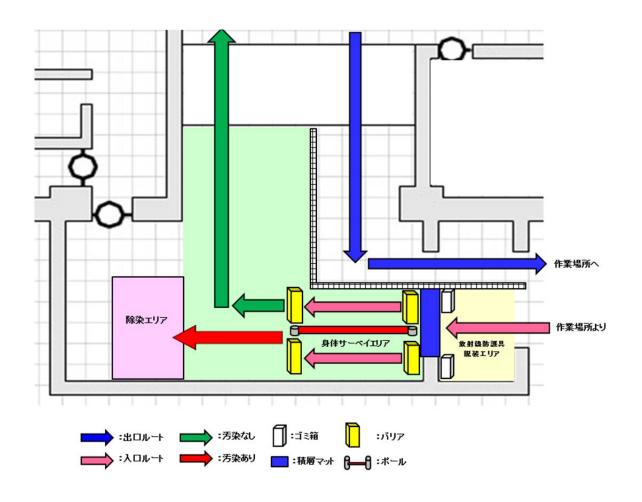
原則,第1候補にチェンジングエリアを設営するが,出入管理建屋が地震等により崩落した際は,第2候補である制御建屋内搬出入口付近に設営する。また,チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し,可搬型照明を配備する。チェンジングエリア設営場所及び概要図を第2図及び第3 図並びに第4図に示す。



第2図 出入管理建屋チェンジングエリア設営場所及び概要図



第3図 制御建屋チェンジングエリア設営場所及び概要図



第4図 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋チェンジングエリア設営場所及び概 要図

2. 4 重大事故発生時に実施組織要員がとどまるための設備について

2.4.1 概要

重大事故等が発生した場合においても中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に実施組織要員がとどまるために必要な設備は、居住性を確保するための設備、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材、通信連絡設備及び情報把握計装設備、並びに、汚染の持ち込みを防止するための設備で構成する。

居住性を確保するための設備は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、中央制御室遮蔽並びに制御室遮蔽、代替中央制御室送風機並びに代替制御室送風機、可搬型ダクト、中央制御室送風機、制御室送風機、制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機、可搬型照明(SA)、非常用照明、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型窒素酸化物濃度計で構成する。

代替中央制御室送風機並びに代替制御室送風機及び可搬型ダクトは,中 央制御室と異なる制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制 御室と異なる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に保管し,設置する。

可搬型照明(SA)は、中央制御室と異なる制御建屋内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管し、設置する。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計 は,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設 置又は保管する。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材は、ガンマ線用サーベイ メータ、アルファ・ベータサ

ーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラで構成し、中央制御室並びに 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置又は保管する。

通信連絡設備及び情報把握計装設備は,通信連絡設備の可搬型通話装置 (通信連絡設備),可搬型衛星電話(通信連絡設備)及び可搬型トランシー バ(通信連絡設備)並びに情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可 搬型情報表示装置で構成し,中央制御室と異なる制御建屋に保管し,設置 する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備は,可搬型通話装置(通信連絡設備),可搬型衛星電話(通信連絡設備)及び可搬型トランシーバ(通信連絡設備)で構成し,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し,設置する。

中央制御室は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度及び可搬型窒素酸化物濃度計により、居住性を確保していることの確認が可能な設計とする。また、基準地震動を超える地震の発生により、外部電源が喪失した場合においても中央制御室を内包する制御建屋に保管している可搬型照明(SA)及び可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置を中央制御室に設置することで、継続的に再処理施設の対処に必要なパラメータの監視を行うとともに、可搬型通話装置、可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバにより外部との連絡を可能とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度及び可搬型窒素酸化物濃度計により、居住性を確保していることの確認が可能な設計とする。また、基準地震動を超える地震の発生により、外部電源が喪失した場合においても使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管している可搬型照明(SA)及び可搬型通話装置、可搬型衛星電話及び可搬

型トランシーバにより外部との連絡を可能とする。

2. 4. 2 居住性を確保するための設備

2. 4. 2. 1 設計方針

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、放射性物質による中央制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に対しての放射線を遮蔽するためコンクリート構造を有している。重大事故等発生時において、中央制御室送風機及び制御室送風機の機能喪失後、代替送風機及び可搬型ダクトを設置し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気を維持する設計とする。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明は,可搬型照明(SA)で確保する設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,重大事故等発生時の中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性が確保されていることを確認するため,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住環境の基準値の範囲を測定できる設計とする。

2. 4. 2. 2 中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽

中央制御室及び中央制御室遮蔽並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び制御室遮蔽は、コンクリート厚さ約 1.0m以上の中央制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室躯体と一体となった外壁であり、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計とする。

2. 4. 2. 3 制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵

建屋制御室換気設備

制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要な設備を第11表に,換気系統図を第5図及び第6図にそれぞれ示す。

重大事故等時において、中央制御室換気設備並びに使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気設備が機能喪失して外気との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪化した場合には、代替中央制御室送風機並びに代替制御室送風機及 び可搬型ダクトを設置して、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室内の換気が可能な設計とする。

なお、代替中央制御室送風機並びに代替制御室送風機及び可搬型ダクトは、設置を完了して電源設備の可搬型発電機から受電するまでの間起動しないが、炭酸ガス濃度が「事務所衛生基準規則 第三条 換気」で定める0.5%以下を満たせなくなるまで約24時間程度の猶予がある。

このことから、代替中央制御室送風機並びに代替制御室送風機及び可搬型ダクトによる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保については、換気設備の機能喪失後、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の炭酸ガス濃度の上昇による影響がでるまでに代替中央制御室送風機並びに代替制御室送風機及び可搬型ダクトの設置を完了し、外気の取り入れを開始することができると評価しており、居住性を確保できることを確認している。

第11表 換気空調設備(重大事故時)の主要機器仕様

- (1) 制御建屋中央制御室換気設備
 - a. 代替中央制御室送風機

台 数 5台(うち3台は故障時バックアップ)

容 量 約2,600m³/h/台

b. 可搬型ダクト

式 数 3式(うち2式は故障時バックアップ)

長 さ 300m/式

c. 可搬型発電機

台 数 3台(うち2台は故障時バックアップ)

d. 中央制御室送風機

台 数 2 (うち予備1)

- ② 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備
 - a. 代替制御室送風機

台 数 3台(うち2台は故障時バックアップ)

容 量 約2,600m3/h/台

b. 可搬型ダクト

式 数 3式(うち2式は故障時バックアップ)

長 さ 300m/式

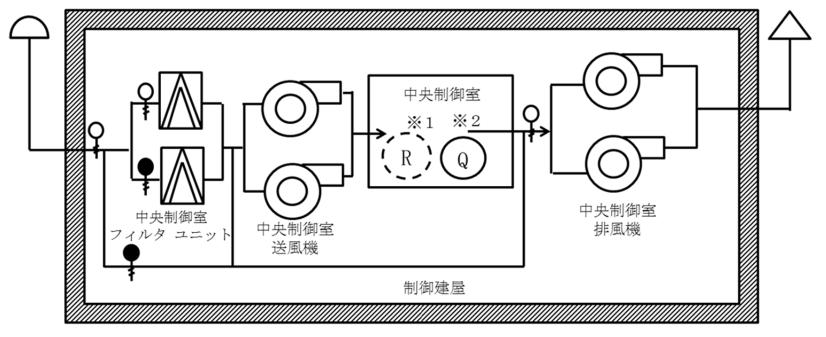
c. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機

台 数 3台(うち2台は故障時バックアップ)

d. 制御室送風機

台 数 2 (うち予備1)

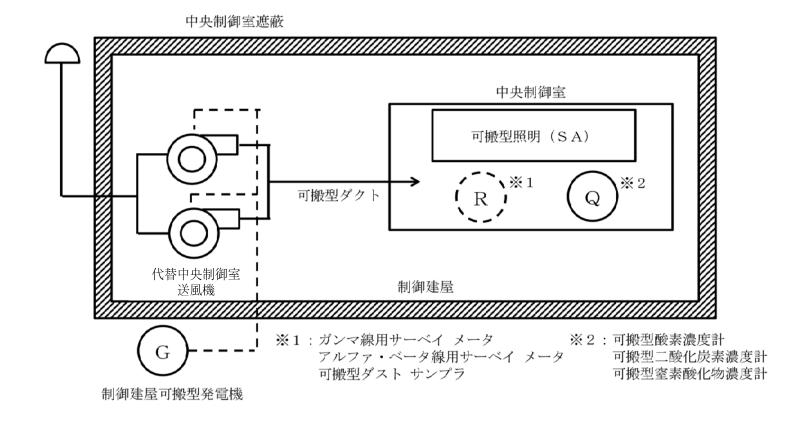
中央制御室遮蔽



※1:ガンマ線用サーベイ メータ アルファ・ベータ線用サーベイ メータ 可搬型ダスト サンプラ

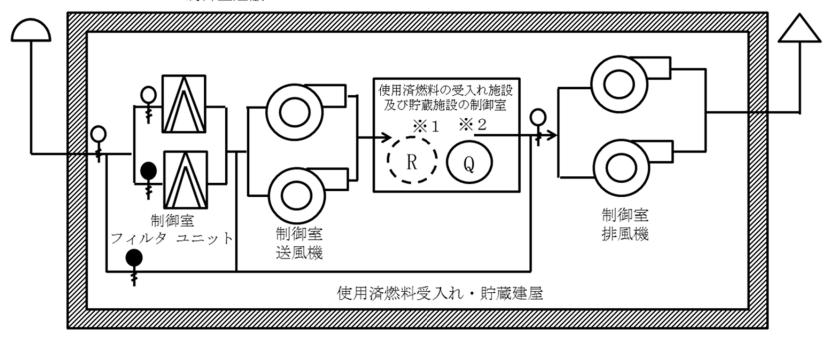
※2:可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計

第5図 重大事故等時の中央制御室換気系統図(1/2)



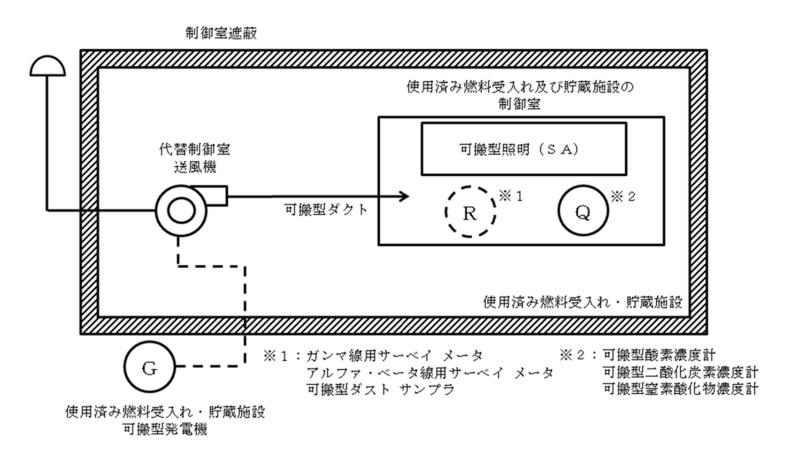
第5図 重大事故等時の中央制御室換気系統図(2/2)

制御室遮蔽



※1:ガンマ線用サーベイ メータアルファ・ベータ線用サーベイ メータ可搬型二酸化炭素濃度計可搬型ダスト サンプラ※2:可搬型酸素濃度計可搬型二酸化炭素濃度計可搬型 室素酸化物濃度計

第6図 重大事故等時の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気系統図(1/2)



第6図 重大事故等時の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気系統図(2/2)

2. 4. 2. 4 照明設備

可搬型照明(SA)は、実施組織要員が中央制御室にとどまり必要な対処等を行うために必要な照度を確保するために、228台(うち152台は故障時予備)配備する。

また,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の可搬型照明(SA)は,実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な対処等を行うために必要な照度を確保するために,51台(うち34台は故障時予備)配備する。

第12表に中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の可搬型照明(SA)を示す。

第12表 可搬型照明(SA)

名称及び外観	保管場所	数量	仕様
可搬型照明(SA)	中央制御室を 内包する制御 建屋	228 台 (予備 152 台)	蓄電池 連続点灯時間: HI:約20時間 Low:約30時間
可搬型照明(SA)	使用済燃料の 受入れ施設の 制御室を内包 する使用済燃 料受入れ・貯 蔵建屋	51 台 (予備 34 台)	蓄電池 連続点灯時間: HI:約20時間 Low:約30時間

2. 4. 2. 5 環境測定設備

環境測定設備の可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型 窒素酸化物濃度計は,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵 施設の制御室の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを,それぞれ3 台(うち2台は故障時予備)配備する。第13表に中央制御室並びに使用済 燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備する可搬型酸素濃度計,可 搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計の概要を示す。

第 13 表 可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物 濃度計の概要

名称及び外観	仕様等	
可搬型酸素濃度計	検知原理	ガルバニ電池式
	検知範囲	0~40. 0vo1%
	表示精度	0. 1vo1%
	電源	専用リチウムイオン電池ユニット または 単三形アルカリ乾電池×3本
	個数	3台(うち2台は故障時予備)
可搬型二酸化炭素濃度計	検知原理	赤外線式
	検知範囲	0~10000ppm
	表示精度	20ppm
	電源	専用リチウムイオン電池ユニット または 単三形アルカリ乾電池×3本
	個数	3台(うち2台は故障時予備)
可搬型窒素酸化物濃度計	検知原理	定電位電解式
	検知範囲	0~20.00ppm
	表示精度	0.05ppm
	電源	専用リチウムイオン電池ユニット または 単三形アルカリ乾電池×3本
	個数	3台(うち2台は故障時予備)

- 2. 4. 3 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御 室のその他設備・資機材
- 2. 4. 3. 1 設計方針

ガンマ線用サーベイ メータ, アルファ・ベータサーベイ メータ及び可 搬型ダスト サンプラは, 重大事故等発生時において, 中央制御室並びに使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住環境の基準値の範囲 を測定できる設計とする。

2. 4. 3. 2 制御室放射線測定設備

制御室放射線測定設備のガンマ線用サーベイ メータ, アルファ・ベータサーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは, 中央制御室の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを, 3台(うち2台は故障時予備)配備する。第14表に中央制御室に配備するガンマ線用サーベイ メータ, アルファ・ベータサーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラを示す。

第 14 表 中央制御室に配備するガンマ線用サーベイ メータ, アルファ・ベ ータサーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラ

名称及び外観	保管場所	数量	仕様
ガンマ線用サー ベイメータ	①中央制御室を 内包する制御建 屋 ②簡易倉庫	①2台(うち1 台は故障時予 備) ②1台	Nal シンチレー ション 電離箱
ガンマ線用サー ベイメータ	①使用済燃料の 受入れ施設及び 貯蔵施設の制御 室を内包する使 用済燃料受入 れ・貯蔵建屋 ②簡易倉庫	①2台(うち1 台は故障時予 備) ②1台	Nal シンチレー ション 電離箱

アルファ・ベ	①由由判御党と、	1004 (St 1	
アルファ・ベー	①中央制御室を	①2台(うち1	_
タサーベイメー	内包する制御建	台は故障時予	
タ	屋	備)	
	②簡易倉庫	②1台	
アルファ・ベー	①使用済燃料の	①2台(うち1	_
タサーベイメー	受入れ施設及び	台は故障時予	
タ	貯蔵施設の制御	(備)	
	室を内包する使	②1台	
	用済燃料受入		
	れ・貯蔵建屋		
	②簡易倉庫		
可搬型ダストサ	①中央制御室を	①2台(うち1	_
ンプラ	内包する制御建	台は故障時予	
	屋	備)	
	②簡易倉庫	②1台	
可搬型ダストサ	①使用済燃料の	①2台(うち1	_
ンプラ	受入れ施設及び	台は故障時予	
	貯蔵施設の制御	備)	
	室を内包する使	②1台	
	用済燃料受入		
	れ・貯蔵建屋		
	②簡易倉庫		

2. 4. 4 通信連絡設備及び情報把握計装設備

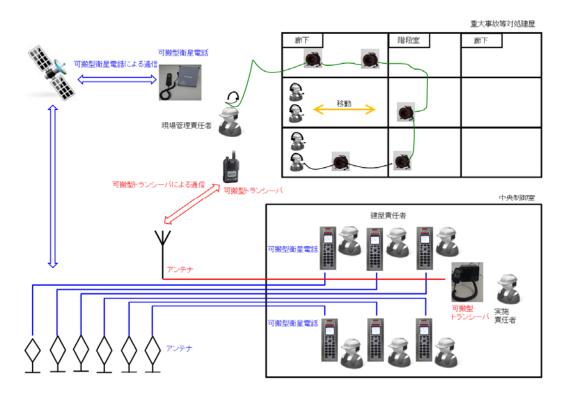
2. 4. 4. 1 通信連絡設備

可搬型衛星電話(屋内用及び屋外用)並びに可搬型トランシーバ(屋内 用及び屋外用)は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施 設の制御室において、実施組織要員が中央制御室並びに使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施設の制御室と再処理施設の重大事故等が発生している建 物または屋外及び緊急時対策所との間で通信連絡できるように、対処に必 要な個数一式を中央制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管 する。 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における通信連絡設備の概要を第7図に示す。

2. 4. 4. 2 情報把握計装設備

中央制御室には,実施組織要員が冷却機能の喪失による蒸発乾固の対策, 放射線分解により発生する水素による爆発,有機溶媒による火災及び燃料 貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に係るパラメータを確認できるように, 可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置を設置する区画を有する設計 とする。

情報把握計装設備は、中央制御室を内包する制御建屋に一式保管する。 情報把握計装設備の可搬型情報表示装置で確認できる主なパラメータを 第15表に示す。



第7図 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に おける通信連絡設備の概要

第15表 可搬型情報表示装置で確認できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
例各機能の喪失による蒸発乾固に関す る状況の把握	貯槽温度
○ 4人分 (~)1 □ 1)至	冷却水流量
	凝縮器出口排気温度
	凝縮器通水流量
放射線分解により発生する水素による 爆発に関する状況の把握	貯槽掃気圧縮空気流量
	水素濃度
有機溶媒による火災に関する状況の把	セル内酸素濃度
握	漏えい液温度
燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失	燃料貯蔵プール水位
に関する状況の把握	燃料貯蔵プール温度
	代替注水設備流量
	スプレイ設備流量

2.5 重大事故等発生時に使用する設備の電源設備について

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には, 重大事故等が発生した場合において実施組織要員がとどまるために必要な 設備として代替送風機及び可搬型ダクトを設置している。重大事故等時の 中央制御室換気系統図及び重大事故等時の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制 御室換気系統図をそれぞれ第5図,第6図に示す。代替送風機及び可搬型 ダクトについては,重大事故等時においても,電源設備の可搬型重大事故 等対処設備の可搬型発電機から受電を可能とする。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の全照明が消灯した場合には、蓄電池を内蔵した可搬型照明(SA)により、必要な照度を確保する。

また,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の運転保安灯及び直流非常灯が使用できない場合にも必要な照度を確保できるように,可搬型照明(SA)を配備する。

代替送風機及び可搬型ダクトは,可搬型発電機から受電するまでの間は起動しないが,居住性に係る評価においては,全交流動力電源喪失に既設の中央制御室換気設備並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失した後,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の二酸化炭素濃度が居住性に影響を与える可能性のある濃度になる約24時間までに設置を完了し,居住性を確保できることを確認している。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には, 重大事故等が発生した場合においても実施組織要員がとどまるために必要 な設備を設置している。重大事故等時の中央制御室換気系統図,重大事故 等時の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気系統図及び中央制御室並び に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における通信連絡設備の概要をそれぞれ第5図,第6図及び第7図に示す。これらの設備については,重大事故等時においても,第9図に示す中央制御室給電系統概要図及び第10図に示す使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給電系統概要図のとおり,電源設備の常設重大事故等対処設備の電気設備の所内高圧系統の制御建屋の6.9kV非常用母線(以下,「制御建屋の6.9kV非常用母線」という。)から給電を可能とする。

制御建屋の 6.9 k V 非常用母線は,全交流動力電源喪失時においては,電源設備の共通電源車(以下,「共通電源車」という。)からの給電を可能とする。

照明については、全交流動動力電源喪失から共通電源車による給電が開始されるまでの間、第8図に示す電気設備の非常灯及び直流非常灯に加え、連続20時間以上点灯可能な可搬型照明(SA)を配備しており、共通電源車からの給電を開始するまでの間の照明を確保する。

共通電源車による給電が開始された後については、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の運転保安灯及び直流非常灯にて照明は確保できる。一方、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の全照明が消灯した場合には、蓄電池を内蔵した可搬型照明(SA)により、必要な照度を確保する。

また,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 内の運転保安灯及び直流非常灯が使用できない場合にも必要な照度を確保 できるように,可搬型照明(SA)を配備する。

中央制御室の照明配置

運転保安灯(作業用)



電圧 : 交流100V、200V 消費電力 : 40W、100W



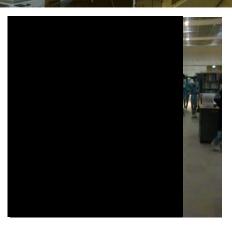


電圧 : 直流110V 消費電力 : 250W



■ 運転保安灯(A系)
■ 運転保安灯(A系)(蓄電池内蔵)
■ 運転保安灯(B系)(蓄電池内蔵)
■ 運転保安灯(B系)(蓄電池内蔵)

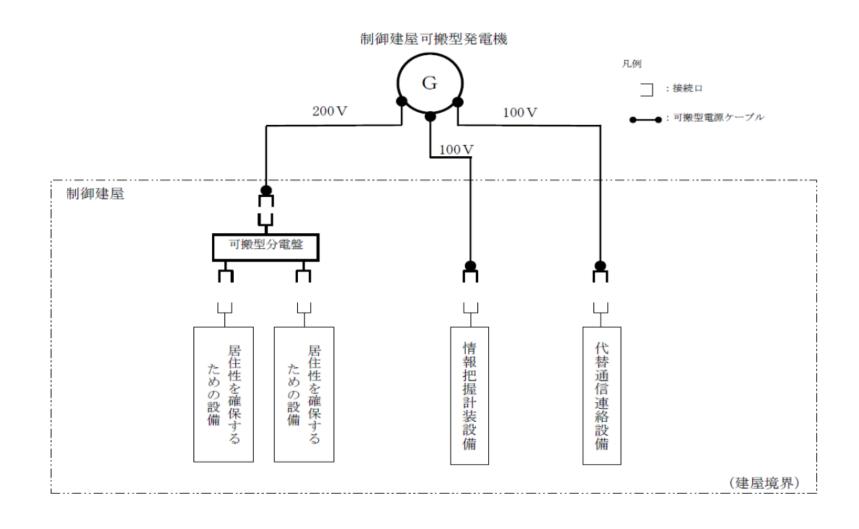
● 直流非常灯(A系)(直流電源設備より給電) ・ 直流非常灯(B系)(直流電源設備より給電)



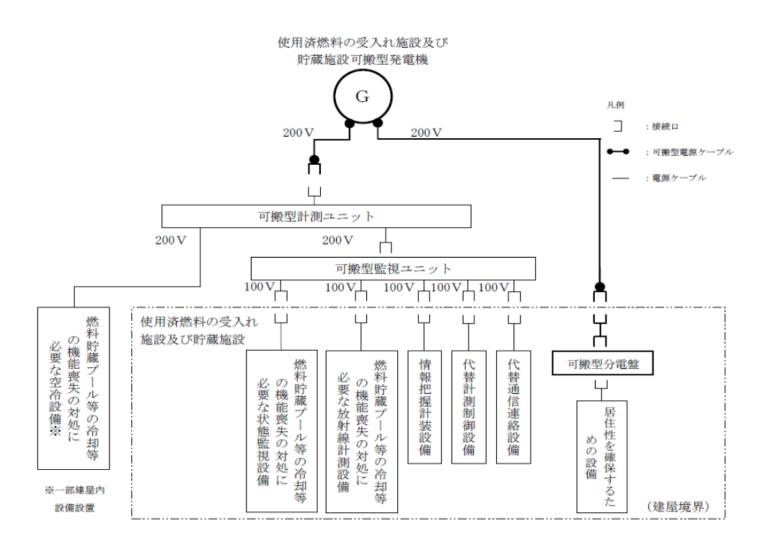


直流電源設備給電時の中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 第8図 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の概要

については商業機密の観点から公開できません。



第9図 中央制御室給電系統概要図(重大事故等時)



第10図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給電系統概要図(重大事故等時)

- 3. 配備する資機材の数量について
- (1) 防護具の準備個数
- a. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等対応にあたる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室での実施組織要員 164 名 (待機要員含む) となる。

よって防護具は、再処理施設用として原則170名分以上の数量を備える。 なお、準備する防護具のうち、酸素呼吸器、汚染防護衣(化学物質)、 耐薬品用グローブ及び耐薬品用長靴については、現場環境確認以降に再使 用が可能、かつ、対策班の間で装備の融通が可能であり、現場環境確認の 結果に応じて必要装備の低減が図れることから、最大必要数は以下のとお りとなる。

①現場環境確認者 32名

内訳:各班3名×各建屋2班×5建屋*1+2名×1班*2=32名

※1:前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋

※2:使用済燃料受入れ・貯蔵建屋

- ②要員管理班 2名
- ③建屋対策班 36名

合計 70名 (①+②+③)

以上より、再使用前提の防護具は、90名分以上の数量を備える。 準備する防護具の内訳を第16表に示す。

第16表 防護具類

品名	配備数
酸素呼吸器	90 台以上
汚染防護衣 (化学物質)	90 着以上
耐薬品用グローブ	90 双以上
耐薬品用長靴	90 足以上
全面マスク	150 個以上
半面マスク	150 個以上
アノラック	150 着以上
汚染防護衣 (放射性物質)	2,380 着以上**3
ゴム手袋	2,380 双以上**3

※3:170名×2回×7日間=2,380

(2) 飲食物の準備個数

a.制御室

飲食物は原則として緊急時対策所にて摂るが、中央制御室を内包する制御 建屋にも重大事故等対応にあたる中央制御室での実施組織要員 159 名 (待 機要員含む) の1日分の飲食物を配備する。

配備数は以下のとおりとする。

①非常食:160名×3食×1日=480食

②飲料水:160名×2L×1日=320L

以上より、中央制御室を内包する制御建屋に配備する飲食物の内訳を第17 表に示す。

第17表 飲食物の配備数

品名	配備数
非常食	480 食以上
飲料水	320L 以上

4. チェンジングエリアについて

(1) チェンジングエリアの基本的な考え方

チェンジングエリアの設営に当たっては、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第44条第1項(運転員がとどまるために必要な設備)に基づき、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染した状況下において、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体の汚染検査及び防護具の脱装等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。

(2) チェンジングエリアの概要

チェンジングエリアは、放射線防護具脱装エリア、身体サーベイエリア、除染エリアからなり、中央制御室については、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋玄関に設営する。第18表にチェンジングエリアの概要を示す。

③ チェンジングエリアの設営場所及びアクセスルート

チェンジングエリアは,中央制御室については,出入管理建 屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に,使用済燃料の受入れ施 設及び貯蔵施設の制御室については,使用済燃料受入れ・貯蔵 管理建屋玄関に設置する。出入管理建屋(出入管理建屋玄関) 及び制御建屋並びに使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋玄関のチェンジングエリアの設営場所及び概要図を第11図から第13図に、チェンジングエリア設営場所及びアクセスルートを第14図から第16図にそれぞれ示す。

(4) チェンジングエリアの設営 (考え方,資機材)

a. 考え方

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への放射性物質の持ち込みを防止するため,第20図の設営フローに従い,第11図から第13図のとおり,チェンジングエリアを設営する。

中央制御室のチェンジングエリアの設営は、放射線対応班が、現場作業を終えて中央制御室に戻る時間を考慮し、夜間・休日を問わず放射線対応班3名程度で、約90分(大規模地震等の重大事故起因となる事象発生後)を想定している。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のチェンジングエリアの設営は、実施組織における実施責任者(統括当直長)が、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において重大事故等の対処が必要と判断した場合に、夜間・休日を問わず放射線対応班3名程度で、約60分(指示後)を想定している。

なお,チェンジングエリアが速やかに設営できるように定期的に訓練を行い,設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。

チェンジングエリアの設営は、放射線対応班11名のうち、 チェンジングエリアの設営に割り当てることができる班員 で行う。設営は、大規模地震等により全交流電源供給機能が 喪失し、実施組織における実施責任者(統括当直長)が重大 事故等の対処が必要と判断した場合に実施する。

b. チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については,運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染の除去等も考慮し,第19表のとおりとする。チェンジングエリア用資機材は,チェンジングエリア付近に保管する。

(5) チェンジングエリアの運用(出入管理,脱装,汚染検査,除 染,廃棄物管理,チェンジングエリアの維持管理)

a. 出入管理

チェンジングエリアは、制御建屋並びに使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下に おいて、制御建屋並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋外で作業 を行った班員が、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室に入室する際に利用する。なお、建屋外で 活動する班員は、防護具及び個人線量計を着用する。

チェンジングエリアのレイアウトは,第11図から第13図のとおりであり,チェンジングエリアには,下記の①から③のエリアを設けることで,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内への放射性物質の持ち込みを防止す

る。

- ①放射線防護具脱装エリア
 - ・防護具を適切な順番で脱装するエリア
- ② 身体サーベイエリア
 - ・防護具を脱装した作業員の身体や物品の汚染検査を行う エリア
 - ・汚染が確認されなければ中央制御室及び制御室内へ移動する。
- ③ 除染エリア
 - 身体サーベイエリアで汚染が確認された際に、除染を行うエリア

b. 脱装

チェンジングエリアにおける防護具の脱装手順は,以下の とおり。

- ・放射線防護具脱装エリアで、シューズカバー、ヘルメット及び放射線防護具(外側:汚染防護衣(化学物質)及びケミカルグローブ、ゴム手袋)を脱装する。
- ・マスク、帽子及び靴下を着用したまま、身体サーベイエリアへ移動する。

なお, チェンジングエリアでは, 放射線対応班は, 班員の 脱装状況を適宜確認し, 指導, 助言, 防護具の脱装の補助を 行う。

c. 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査等の手順は,以下のと 補 2-9-59 おり。

- ① 帽子, 靴下, 綿手袋及びマスクを着装したまま身体サーベイエリアに移動する。
- ② 身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。 放射線対応班は汚染検査の状況について,適宜確認し, 指導及び助言をする。
- ③ 汚染基準を満足する場合には、クリーンエリアへ移動後に、マスク、帽子及び靴下を脱装し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ入室する。
- ④ ②の汚染検査において、汚染基準を満足しない場合には、 除染エリアに移動する。

なお,基本的に汚染検査は放射線対応班が実施する。対応 班員が不足する場合は,放射線対応班長は原子力防災管理者 に対し活動助勢要員を選定するように依頼し,選定された活 動助勢要員が汚染検査を実施する。

d. 除染

身体サーベイエリア内で班員の汚染が確認された場合は、 身体サーベイエリアに隣接した除染エリアで班員の除染を行う。

班員の除染については、紙タオルでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合も想定し、 汚染箇所への水洗によって除染が行えるよう簡易シャワーを 設ける。簡易シャワーで発生した汚染水は、第22図のとおり、 必要に応じて紙タオル等へ染み込ませる等により固体廃棄物 として処理する。

チェンジングエリアにおける除染手順は,以下のとおり。

- 汚染検査にて汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに 移動する。
- ・汚染箇所を紙タオルで拭き取りする。
- ・再度汚染箇所について汚染検査をする。
- ・汚染基準を満足しない場合には、簡易シャワーで除染する。

e. 廃棄物管理

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室外で活動した班員が脱装した防護具については、チェンジングエリア内にとどめて置くとチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大につながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出し、チェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

f. チェンジングエリアの維持管理

放射線対応班は、チェンジングエリア内の表面密度、線量 当量率及び空気中放射性物質濃度を定期的(1回/日以上) に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認 する。

(b) チェンジングエリアの汚染拡大防止について

a.汚染拡大防止の考え方

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体及び物品サ ーベイを行うための身体サーベイエリア、脱装を行うための 放射線防護具脱装エリア及び身体に付着した放射性物質の除染を行うための除染エリアを設けるとともに出入口に粘着マットを設置し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射性物質を低減する設計とする。

b. チェンジングエリアの区画

チェンジングエリアは、放射線防護具脱装エリア、身体サーベイエリア、除染エリアごとに区分し、通常時より床・壁等について、あらかじめプラスチック段ボール等による区画養生物を準備しておくことで、チェンジングエリア設営時間の短縮を図る。

また、チェンジングエリア床面については、必要に応じて 汚染の除去の容易さの観点から養生シートを積層して貼るこ ととし、汚染の除去の時間を短縮している。

更にチェンジングエリア内には, 靴等に付着した放射性物質を持ち込まないように粘着マットを設置する。

c. チェンジングエリアでの汚染拡大防止について

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室に入室しようとする作業員に付着した汚染が,他の作業 員に伝播することがないように,身体サーベイエリアにおいて 班員の汚染が確認された場合には,汚染箇所を養生するととも に身体サーベイエリア内に汚染が拡大していないことを確認 する。身体サーベイエリア内に汚染が確認された場合には,速 やかに紙タオルによる拭き取り等により,作業員の出入りに極 力影響を与えないようにする。

また,チェンジングエリア内は中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への入室の動線と退室の動線を分離することで,脱装する班員との接触による汚染の伝播を防止する。

(7) 汚染の管理基準

第20表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。 ただし、身体サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第 20表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウ ンドと識別できる値を設定する。

(8) 可搬型照明 (SA)

チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明は、チェンジングエリアの設置、脱装、汚染検査及び除染時に必要な照度を確保するために、4個(予備2個含む)を使用する。可搬型照明(SA)の仕様を第21表に示す。

(9) チェンジングエリアのスペースについて

中央制御室における現場作業を行う班員は、3名1組で各建屋2組を想定し、同時に6名程度の班員がチェンジングエリア内にて脱装及び身体の汚染検査等ができる設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における現場作業を行う班員は、2名1組で2組を想定し、同時に4名程

度の班員がチェンジングエリア内にて脱装及び身体の汚染検 査等ができる設計とする。

また,仮に想定人数以上の班員が同時にチェンジングエリア に来た場合でも,チェンジングエリアは,建屋内に設置してい るため,屋外での待機はなく,不要な被ばくを防止することが できる。

- (10) チェンジングエリア設置前の汚染の持ち込み防止について 夜間・休祭日は、参集班員によりチェンジングエリアの設置 を行う可能性があるが、事象発生からチェンジングエリアの設 営まで90分程度要する。チェンジングエリアの運用開始までは、下記の対応により中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室への過度な汚染の持ち込みを防止する。
 - ・班員は、自ら汚染検査を実施し、必要に応じ除染(紙タオルによる拭き取り)を行った上で、中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に入室する。
 - ・放射線対応班は、チェンジングエリアの初期運用開始に必要な身体サーベイエリア及び除染エリアを設営後、班員の汚染検査を実施し、必要に応じて除染(紙タオルでの拭き取り又は簡易シャワーによる水洗)を行う。また、放射線対応班は、中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の環境測定を行う。

第18表 チェンジングエリアの概要

設営場所	○制御建屋の中央制御室 第1候補:出入管理建屋 玄関 第2候補:制御建屋内搬出入口 付近 ○使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の制御室 :使用済燃料受入れ・貯蔵管 理建屋玄関	・制御建屋及び使用済燃料受 入れ・貯蔵建屋の外側が放 射性物質により汚染した ような状況下において,中 央制御室並びに使用済燃 料の受入れ施設及び海 を防止するため、 身体の汚染検査及び防 身体の脱装等を行うための 区画を設ける。
設営形式	○共通 プラスチック段ボール等の区画 化	事象発生時,床・壁等について,プラスチック段ボール等により区画養生する。
手順着 手の判 断基準	○制御建屋の中央制御室 実施組織における実施責任者 (統括当直長)が、中央制御室 において重大事故等の対処が必要と判断した場合 ○使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室 実施組織における実施責任者 (統括当直長)が、制御室において重大事故等の対処が必要と判断した場合	・中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及が貯蔵を設めりの制御室の外側が放射性物質により汚染生しりなおそれが必ずを生りないがあるという。 ・事故進展の状況、参集での設めの一手をできる。 ・事故進展の状況、参集でのおりのでは、からのでは、からのでは、できるの状況、のからのでは、からのでは、からのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
実施者	〇共通 実施組織における放射線対応班	・チェンジングエリアを速やかに設営できるように,定期的に訓練を行っている放射線対応班が参集した後に設営を行う。

第19表 チェンジングエリア用資機材

	出入管理建	制御建屋	使用済燃料
品名	·		受入れ・貯蔵
	屋(数量)	(数量)	建屋 (数量)
ライト	2 台	2 台	2 台
簡易シャワー	1 台	1 台	1 台
汚染防護衣(放射性物質)	13 着	13 着	13 着
除染エリア用簡易テント	1セット	1セット	1セット
メディカルシーツ	3 枚	3 枚	3 枚
	6 箱	6 箱	6 箱
ゴミ箱	(白1,黄	(白1,黄	(白1,黄
	5)	5)	5)
ポール	12 本	12 本	12 本
養生シート (ピンク)	5 巻	5 巻	5 巻
養生シート(白)	3 巻	3 巻	3 巻
ロール袋	9 巻	9 巻	9 巻
紙タオル	30 束	30 束	30 束
養生テープ	7 巻	7 巻	7 巻
はさみ	5 本	5 本	5 本
ポリ手袋(左右Lサイズ)	20×2セッ	20×2セッ	20×2セッ
が) 子衣 (左右 L) イ ハ)	F	F	F
表示物			
「チェンジングエリア	2 枚	2 枚	2 枚
図」	1 枚	1 枚	1 枚

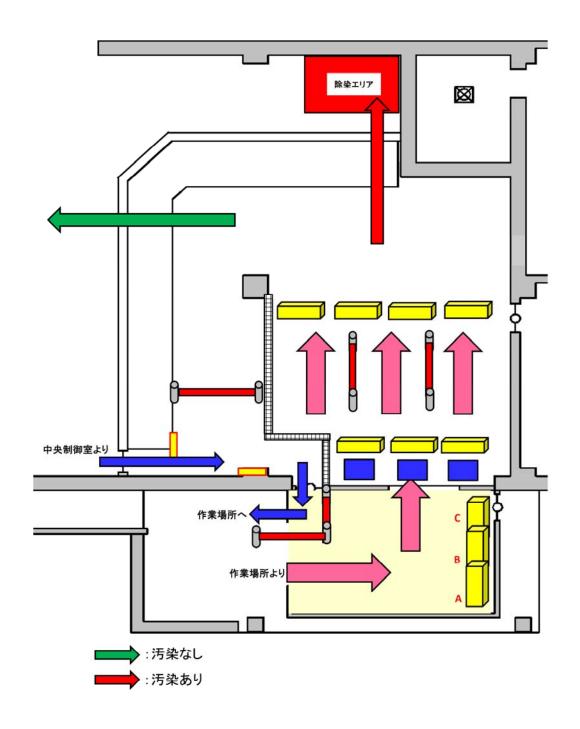
品名	出入管理建 屋(数量)	制御建屋(数量)	使用済燃料 受入れ・貯蔵 建屋(数量)
「この先身体サーベイエ リア」 「放射線防護具脱装エリ ア」	1 枚	1 枚	1 枚
油性ペン(黒,赤,青)	黒 6 本, 赤 3 本, 青 2 本	黒 6 本, 赤 3 本, 青 2 本	黒 6 本, 赤 3 本, 青 2 本
バリア	9 台	9 台	9 台
積層マット	8 枚	8 枚	8 枚
プラスチックダンボール	25 枚	8 枚	8 枚
木柱	1 本	_	_
木枠(扉1枚分の大きさ)	1 本	_	_
ロープ	2 本	_	_
ゴムロープ	1 本	_	_

第20表 汚染の管理基準

	状況	汚染の管理基準	根拠等
状況	屋外(再処理事業所構内) の場が がいる はいる はいる がいない かい のの がい がい はい ない かい	α線 :約100cpm (0.4Bq/cm²相当) βγ線:約1,300cpm (4Bq/cm²相当)	法令に定める表面密度限度の 1/10 ・α線を放出する放射性物 質:0.4 Bq/cm ² ・α線を放出しない放射性物 質:4 Bq/cm ²

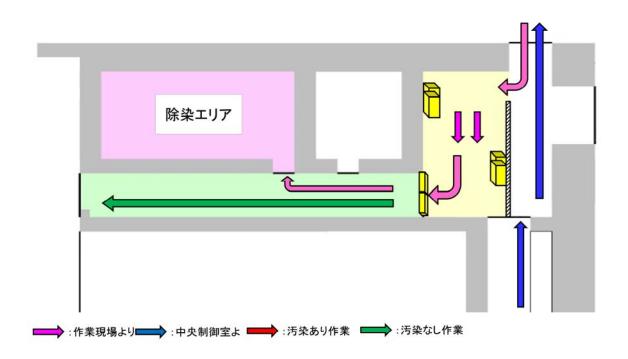
第21表チェンジングエリアの可搬型照明

名称及び外観	保管場所	数量
可协刑四明(CA)	チェンジングエリア	4 個
可搬型照明(SA)	設置箇所近傍	(予備2個含む)

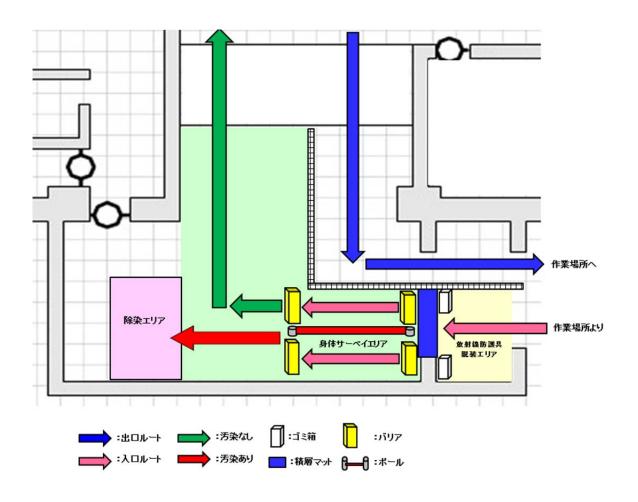


第11図 出入管理建屋チェンジングエリア 設営場所及び概要図

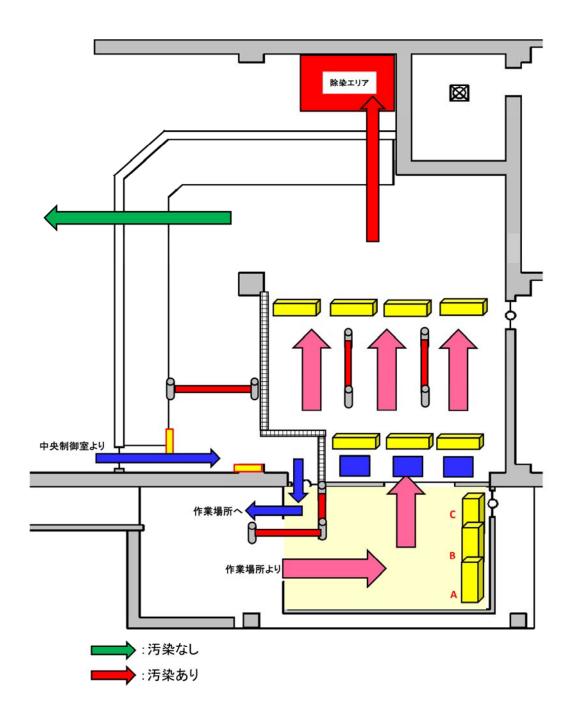
補 2-9-69



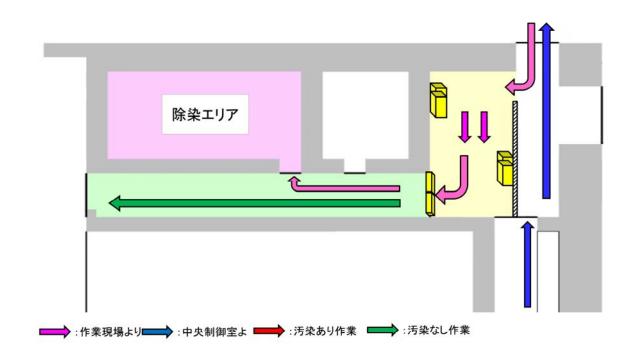
第12図 制御建屋チェンジングエリア設営場所及び 概要図



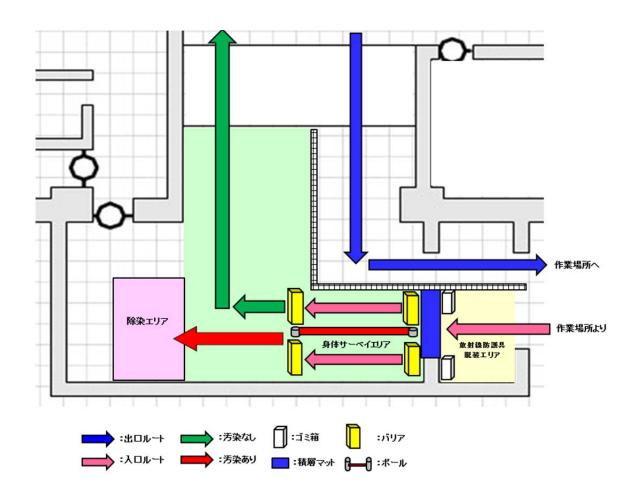
第13図 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋チェンジングエリア設 営場所及び概要図



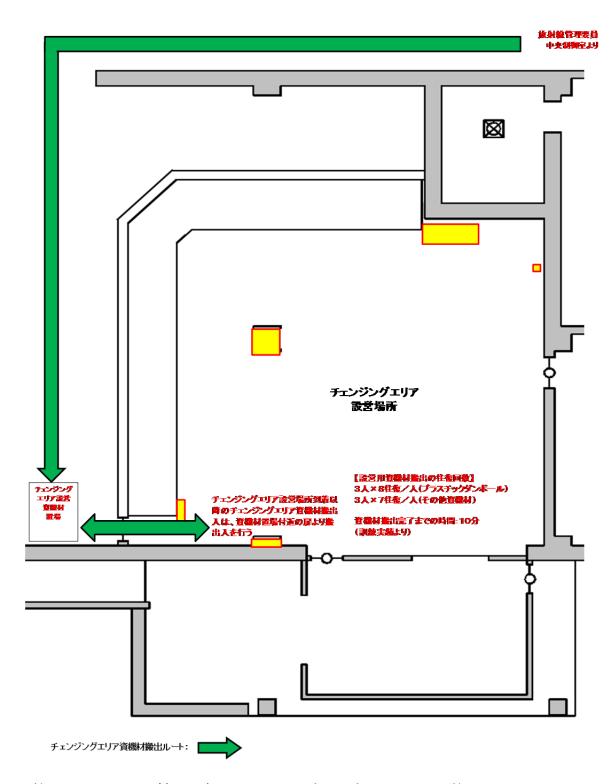
第 14 図 出入管理建屋チェンジングエリア設営場所及び アクセスルート



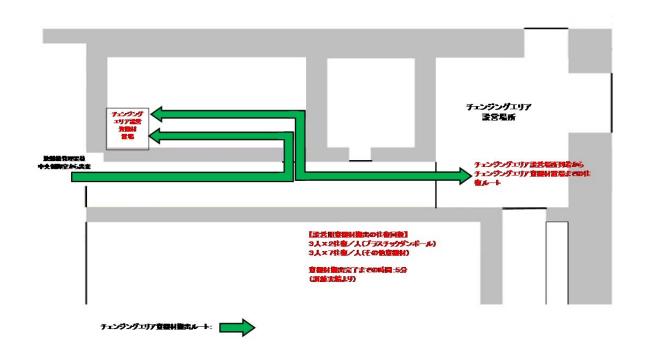
第15図 制御建屋チェンジングエリア設営場所及び アクセスルート



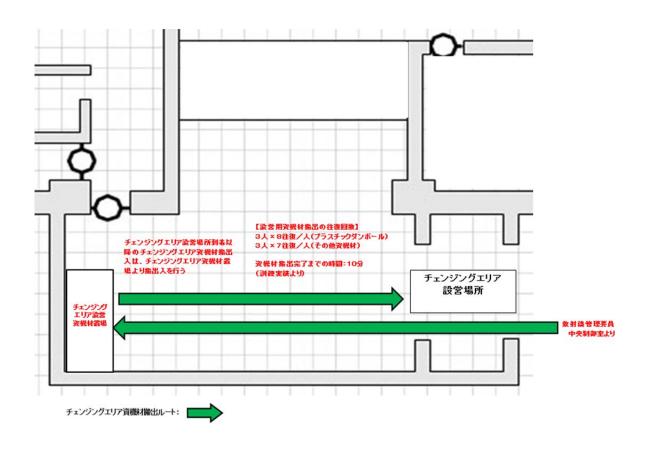
第 16 図 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋チェンジングエリア 設営場所及びアクセスルート



第 17 図 出入管理建屋チェンジングエリア設営場所及び 設営資機材等の流れ



第18図 制御建屋チェンジングエリア設営場所及び 設営資機材等の流れ



第19図 使用済燃料受入れ·貯蔵管理建屋チェンジングエリア設 営場所及び設営資機材等の流れ

① チェンジングエリア用資機材の移動・設置 (チェンジングエリアの設置場所の照明が確保され ていない場合は可搬型照明を設置)



②床・壁等の養生の状態確認



③バリア・粘着マット等の設置

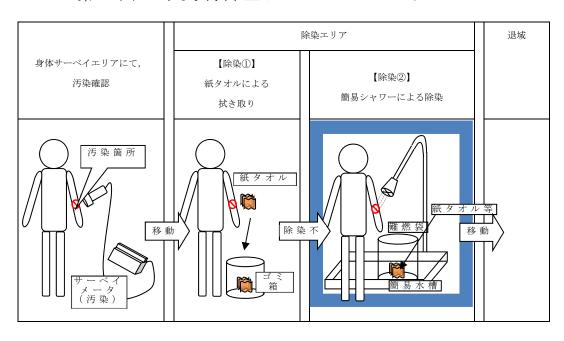


④ 除染用資機材・サーベイメータ等の配備

第20図 チェンジングエリアの設営フロー



第21図 中央制御室チェンジングエリア



第22図 除染イメージ

については核不拡散の観点から公開できません。

補 2-9-79

5. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への地震及び火災等の影響

地震,自然災害(竜巻等),火災及び溢水等について,中央 制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に 影響を与える事象を抽出し、対応について整理した。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に影響を与える可能性のある事象として,第22表に示す起因事象(内部火災,内部溢水,地震等)と同時にもたらされる環境条件が考えられるが,いずれの場合でも中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での運転操作に影響を与えることはない。

中央制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する並びに使用済燃料の受入れ・貯蔵建屋で想定される環境条件とその措置は次のとおりとなる。

(1) 地震

地震を起因として発生する運転時の異常な過渡変化,設計 基準事故及び重大事故等に対応するための中央制御室並びに 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の主要な設備 は、耐震性を有する制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯 蔵建屋内に設置し、基準地震動Ssによる地震力に対し必要 となる機能が喪失しない設計とする。また、制御盤は床等に 固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響 を与えない設計とする。

(2) 内部火災

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器を設置するとともに、常駐する中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内にとどまる実施組織要員によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合に中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内にとどまる実施組織要員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

また、中央制御室送風機並びに制御室送風機及び中央制御室フィルタ ユニット並びに使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室フィルタ ユニットは、当該設備が設置されている火災区域(区画)における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツールを用いた火災影響評価により算出した離隔距離を担保することで、機能喪失しない設計とする。

(3) 内部溢水

中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内には溢水源となる機器を設けない設計とする。また,火災が発生したとしても,実施組織要員が火災状況を確認し,粉末消火器または二酸化炭素消火器によって初期消火を行うため,溢水源とならないことから,消火水による溢水により運転操作に影響を与えずに容易に操作ができる設計とする。

(4) 外部電源喪失

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故及び重大事故等に対応するための中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の主要な設備は、外部電源が喪失した場合には、電源設備の第二非常用ディーゼル発電機または第一非常用ディーゼル発電機が起動することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

重大事故等に対応するための中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の主要な設備は、全交流動力電源が喪失した場合において電源設備の制御建屋可搬型発電機または使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機からの給電により、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

(5) ばい煙等による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内雰囲気の悪化

外部火災により発生する燃焼ガスやばい煙,有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の操作雰囲気の悪化に対しては,外気との連絡口を遮断し,中央制御室フィルタ ユニットまたは制御室フィルタ ユニットを通して中央制御室または使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の空気を循環させる再循環運転とすることで,中央制御室内及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまる実施組織要員を防護できる。

第 22 表 中央制御室に同時にもたらされる環境条件への対応

No.	考慮すべき	対応方針	影響評価結果及び対策内容
110.	環境条件	第33条 重大事故等対処設備	第 44 条 制御室
1	地震	基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。 地震を起因として発生する重大事故等に対象するための設備は,基準地震動を1.2倍した地震力に対して,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう考慮する。	中央制御室の居住性の確保に用いる制御建屋内の設備は、地震に対し以下の対策により、必要な機能が損なわれることがない設計としている。・耐震性確保(制御室の居住性を確保する設備に対し基準地震動を考慮)電源多様化(非常用所内電源系統及び電源車から給電可能)
	溢水・没水	地震を起因として発生を想定として発生を対処として発生を対処のであるのであるのである。 という おいま の の まいま の と の まいま の と の まいま の と で と い の まいま と い る の まいま と する。	中央制御室の居住性の確保に 用いる制御建屋内の設備は、溢水・没水に対し以下の対策により、必要な機能が損なわれることがない設計としている。・想定する溢水量を考慮した位置へ接続口の設置、保管、被水による影響を考慮した保管上の措置(容器への封入等)
	化学薬品漏えい	地表をは を主要 を主要 を主要 を主要 を主要 を主要 を主要 を主要	中央制御室を内包する制御建屋内に薬品供給系統はないため、必要な機能が損なわれるおそれはない。
2	津 波	重大事故等対処設備は津波に よる影響を受けない敷地に設 置,保管する。	中央制御室を内包する制御建 屋は津波による影響を受けな い敷地に設置,保管しており, 必要な機能が損なわれること がない設計としている。
3	風 (台風)	最大風速 41.7m/s を考慮し, 頑健な建物内に設置, 保管又は分散して保管する。(影響については竜巻に包含される。)	竜巻防護対策と同様とし,必要な機能が損なわれることがない設計としている。

No.	考慮すべき	対応方針	影響評価結果及び対策内容
4	環境条件	第33条 重大事故等対処設備 最大風速 100m/s を考慮し, 頑健な建物内に設置,保管又は分散して保管する。	第 44 条 制御室 中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は,最大風速 100m/s を考慮し,頑健な建物内に設 置,保管又は分散して保管し, 必要な機能が損なわれること がない設計としている。
5	凍結・高温	屋外に設置,保管する重大事故等 対処設備は最低気温(-15.7℃)及び最高気温(34.7℃)を考慮した設計とする。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は,屋内設置機器で あるため,共通要因としての選 定は不要
6	降水	最大1時間降水量(67.0mm)に おいても,屋外に設置,保管す る重大事故等対処設備は,排水 溝を設けた場所に設置,保管す る。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は,屋内設置機器で あるため,最大1時間降水量 (67.0mm)に対し,屋外からの 止水対策を実施し,必要な機能 が損なわれることがない設計 としている。
7	積雪	最深積雪量 (190cm) を考慮し, 頑健な建物内に設置,保管する。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は,屋内設置機器で あるため,最深積雪量(190cm) を考慮しても,必要な機能が損 なわれることがない設計とし ている。
8	落雷	最大雷撃電流 270kA を考慮し, 避雷設備で防護された建物内 又は防護される範囲内に設置, 保管する。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は,最大雷撃電流 270kA を考慮し,避雷設備で防 護された建物内又は防護され る範囲内に設置し,必要な機能 が損なわれることがない設計 としている。
9	火山	層厚 55cm を考慮し,頑健な建物内に設置,保管する。また,外気を直接取り込む重大事故等対処設備は,降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とする。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は,壁厚 100cm以上 の外壁を備えた制御建屋内に 設置,保管し,必要な機能が損 なわれることがない設計とし ている。また,外気を直接取り 込む重大事故等対処設備は,降 下火砕物の侵入防止措置を講 ずる設計とする。

		T	T = =
No.	考慮すべき環境条件	対応方針 第 33 条 重大事故等対処設備	影響評価結果及び対策内容 第 44 条 制御室
10	生物学的事象	鳥類,小動物,水生植物等の付着又は侵入を考慮し,重大事故等対処設備を設置,保管する建物は生物の侵入を防止又は抑制する設計とするとともに,重大事故等対処設備は密封構造,メッシュ構造及びシール処理を施す構造とする。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備を設置,保管す水生 植物等の付着又は侵入を防止 は物等の付着又は防止 は物等の付着又は防止 とする。 また,重大事故等対処設備はシー とない はが損なかれることがない 機能が損なわれることが としている。
11	森林火災	輻射強度 9,128kw/m を考慮し, 屋外に設置,保管する重大事故 等対処設備は防火帯の内側に 設置,保管する。また,消火活 動を実施する。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備を設置,保管する制 御建屋は,防火帯の内側に設置 し,必要な機能が損なわれるこ とがない設計としている。
12	塩 害	海塩粒子の飛来を考慮するが, 再処理事業所の敷地は海岸から約4km 離れており,また, 短期的に影響を及ぼすもので はなく,その影響は小さいと考 えられることから,その保守点 検時に影響を確認する。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備を設置,保管する制 御建屋は,海岸から離れており,影響は小さいと考えられる ことから,その保守点検時に影響を確認する。
13	有毒ガス	六ヶ所ウラン濃縮工場から漏 えいするふっ化ウランルの加水 分解して発生するふっ化カラ ニル及びふっ化水素を考慮す るが,重大事故等対処設備が有 毒ガスにより影響を受けるこ とはない。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備が,有毒ガスにより 影響を受けることはない。
14	化学物質の漏えい	再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいを考慮するが,重大事故等対処設備が化学物質により影響を受けることはない。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は,制御建屋内に設置,保管すること及び制御建屋 内に化学物資の漏えいによっ て設備に影響を与える薬品系 統がないことから,化学物質に より影響を受けない。
15	電磁的障害	重大事故等においても電磁波 により機能を損なわない設計 とする。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備は、重大事故等にお いても電磁波により機能を損 なわない設計とする。

	1		
No.	考慮すべき環境条件	対応方針 第 33 条 重大事故等対処設備	影響評価結果及び対策内容 第 44 条 制御室
16	近隣工場等の火災	石油備蓄基地火災、MOX 燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫の爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいと、MOX 燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫からの離隔距離が確保されていることから、影響を受けることはない。	中央制御室の居住性の確保に用いる設備は、屋内設置機器であり、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラーである。 の離隔距離が確保されていることから、必要な機能が損なわれるおそれはない。
17	航空機落下	大型航空機の衝突も考慮し,可 水型重大事故等対処設備か 大事故等が発生する建物保 100m以上の離隔距離を確保 でも対処に必要な ではより, で確保することにより, が設と同時にその機能が が設と同時にその機能が がない措置を講ずる。	中央制御室の居住性の確保に 用いる設備のうち,可搬型重故等が等対処設備は,重大事故等対処設備は,重大事故等が発生する建物から 100m以下の離隔距離を確保した場所にも対処により,再処理施設とにより,再処理を設けることの機能が指置を講じている。
18	内部火災	発い性では引いた。 が性では引いた。 が性では、 が性では、 が性では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、では、 が、でいが、 が、という。 では、 が、という。 が、という。 が、という。 が、という。 が、という。 が、という。 が、、、、ので、 が、、、、ので、 が、、、、ので、 が、、、、、ので、 が、、、、、ので、 が、、、、、ので、 で、、、、ので、 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	中央制御備は、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大

M	本庫上ごさ	된 본 구 회.	影鄉並在針用及水社等中点
No.	考慮すべき	対応方針	影響評価結果及び対策内容
	環境条件	第 33 条 重大事故等対処設備	第 44 条 制 御 室
-	温 度	想定される重大事故等が発生	中央制御室の居住性の確保に
重		した場合における温度、放射	用いる設備を配備する制御建
		線,荷重及びその他の使用条件	屋は,重大事故等による温度の
大		において、その機能が有効に発	影響はないため、必要な機能が
		揮できるよう、その設置場所	損なわれることはない。
事		(使用場所)及び保管場所に応	
	圧力	じた耐環境性を有する設計と	中央制御室の居住性の確保に
故		するとともに、操作が可能な設	用いる設備を配備する制御建
		計とする。重大事故等時の環境	屋は,重大事故等による圧力の
時		条件については,重大事故等に	影響はないため、必要な機能が
		おける温度(環境温度、使用温	損なわれることはない。
D		度), 圧力,湿度,放射線に加	
	湿度	えて, その他の使用条件として	中央制御室の居住性の確保に
тЩ.		環境圧力、湿度による影響、自	用いる設備を配備する制御建
環		然現象による影響,再処理事業	屋は,重大事故等による湿度の
		所敷地又はその周辺において	影響はないため、必要な機能が
境		想定される事象であって人為	損なわれることはない。
		によるものの影響及び周辺機	
	放射線	器等からの悪影響を考慮する。	中央制御室の居住性の確保に
			用いる設備を配備する制御建
			屋は, 重大事故等による被ばく
			量の変化が小さいため,必要な
			機能が損なわれることはない。
			·

	I	T	T
No.	考慮すべき環境条件	対応方針 第 33 条 重大事故等対処設備	影響評価結果及び対策内容 第 44 条 制御室
組	風(台風)- 積雪	自然現象の組み合わせについては、風(台風) - 積雪、積雪	降雪の影響に対しては,最深積雪量 190cm を考慮し,制御建
み		- 竜巻、積雪-火山の影響、風 - 火山の影響を想定し、屋外に	屋内に設置、保管する。屋外に保管設置する可搬型重大事故
合		設置する常設重大事故等対処設備はその荷重を考慮した設計とするとともに,必要に応じ	等対処設備は必要に応じて除 雪を行う。また,外気を直接取 り込む重大事故等対処設備は,
わ		て除雪,除灰を行う。	降下火砕物の侵入防止措置を 講ずる設計とし,必要な機能が
せ			損なわれることはない。
	積雪一竜巻		降雪の影響に対しては,最深積 雪量 190cm を考慮し,制御に 電量 190cm を考慮し,制御に と考慮し、制御に と考慮し、場外に 保管する。屋外に 保管設置する可搬型重に お が が が が が の また,外気を直接 り い い で り い し い き が り の し い き が り の し い り 。 ま た り ら 。 ま た り 、 り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら
	積雪一火山		損なわれることはない。 火山の影響に対しては、層厚 55cm、降雪の影響に対しては、 最深積雪量 190cm を考慮し、 制御建屋内に設置、保管する。 屋外に保管設置する可搬型 大事故等対処設備は必要に応 じて除雪、除灰を行う。また、 外気を直接取り込む重大
	風一火山		等対処設備は,降下の侵 大砂では 大砂では 大砂では 大砂では 大きでで 大きで 大き

補足説明資料2-10

2-10 制御室について (被ばく評価)

目 次

- 制御室の居住性に係る被ばく評価について -	
1. 評価事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-10-2
- - 2. 大気中への放出量の評価・・・・・・・・・・	補 2-10-3
- 3. 大気拡散の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-10-5
4. 事象発生建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価・	補 2-10-5
- - 5. 制御室の居住性に係る被ばく評価・・・・・・・	補 2-10-6
5.1 制御室内での被ばく・・・・・・・・・	補 2-10-7
- 5.1.1 事象発生建屋からのガンマ線等による被ばく	
- - (経路①)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-10-7
5.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線によ	
- - る被ばく(経路②)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-10-7
- - 5.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質からの	
ガンマ線による被ばく (経路③)・・・・・・・	補 2-10-7
- -6. 評価結果のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-10-13
- - -	
添付資料 制御室の居住性に係る被ばく評価について	
- -1 制御室の居住性に係る被ばく評価条件・・・・・	補 2-10-添 1-1
- 2 事象の選定の考え方について・・・・・・・・・・-	補 2-10-添 2-1
3 重大事故時の居住性に係る被ばく評価に用いる大気拡	
- - 散の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-10-添 3-1
4 空気流入率測定試験結果について・・・・・・・・	補 2-10-添 4-1
- -5 グランドシャイン評価モデルについて・・・・・・	補 2-10-添 5-1

• 6 · 3	工	ア	口	ゾ	ル	0)	乾	性	沈	着	速	度	に	つ	\ \	て	•	•	•	•	• (•	• •	•	補	2	-1()-添	6-	1
7	実	効	放	出	継	続	時	間	0)	設	定	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•		•	補	2	-10)-添	7-	1
= = 8 <u>-</u>	重	大	事	故	等	の	発	生	時	に	お	け	る	制	御	室	の	居	住	性	に	係	る	被						
- = =	ば	<	計	平	価	(T)	~	F	查	ガ	` /	1	ド	*	1	^	0) ;	対	応	13	_	つ	٧١						
= =	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	補	2	-10)-添	8-	1
• • ※ :	1	実	用	発	電	用	原	子	炉	に	係	る	重	大	事	故	時	の	制	御	室	及	. V	緊						
=		急!	诗	対	策	所	の	居	住	性	に	係	る	被	ば	<	評	価	に	関	す	る	審	查						
=		ガ	1	ド																										

: S A 範囲

2-10 制御室について (被ばく評価)

制御室の居住性に係る被ばく評価に当たっては,「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(以下「審査ガイド」という。)の趣旨に基づき評価を行った。(添付資料 8 参照)

ただし,重大事故等の発生時における制御室の運転員は,重 大事故等が発生した場合に対処するために必要な体制へ移行す るため,実施組織要員と表記する。

なお、制御室は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室を対象とし評価する。

(再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第 44条より抜粋)

【再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈】 第44条(制御室)第2項

重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下に掲げる要件を満たすものをいう。

- ① 本規程第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定すること。
- ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合 は実施のための体制を整備すること。
- ③ 交代要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない 、 こと。

1. 評価事象

制御室の居住性評価の対象事象は、有効性評価を実施している各重大事故のうち、制御室の実施組織要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定するため、設計上定める条件より厳しい内部事象及び設計上定める条件より厳しい外部事象から、それぞれ最も評価条件の厳しい事象を選定する。

設計上定める条件より厳しい内部事象の制御室の居住性評価の対象事象は、想定される重大事故のうち、設計上定める条件より厳しい内部事象でしか発生することが想定し得ない臨界事故、溶媒火災及びTBP爆発のうち、高性能粒子フィルタにて捕集されない希ガス及び高性能粒子フィルタにて捕集されがたい有機ヨウ素の放出を伴い、臨界の核分裂により発生する中性子線及び二次ガンマ線の強度の観点から被ばく線量の評価の条件の厳しい臨界事故とする。

設計上定める条件より厳しい外部事象の制御室の居住性評価の対象事象は、想定される重大事故のうち、放出される放射性物質の放出量の観点から被ばく線量の評価の条件の厳しい、地震を要因として発生が想定される、冷却機能の喪失による蒸発乾固(以下、「蒸発乾固」という。)及び放射線分解により発生する水素による爆発(以下、「水素爆発」という。)の同時発生(以下、「地震を要因として発生が想定される事象の同時発生」という。)とする。

また,地震による事象の同時発生時においては,前処理建屋, 分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び 高レベル廃液ガラス固化建屋(以下,「事象発生建屋」という。) において, 同時に発災することを想定する。

なお,地震を要因として発生が想定される事象の同時発生の 居住性評価の結果は,地震による機能喪失を起点として7日以 内に発生する各機器の蒸発乾固及び水素燃焼による被ばく線量 を重ね合わせた実効線量としている。

2. 大気中への放出量の評価

放射性物質のうち放射性エアロゾルについては,有効性評価と同様に,上記 1.で示した事故シーケンスを想定し,上記 1.で示した事故シーケンス毎に主排気筒から大気中へ放出されるまでの放出経路における放射性物質の除去効率を考慮し評価した。

ただし、臨界事故の核分裂に伴い発生する放射性希ガス及び 放射性ヨウ素が主排気筒から大気中へ放出されるまでの放出経 路における放射性物質の除去効率は考慮しない。

以下のa,b及びcに各事象の想定を示す。

a. 臨界事故時の制御室における居住性評価の想定

臨界事故の拡大防止対策が機能せず, 貯槽内において可溶性 中性子吸収材の投入完了まで臨界事故が継続することを想定 する。

核分裂により生成する放射性希ガス及び放射性ヨウ素並びに放射性エアロゾルが,核分裂のエネルギによって発生する沸騰蒸気に同伴し,溶液から貯槽内の気相部へ移行することを想定する。

臨界事故の発生に伴い溶液から貯槽内の気相部へ移行した 放射性物質を、貯留タンクに導き貯留タンクへ閉じ込める。

臨界事故の発生に伴い溶液から貯槽内の気相部へ移行した 放射性物質のうち、貯槽内に残留する放射性物質が、高性能粒 子フィルタを経由して、主排気筒から大気中へ放出されること を想定する。

また, 臨界事故が発生した貯槽から核分裂に伴う放射線が放出されることを想定する。

b. 蒸発乾固時の制御室における居住性評価の想定

蒸発乾固の発生防止対策が機能せず, 貯槽内の放射性物質の崩壊熱により溶液が沸騰することにより, 溶液の沸騰蒸気に同伴し, 放射性エアロゾルが溶液から貯槽内の気相部へ移行することを想定する。

蒸発乾固の発生に伴い溶液から貯槽内の気相部へ移行した 放射性エアロゾルが,凝縮器の下流側に設置する高性能粒子フィルタを経由して,主排気筒から大気中へ放出されることを想 定する。

c. 水素燃焼時の制御室における居住性評価の想定

水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策が機能せず,放射線分解により発生した水素が,水素爆発を想定する貯槽内の気相部へ溜まり,気相部の水素濃度が8 v o 1 %に到達し,水素燃焼が発生することを仮定する。

水素燃焼の発生により,放射性エアロゾルが溶液から貯槽内

の気相部へ移行することを想定する。

水素燃焼の発生に伴い溶液から貯槽内の気相部へ移行した 放射性エアロゾルが、高性能粒子フィルタを経由して、主排気 筒から大気中へ放出されることを想定する。

3. 大気拡散の評価

被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は,大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した結果を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては,平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの1年間における気象データを使用した。

なお,風向出現頻度及び風速出現頻度については,敷地内の地上高 146m (標高 205m) における 10 年間 (平成 15 年 4 月~平成 25 年 3 月) の資料により不良標本の棄却検定に関する F 分布検定により実施し,特に異常でないことを確認している。

さらに、当該データの風向出現頻度及び風速出現頻度について、地上高 146m (標高 205m)における至近の 10 年間(平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月及び平成 26 年 4 月~平成 31 年 3 月)の資料により検定を行った結果、至近の気象データを考慮しても特に異常な年でないことを確認している。

4. 事象発生建屋内の放射性物質からの直接線, スカイシャイン線等の評価

上記1.で示した評価事象のうち地震を要因として発生が想

定される事象の同時発生では、事象発生建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による実施組織要員の実効線量を、施設の位置、建屋の配置等に基づき評価した。上記 1.で示した評価事象のうち臨界事故においては、それらの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線に加えて、核分裂に伴う中性子線及びガンマ線による実施組織要員の実効線量を、施設の位置、建屋の配置等に基づき評価した。

直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線等については、A NISNコードを用いて評価した。

5. 制御室の居住性に係る被ばく評価

被ばく評価に当たって考慮している被ばく経路(①~③)は 第1図に示すとおりである。それぞれの経路における評価方法 及び評価条件は以下に示すとおりである。

制御室の実施組織要員に係る被ばく評価期間は事象発生後7日間とした。

また,重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないものとして評価するため,入退域時の被ばく経路は対象としていない。

- 5. 1 制御室内での被ばく
- 5.1.1 事象発生建屋からの直接線、スカイシャイン線等による被ばく(経路①)

事故期間中に事象発生建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線,スカイシャインガンマ線等による制御室内での 実施組織要員の外部被ばくは,前述4.の方法で実効線量を評価した。

5.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく(経路②)

大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による制御室内での外部被ばくは,事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に大気拡散効果と制御室の外壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて実施組織要員の実効線量を評価した。

また、地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線について も考慮して評価した。(添付資料 5,6 参照)

5.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路③)

事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は外気から制御室内に取り込まれる。制御室内に取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。なお、重大事故等の発生時における実施組織要員は、マスクを着用しないものとしている。

評価に当たっては、(1)~(3)に示す制御室換気系の効果等を考慮した。制御室内での対応のタイムチャートを第2図に示す。

(1) 制御室換気運転モード

制御室の居住性に係る被ばく評価に当たって考慮する,制御室換気系の運転モードを以下に示す。具体的な系統構成は第3 図及び第4図に示すとおりである。

1) 臨界事故時

臨界事故時は、制御室送風機及び制御室排風機により、外気を取り入れる方式によって制御室の空気調節を行うものとして、評価する。

2) 地震を要因として発生が想定される事象の同時発生

地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時は,評価の結果を厳しくするために,外気との連絡口を遮断して,制御室送風機により制御室フィルタユニット(高性能粒子フィルタ)を通した再循環運転とし,実施組織要員を放射線被ばくから防護することを考慮せず,可搬型送風機を使用した場合として評価する。

(2) フィルタを通らない空気流入量

1) 臨界事故時

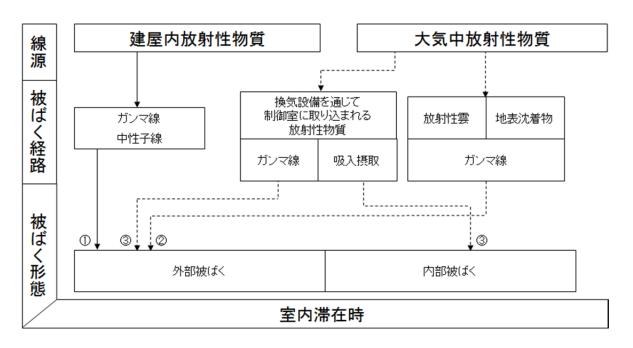
制御室への高性能粒子フィルタを通らない空気の流入量は,空気流入率測定試験結果を踏まえて保守的に換気率換算で0.03回/hと仮定して評価した。

2) 地震を要因として発生が想定される事象の同時発生

中央制御室においては、可搬型送風機の能力である 5,200 m³/hとし、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においては、可搬型送風機の能力である 2,600 m³/hとして評価する。

(3) マスクの考慮

重大事故等の発生時における実施組織要員は、マスクを着用しないものとしている。



第1図 重大事故時の制御室居住性評価における想定被ば く経路

0 日

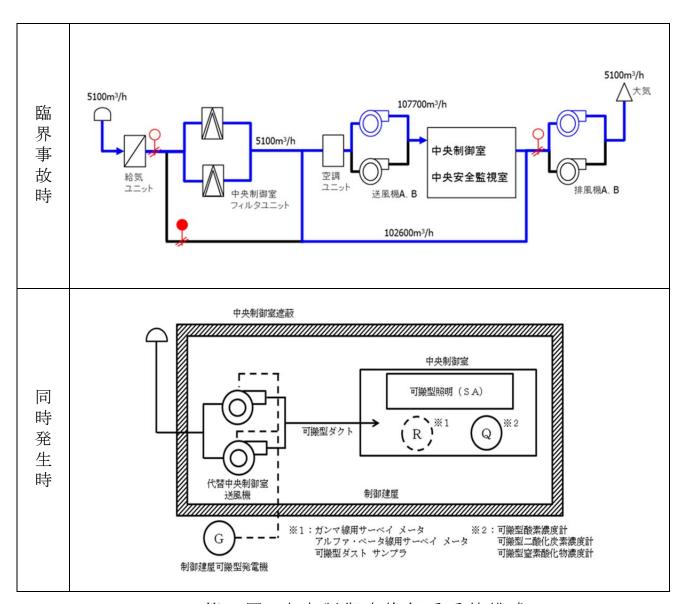
事象	換気運転状態	評 価 期 間
臨界事故	外気取入運転時	
地因発定事をしがれの時代をしています。	可搬型送風機使用時	

(a) 中央制御室

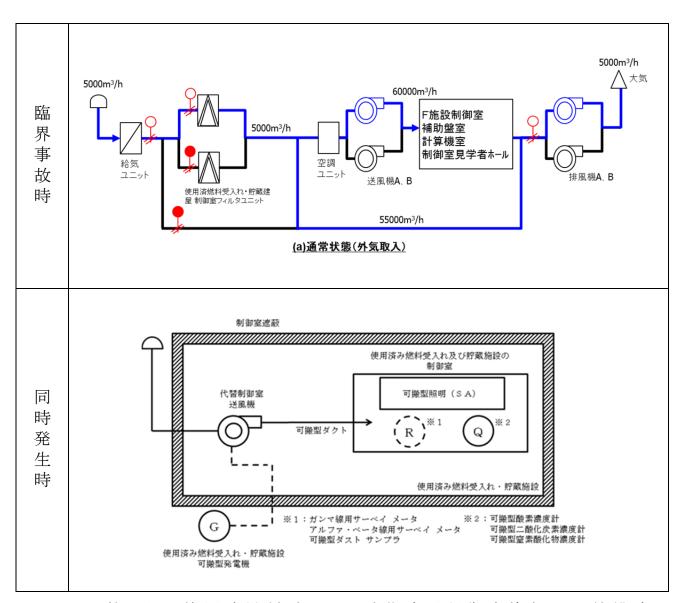
0 日 7 日

事象	換気運転状態	評 価 期 間
臨界事故	外気取入運転時	
地因発定事をしがれの同時の発生	可搬型送風機使用時	

(b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 第2図 制御室内での対応のタイムチャート



第3図 中央制御室換気系系統構成



第4回 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気系系統構成

6. 評価結果のまとめ

1. に示したとおり、再処理施設においては、臨界事故及び 地震を要因として発生が想定される事象の同時発生を想定し、 主排気筒から大気中への放射性物質の放出量を用いて、被ばく 評価を実施した。

この想定に基づく、中央制御室における7日間の居住性に係る被ばく評価結果は、第1表に示すとおりである。また、中央制御室の実施組織要員の実効線量の内訳は第2表に示す通りであり、実効線量は最大でも臨界事故時において約9×10⁻⁴mSvである。したがって、評価結果は、「判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。

また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における7日間の居住性に係る被ばく評価結果は、第3表に示すとおりである。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員の実効線量の内訳は第4表に示す通りであり、実効線量は最大でも臨界事故時において約2×10⁻³mSvである。したがって、評価結果は、「判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。

この評価に係る被ばく経路イメージを第5表に、被ばく評価の主要評価条件を第6表に示す。

第1表 中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果

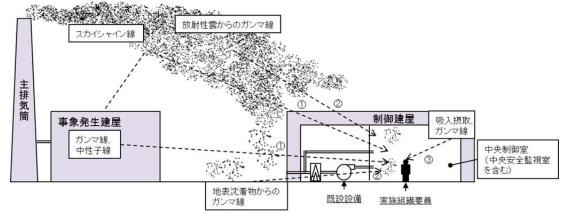
(m S v)

	事象	実効線量の 評価結果			
	①前処理建屋 溶解槽における臨界事故	9E-04			
臨	②前処理建屋 エンドピース酸洗浄槽における 臨界事故	9E-04			
界事故	③前処理建屋 ハル洗浄槽における臨界事故	9E-04			
以	④精製建屋 第5一時貯留処理槽における臨界事故	8E-04			
	⑤精製建屋 第7一時貯留処理槽における臨界事故	8E-04			
	地震を要因として発生が想定される事象の同時発生	9E-04			

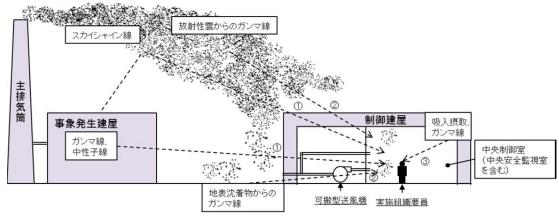
第2表 中央制御室における評価結果の内訳(mSv)

	事象	(1) 建屋からの 放射線に る被ばく	射性物質に	(3) (3) (3) (3) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	合計
	①前処理建屋溶解槽における臨界事故	2.1E-04	8.9E-07	6.8E-04	9E-04
臨	②前処理建屋エンドピース酸洗浄槽における臨界事故	2.1E-04	8.9E-07	6.7E-04	9E-04
界事	③前処理建屋 ハル洗浄槽における臨界事故	2.1E-04	8.9E-07	6.7E-04	9E-04
故	④ 精製建屋 第 5 一時貯留処理槽における臨界事故	3.1E-05	7.4E-07	7.0E-04	8E-04
	⑤精製建屋 第7一時貯留処理槽における臨界事故	3.1E-05	7.4E-07	7.0E-04	8E-04
	也震を要因として き生が想定される事象の同時発生	5.2E-07	8.4E-10	8.4E-04	9E-04

制 御 室 で の 被 ば く	(1)室内における建屋からの放射線による被ばく(経路①)
	(2)室内における大気中へ放出された放射性物質による被ばく経路②)
	(3)室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③)



(a) 臨界事故の発生時の被ばく経路



(b) 地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の被ばく経路

第3表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の 居住性に係る被ばく評価結果

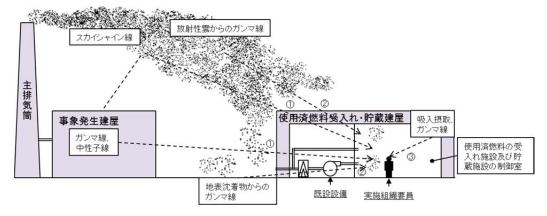
(m S v)

	事象	実効線量の 評価結果
臨界事故	①前処理建屋 溶解槽における臨界事故	2E-03
	②前処理建屋 エンドピース酸洗浄槽における 臨界事故	2E-03
	③前処理建屋 ハル洗浄槽における臨界事故	2E-03
	④精製建屋 第5一時貯留処理槽における臨界事故	6E-04
	⑤精製建屋 第7一時貯留処理槽における臨界事故	6E-04
	地震を要因として発生が想定される事象の同時発生	5E-04

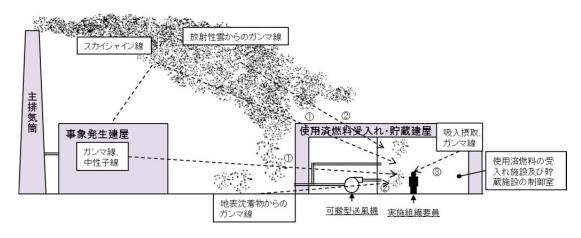
第4表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における評価結果の内訳(mSv)

市 <i>各</i>		(1) 建屋からの 放射に る被ばく	(2) 大会 中 へた は 数 性 物 ば く る 被 ば く る さ き さ き も 数 に る き さ き る さ る さ る さ る さ る も る し る も る し る も る も る も る も る も る と る と る と る と る と	(3) (3) (3) (3) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	合計
臨界事故	①前処理建屋溶解槽における臨界事故	1.3E-03	6.1E-07	4.9E-04	2E-03
	②前処理建屋 エンドピース酸洗浄槽における臨界事故	1.3E-03	6.1E-07	4.9E-04	2E-03
	③前処理建屋 ハル洗浄槽における臨界事故	1.3E-03	6.1E-07	4.9E-04	2E-03
	④精製建屋 第5一時貯留処理槽における臨界事故	5.9E-06	5.0E-07	5.0E-04	6E-04
	⑤精製建屋 第7一時貯留処理槽における臨界事故	5.9E-06	5.0E-07	5.0E-04	6E-04
地震を要因として 発生が想定される事象の同時発生		2.4E-07	4.7E-10	4.6E-04	5E-04

(1)室内における建屋からの放射線による被ばく(経路①)
(2)室内における大気中へ放出された放射性物質による被ばく経路②)
(3)室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③)



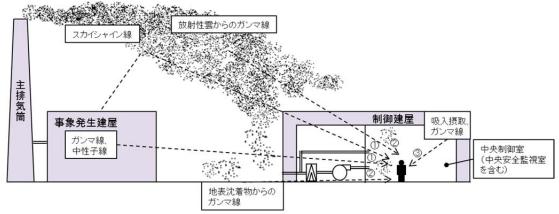
(a) 臨界事故の発生時の被ばく経路



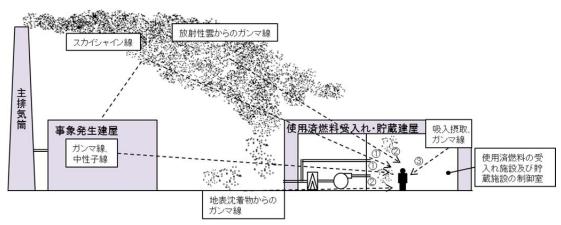
(b) 地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の被ばく経路

第5表 制御室※の居住性に係る被ばく経路

制御室での (2)室内における建屋からの放射線による被ばく (経路①) (2)室内における大気中へ放出された放射性物質による 被ばく (経路②) (3)室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ば く(経路③)



(a) 中央制御室の居住性に係る被ばく経路



(b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の居住性に係る 被ばく経路

※ 可搬型設備使用時

第6表 制御室の居住性に係る被ばく評価の主要評価条件

	項目	評価条件	選定理由
放出放射能	評価事象	・臨界事故 ・地震を要因として発生が想定 される事象の同時発生	世界 と と と を 対 条 る は の ま の ま の は の の は の の の の の の の の の の の の の
量評	放出開始 時間	事象毎に設定	事象毎に設定 (添付資料1,7参照)
価条	放 出 終 了 時 間	事象毎に設定	事象毎に設定 (添付資料1,7参照)
件	事故の 評価期間	7日間	審査ガイドに示す7日間における実施組織要員の実効線量を評価する観点から設定(添付資料1参照)
評大 価気 条拡 件散	放出源及び放出源高さ	放出源:主排気筒(約 150 m) (主排気筒から大気中への放射性物質の放出源の有効高さ は方位により異なる。)	大気中へ放出される放射性物質は,主排気筒より放出するため,主排気筒から大気中への放射性物質の放出源高さは主排気筒高さとする。 (添付資料3参照)
被ばく評価条件	制御室フィル タ ユニット の高性能粒子 フィルタの除 去効率	99.9%	設計上期待できる値を設定 する。(添付資料 1 参照)
	事故時運転 モードへの 切替時間	・臨界事故時においては通常の 換気運転とする。 ・同時発生時においては、放射 性物質の放出開始前まを 可搬型送風機への切り替え が行われると想定する。	
	空気流入率	【中央制御室】 臨界事故時: 0.03回/h 同時発生時: 5,200m³/h	臨界事故時:空気流入率測定 試験結果の結果である 0.0232回/hに対して保守 的に 0.03回/hと設定(添 付資料 4 参照) 同時発生時:可搬型送風機の 設計値から設定。
		【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室】 臨界事故時:1回/h 同時発生時:2,600m³/h	臨界事故時:中央制御室の空 気流入率を参考に、保守的 に1回/hと設定 同時発生時:可搬型送風機の 設計値から設定。
	マスクによる 防護係数	マスク着用を考慮しない。	(添付資料1参照)

詳細な評価条件は添付資料 1 参照

制御室の居住性評価で用いる評価条件について

制御室の居住性評価で用いる詳細の評価条件を以下に示す。

第1表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋の溶 解槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性希 ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)	
K r -83m	6. 5E+11	
K r -85m	7. 9E+11	
K r −85	9. 5E+06	
K r −87	3. 9E+12	
K r -88	3. 2E+12	
K r -89	5. 0E+09	
X e -131m	4. 3E+08	
X e -133m	1. 1E+10	
X e -133	1. 6E+11	
X e -135m	1. 4E+12	
X e -135	2. 1E+12	
X e -137	3. 5E+10	
X e −138	7. 1E+12	
I -129	3. 7E+00	
I -131	1. 1E+10	
I -132	1. 1E+12	
I -133	2. 4E+11	
I -134	3. 5E+12	
I −135	6.8E+11	

第2表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋の溶 解槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性エ アロゾルの放出量

核種	放出量	
	(Bq)	
S r -90	1. 2E+04	
Y - 90	1. 2E+04	
R u −106	1. 5E+08	
R h −106	5. 7E+05	
C s -134	2. 7E+02	
C s -137	1. 7E+04	
B a −137m	1.6E+04	
C e -144	3. 7E-01	
P r −144	3. 7E-01	
S b −125	7. 1E+01	
Pm-147	4. 9E+02	
E u -154	8. 1E+02	
P u −238	1. 2E+03	
P u −239	1. 1E+02	
P u −240	1.8E+02	
P u −241	2. 4E+04	
P u −242	7.4E-01	
Am-241	1. 2E+03	
Am-242	4. 0E+00	
Am-243	1. 1E+01	
C m - 242	3. 3E+00	
C m - 243	9. 1E+00	
C m - 244	8. 5E+02	

第3表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)
K r -83m	6. 5E+11
K r -85m	7. 9E+11
K r -85	9. 5E+06
K r −87	3. 9E+12
K r -88	3. 2E+12
K r -89	5. 0E+09
X e -131m	4. 3E+08
X e -133m	1. 1E+10
X e -133	1. 6E+11
X e -135m	1. 4E+12
X e -135	2. 1E+12
X e -137	3. 5E+10
X e −138	7. 1E+12
I -129	3. 7E+00
I -131	1. 1E+10
I −132	1. 1E+12
I -133	2. 4E+11
I -134	3. 5E+12
I -135	6.8E+11

第4表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

1+1 1	放出量	
核種 	(Bq)	
S r -90	4. 1E+03	
Y - 90	4. 1E+03	
R u -106	3. 5E+07	
R h −106	1. 9E+05	
C s -134	9. 0E+01	
C s -137	5. 7E+03	
B a −137m	5. 4E+03	
C e -144	1. 2E-01	
P r −144	1. 2E-01	
S b −125	2. 4E+01	
Pm-147	1. 6E+02	
E u −154	2. 7E+02	
P u −238	3. 9E+02	
P u −239	3. 7E+01	
P u −240	5. 9E+01	
P u −241	8. 1E+03	
P u −242	2.5E-01	
Am-241	4. 1E+02	
Am-242	1. 3E+00	
Am-243	3. 7E+00	
Cm-242	1. 1E+00	
C m -243	3. 0E+00	
C m - 244	2.8E+02	

第5表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量	
1久1里	(Bq)	
K r -83m	6. 5E+11	
K r -85m	7. 9E+11	
K r -85	9. 5E+06	
K r −87	3. 9E+12	
K r -88	3. 2E+12	
K r -89	5. 0E+09	
X e -131m	4. 3E+08	
X e -133m	1. 1E+10	
X e -133	1. 6E+11	
X e -135m	1. 4E+12	
X e -135	2. 1E+12	
X e −137	3. 5E+10	
X e −138	7. 1E+12	
I -129	3. 7E+00	
I -131	1. 1E+10	
I -132	1. 1E+12	
I -133	2. 4E+11	
I -134	3. 5E+12	
I −135	6.8E+11	

第6表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

1+1 1	放出量	
核種 	(Bq)	
S r -90	1. 2E+04	
Y - 90	1. 2E+04	
R u −106	9. 9E+06	
R h −106	5. 7E+05	
C s -134	2. 7E+02	
C s -137	1. 7E+04	
B a −137m	1.6E+04	
C e -144	3. 7E-01	
P r −144	3. 7E-01	
S b −125	7. 1E+01	
Pm-147	4. 9E+02	
E u -154	8. 1E+02	
P u −238	1. 2E+03	
P u -239	1. 1E+02	
P u −240	1.8E+02	
P u −241	2. 4E+04	
P u −242	7.4E-01	
Am-241	1. 2E+03	
Am-242	4. 0E+00	
Am-243	1. 1E+01	
C m - 242	3. 3E+00	
C m - 243	9. 1E+00	
Cm-244	8. 5E+02	

第7表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第5 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)	
K r -83m	3. 6E+11	
K r -85m	3. 3E+11	
K r −85	4. 3E+06	
K r −87	1. 5E+12	
K r -88	1. 2E+12	
K r -89	1. 6E+09	
X e -131m	5. 4E+08	
X e -133m	1. 3E+10	
X e -133	1. 7E+11	
X e -135m	2. 0E+12	
X e -135	2. 4E+12	
X e -137	3. 5E+10	
X e -138	5. 5E+12	
I -129	8. 5E+00	
I -131	1. 5E+10	
I -132	1. 4E+12	
I -133	2. 5E+11	
I -134	3. 3E+12	
I -135	6. 7E+11	

第8表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第5 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量	
	(Bq)	
S r −90	0.0E+00	
Y - 90	0.0E+00	
R u −106	5. 4E+02	
R h −106	2. 0E+00	
C s -134	0.0E+00	
C s -137	0.0E+00	
B a −137m	0.0E+00	
Се—144	0.0E+00	
P r −144	0.0E+00	
S b −125	3. 2E-05	
Pm-147	2. 2E-04	
E u -154	3.6E-04	
P u -238	7. 7E+03	
P u -239	7. 4E+02	
P u -240	1. 2E+03	
P u -241	1. 6E+05	
P u −242	4. 9E+00	
Am-241	0. 0E+00	
Am-242	0.0E+00	
Am-243	0.0E+00	
C m - 242	0. 0E+00	
C m - 243	0. 0E+00	
C m - 244	0.0E+00	

第9表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)
K r -83m	3. 6E+11
K r -85m	3. 3E+11
K r -85	4. 3E+06
K r −87	1. 5E+12
K r -88	1. 2E+12
K r -89	1. 6E+09
X e -131m	5. 4E+08
X e -133m	1. 3E+10
X e -133	1. 7E+11
X e -135m	2. 0E+12
X e -135	2. 4E+12
X e -137	3. 5E+10
X e -138	5. 5E+12
I -129	8. 5E+00
I -131	1. 5E+10
I -132	1. 4E+12
I -133	2. 5E+11
I -134	3. 3E+12
I -135	6. 7E+11

第10表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性エアロゾルの放出量

1-1:1 1	放出量	
核種 	(Bq)	
S r -90	0. 0E+00	
Y - 90	0. 0E+00	
R u −106	5. 6E+03	
R h −106	5. 0E+00	
C s -134	0.0E+00	
C s -137	0.0E+00	
B a −137m	0.0E+00	
C e -144	0.0E+00	
P r −144	0.0E+00	
S b −125	7. 9E-05	
Pm-147	5. 4E-04	
E u -154	9.0E-04	
P u −238	1. 9E+04	
P u −239	1.8E+03	
P u −240	2. 9E+03	
P u −241	4. 1E+05	
P u −242	1. 2E+01	
Am-241	0.0E+00	
Am-242	0.0E+00	
Am-243	0.0E+00	
C m - 242	0.0E+00	
C m - 243	0.0E+00	
C m - 244	0.0E+00	

第11表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋の溶 解槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性希 ガス及び放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
	(B q / s)	(s)	(_S)
K r -83m	6. 5E+11	3600	3601
K r -85m	7. 9E+11	3600	3601
K r −85	9. 5E+06	3600	3601
K r −87	3. 9E+12	3600	3601
K r -88	3. 2E+12	3600	3601
K r −89	5. 0E+09	3600	3601
X e -131m	4. 3E+08	3600	3601
X e -133m	1. 1E+10	3600	3601
X e -133	1.6E+11	3600	3601
X e -135m	1. 4E+12	3600	3601
X e -135	2. 1E+12	3600	3601
X e −137	3. 5E+10	3600	3601
X e −138	7. 1E+12	3600	3601
I -129	3. 7E+00	3600	3601
I -131	1. 1E+10	3600	3601
I -132	1. 1E+12	3600	3601
I -133	2. 4E+11	3600	3601
I -134	3. 5E+12	3600	3601
I -135	6.8E+11	3600	3601

第12表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋の溶 解槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性エ アロゾルの放出率

 大毛	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	1. 2E+04	3600	3601
Y - 90	1. 2E+04	3600	3601
R u -106	1. 5E+08	3600	3601
R h −106	5. 7E+05	3600	3601
C s -134	2. 7E+02	3600	3601
C s -137	1. 7E+04	3600	3601
B a -137m	1.6E+04	3600	3601
Се—144	3. 7E-01	3600	3601
Pr-144	3. 7E-01	3600	3601
S b −125	7. 1E+01	3600	3601
Pm-147	4. 9E+02	3600	3601
E u -154	8. 1E+02	3600	3601
P u −238	1. 2E+03	3600	3601
P u -239	1. 1E+02	3600	3601
P u −240	1.8E+02	3600	3601
P u −241	2. 4E+04	3600	3601
P u −242	7. 4E-01	3600	3601
Am - 241	1. 2E+03	3600	3601
Am-242	4. 0E+00	3600	3601
Am-243	1. 1E+01	3600	3601
Cm-242	3. 3E+00	3600	3601
C m - 243	9. 1E+00	3600	3601
Cm-244	8. 5E+02	3600	3601

第13表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
炒性	(B q / s)	(s)	(_S)
K r -83m	6. 5E+11	3600	3601
K r -85m	7. 9E+11	3600	3601
K r −85	9. 5E+06	3600	3601
K r −87	3. 9E+12	3600	3601
K r -88	3. 2E+12	3600	3601
K r −89	5. 0E+09	3600	3601
X e -131m	4. 3E+08	3600	3601
X e -133m	1. 1E+10	3600	3601
X e -133	1.6E+11	3600	3601
X e -135m	1. 4E+12	3600	3601
X e -135	2. 1E+12	3600	3601
X e −137	3. 5E+10	3600	3601
X e −138	7. 1E+12	3600	3601
I -129	3. 7E+00	3600	3601
I -131	1. 1E+10	3600	3601
I -132	1. 1E+12	3600	3601
I -133	2. 4E+11	3600	3601
I -134	3. 5E+12	3600	3601
I -135	6.8E+11	3600	3601

第14表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

松呑	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(B q ∕s)	(s)	(_S)
S r −90	4. 1E+03	3600	3601
Y - 90	4. 1E+03	3600	3601
R u -106	3. 5E+07	3600	3601
R h −106	1. 9E+05	3600	3601
C s -134	9. 0E+01	3600	3601
C s -137	5. 7E+03	3600	3601
B a −137m	5. 4E+03	3600	3601
C e -144	1. 2E-01	3600	3601
Pr-144	1. 2E-01	3600	3601
S b −125	2. 4E+01	3600	3601
Pm-147	1.6E+02	3600	3601
E u -154	2. 7E+02	3600	3601
P u −238	3. 9E+02	3600	3601
P u -239	3. 7E+01	3600	3601
P u -240	5. 9E+01	3600	3601
P u −241	8. 1E+03	3600	3601
P u −242	2.5E-01	3600	3601
Am-241	4. 1E+02	3600	3601
Am-242	1. 3E+00	3600	3601
Am-243	3. 7E+00	3600	3601
Cm-242	1. 1E+00	3600	3601
C m - 243	3. 0E+00	3600	3601
Cm-244	2.8E+02	3600	3601

第15表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出率

松锤	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(B q / s)	(s)	(s)
K r -83m	6. 5E+11	3600	3601
K r -85m	7. 9E+11	3600	3601
K r -85	9. 5E+06	3600	3601
K r −87	3. 9E+12	3600	3601
K r −88	3. 2E+12	3600	3601
K r -89	5. 0E+09	3600	3601
X e -131m	4. 3E+08	3600	3601
X e -133m	1. 1E+10	3600	3601
X e -133	1.6E+11	3600	3601
X e -135m	1. 4E+12	3600	3601
X e -135	2. 1E+12	3600	3601
X e −137	3. 5E+10	3600	3601
X e −138	7. 1E+12	3600	3601
I -129	3. 7E+00	3600	3601
I -131	1. 1E+10	3600	3601
I -132	1. 1E+12	3600	3601
I -133	2. 4E+11	3600	3601
I -134	3. 5E+12	3600	3601
I -135	6.8E+11	3600	3601

第 16 表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

 大毛	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	1. 2E+04	3600	3601
Y - 90	1. 2E+04	3600	3601
R u -106	9. 9E+06	3600	3601
R h −106	5. 7E+05	3600	3601
C s -134	2. 7E+02	3600	3601
C s -137	1. 7E+04	3600	3601
B a -137m	1.6E+04	3600	3601
Се—144	3. 7E-01	3600	3601
Pr-144	3. 7E-01	3600	3601
S b −125	7. 1E+01	3600	3601
Pm-147	4. 9E+02	3600	3601
E u -154	8. 1E+02	3600	3601
P u −238	1. 2E+03	3600	3601
P u -239	1. 1E+02	3600	3601
P u −240	1.8E+02	3600	3601
P u −241	2. 4E+04	3600	3601
P u −242	7. 4E-01	3600	3601
Am-241	1. 2E+03	3600	3601
Am-242	4. 0E+00	3600	3601
Am-243	1. 1E+01	3600	3601
Cm-242	3. 3E+00	3600	3601
C m - 243	9. 1E+00	3600	3601
C m - 244	8. 5E+02	3600	3601

第17表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第5 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
炒性	(Bq/s)	(s)	(s)
K r -83m	3. 6E+11	3600	3601
K r -85m	3. 3E+11	3600	3601
K r −85	4. 3E+06	3600	3601
K r −87	1. 5E+12	3600	3601
K r −88	1. 2E+12	3600	3601
K r −89	1. 6E+09	3600	3601
X e -131m	5. 4E+08	3600	3601
X e -133m	1. 3E+10	3600	3601
X e -133	1. 7E+11	3600	3601
X e -135m	2. 0E+12	3600	3601
X e -135	2. 4E+12	3600	3601
X e -137	3. 5E+10	3600	3601
X e -138	5. 5E+12	3600	3601
I -129	8. 5E+00	3600	3601
I —131	1. 5E+10	3600	3601
I -132	1. 4E+12	3600	3601
I -133	2. 5E+11	3600	3601
I -134	3. 3E+12	3600	3601
I -135	6. 7E+11	3600	3601

第 18 表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第 5 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性エアロゾルの放出率

 大毛	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	0.0E+00	3600	3601
Y - 90	0.0E+00	3600	3601
R u -106	5. 4E+02	3600	3601
R h −106	2. 0E+00	3600	3601
C s -134	0.0E+00	3600	3601
C s -137	0.0E+00	3600	3601
B a -137m	0.0E+00	3600	3601
C e -144	0.0E+00	3600	3601
Pr-144	0.0E+00	3600	3601
S b −125	3. 2E-05	3600	3601
Pm-147	2. 2E-04	3600	3601
E u -154	3.6E-04	3600	3601
P u −238	7. 7E+03	3600	3601
P u -239	7. 4E+02	3600	3601
P u −240	1. 2E+03	3600	3601
P u −241	1.6E+05	3600	3601
P u −242	4. 9E+00	3600	3601
Am-241	0.0E+00	3600	3601
Am-242	0. 0E+00	3600	3601
Am-243	0.0E+00	3600	3601
Cm-242	0. 0E+00	3600	3601
C m - 243	0. 0E+00	3600	3601
C m - 244	0.0E+00	3600	3601

第19表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
炒性	(Bq/s)	(s)	(s)
K r -83m	3. 6E+11	3600	3601
K r -85m	3. 3E+11	3600	3601
K r −85	4. 3E+06	3600	3601
K r −87	1. 5E+12	3600	3601
K r −88	1. 2E+12	3600	3601
K r −89	1. 6E+09	3600	3601
X e -131m	5. 4E+08	3600	3601
X e -133m	1. 3E+10	3600	3601
X e -133	1. 7E+11	3600	3601
X e -135m	2. 0E+12	3600	3601
X e -135	2. 4E+12	3600	3601
X e -137	3. 5E+10	3600	3601
X e -138	5. 5E+12	3600	3601
I -129	8. 5E+00	3600	3601
I —131	1. 5E+10	3600	3601
I -132	1. 4E+12	3600	3601
I -133	2. 5E+11	3600	3601
I -134	3. 3E+12	3600	3601
I -135	6. 7E+11	3600	3601

第20表 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7 一時貯留処理槽における臨界事故の主排気筒から大気中へ の放射性エアロゾルの放出率

 大毛	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	0. 0E+00	3600	3601
Y - 90	0. 0E+00	3600	3601
R u -106	5. 6E+03	3600	3601
R h −106	5. 0E+00	3600	3601
C s -134	0.0E+00	3600	3601
C s -137	0.0E+00	3600	3601
B a -137m	0.0E+00	3600	3601
Се—144	0.0E+00	3600	3601
Pr-144	0.0E+00	3600	3601
S b −125	7. 9E-05	3600	3601
Pm-147	5. 4E-04	3600	3601
E u -154	9.0E-04	3600	3601
P u −238	1. 9E+04	3600	3601
P u -239	1.8E+03	3600	3601
P u −240	2. 9E+03	3600	3601
P u −241	4. 1E+05	3600	3601
P u −242	1. 2E+01	3600	3601
Am-241	0.0E+00	3600	3601
Am-242	0. 0E+00	3600	3601
Am-243	0.0E+00	3600	3601
Cm-242	0. 0E+00	3600	3601
C m - 243	0. 0E+00	3600	3601
Cm-244	0.0E+00	3600	3601

第21表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の分離建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

1-1:1 1	放出量
核種	(Bq)
S r -90	8. 9E+04
Y-90	8. 9E+04
R u −106	4. 3E+08
R h −106	4. 3E+08
C s -134	2. 1E+03
C s -137	1. 3E+05
B a -137m	1. 2E+05
C e -144	2. 7E+00
Pr-144	2. 7E+00
S b −125	7. 2E+02
Pm-147	4. 9E+03
E u -154	8. 1E+03
P u -238	2. 2E+01
P u −239	2. 1E+00
P u −240	3. 3E+00
P u −241	4. 5E+02
P u −242	1.4E-02
Am-241	9. 0E+03
Am-242	2. 9E+01
Am-243	8. 1E+01
Cm-242	2. 4E+01
C m - 243	6. 7E+01
C m - 244	6. 3E+03

第22表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の精製建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

 核種	放出量
1次1里	(Bq)
S r -90	0.0E+00
Y - 90	0.0E+00
R u −106	2.8E+03
R h −106	2.8E+03
C s -134	0.0E+00
C s -137	0.0E+00
B a -137m	0.0E+00
C e -144	0.0E+00
P r −144	0.0E+00
S b −125	4. 5E-04
Pm-147	3. 1E-03
E u -154	5. 1E-03
P u -238	1. 1E+05
P u -239	1. 0E+04
P u -240	1. 7E+04
P u -241	2. 3E+06
P u −242	7. 0E+01
Am-241	0.0E+00
Am-242	0.0E+00
Am-243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第23表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

 大年	放出量
核種	(Bq)
S r -90	1. 9E-04
Y - 90	1.9E-04
R u -106	8. 2E+00
R h −106	8. 2E+00
C s -134	2.6E-06
C s -137	1.6E-04
B a -137m	1.5E-04
C e -144	3. 3E-08
Pr-144	3. 3E-08
S b −125	2. 1E-04
Pm-147	1.5E-03
E u -154	2.4E-03
P u -238	5. 5E+03
P u −239	5. 3E+02
P u −240	8. 4E+02
P u -241	1. 2E+05
P u −242	3. 5E+00
Am-241	1. 2E+02
Am-242	0.0E+00
Am-243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第24表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

1-1:1 1	放出量	
核種	(Bq)	
S r -90	8. 4E+05	
Y-90	8. 4E+05	
R u -106	4. 1E+09	
R h −106	4. 1E+09	
C s -134	2. 0E+04	
C s -137	1. 2E+06	
B a -137m	1. 2E+06	
C e -144	2. 6E+01	
Pr-144	2. 6E+01	
S b −125	7. 0E+03	
Pm-147	4.8E+04	
E u -154	8. 0E+04	
P u −238	2. 0E+02	
P u −239	2. 0E+01	
P u −240	3. 1E+01	
P u −241	4. 3E+03	
P u −242	1.3E-01	
Am-241	8. 5E+04	
Am-242	2.8E+02	
Am-243	7. 7E+02	
Cm-242	2. 3E+02	
C m - 243	6. 4E+02	
C m - 244	5. 9E+04	

第25表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の前処理建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

1445	放出量	
核種	(Bq)	
S r -90	9. 3E+06	
Y - 90	9. 3E+06	
R u -106	3. 4E+03	
R h −106	3. 4E+03	
C s -134	2. 1E+05	
C s -137	1. 3E+07	
B a -137m	1. 2E+07	
C e -144	2.8E+02	
P r −144	2.8E+02	
S b −125	5. 3E+04	
Pm-147	3. 7E+05	
E u -154	6. 1E+05	
P u −238	8. 9E+05	
P u −239	8. 5E+04	
P u −240	1. 4E+05	
P u −241	1. 9E+07	
P u −242	5. 7E+02	
Am-241	9. 3E+05	
Am-242	3. 0E+03	
Am-243	8. 4E+03	
C m - 242	2. 5E+03	
C m - 243	6. 9E+03	
Cm-244	6. 5E+05	

第26表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の分離建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

大抵	放出量	
核種	(Bq)	
S r -90	2. 4E+07	
Y - 90	2. 4E+07	
R u -106	1. 1E+04	
R h −106	1. 1E+04	
C s -134	5. 5E+05	
C s -137	3. 5E+07	
B a -137m	3. 3E+07	
C e -144	7. 2E+02	
Pr-144	7. 2E+02	
S b −125	1.8E+05	
Pm-147	1. 3E+06	
E u -154	2. 1E+06	
P u -238	3.8E+05	
P u −239	3. 7E+04	
P u −240	5. 8E+04	
P u −241	8. 0E+06	
P u −242	2. 4E+02	
Am-241	2. 4E+06	
Am-242	8. 0E+03	
Am-243	2. 2E+04	
C m - 242	6. 6E+03	
C m - 243	1.8E+04	
C m - 244	1. 7E+06	

第27表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の精製建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

按 籍	放出量	
核種 	(Bq)	
S r -90	0.0E+00	
Y - 90	0.0E+00	
R u −106	7.9E-02	
R h −106	7. 9E-02	
C s -134	0.0E+00	
C s -137	0.0E+00	
B a -137m	0.0E+00	
C e -144	0.0E+00	
P r −144	0.0E+00	
S b −125	1. 2E-01	
Pm-147	8.6E-01	
E u -154	1. 4E+00	
P u −238	6. 6E+06	
P u −239	6. 3E+05	
P u −240	1. 0E+06	
P u −241	1. 4E+08	
P u −242	4. 2E+03	
Am-241	0.0E+00	
Am-242	0.0E+00	
Am-243	0.0E+00	
C m - 242	0.0E+00	
C m - 243	0.0E+00	
C m - 244	0.0E+00	

第28表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

松锤	放出量	
核種 	(Bq)	
S r -90	5. 5E-02	
Y - 90	5. 5E-02	
R u −106	2. 3E-04	
R h −106	2. 3E-04	
C s -134	7. 3E-04	
C s -137	4.6E-02	
B a -137m	4. 4E-02	
C e -144	9. 4E-06	
P r −144	9.4E-06	
S b −125	6. 0E-02	
Pm-147	4. 1E-01	
E u -154	6.8E-01	
P u -238	1. 6E+06	
P u -239	1. 5E+05	
P u -240	2. 4E+05	
P u -241	3. 3E+07	
P u −242	1. 0E+03	
Am-241	3. 4E+04	
Am-242	0.0E+00	
Am-243	0.0E+00	
C m - 242	0.0E+00	
C m - 243	0.0E+00	
C m - 244	0.0E+00	

第29表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出量

1+1 1	放出量	
核種 	(Bq)	
S r -90	2. 0E+08	
Y - 90	2. 0E+08	
R u −106	9.8E+04	
R h −106	9.8E+04	
C s -134	4. 7E+06	
C s -137	3. 0E+08	
B a −137m	2.8E+08	
C e -144	6. 1E+03	
Pr-144	6. 1E+03	
S b −125	1. 7E+06	
Pm-147	1. 2E+07	
E u -154	1. 9E+07	
P u -238	4. 9E+04	
P u −239	4. 7E+03	
P u -240	7. 5E+03	
P u −241	1. 0E+06	
P u −242	3. 1E+01	
Am-241	2. 0E+07	
Am-242	6. 7E+04	
Am-243	1. 9E+05	
C m - 242	5. 6E+04	
C m - 243	1. 5E+05	
C m - 244	1. 4E+07	

第30表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の分離建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

松锤	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	2. 3E+00	54360	93300
Y - 90	2. 3E+00	54360	93300
R u -106	1. 1E+04	54360	93300
R h −106	1. 1E+04	54360	93300
C s -134	5. 3E-02	54360	93300
C s -137	3. 4E+00	54360	93300
B a −137m	3. 2E+00	54360	93300
C e -144	6.9E-05	54360	93300
P r −144	6. 9E-05	54360	93300
S b −125	1.8E-02	54360	93300
Pm-147	1.3E-01	54360	93300
E u -154	2. 1E-01	54360	93300
P u −238	5. 5E-04	54360	93300
P u −239	5. 3E-05	54360	93300
P u −240	8. 4E-05	54360	93300
P u −241	1. 2E-02	54360	93300
P u −242	3. 5E-07	54360	93300
Am-241	2. 3E-01	54360	93300
Am-242	7.6E-04	54360	93300
Am - 243	2. 1E-03	54360	93300
C m - 242	6. 3E-04	54360	93300
C m - 243	1. 7E-03	54360	93300
C m - 244	1.6E-01	54360	93300

第31表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の精製建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

 大任	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r −90	0. 0E+00	41361	110400
Y - 90	0. 0E+00	41361	110400
R u −106	4. 1E-02	41361	110400
R h −106	4. 1E-02	41361	110400
C s -134	0. 0E+00	41361	110400
C s -137	0. 0E+00	41361	110400
B a −137m	0. 0E+00	41361	110400
C e -144	0. 0E+00	41361	110400
P r −144	0.0E+00	41361	110400
S b −125	6. 5E-09	41361	110400
Pm-147	4. 4E-08	41361	110400
E u -154	7. 3E-08	41361	110400
P u −238	1.6E+00	41361	110400
P u −239	1.5E-01	41361	110400
P u −240	2.4E-01	41361	110400
P u −241	3. 3E+01	41361	110400
P u −242	1.0E-03	41361	110400
Am-241	0. 0E+00	41361	110400
Am-242	0. 0E+00	41361	110400
Am-243	0. 0E+00	41361	110400
C m - 242	0. 0E+00	41361	110400
C m - 243	0. 0E+00	41361	110400
Cm-244	0.0E+00	41361	110400

第32表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

松锤	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	7.4E-09	68717	94800
Y - 90	7. 4E-09	68717	94800
R u -106	3. 1E-04	68717	94800
R h −106	3. 1E-04	68717	94800
C s -134	9.8E-11	68717	94800
C s -137	6. 2E-09	68717	94800
B a −137m	5. 9E-09	68717	94800
C e -144	1.3E-12	68717	94800
P r −144	1.3E-12	68717	94800
S b −125	8. 1E-09	68717	94800
Pm-147	5.6E-08	68717	94800
E u -154	9. 2E-08	68717	94800
P u −238	2. 1E-01	68717	94800
P u −239	2.0E-02	68717	94800
P u −240	3. 2E-02	68717	94800
P u −241	4. 4E+00	68717	94800
P u −242	1.3E-04	68717	94800
Am-241	4.6E-03	68717	94800
Am - 242	0.0E+00	68717	94800
Am-243	0. 0E+00	68717	94800
C m - 242	0. 0E+00	68717	94800
C m - 243	0. 0E+00	68717	94800
C m - 244	0.0E+00	68717	94800

第33表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

 大年	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	2. 0E+01	83116	124500
Y - 90	2. 0E+01	83116	124500
R u -106	9. 9E+04	83116	124500
R h −106	9. 9E+04	83116	124500
C s -134	4. 7E-01	83116	124500
C s -137	3. 0E+01	83116	124500
B a -137m	2.8E+01	83116	124500
C e -144	6. 2E-04	83116	124500
Pr-144	6. 2E-04	83116	124500
S b −125	1. 7E-01	83116	124500
Pm-147	1. 2E+00	83116	124500
E u -154	1. 9E+00	83116	124500
P u −238	4. 9E-03	83116	124500
P u −239	4. 7E-04	83116	124500
P u −240	7. 5E-04	83116	124500
P u −241	1. 0E-01	83116	124500
P u −242	3. 2E-06	83116	124500
Am-241	2. 1E+00	83116	124500
Am - 242	6.8E-03	83116	124500
Am-243	1.9E-02	83116	124500
C m - 242	5. 6E-03	83116	124500
C m - 243	1. 5E-02	83116	124500
C m - 244	1. 4E+00	83116	124500

第34表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の前処理建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

松锤	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	9. 3E+06	262800	262801
Y - 90	9. 3E+06	262800	262801
R u -106	3. 4E+03	262800	262801
R h −106	3. 4E+03	262800	262801
C s -134	2. 1E+05	262800	262801
C s -137	1. 3E+07	262800	262801
B a −137m	1. 2E+07	262800	262801
C e -144	2.8E+02	262800	262801
P r −144	2.8E+02	262800	262801
S b −125	5. 3E+04	262800	262801
Pm-147	3. 7E+05	262800	262801
E u -154	6. 1E+05	262800	262801
P u −238	8. 9E+05	262800	262801
P u −239	8. 5E+04	262800	262801
P u −240	1. 4E+05	262800	262801
P u −241	1. 9E+07	262800	262801
P u −242	5. 7E+02	262800	262801
Am-241	9. 3E+05	262800	262801
Am-242	3. 0E+03	262800	262801
Am - 243	8. 4E+03	262800	262801
C m - 242	2. 5E+03	262800	262801
C m - 243	6. 9E+03	262800	262801
C m - 244	6. 5E+05	262800	262801

第35表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の分離建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

松锤	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	2. 4E+07	86400	86401
Y - 90	2. 4E+07	86400	86401
R u -106	1. 1E+04	86400	86401
R h −106	1. 1E+04	86400	86401
C s -134	5. 5E+05	86400	86401
C s -137	3. 5E+07	86400	86401
B a −137m	3. 3E+07	86400	86401
C e -144	7. 2E+02	86400	86401
P r −144	7. 2E+02	86400	86401
S b −125	1.8E+05	86400	86401
Pm-147	1. 3E+06	86400	86401
E u -154	2. 1E+06	86400	86401
P u −238	3.8E+05	86400	86401
P u −239	3. 7E+04	86400	86401
P u −240	5.8E+04	86400	86401
P u −241	8. 0E+06	86400	86401
P u −242	2. 4E+02	86400	86401
Am-241	2. 4E+06	86400	86401
Am-242	8. 0E+03	86400	86401
Am - 243	2. 2E+04	86400	86401
C m - 242	6. 6E+03	86400	86401
C m - 243	1.8E+04	86400	86401
C m - 244	1. 7E+06	86400	86401

第36表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の精製建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

松锤	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	0. 0E+00	86400	86401
Y - 90	0.0E+00	86400	86401
R u -106	7. 9E-02	86400	86401
R h −106	7.9E-02	86400	86401
C s -134	0.0E+00	86400	86401
C s -137	0.0E+00	86400	86401
B a −137m	0.0E+00	86400	86401
C e -144	0.0E+00	86400	86401
P r −144	0.0E+00	86400	86401
S b −125	1. 2E-01	86400	86401
Pm-147	8.6E-01	86400	86401
E u -154	1. 4E+00	86400	86401
P u −238	6.6E+06	86400	86401
P u −239	6. 3E+05	86400	86401
P u −240	1. 0E+06	86400	86401
P u −241	1. 4E+08	86400	86401
P u −242	4. 2E+03	86400	86401
Am-241	0. 0E+00	86400	86401
Am-242	0. 0E+00	86400	86401
Am-243	0. 0E+00	86400	86401
C m - 242	0. 0E+00	86400	86401
C m - 243	0. 0E+00	86400	86401
C m - 244	0.0E+00	86400	86401

第37表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1久1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r −90	5. 5E-02	86400	86401
Y - 90	5. 5E-02	86400	86401
R u -106	2. 3E-04	86400	86401
R h −106	2. 3E-04	86400	86401
C s -134	7. 3E-04	86400	86401
C s -137	4.6E-02	86400	86401
B a -137m	4. 4E-02	86400	86401
C e -144	9. 4E-06	86400	86401
Pr-144	9. 4E-06	86400	86401
S b −125	6. 0E-02	86400	86401
Pm-147	4. 1E-01	86400	86401
E u -154	6.8E-01	86400	86401
P u −238	1.6E+06	86400	86401
P u −239	1. 5E+05	86400	86401
P u -240	2. 4E+05	86400	86401
P u −241	3. 3E+07	86400	86401
P u −242	1. 0E+03	86400	86401
Am - 241	3. 4E+04	86400	86401
Am - 242	0. 0E+00	86400	86401
Am-243	0. 0E+00	86400	86401
C m - 242	0. 0E+00	86400	86401
C m - 243	0. 0E+00	86400	86401
C m - 244	0.0E+00	86400	86401

第38表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性エアロゾルの放出率

 	放出率	放出開始時間	放出終了時間
核種	(Bq/s)	(s)	(s)
S r -90	2. 0E+08	302400	302401
Y - 90	2. 0E+08	302400	302401
R u -106	9.8E+04	302400	302401
R h −106	9.8E+04	302400	302401
C s -134	4. 7E+06	302400	302401
C s -137	3. 0E+08	302400	302401
B a -137m	2.8E+08	302400	302401
C e -144	6. 1E+03	302400	302401
Pr-144	6. 1E+03	302400	302401
S b −125	1. 7E+06	302400	302401
Pm-147	1. 2E+07	302400	302401
E u -154	1. 9E+07	302400	302401
P u −238	4. 9E+04	302400	302401
P u -239	4. 7E+03	302400	302401
P u -240	7. 5E+03	302400	302401
P u −241	1. 0E+06	302400	302401
P u −242	3. 1E+01	302400	302401
Am-241	2. 0E+07	302400	302401
Am-242	6. 7E+04	302400	302401
Am-243	1. 9E+05	302400	302401
Cm-242	5. 6E+04	302400	302401
C m - 243	1. 5E+05	302400	302401
C m - 244	1. 4E+07	302400	302401

第39表 制御室の居住性に係る被ばく評価における臨界事故時の主要な評価条件の居住性評価審査ガイドとの関係

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
事故時における外気取り込み	考慮する。		主排気筒から大気中へ放出された 放射性物質は、外気との連絡口及 び外気との連絡口以外の経路から 室内へ流入することを想定する。	4. 2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から,次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。 - 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室内に取り入れること(外気取入) ニ原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接流入すること(空気流入)
平常運転時の運転モードの運転継続時間		7日間	より厳しい結果となるように、事 故時の運転モードは考慮せず、平 常運転時の運転モードが7日間継 続するものとする。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
平常運転時における外気 との連絡口から換気設備 の高性能粒子フィルタを 経由する外気取入量	5, 100 m ³ /h	5,000m ³ /h	設計上期待できる値を設定する。	同上
バウンダリ体積	18, 720 m ³	2, 640 m ³	室内及び空調機器の体積をバウンダリ体積として設定する。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は,空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。
換気設備の高性能粒子フィルタの除去効率		99. 9%	設計上期待できる値を設定する。	4. 2(1) a. ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
換気設備のヨウ素フィル タによる除去効率	考慮しない。		より厳しい結果となるようにヨウ素の形態は有機ヨウ素とし,フィルタによる除去を考慮しない。	同上

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
高性能粒子フィルタを経 由せずに流入する放射性 物質を含む空気の流入量	バウンダリ体 積の換気率換 算で 0.03 回/h	バウンダリ体積の換気 率換算で 1 回/ h	居住性評価手法内規の「別添資料原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」に準拠し実施した試験結果(0.0232回/h)から,より厳しい結果となるように設定する。	4.2(1) b. 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。
制御室の遮蔽	コンクリート		より厳しい結果となるように建屋 内の区画及び構築物を考慮せず設 定する。	4.2(3) a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。
被ばく評価期間	臨界による核分裂の発生から7日間		再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈の第44条(制御室)の「④ 判断基準は,実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。」に基づき設定する。	居住性評価審査ガイドに記載なし

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
室内にとどまる実施組織 要員の滞在期間	7日間		同一の実施組織要員が室内に評価 期間中とどまることとする。	居住性評価審査ガイドに記載なし
マスクによる除染係数	考慮しない。		より厳しい結果となるようにマス ク着用は考慮しない。	4.2(3) c. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。
全核分裂数	1.6×10^{18}		第34条における対策の有効性評価と同じとする。	4.1(2)原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価(**2)で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。

補 2-10-添 1-43

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
臨界事故の主排気筒から 大気中への放射性物質の 放出開始時間	3, 600 秒		臨界事故の対策として、廃ガス処理設備から1時間にわたって気体を貯留するため、その期間は外部への放出はなく、1時間後に廃ガス処理設備を復旧した場合にはじめて放出に至るため、臨界の発生から1時間後を放出開始時間とする。	同上
臨界事故の主排気筒から 大気中への放射性物質の 放出終了時間			実際には廃ガス処理設備から小さい流量で放出されていくモードになることが考えられるが、同設備の放射性物質が完全に放出されるまでの時間は機器内の換気率に依存すること、また放射能濃度も定まらないことから、保守的に1秒で放出されるものとする。	同上

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
臨界事故の主排気筒から 大気中への放射性物質の 放出率	第 11 表から 第 20 表参照		7日間の主排気筒から大気中への 放射性物質の放出量を臨界事故の 継続時間で除して設定する。	同上
臨界事故の線源	体積線源		より厳しい結果となるように臨界 事故の発生する建屋の制御室から 最も近い壁の内側に一点で接する 体積線源とする。	4.3 (5) a.原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。
臨界事故が発生する機器 から放出され建屋内に残 留する放射性物質を線源 とする場合の臨界事故の 発生する建屋の遮蔽	厚さ1 mの コンクリート		線源が1mのコンクリートの建屋 外壁に全面囲まれていることとす る。	4.3(5) a.原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。
臨界事故が発生する機器 内の核分裂を線源とする 場合の臨界事故の発生す る建屋の遮蔽	• -	コンクリートおよび Aめる厚さの遮蔽壁	建屋外壁及び建屋外壁からセル壁間に最低限見込める厚さの遮蔽壁に線源が全面囲まれていることとする。	同上

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
呼吸率	3. 33×	$10^{-4} \text{ m}^3/\text{ s}$	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき,成人の活動時の呼吸率とする。	_

第40表 制御室の居住性に係る被ばく評価における臨界事故時の大気拡散の評価条件の居住性評価審査ガイドとの関係

		使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載	
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル		居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.2(2) a. 放射性物質の空気中濃度は、 放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度 分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分 布になると仮定したガウスプルームモデル を適用して計算する。	
気象資料	再処理施設の敷地内における地上高146m(標高205m)における平成25年4月から平成26年3月までの1年間の観測資料		居住性評価審査ガイドに示されたとおり、1年間観測して得られた気象資料を使用する。	降雨の観測項目を, 現地において少なくとも	
主排気筒から大気中への 放射性物質の実効放出継 続時間	1 時間		主排気筒から大気中への放射性物質の放出が24時間以上継続する事象は24時間, それ以外の事象は1時間とする。	4.2(2) c. 相対濃度は, 短時間放出又は長時間放出に応じて, 毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
主排気筒から大気中への放射性物質の放出源及び放出源高さ	(主排気筒から大気中への放射性物質の放出		大気中へ放出される放射性 物質は,主排気筒より放出す るため,主排気筒から大気中 への放射性物質の放出源高 さは主排気筒高さとする。	4.3(4) b.放出源高さは,4.1(2) a.で選定した事故シーケンスに応じた放出口からの放出を仮定する。4.1(2) a.で選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に,放出エネルギーを考慮してもよい。
累積出現頻度	97%		居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.2(2) c. 評価点の相対濃度又は相対線量は,毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合,その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋の影響	考慮しない。		再処理施設からの大気中への放射性物質の放出は主排気筒からであり、「放出点の高さが建屋の高さの2.5倍に満たない場合」に該当しないため、建屋による巻き込みの影響を受けない。	出点と巻き込みが生じる建屋及び評価点と の位置関係について,次に示す条件すべてに 該当した場合,放出点から放出された放射性 物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受

補 2-10-添 1-48

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
巻き込みを生じる代表建 屋		なし	同上	同上
放射性物質濃度の評価点	制御建屋中心	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室 中心	居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.2(2) b. 屋上面を代表とする場合, 例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時 対策所の中心点を評価点とするのは妥当で ある。
着目方位	ENE又はNE (風上方位)	SSE又はSE (風上方位)	建屋による巻き込みの影響 を考慮しないため1方位と し,放射性物質の濃度の評価 点から見て,大気中への放射 性物質の放出源である主排 気筒が存在する方位とする。	4.2(2) b.放射性物質濃度を計算する 当該着目方位としては、放出源と評価点とを 結ぶラインが含まれる1方位のみを対象と するのではなく、図5に示すように、代表 建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及 ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。 4.2(2) b.評価対象とする方位は、放 出された放射性物質が建屋の影響を受けて 拡散すること及び建屋の影響を受けて拡散 された放射性物質が評価点に届くことの両 方に該当する方位とする。

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
			建屋による巻き込みの影響	4.2(2) b. 風向に垂直な代表建屋の投
建屋投影面積			を考慮しないため設定しな	影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるた
			V'o	めに大気拡散式の入力とする。
	100m		主排気筒から大気中への放	4.2 (2) a.ガウスプルームモデルを適
			射性物質の放出源から評価	用して計算する場合には,水平及び垂直方向
評価距離			点までの距離は、より厳しい	の拡散パラメータは, 風下距離及び大気安定
			結果となるよう水平距離を	度に応じて, 気象指針における相関式を用い
			設定する。	て計算する。

第 41 表 制御室の居住性に係る被ばく評価における臨界事故時の相対濃度及び相対線 量の評価結果

評価点	放出点	大気中への 放射性物質の実効放出 継続時間	相対濃度 χ / Q (s / m³)	相対線量 <i>D/Q</i> (Gy/Bq)
中央制御室	主排気筒	1 時間	9.9×10 ⁻⁷	4. 7×10 ⁻²⁰
使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	主排気筒	1 時間	5. 4×10 ⁻⁷	3.4×10^{-20}

第42表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の主要な評価条件の居住性評価審査 ガイドとの関係

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
事故時における外気取り込み	考慮する。		主排気筒から大気中へ放出された 放射性物質は、外気との連絡口及 び外気との連絡口以外の経路から 室内へ流入することを想定する。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。 一原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室内に取り入れること(外気取入) 二原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接流入すること(空気流入)
可搬型送風機の運転継続 時間		7日間	連続運転を想定する。実際には、 地震発生による全交流動力電源の 喪失から運転開始までの換気不可 能な時間があるが、放射性物質の 放出開始時間は運転開始以降とな るため評価結果への影響はない。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては,非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
可搬型送風機の外気取入 量			下記「高性能粒子フィルタを経由 せずに流入する放射性物質を含む 空気の流入量」参照。	同上
バウンダリ体積	18, 729. 7 m ³	2, 644. 2m ³	室内及び空調機器の体積をバウンダリ体積として設定する。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は,空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。
換気設備の高性能粒子フィルタの除去効率	考慮しない。		可搬型送風機は高性能粒子フィル タを持たない。	4.2(1) a. ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
換気設備のヨウ素フィル タによる除去効率	考慮しない。		より厳しい結果となるようにヨウ素の形態は有機ヨウ素とし,フィルタによる除去を考慮しない。	同上

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
高性能粒子フィルタを経 由せずに流入する放射性 物質を含む空気の流入量	5, 200 m ³ /h	2,600 m ³ /h	可搬型送風機は高性能粒子フィルタを持たないため,可搬型 送風機の設計上期待できる容量とする。	4.2(1) b. 既設の場合では,空気流入率は,空気流入率測定試験結果を基に設定する。
制御室の遮蔽	厚さ1 mの コンクリート		より厳しい結果となるように建屋 内の区画及び構築物を考慮せず設 定する。	4.2(3) a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては,原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。
被ばく評価期間	地震発生による全交流動力電源の喪失から 7日間		再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈の第44条(制御室)の「④ 判断基準は,実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。」に基づき設定する。	居住性評価審査ガイドに記載なし
室内にとどまる実施組織 要員の滞在期間		7 日間	同一の実施組織要員が室内に評価 期間中とどまることとする。	居住性評価審査ガイドに記載なし

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
マスクによる除染係数	考慮しない。		より厳しい結果となるようにマス ク着用は考慮しない。	4.2(3) c.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。
冷却機能の喪失による蒸 発乾固における主排気筒 から大気中への放射性物 質の放出開始時間		第 30 表から 第 33 表参照	冷却機能の喪失から機器に内蔵する溶液が沸騰に至ることで主排気 筒から大気中への放射性物質の放 出が開始するものとし設定する。	4.1(2)原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価(**2)で想定する格納容器破損 モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
冷却機能の喪失による蒸 発乾固における主排気筒 から大気中への放射性物 質の放出終了時間		同上	冷却機能の喪失から機器に内蔵する溶液が沸騰に至ることで主排気筒から大気中への放射性物質の放出が開始され、対策である冷却コイルへの通水が開始するまで主排気筒から大気中への放射性物質の放出が継続するものとし設定する。	同上
放射線分解により発生する水素による爆発における主排気筒から大気中への放射性物質の放出開始時間		第 34 表から 第 38 表参照	水素掃気機能の喪失から機器内の 水素濃度が未然防止濃度に到達し た後に直ちに着火及び水素燃焼に 至ることで主排気筒から大気中へ 放射性物質が放出するものとし設 定する。	同上
放射線分解により発生する水素による爆発における主排気筒から大気中への放射性物質の放出終了時間		同上	放射線分解により発生する水素に よる爆発による主排気筒から大気 中への放射性物質の放出は瞬時に 行われるものとし設定する。	同上

補 2-10-添 1-56

		使用条件		
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
冷却機能の喪失による蒸 発乾固による主排気筒から大気中への放射性物質 の放出率		第 30 表から 第 33 表参照	主排気筒から大気中への放射性物質の放出率は、冷却機能の喪失による蒸発乾固時の主排気筒から大気中への放射性物質の放出量を、主排気筒から大気中への放射性物質の放出解始時間の差である主排気筒から大気中への放射性物質の放出継続時間で除して設定する。	同上

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性物質の放出率	第 34 表から 第 38 表参照		主排気筒から大気中への放射性物質の放出率は、放射線分解により発生する水素による爆発の水素燃焼時の主排気筒から大気中への放射性物質の放出量を、主排気筒から大気中への放射性物質の放出開始時間の差で放射性物質の放出開始時間の差である主排気筒から大気中への放射性物質の放出開始時間の差である主排気筒から大気中への放射性物質の放出継続時間で除して設定する。	同上
地震を要員として発生が 想定される事象の同時発 生における線源		体積線源	より厳しい結果となるように地震を要員として発生が想定される事象の同時発生の発生する建屋の制御室から最も近い壁の内側に一点で接している体積線源とする。	4.3(5) a.原子炉建屋内の放射性物質は,自由空間容積に均一に分布するものとして,事故後7日間の積算線源強度を計算する。

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
地震を要員として発生が 想定される事象の同時発 生が発生する機器から放 出され建屋内に残留する 放射性物質を線源とする 場合の地震を要員として 発生が想定される事象の 同時発生の発生する建屋 の遮蔽			線源が 1 mのコンクリートの建屋 外壁に全面囲まれていることとす る。	4.3(5) a.原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は,積算線源強度,施設の位置,遮へい構造及び地形条件から計算する。
呼吸率	3. 33	×10 ⁻⁴ m ³ /s	「発電用軽水型原子炉施設の安全 評価に関する審査指針」に基づき, 成人の活動時の呼吸率とする。	_

第43表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の大気拡散の評価条件の居住性評価 審査ガイドとの関係

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル		居住性評価審査ガイ ドに示されたとおり 設定する。	4.2(2) a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。
気象資料	再処理施設の敷地内における地上高 146 m (標高 205m) における平成 25 年 4 月 から平成 26 年 3 月までの 1 年間の観測 資料		居住性評価審査ガイ ドに示されたとおり、 1年間観測して得ら れた気象資料を使用 する。	4.2(2) a. 風向, 風速大気安定度及び降雨の観 測項目を,現地において少なくとも1年間観測して得 られた気象資料を大気拡散式に用いる。
冷却機能喪失による 蒸発乾固の主排気筒 から大気中への放射 性物質の実効放出継 続時間		1 時間	主排気筒から大気中への放射性物質の放出が24時間以上継続する事象は24時間,それ以外の事象は1時間とする。	4.2(2) c. 相対濃度は, 短時間放出又は長時間 放出に応じて, 毎時刻の気象項目と実効的な放出継続 時間を基に評価点ごとに計算する。

	使用条件		
評 価 条 件	中央制御室 中央制御室 皮び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
放射線分解により発生する水素による爆発の主排気筒から大気中への放射性物質の実効放出継続時間	1時間	同上	同上
主排気筒から大気中への放射性物質の放出源及び放出源高さ	約 150m (主排気筒から大気中への放射性物質の 放出源の有効高さは方位により異なる。)	大気中へ放射性物質 を主排気筒より放出 するため、主排気筒か ら大気中への放射性 物質の放出源高さは 主排気筒高さとする。	4.3(4) b. 放出源高さは, 4.1(2) a.で 選定した事故シーケンスに応じた放出口からの放出 を仮定する。4.1(2) a. で選定した事故シーケ ンスのソースターム解析結果を基に,放出エネルギー を考慮してもよい。
累積出現頻度	97%	居住性評価審査ガイ ドに示されたとおり 設定する。	4.2(2) c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。

	使用条件				
評 価 条 件	中央制御室 使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室		選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載	
建屋の影響	考慮しない。		再処理施設からの放射性物質の大気中への放出は主排気筒からであり、「放出点の高さが建屋の高さが建屋の高さい場合」に該当しないため、建屋による巻き込みの影響を受けない。	4. 2 (2) a. 原子炉建屋の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件については、放出点と巻き込みが生じる建屋及び評価点との位置関係について、次に示す条件すべてに該当した場合、放出点から放出された放射性物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するものとする。 一 放出点の高さが建屋の高さの 2.5 倍に満たない場合	
巻き込みを生じる代 表建屋	なし		同上	同上	
放射性物質濃度の評 価点	制御建屋中心	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室 中心	居住性評価審査ガイ ドに示されたとおり 設定する。	4.2(2) b. 屋上面を代表とする場合, 例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。	

	使用条件			
評 価 条 件	中央制御室	使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
着目方位	ENE又はN E (風上方位)	SSE又はSE (風上方位)	建屋による巻き込み の影響を考慮しない ため1方位とし,放射 性物質の濃度の評価 点から見て,大気中へ の放射性物質の放出 源である主排気筒が 存在する方位とする。	4.2(2) b. 放射性物質濃度を計算する当該着目 方位としては,放出源と評価点とを結ぶラインが含ま れる1方位のみを対象とするのではなく,図5に示 すように,代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点 に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。 4.2(2) b. 評価対象とする方位は,放出された 放射性物質が建屋の影響を受けて拡散すること及び 建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が評価点 に届くことの両方に該当する方位とする。
建屋投影面積	考慮しない。		建屋による巻き込み の影響を考慮しない ため設定しない。	4.2(2) b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を 求め,放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の 入力とする。
評価距離	100 m		主排気筒から大気中 への放射性物質の放 出源から評価点まで の距離は、より厳しい 結果となるように水 平距離を設定する。	4.2(2) a. ガウスプルームモデルを適用して計算する場合には、水平及び垂直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針における相関式を用いて計算する。

第44表 制御室の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される事象の同時発生時の相対濃度及び相対線量の評価結果

評価点	放出点	大気中への 放射性物質の実 効放出 継続時間	相対濃度 χ / Q (s / m³)	相対線量 <i>D / Q</i> (G y / B q)
中央制御室	主排気筒	1 時間	9.9×10 ⁻⁷	4. 7×10 ⁻²⁰
使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	主排気筒	1 時間	5. 4×10 ⁻⁷	3.4×10^{-20}

第45表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性希ガス及び 放射性ヨウ素のガンマ線実効エネルギ

核種	ガンマ線実効エネルギ (M e V / d i s)
K r -83m	2.5×10^{-3}
K r -85m	1.6×10^{-1}
K r −85	2.2×10^{-3}
K r −87	7.9×10^{-1}
K r −88	2.0×10^{0}
K r −89	2.1×10^{0}
X e -131m	2.0×10^{-2}
X e -133m	4.2×10^{-2}
X e -133	4.5×10^{-2}
X e -135m	4.3×10^{-1}
X e -135	2.5×10^{-1}
X e -137	1.8×10^{-1}
X e -138	1.2×10^{0}
I -129	2.4×10^{-2}
I -131	3.8×10^{-1}
I -132	2. 3×10°
I -133	6. 1×10^{-1}
I -134	2.8×10°
I —135	1.6×10^{0}

第46表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性エアロゾル のガンマ線実効エネルギ

核種	ガンマ線実効エネルギ (M e V / d i s)
S r −90	0.0×10^{0}
Y - 90	1.7×10^{-6}
R u −106	0.0×10^{0}
R h −106	2.0×10^{-1}
C s -134	1.6×10^{0}
C s -137	0.0×10^{0}
B a −137m	6.0×10^{-1}
Се—144	2.1×10^{-2}
Pr-144	3.2×10^{-2}
S b −125	4.3×10^{-1}
P m - 147	4.4×10^{-6}
E u -154	1.2×10^{0}
P u −238	1.8×10^{-3}
P u -239	8.0×10^{-4}
P u -240	1.7×10^{-3}
P u -241	2.5×10^{-6}
P u -242	1.4×10^{-3}
Am-241	3.2×10^{-2}
Am - 242	1.8×10^{-2}
Am - 243	5.6×10^{-2}
C m - 242	1.8×10^{-3}
C m - 243	1. 3×10 ⁻¹
C m - 244	1.7×10^{-3}

第 47 表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性ヨウ素の地 表沈着換算係数

核種	地表沈着換算係数 (S v / (B q ・ s / m²))
I -129	2.6×10^{-17}
I -131	3.8×10^{-16}
I -132	2.2×10^{-15}
I -133	6.0×10^{-16}
I -134	2.5×10^{-15}
I -135	1.5×10^{-15}

第48表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性エアロゾル の地表沈着換算係数

核種	地表沈着換算係数
	$(S v / (B q \cdot s / m^2))$
S r -90	2.8×10^{-19}
Y - 90	5.3×10^{-18}
R u −106	0.0×10^{0}
R h −106	2.1×10^{-16}
C s -134	1.5×10^{-15}
C s -137	2.9×10^{-19}
B a -137m	5.9×10^{-16}
Се—144	2.0×10^{-17}
Pr-144	3.8×10^{-17}
S b −125	4.3×10^{-16}
Pm-147	3.4×10^{-20}
E u -154	1.2×10^{-15}
P u −238	8.4×10^{-19}
P u −239	3.7×10^{-19}
P u −240	8.0×10^{-19}
P u −241	1.9×10^{-21}
P u −242	6. 7×10^{-19}
Am-241	2.8×10^{-17}
Am-242	1.6×10^{-17}
Am-243	5.4×10^{-17}
C m - 242	9.6×10^{-19}
C m - 243	1.3×10^{-16}
C m - 244	8.8×10^{-19}

第49表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性希ガス及 び放射性ヨウ素の半減期

核種	半減期 (s)
K r -83m	6. 6×10 ³
K r -85m	1.6×10^{4}
K r −85	3.4×10^{8}
K r −87	4.6×10^{3}
K r −88	1.0×10^{4}
K r −89	1.9×10^{2}
X e -131m	1.0×10^{6}
X e —133m	1.9×10^{5}
X e -133	4.6×10^{5}
X e —135m	9. 4×10 ²
X e -135	3.3×10^{4}
X e -137	2.3×10^{2}
X e -138	8. 5×10 ²
I -129	5.0×10^{14}
I -131	7. 0×10 ⁵
I -132	8. 2×10 ³
I -133	7. 5×10 ⁴
I -134	3.2×10^{3}
I -135	2. 4×10 ⁴

第50表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性エアロゾル の半減期

核種	半減期 (s)
S r −90	9. 1×10 ⁸
Y - 90	2.3×10^{5}
R u -106	3.2×10^{7}
R h −106	3.0×10^{1}
C s -134	6.5×10^{7}
C s -137	9. 5×10^{8}
B a −137m	1. 5×10^{2}
Се—144	2.5×10^{7}
P r −144	1.0×10^{3}
S b −125	8. 6×10^{7}
Pm-147	8. 3×10^{7}
E u -154	2.7×10^{8}
P u −238	2.8×10^{9}
P u −239	7.6×10^{11}
P u −240	2.1×10^{11}
P u -241	4.5×10^{8}
P u −242	1.2×10^{13}
Am-241	1.4×10^{10}
Am - 242	5.8×10 ⁴
Am - 243	2.3×10^{11}
C m - 242	1. 4×10 ⁷
C m - 243	9. 0×10 ⁸
C m - 244	5. 7×10 ⁸

第51表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性ヨウ素の吸 入摂取時の成人の実効線量への換算係数

核種	吸入摂取換算係数 (S v / B q)
I -129	9.6×10^{-8}
I -131	2.0×10^{-8}
I -132	3.1×10^{-10}
I -133	4.0×10^{-9}
I -134	1.5×10^{-10}
I -135	9.2×10^{-10}

第52表 制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性エアロゾル の吸入摂取時の成人の実効線量への換算係数

吸入摂取換算係数 (S v / B q)
1.6×10^{-7}
1.5×10^{-9}
6.6×10^{-8}
_
6.6×10^{-9}
4.6×10^{-9}
5.3×10^{-8}
1.8×10^{-11}
4.8×10^{-9}
5.0×10^{-9}
5.3×10^{-8}
4.6×10^{-5}
5.0×10^{-5}
5.0×10^{-5}
9.0×10^{-7}
4.8×10^{-5}
4.2×10^{-5}
1.7×10^{-8}
4.1×10^{-5}
5.2×10^{-6}
3.1×10^{-5}
2.7×10^{-5}

事象の選定の考え方について

制御室の居住性に係る被ばく評価の対象となる検討対象事象(以下,「評価対象事象」という。)は,有効性評価を実施している各重大事故のうち、制御室の実施組織要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定するため,設計上定める条件より厳しい条件における内部事象を要因として発生する検討対象事象及び設計上定める条件より厳しい条件における外部事象を要因として発生する検討対象事象から,実効線量の評価の結果が最大となる事象をそれぞれ1つ選定する。

a. 内部事象の評価対象事象

設計上定める条件より厳しい内部事象の制御室の居住性評価の対象事象は、想定される重大事故のうち、設計上定める条件より厳しい内部事象でしか発生することが想定し得ない臨界事故、溶媒火災及びTBP爆発のうち、高性能粒子フィルタにて捕集されない希ガス及び高性能粒子フィルタにて捕集されがたい有機ヨウ素の放出を伴い、臨界の核分裂により発生する中性子線及び二次ガンマ線の強度の観点から被ばく線量の評価の条件の厳しい臨界事故とする。

具体的には臨界事故の重大事故対策の有効性評価で対象とした, 第1表に示す臨界事故とする。

b. 外部事象の評価対象事象

設計上定める条件より厳しい外部事象の制御室の居住性評価の 対象事象は、想定される重大事故のうち、放出される放射性物質の 放出量の観点から被ばく線量の評価の条件の厳しい、地震を要因と して発生が想定される,冷却機能の喪失による蒸発乾固(以下,「蒸発乾固」という。)及び放射線分解により発生する水素による爆発(以下,「水素爆発」という。)の同時発生(以下,「地震を要因として発生が想定される事象の同時発生」という。)とする。

また,地震による事象の同時発生時においては,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において,同時に発災することを想定する。

なお、地震を要因として発生が想定される事象の同時発生の居住性評価の結果は、地震による機能喪失を起点として7日以内に発生する各機器の蒸発乾固及び水素燃焼による被ばく線量を重ね合わせた実効線量としている。

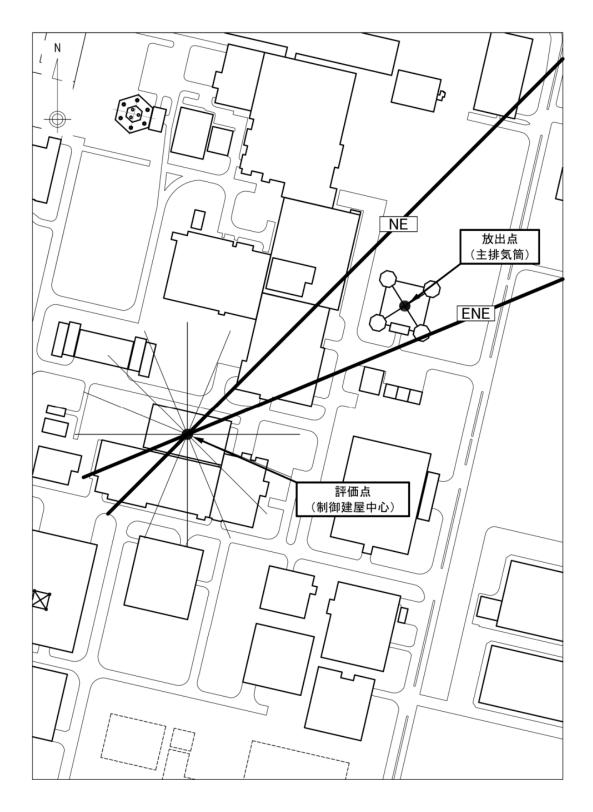
第1表 制御室の居住性に係る被ばく評価における内 部事象の評価対象事象

No.	建屋	臨界事故	
1	前処理建屋	溶解槽における臨界事故**	
2	前処理建屋	エンド ピース酸洗浄槽における臨界事故**	
3	前処理建屋	ハル洗浄槽における臨界事故*	
4	精製建屋	第5一時貯留処理槽における臨界事故	
5	精製建屋	第7一時貯留処理槽における臨界事故	

※ A系及びB系の機器が存在するが,同一の条件のためそれぞれ1つの機器で代表させる。

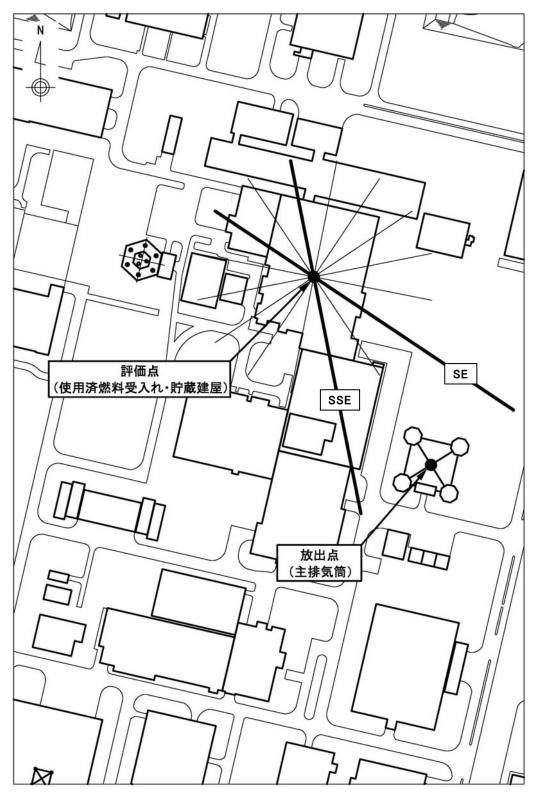
重大事故時の居住性評価で用いる大気拡散の評価条件について

制御室の居住性評価で用いる相対濃度及び相対線量は,実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し,累積出現頻度 97%に当たる値としている。中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における評価対象方位を第1図及び第2図に,各評価点における相対濃度及び相対線量の評価結果を第1表に示す。



第1図 中央制御室滞在時の評価対象方位(風向)

(放出源:主排気筒,評価点:制御建屋中心)



第2図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室滞 在時の評価対象方位(風向)

(放出源:主排気筒,評価点:使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋中心)

第1表 制御室の居住性に係る被ばく評価における重大事故時 の相対濃度及び相対線量の評価結果

放出点	評価点	大気中への 放射性物質の 実効放出 継続時間	相対濃度	相対線量 <i>D/Q</i> (Gy/Bq)
	中央制御室	1 時間	9. 9×10 ⁻⁷	4.7×10^{-20}
主排気筒	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設の制御室	1 時間	5. 4×10 ⁻⁷	3.4×10^{-20}

空気流入率測定試験結果について

1. 試験方法

試験手順を第1図、中央制御室バウンダリを第2図に示す。

試験方法は、制御建屋中央制御室換気設備の運転を平常運転から事故時運転モードとした上で、微量のトレーサガスを、制御建屋中央制御室換気設備の系統から注入し、中央制御室内のガス濃度が均一になるまで中央制御室内の雰囲気を循環し攪拌を行い、その後数時間にわたりガス濃度を測定する。これにより外気の流入率を求める。

これは、中央制御室バウンダリ内の体積をV、中央制御室バウンダリ内の時刻tにおけるトレーサガスの濃度をC(t)、単位時間当たりに中央制御室バウンダリ内へ注入されるトレーサガスの量をS(t)、単位時間当たりに中央制御室バウンダリ外へ出て行くガスの量をfとすると、トレーサガスの質量バランスは、次式で表せる。

$$V \cdot \frac{dC(t)}{dt} = S(t) - f \cdot C(t)$$

濃度減衰法では、トレーサ ガスの注入終了後に濃度変化を測定するので、S(t)=0である。また、中央制御室内への空気流入率NはN=f/Vであるから、 t_0 を最初のサンプリング時刻とすると、

$$1 n C(t) = -N(t - t_0) + 1 n C(t_0)$$

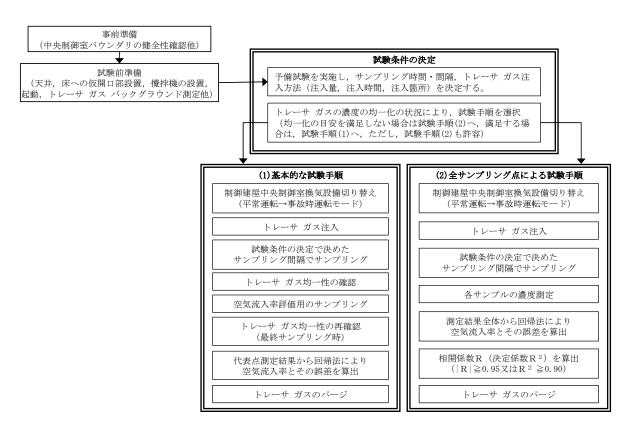
となり、トレーサ ガス濃度の対数をサンプリング時間に対してプロットすることで、その傾きとして空気流入率を得ることができる。

$$N = -\left\{ 1 \ n \ C(t) - 1 \ n \ C(t_0) \right\} / \left(t - t_0\right)$$

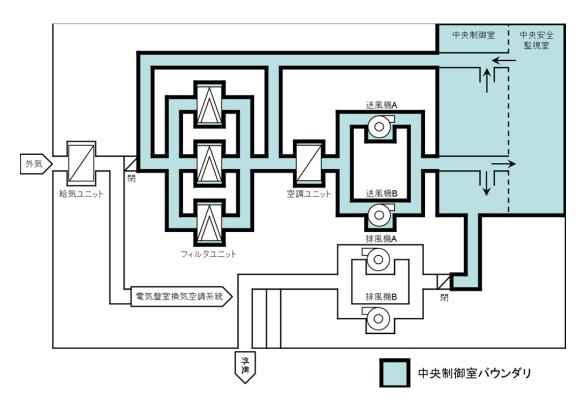
2. 試験結果

試験結果は第1表,第3図及び第4図に示すとおり,空気流入率は換 気率換算で最大0.0232回/h(±0.0061(95%信頼率))となった。

したがって、中央制御室の居住性に係る被ばく評価で用いる高性能粒 子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入率は、よ り厳しい結果となるように中央制御室換気率換算で 0.03 回/h とする。



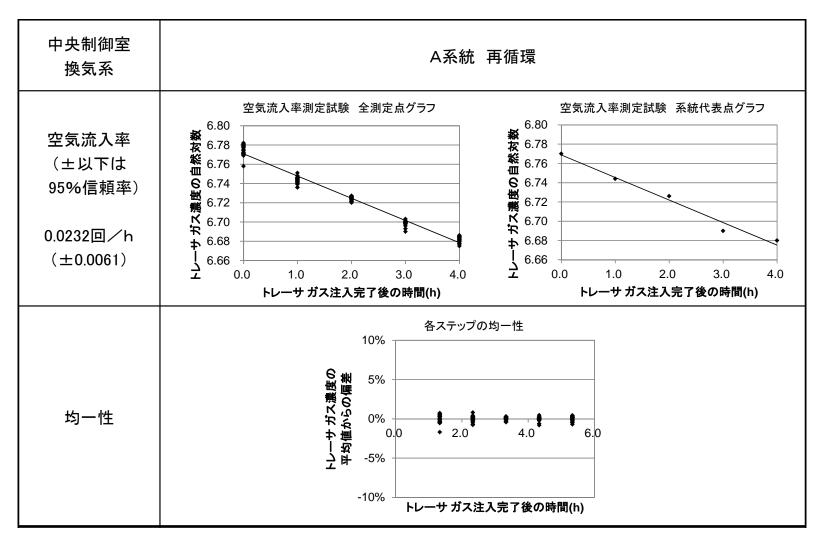
第1図 中央制御室空気流入率測定試験の手順



第2図 中央制御室バウンダリ

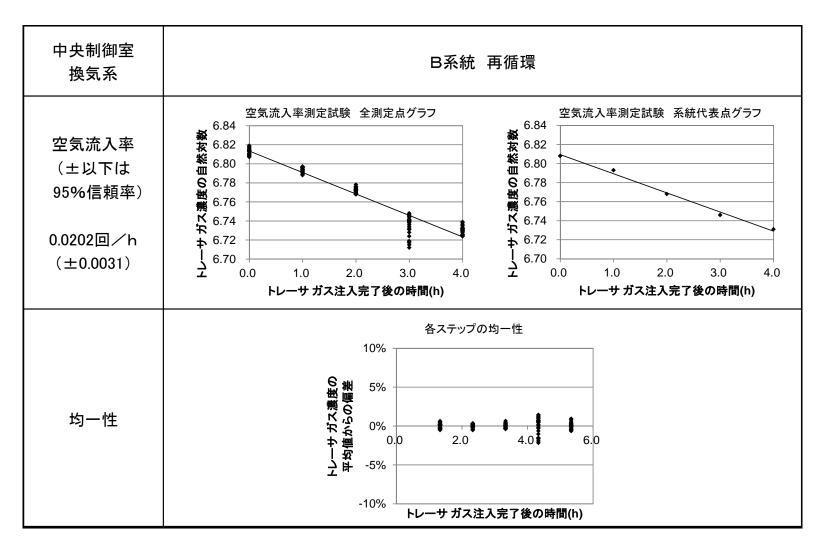
第1表 中央制御室空気流入率測定試験の手順及び結果

項目	内 容			
試験日程	平成25年10月21日~平成25年10月25日			
空気流入率測	系統 (中央制御室換気系)	トレーサ ガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-	平均值) / 平均值(%)	
定試験におけ る	A系統 再循環	$-1.69 \sim 0.81$		
均一化の程度	B系統 再循環	$-2.16 \sim 1.44$		
試験手法	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく手法について(内規)」(以下「ガイドライン」という。)に定める空気流入率測定 試験手法のうち 「基本的な試験手順」にて実施			
	適用条件 (ガイドラインより抜粋) A 系統 試 B 系 験			B系統 試 験
ガイドライン	【2.6.4 試験手順 ④】 各サンプリング点で得られたサンプルに対してトレーサ ガスの濃度測定を行い,中央制御室バウンダリ 内のトレーサ ガス濃度が均一化の目安(各サンプリング点濃度が平均値に対して10%の範囲内)を満足 していることを確認する。			0
の適合性 「基本的な 試験手順」	【2.6.4 試験手順 ⑥】 ⑤におけるサンプリングのうち、最終サンプリングについては、全サンプリング点にてサンプリングを 実施し、④と同様に中央制御室バウンダリ内のトレーサ ガス濃度が均一化の目安を満足していることを 確認する。		0	0
	【2.6.4 試験手順 ⑦】 代表点測定結果の対数をサンプリング時間に対してプロットし、回帰分析により、回帰直線を求める。 回帰直線の傾きから空気流入率とその誤差を算出する。			○ (値は下記 試験結果参 照)
	系統 (中央制御室換気系)	空気流入率 (±以下は95%信頼率)		
試験結果	A系統 再循環	0.0232 回∕h (±0.0061)		
	B系統 再循環	0.0202 回/h (±0.0031)		



第3図 中央制御室空気流入率測定試験の結果(A系統)

補 2-10-添 4-5



第4図 中央制御室空気流入率測定試験の結果(B系統)

補 2-10-添 4-6

グランドシャイン評価モデルについて

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばくに係る実効線量は、居住性評価審査ガイドにおいて、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算すると示されていることを考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」における放射性物質の地表濃度の評価式、地表沈着換算係数及びコンクリートの遮蔽効果から、以下の評価式を用いて評価する。

$$H_{g\gamma} = \int_{0}^{T} K_{g\gamma} \cdot (\chi / Q) \cdot Q(t) \cdot V_{g} \cdot (f_{I} / \lambda) \cdot \left\{ 1 - exp(-\lambda \cdot (T - t)) \right\} \cdot B \cdot exp(-\mu' \cdot X') dt$$

ここで,

 H_{gy} : ガンマ線による外部被ばくに係る実効線量

(S v)

 K_{gy} : 地表沈着換算係数 (S v / B q / (s / m 2))

地表沈着換算係数 K_{g} は、EPA-402-R-93

- 081に基づき,添付資料1の第1-47表及び第1-48

表に示すとおりとする。

 χ/Q : 相対濃度 (s/m³)

Q(t) : 主排気筒から大気中への時刻tにおける核種

の放出率 (Bq/s)

 $V_{_{\it g}}$: 地表への沈着速度(m/s)

 f_1 : 沈着した放射性物質のうち残存する割合 (-)

沈着した放射性物質のうち残存する割合 f_i は、

補 2-10-添 5-1

「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における 一般公衆の線量評価について」に基づき, 0.5と する。

λ : 崩壊定数 (s⁻¹)

崩壊定数λは、添付資料1の第1-49表及び第1-50表に示すTable of Isotopes の7th EDITION及び「被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について」に基づく半減期を用いて算出する。

B : ビルドアップ係数 (-)

ビルドアップ係数Bは、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」に基づき、コンクリート厚さから18とする。

 μ' : コンクリートに対するガンマ線の線減弱 係数 (m^{-1})

コンクリートに対するガンマ線の線減弱係数 μ' は、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュ (5) アル」に基づき、 $11m^{-1}$ とする。

 $X^{'}$: コンクリート厚さ (m)

T : 居住性に係る被ばく評価期間 (s)

地表面への放射性エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551-Vol. $\overset{(6)}{2}$ において推奨されている $0.3\,\mathrm{cm/s}$ を用いる。

また、降雨による放射性エアロゾルの湿性沈着速度は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に、降水時の沈着率が乾燥時の沈着率の2から3倍大きい値となると示されていることを

考慮し、居住性に係る被ばく評価で用いる地表への沈着速度は、より厳しい結果となるように乾性沈着速度の4倍とし、1.2cm/sとする。

参考文献

- (1) 原子力安全委員会.発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について.1989,2001一部改訂.
- (2) K. F. Eckerman. et al. External Exposure to Radionuclides in Air, Water, and Soil. United States Environmental Protection Agency, 1993, EPA-402-R-93-081.
- (3) C.M.Lederer. et al. Table of Isotopes Seventh Edition.
 Wiley-Interscience, 1978.
- (4) 原子力安全委員会. 被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について. 1989, 2001-部改訂.
- (5) 原子力安全技術センター. 放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル. 双文社, 2007.
- (6) J.L. Sprung. et al. Evaluation of Severe Accident Risks:

 Quantification of Major Input Parameters. United States

 Nuclear Regulatory Commission, 1990, NUREG/CR-4551, vol.

 2, Rev. 1, Pt. 7
- (7) 原子力安全委員会. 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値 に対する評価指針. 1976, 2001一部改訂.

エアロゾルの乾性沈着速度について

エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551 *1 に基づき 0.3 c m/s と設定した。NUREG/CR-4551 に記載されている エアロゾルの乾性沈着速度は、郊外を対象としており、郊外とは道路、芝生及び木々で構成されるとしている。再処理施設の敷地内も同様の構成であるため、この沈着速度が適用できると考えられる。また、NUREG/CR-4551 では 0.5 μ m の粒径に対して検討されているが、大気中への放出に至るまでの除去過程で、相対的に粒子径の大きなエアロゾルは十分捕集され、放出はされにくいものと考えられる。

また、W. G. N. S 1 i n n の検討 *2 によると、草や水、小石といった様々な材質に対する粒径に応じた乾性沈着速度を整理しており、これによると 0.1μ m $\sim 5\mu$ mの粒径では沈着速度は $0.3 \, \mathrm{cm}/\mathrm{s}$ 程度(第 1 図)である。以上のことから、重大事故時の線量影響評価におけるエアロゾルの乾性沈着速度として $0.3 \, \mathrm{cm}/\mathrm{s}$ を適用できると判断した。

なお,重大事故時の制御室及び緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価では,「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年9月28日 原子力委員会決定,一部改定 平成13年3月29日)における解説(葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮する際に,降水時における沈着率は,乾燥時の2~3倍大きい値となるとしている)を踏まえ,湿性沈着を考慮した沈着速度として,保守的に乾性沈着速度の4倍の1.2cm/sを使用している。

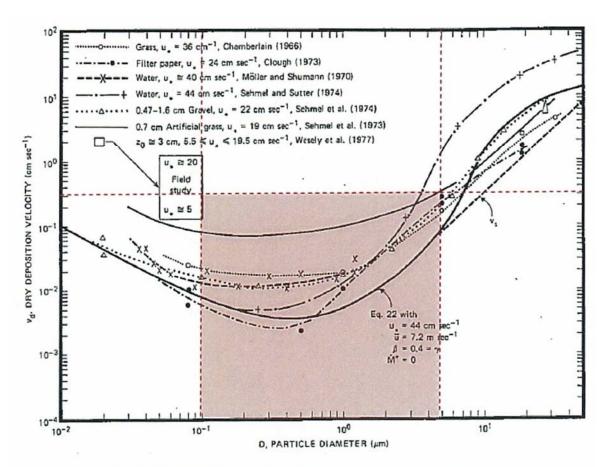


Fig. 4 Dry deposition velocity as a function of particle size. Data were obtained from a number of publications. $^{19-25}$ The theoretical curve appropriate for a smooth surface is shown for comparison. Note that the theoretical curve is strongly dependent on the value for $u \cdot and$ that Eq. 22 does not contain a parameterization for surface roughness. For a preliminary study of the effect of surface roughness and other factors, see Ref. 5.

第1図 様々な粒径における地表沈着速度(Nuclear Safety Vol. 19*2)

- ※1 J.L. Sprung 等: Evaluation of severe accident risk: quantification of major input parameters, NUREG/CR -4451 Vol. 2 Rev. 1 Part 7, 1990
- *2 W.G.N. Slinn: Environmental Effects, Parameterizations for Resuspension and for Wet and Dry Deposition of Particles and Gases for Use in Radiation Dose. Calculations, Nuclear Safety Vol. 19 No. 2, 1978

実効放出継続時間の設定について

大気拡散の評価に用いる実効放出継続時間は,大気中への放射性物質の放出が24時間以上継続する事象は24時間,それ以外の事象は1時間に設定する。

このため、制御室の居住性に係る被ばく評価では、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の3事象の実効放出継続時間を全て1時間とした。

これらの算出根拠として,各事象の大気中への放射性物質の放出開始時間及び放出終了時間を以下に示す。

a. 臨界事故における主排気筒から大気中への放射性物質の放出開始 時間及び主排気筒から大気中への放射性物質の放出終了時間

臨界事故の主排気筒から大気中への放射性物質の放出開始時間は, 臨界の発生から1時間後とする。これは, 臨界事故の対策として, 廃ガス処理設備から1時間にわたって気体を貯留するため, その期間は外部への放出はなく, 1 時間後に廃ガス処理設備を復旧した場合にはじめて放出に至るためである。

臨界事故の主排気筒から大気中への放射性物質の放出終了時間は、放出開始から1秒後とする。これは、実際には廃ガス処理設備から小さい流量で放出されていくモードになることが考えられるが、同設備の放射性物質が完全に放出されるまでの時間は機器内の換気率に依存すること、また放射能濃度も定まらないことから、保守的に設定するものである。

b. 地震を要因として発生が想定される事象の同時発生における主排 補 2-10-添 7-1 気筒から大気中への放射性物質の放出開始時間及び主排気筒から 大気中への放射性物質の放出終了時間

(a) 冷却機能の喪失による蒸発乾固

冷却機能の喪失から機器に内蔵する溶液が沸騰に至ることで、主 排気筒から大気中への放射性物質の放出が開始され、対策である冷 却コイルへの通水が開始するまで主排気筒から大気中への放射性 物質の放出が継続するものとする。

具体的に、冷却機能の喪失から機器に内蔵する溶液が沸騰に至るまでの時間は、分離建屋の最も早い機器で15時間後、精製建屋の最も早い機器で11時間後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の最も早い機器で19時間後、及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最も早い機器で23時間後とする。

(b) 放射線分解により発生する水素による爆発

水素掃気機能の喪失から機器内の水素濃度が未然防止濃度に到達した後に直ちに着火及び水素燃焼に至ることで主排気筒から大気中への放射性物質の放出が開始される。主排気筒から大気中への放射性物質の放出は瞬時に行われるものとし、主排気筒から大気中への放射性物質の放出継続時間は1秒とする。

水素掃気機能の喪失から機器内の水素濃度が未然防止濃度に到達するまでの時間は、前処理建屋の最も早い機器で 73 時間後、分離建屋の最も早い機器で 24 時間後、精製建屋の最も早い機器で 24 時間後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の最も早い機器で 24 時間後及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最も早い機器で 84 時間後とする。

重大事故等の発生時における制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応について

重大事故の発生時における実施組織要員を対象として実施した制御室の居住性に係る被ばく評価のうち、最も厳しい被ばく評価の結果を与える臨界事故に係る評価について、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061918号 原子力規制委員会決定)(以下「審査ガイド」という。)への対応を第1表に示す。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

1. 目的等

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(以下「審査ガイド」という。)は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「解釈」という。)第53条、第74条及び第76条の規定のうち、評価項目を満足することを確認するための手法の妥当性を審査官が判断する際に、参考とするものである。

申請者の用いた手法が本審査ガイドに沿った手法であれば、妥当なものと判断される。申請者が異なる手法を用いた場合は、本審査ガイドを参考に個別に判断する必要がある。

なお、本審査ガイドは、技術的知見及び審査経験等に応じて、適宜見直すこととする。

制御室の居住性に係る被ばく評価は,発電用軽水型原子炉施設と 再処理施設で異なる点については個別に判断し,審査ガイドを参考 に実施している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

3. 制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価

(解釈より抜粋)

第74条(原子炉制御室)

- 1 第74条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは、 以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行う ための設備をいう。
 - b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。
 - ① 設置許可基準規則解釈第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)を想定すること。
 - ② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、 実施のための体制を整備すること。
 - ③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。
 - ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

(再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(以下「事業指定基準規則の解釈」という。)より抜粋)

第44条(制御室)

- 二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ① 本規程第28条に規定する重大事故対策のうち、制 御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくな る事故を想定すること。
 - ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
 - ③ 交代要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
 - ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSv を超えないこと。

→事業指定基準規則の解釈のとおりとする。ただし、重大事故等の 発生時における制御室の運転員は、重大事故等が発生した場合に 対処するために必要な体制へ移行するため、実施組織要員と表記 する。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応
	①制御室の居住性に係る被ばく評価では, 臨界事故を制御室の実施 組織要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故として想 定している。
	②重大事故等の発生時における実施組織要員は、マスクを着用しないものとしている。
	③重大事故等の発生時における実施組織要員は,交代を行わないも のとしている。
	④地震を起因として発生が想定される事象の同時発生時の制御室における居住性に係る被ばく評価の結果は、最大で約0.002mSvであり、制御室にとどまる実施組織要員の実効線量は7日間で100mSvを超えない。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

- 4. 居住性に係る被ばく評価の標準評価手法
- 4. 1 居住性に係る被ばく評価の手法及び範囲
 - ① 居住性に係る被ばく評価にあたっては最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定するものではない。
 - ② 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。

③ 不確かさが大きいモデルを使用する場合や検証されたモデルの適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に考慮する。

(1)被ばく経路

原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、次の被ばく経路による被ばく線量を評価する。図1に、原子炉制御室の居住性に係る被ばく経路を、図2に、緊急時制御室又は緊急時対策所の居

4. 1① → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は、最適評価手法及び「4.

- 2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」を適用し実施している。
- 4. 1② → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は、これまでの許認可で使用したモデルに基づき実施している。

4. 1③ → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は、不確かさが大きいモデル を使用せず、また検証されたモデルの適用範囲を超えて実施して いない。

4. 1 (1) → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は、図1の①~③の被ばく経路を対象に実施している。また重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないものとして評価するため、図1の④及

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応
住性に係る被ばく経路をそれぞれ示す。 ただし、合理的な理由がある場合は、この経路によらないことができる。	び⑤の被ばく経路は対象としていない。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく

原子炉建屋(二次格納施設(BWR 型原子炉施設)又は原子炉格納容器及びアニュラス部(PWR 型原子炉施設))内の放射性物質から放射されるガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。

- 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部 被ばく
- 二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく
- ② 大気中へ放出された放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく

大気中へ放出された放射性物質から放射されるガンマ線による外部被ば く線量を、次の二つの経路を対象に計算する。

- 一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシャイン)
- 二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく (グランドシャイン)

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

4. 1 (1) ① → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は,臨界事故が発生する建屋 内の放射性物質から放射されるガンマ線,並びに臨界事故が発生 する機器内の溶液の核分裂により発生する中性子線及びガンマ線 による制御室内での外部被ばく線量を,臨界事故が発生する建屋 からのスカイシャイン線による外部被ばく及び臨界事故が発生す る建屋からの直接線による外部被ばくの2つの被ばく経路を対象 に計算している。

4. 1 (1) ② → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は、主排気筒から大気中へ放出された放射性物質から放出されるガンマ線による制御室内での被ばく線量を、放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシャイン)及び地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(グランドシャイン)の2つの被ばく経路を対象に計算している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

③ 外気から取り込まれた放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/ 緊急時対策所内での被ばく

原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質による被ばく線量を、次の二つの被ばく経路を対象にして計算する。

なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた 放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価する

- 一 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく
- 二 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

4. 1 (1) ③ → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は、外気から取り込まれた放射性物質による制御室内での被ばく線量を、室内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく及び室内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばくの2つの被ばく経路を対象に計算している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

- ④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での被ばく 原子炉建屋内の放射性物質から放射されるガンマ線による入退域での 被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。
 - 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外 部被ばく
 - 二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく
- ⑤ 大気中へ放出された放射性物質による入退域での被ばく 大気中へ放出された放射性物質による被ばく線量を、次の三つの経路 を対象に計算する。
 - 一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシャイン)
 - 二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく (グランドシャイン)
 - 三 放射性物質の吸入摂取による内部被ばく

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 1 (1) ④ → 図1の④は対象としない。

重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないものとして評価するため、図1の④の被ばく経路は対象としていない。

4. 1 (1) ⑤ → 図1の⑤は対象としない。

重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないものとして評価するため、図1の5の被ばく経路は対象としていない。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

(2) 評価の手順

原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の手順を図3に示す。

- a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いるソースタームを設定する。
 - ・原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策 の有効性評価 (***) で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御 室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事 故収束に成功した事故シーケンス (この場合、格納容器破損防止対策 が有効に働くため、格納容器は健全である) のソースターム解析を基 に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在 量分布を設定する。
 - ・緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。また、放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量

から原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

4.1(2) → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価は、図3の手順に基づいて評価している。

4.1(2) a. → 審査ガイドの趣旨に基づき設定 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる主排気筒から大気中 への放射性物質の放出量は,重大事故等の対策の有効性評価に基 づいた主排気筒から大気中への放射性物質の放出量としている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応
b. 原子炉施設敷地内の年間の実気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度及び相対線量を計算する。	 4. 1 (2) b. → 審査ガイドのとおり 制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線 量は,再処理施設の敷地内における地上高 146m (標高 205m) における平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 1 年間の観測資料を用いて計算している。
c. 原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源強度を 計算する。	4. 1 (2) c. → 審査ガイドのとおり 機器外に放出される可能性がある放射性物質の線源強度は、より厳しい結果となるように、臨界事故が発生する建屋の制御室から最も近い壁の内側に一点で接する体積線源として計算している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

- d. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での運転員又は対策要員の被ばく線量を計算する。
 - ・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線(スカイシャインガンマ線、直接ガンマ線)による被ばく線量を計算す る。
 - ・上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地 表面に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算す る。
 - ・上記 a 及び b の結果を用いて、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時 対策所内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量(ガン マ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばく)を計算する。
- e. 上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準を満たしているかどうか を確認する。

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 1 (2) d. → 審査ガイドのとおり

前項cの結果並びに核分裂により発生する中性子線及びガンマ線の線源強度を用いて、臨界事故が発生する建屋からの放射線による制御室内での被ばく線量を計算している。

前項a及びbの結果を用いて,主排気筒から大気中へ放出された放射性物質及び地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算している。

前項 a 及び b の結果を用いて、制御室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量(ガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばく)を計算している。

4. 1 (2) e. → 審査ガイドのとおり

前項dで計算した被ばく線量の合計値が、判断基準(運転員の 実効線量が7日間で100mSvを超えないこと)を満足している ことを確認している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件

(1) 沈着・除去等

a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備フィルタ効率

ョウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基 に設定する。

なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する

b. 空気流入率

既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。

新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。(なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所設置後、設定値の妥当性を空気流入率測定試験によって確認する。)

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 2 (1) a. → 審査ガイドのとおり

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のそれぞれの換気設備の高性能粒子フィルタの放射性エアロゾルの除去効率は、設計上期待できる99.9%を用いている。

放射性ヨウ素の形態についてはより厳しい結果となるように無機ヨウ素とし、高性能粒子フィルタによって除去されないこととしている。

4. 2 (1) b. → 審査ガイドのとおり

外気との連絡口以外の経路から換気設備の高性能粒子フィルタを経由せずに制御室に流入する放射性物質を含む空気の流入率は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」(平成21・07・27 原院第1号)の「別添資料原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」に準拠し実施した試験結果から、バウンダリ体積換気率換算で1回/hとしている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

(2) 大気拡散

- a. 放射性物質の大気拡散
 - ・放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間 濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガ ウスプルームモデルを適用して計算する。

なお、三次元拡散シミュレーションモデルを用いてもよい。

- ・風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なく とも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。
- ・ガウスプルームモデルを適用して計算する場合には、水平及び垂直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針 (参3) における相関式を用いて計算する。
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な 放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込 み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。

4. 2 (2) a. → 審査ガイドのとおり

放射性物質の空気中濃度は、ガウスプルームモデルを適用して 計算している。

再処理施設の敷地内における地上高 146m (標高 205m) における平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 1 年間の観測資料を大気拡散式に用いている。

水平及び垂直方向の拡散パラメータは,風下距離及び大気安定 度に応じて,気象指針における相関式を用いて計算している。

制御室の居住性に係る被ばく評価では、主排気筒から大気中への放射性物質の特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受けないため、建屋による巻き込み現象を考慮していない。

- ・原子炉建屋の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件については、 放出点と巻き込みが生じる建屋及び評価点との位置関係について、次 に示す条件すべてに該当した場合、放出点から放出された放射性物質 は建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するも のとする。
- 一 放出点の高さが建屋の高さの2.5倍に満たない場合
- 二 放出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風下とした風向 n について、放出点の位置が風向 n と建屋の投影形状に応じて定まる一定の範囲(図 4 の領域 An)の中にある場合
- 三 評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合 上記の三つの条件のうちの一つでも該当しない場合には、建 屋の影響はないものとして大気拡散評価を行うものとする (**
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。
- ・放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性 に係る被ばく評価手法について(内規)」 (参1) による。

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

制御室の居住性に係る被ばく評価における大気中への放射性物質の放出点は主排気筒であり、条件一が該当しないことから建屋による巻き込み現象を考慮していない。

大気中への放射性物質の放出点となる主排気筒の高さが約150mであることに対して、再処理工場の建屋高さは30m程度であり、大気中への放射性物質の放出点の高さは建屋の高さの2.5倍を超える。

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

- b. 建屋による巻き込みの評価条件
 - ・巻き込みを生じる代表建屋
 - 1) 原子炉建屋の近辺では、隣接する複数の建屋の風下側で広く巻き込みによる拡散が生じているものとする。
 - 2) 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、 原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取 り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建 屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる 一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
 - ・放射性物質濃度の評価点
 - 1) 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の代表面の選定

原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内には、次のi)又はii)によって、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の表面から放射性物質が侵入するとする。

- i) 事故時に外気取入を行う場合は、主に給気口を介しての 外気取入及び室内への直接流入
- ii) 事故時に外気の取入れを遮断する場合は、室内への直接 流入

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋) 2) 建屋による巻き込みの影響が生じる場合、原子炉制御室

2) 建屋による巻き込みの影響が生じる場合、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の近辺ではほぼ全般にわたり、代表建屋による巻き込みによる拡散の効果が及んでいると考えられる。

このため、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所換 気空調設備の非常時の運転モードに応じて、次の i)又は ii) によって、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属 する建屋の表面の濃度を計算する。

- i) 評価期間中も給気口から外気を取入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の表面とする。
- ii) 評価期間中は外気を遮断することを前提とする場合は、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の各表面(屋上面又は側面)のうちの代表面(代表評価面)を選定する。

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応
3) 代表面における評価点	4. 2 (2) a. に記載のとおり、該当しない。
i) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、原子炉制御室	
/緊急時制御室/緊急時対策所の属する建屋表面での濃	
度は風下距離の依存性は小さくほぼ一様と考えられるの	
で、評価点は厳密に定める必要はない。	
屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室/緊急時	
制御室/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当で	
ある。	
ii)代表評価面を、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策	
所が属する建屋の屋上面とすることは適切な選定である。	
また、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が屋上	
面から離れている場合は、原子炉制御室/緊急時制御室/	
緊急時対策所が属する建屋の側面を代表評価面として、そ	
れに対応する高さでの濃度を対で適用することも適切であ	
る。	
iii)屋上面を代表面とする場合は、評価点として原子炉制御室	
/緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を選定し、対応す	
る風下距離から拡散パラメータを算出してもよい。	
また $\sigma y=0$ 及び $\sigma z=0$ として、 $\sigma y0$ 、 $\sigma z0$ の値を適用	
してもよい。	

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

・着目方位

1) 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。

評価対象とする方位は、放出された放射性物質が建屋の影響を受けて拡散すること及び建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が評価 点に届くことの両方に該当する方位とする。

具体的には、全16方位について以下の三つの条件に該当する方位 を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象とする。

- i) 放出点が評価点の風上にあること。
- ii) 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような範囲に、評価点が存在すること。この条件に該当する風向の方位m1の選定には、図6のような方法を用いることができる。図6の対象となる二つの風向の方位の範囲m1A、m1Bのうち、放出点が評価点の風上となるどちらか一方の範囲が評価の対象となる。放出点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図6のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位m1は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	制御室の居住性に係る被ばく評価の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	審査ガイドへの対応
iii) 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。この条件に該当する風向の方位m2の選定には、図7に示す方法を用いることができる。評価点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図7のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位m2は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。図6及び図7は、断面が円筒形状の建屋を例として示しているが、断面形状が矩形の建屋についても、同じ要領で評価対象の方位を決定することができる。建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順を、図8に示す。	4. 2 (2) a. に記載のとおり、該当しない。

審査ガイドへの対応

制御室の居住性に係る被ばく評価の

2) 具体的には、図9のとおり、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時 対策所が属する建屋表面において定めた評価点から、原子炉施設の 代表建屋の水平断面を見込む範囲にあるすべての方位を定める。

幾何学的に建屋群を見込む範囲に対して、気象評価上の方位とのずれによって、評価すべき方位の数が増加することが考えられるが、この場合、幾何学的な見込み範囲に相当する適切な見込み方位の設定を行ってもよい。

• 建屋投影面積

- 1) 図 10 に示すとおり、風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
- 2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるので、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし、対象となる複数の方位の投影面積の中で、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。
- 3) 風下側の地表面から上側の投影面積を求め大気拡散式の入力とする。方位によって風下側の地表面の高さが異なる場合、方位 ごとに地表面高さから上側の面積を求める。また、方位によって、 代表建屋とは別の建屋が重なっている場合でも、原則地表面から上 側の代表建屋の投影面積を用いる。

c. 相対濃度及び相対線量

・相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。

- ・相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線 量計算モデルに適用して評価点ごとに計算する。
- ・評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
- ・相対濃度及び相対線量の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」 (参1) による。

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 2 (2) c. → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度は,毎時刻の気象項目(風向,風速及び大気安定度)及び主排気筒から大気中への放射性物質の実効放出継続時間を基に,主排気筒から大気中への放射性物質の短時間放出の式を適用し,評価している。

主排気筒から大気中への放射性物質の実効放出継続時間は、大 気中への放射性物質の放出が24時間以上継続する事象は24時間、それ以外の事象は1時間とし、臨界事故は1時間とする。

制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる相対線量は,放射性物質の空間濃度分布を算出し,これをガンマ線量計算モデルに適用して計算している。

制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値としている。

制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線 量の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評 価手法について(内規)」に基づいて評価している。

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

d. 地表面への沈着

放射性物質の地表面への沈着評価では、地表面への乾性沈着及び降雨 による湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。

4. 2 (2) d. → 審査ガイドのとおり

地表面への放射性エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551-Vo 1. 2において推奨されている 0.3 c m/s を用いる。

また、降雨による放射性エアロゾルの湿性沈着速度は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に、降水時の沈着率が乾燥時の沈着率の2から3倍大きい値となると示されていることを考慮し、居住性に係る被ばく評価で用いる地表への沈着速度は、より厳しい結果となるように乾性沈着速度の4倍とし、1.2 cm/sとしている。

- e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の放射性物質濃度
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。
 - 一 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空 調設備によって室内に取り入れること(外気取入)
 - 二 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接流入すること(空気流入)
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の雰囲気中で放射性 物質は、一様混合すると仮定する。

なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。

- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による 放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び 運転条件に従って計算する。
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射 性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御 室/緊急時対策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4.2(2) e. → 審査ガイドの趣旨に基づいて設定 制御室の居住性に係る被ばく評価の評価期間中は,換気設備の 平常運転時の運転モードを継続することとし,一及び二の経路で 放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。

制御室の居住性に係る被ばく評価では、制御室内では放射性物質は一様混合するものとし、制御室内での放射性物質は沈着せずに浮遊しているものと仮定している。

制御室の居住性に係る被ばく評価では、換気設備の平常運転による放射性物質の取り込みについては、換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算している。

制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる空気流入量は,空気流入率及びバウンダリ体積を用いて計算している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

(3)線量評価

- a. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での外部被ばく (クラウドシャイン)
 - ・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空 気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算 係数の積で計算する。
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策 要員に対しては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋 によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。
- b. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での外部被ばく (グランドシャイン)
 - ・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は 、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算 係数の積で計算する。

4. 2 (3) a. → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価における放射性雲中の放射性 物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中濃度及びク ラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算した 線量率を積分して計算している。

制御室にとどまる実施組織要員に対しては, 遮蔽効果として外壁は厚さ1mのコンクリートを考慮している。

4. 2 (3) b. → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価における地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算している。

- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。
- c. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時 対策所内での内部被ばく
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、室内の空気中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。
 - ・なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた 放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

制御室にとどまる実施組織要員に対しては, 遮蔽効果として外壁は厚さ1mのコンクリートを考慮している。

4. 2 (3) c. → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価における室内へ外気から取り 込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、制御室 内の空気中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量 換算係数の積で計算している。

制御室の居住性に係る被ばく評価では、制御室内では放射性物質は一様混合するものとし、制御室内での放射性物質は沈着せず 浮遊しているものとしている。

重大事故等の発生時における実施組織要員は、マスクを着用しないものとしている。

- d. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく
 - ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、室内の空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。
 - ・なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた 放射性物質は、c項の内部被ばく同様、室内に沈着せずに浮遊してい るものと仮定する。
- e. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく (クラウドシャイン)
 - ・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空 気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算 係数の積で計算する。
- f. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被 ばく (グランドシャイン)
 - ・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、 地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係 数の積で計算する。

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 2 (3) d. → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価における室内へ外気から取り 込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、制 御室内の空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部 被ばく線量換算係数の積で計算している。

制御室の居住性に係る被ばく評価では、制御室内では放射性物質は一様混合するものとし、制御室内での放射性物質は沈着せず 浮遊しているものとしている。

4. 2 (3) e. → 評価の対象としない。

重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないものとして評価するため, e. の被ばく経路は対象としていない。

4. 2 (3) f. → 評価の対象としない。

重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないものとして評価するため、f.の被ばく経路は対象としていない。

4.2 (3) g. → 評価の対象としない。

g. 放射性物質の吸入摂取による入退域での内部被ばく

・放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、入退域での空気中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。

・入退域での放射線防護による被ばく低減効果を考慮してもよい。

4. 2 (3) h. → 審査ガイドの趣旨に基づき設定

臨界事故は設計上定める条件より厳しい条件における内部事象 を起因とするため、複数の機器が同時に臨界となることは想定しない。

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないも

のとして評価するため、g. の被ばく経路は対象としていない。

h. 被ばく線量の重ね合わせ

・同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。原子炉施設敷地内の地形や、原子炉施設と評価対象位置の関係等を考慮した、より現実的な被ばく線量の重ね合わせ評価を実施する場合はその妥当性を説明した資料の提出を求める

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 3 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価の主要解析条件等

(1) ソースターム

- a. 原子炉格納容器内への放出割合
 - ・原子炉格納容器内への放射性物質の放出割合は、4.1(2) a で選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に設定する。
 - ・希ガス類、ヨウ素類、Cs 類、Te 類、Ba 類、Ru 類、Ce 類及び La 類を 考慮する。
 - ・なお、原子炉格納容器内への放出割合の設定に際し、ヨウ素類の性状 を適切に考慮する。
- b. 原子炉格納容器内への放出率
 - ・原子炉格納容器内への放射性物質の放出率は、4.1 (2) a で選定した 事故シーケンスのソースターム解析結果を基に設定する。

(2) 非常用電源

非常用電源の作動については、4.1 (2) a で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。ただし、代替交流電源からの給電を考慮する場合は、給電までに要する余裕時間を見込むこと。

4.3 (1) → 審査ガイドの趣旨に基づき設定

制御室の居住性に係る被ばく評価に用いる主排気筒から大気中 への放射性物質の放出量は、重大事故等の対策の有効性評価に基 づいた主排気筒から大気中への放射性物質の放出量としている。

4.3(2) → 審査ガイドのとおり

臨界事故時の制御室の居住性に係る被ばく評価では、臨界事故は 設計上定める条件より厳しい条件における内部事象を起因とし、電 源の喪失は想定しないことから非常用電源の作動は考慮しない。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

(3) 沈着·除去等

a. 非常用ガス処理系 (BWR) 又はアニュラス空気浄化設備 (PWR)

非常用ガス処理系 (BWR) 又はアニュラス空気浄化設備 (PWR) の作動 については、4.1 (2) a で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件 を基に設定する。

b. 非常用ガス処理系 (BWR) 又はアニュラス空気浄化設備 (PWR) フィルタ効率

ョウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基 に設定する。

なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する 。

c. 原子炉格納容器スプレイ

原子炉格納容器スプレイの作動については、4.1(2) a で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。

d. 原子炉格納容器内の自然沈着

原子炉格納容器内の自然沈着率については、実験等から得られた適切なモデルを基に設定する。

e. 原子炉格納容器漏えい率

原子炉格納容器漏えい率は、4.1 (2) a で選定した事故シーケンスの 事故進展解析結果を基に設定する。 4. 3 (3) a. ~ e. → 審査ガイドの趣旨に基づき設定

臨界事故時の制御室の居住性に係る被ばく評価では、臨界事故が発生する建屋の換気系統のフィルタ効率及び配管経路における 慣性沈着割合は、臨界事故の対策に対する有効性評価における評価条件を用いている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋) f. 原子炉制御室の非常用換気空調設備 原子炉制御室の非常用換気空調設備の作動については、非常用電源の 作動状態を基に設定する。	番食ガイトへの対応 4.3(3) f. → 審査ガイドのとおり 臨界事故時の制御室の居住性に係る被ばく評価では、より厳しい 結果となるように、事故時の運転モードは考慮せず、平常運転時 の運転モードが継続するものとしている。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

制御室の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応

(4) 大気拡散

a. 放出開始時刻及び放出継続時間

放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2) a で選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に設定する。

b. 放出源高さ

放出源高さは、4.1(2) a で選定した事故シーケンスに応じた放出口からの放出を仮定する。4.1(2) a で選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、放出エネルギーを考慮してもよい。

4.3 (4) a. → 審査ガイドのとおり

放射性物質の主排気筒から大気中への放出開始時間及び放射性物質の主排気筒から大気中への放出継続時間は、臨界事故の対策に対する有効性評価における評価条件を基に設定している。

4.3 (4) b. → 審査ガイドのとおり

制御室の居住性に係る被ばく評価における大気中への放射性物質の放出源は、主排気筒(約150m)としている。

制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

(5)線量評価

- a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室内での 外部被ばく
 - ・4.1 (2) a で選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、想定事故時に原子炉格納容器から原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定する。この原子炉建屋内の放射性物質をスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源とする。
 - ・原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものと して、事故後7日間の積算線源強度を計算する。
 - ・原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。
- b. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ば く
 - ・スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源は、上記 a と同様に 設定する。
 - ・積算線源強度、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガン マ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、上記 a と同様の条件 で計算する。

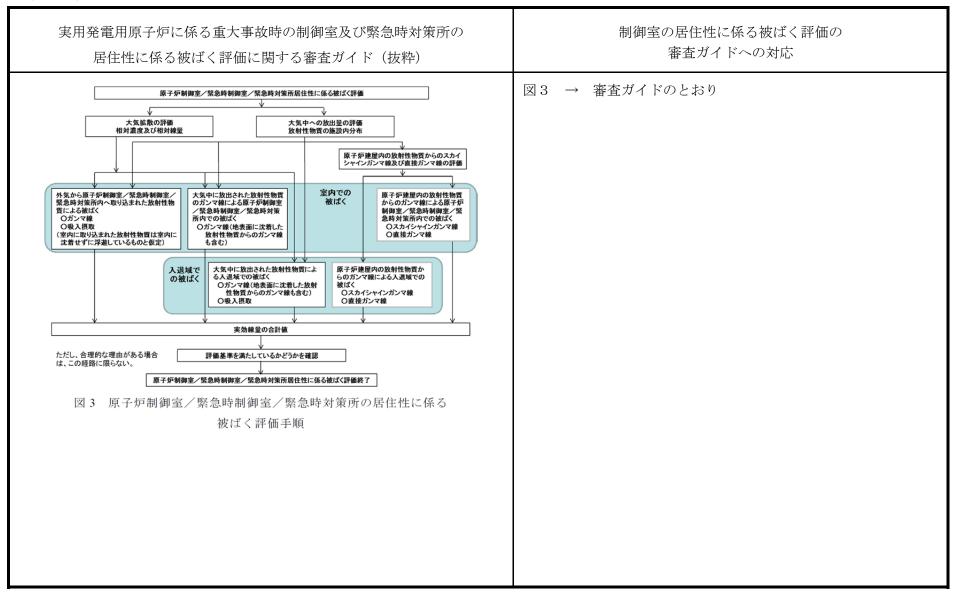
4.3 (5) a. → 審査ガイドのとおり

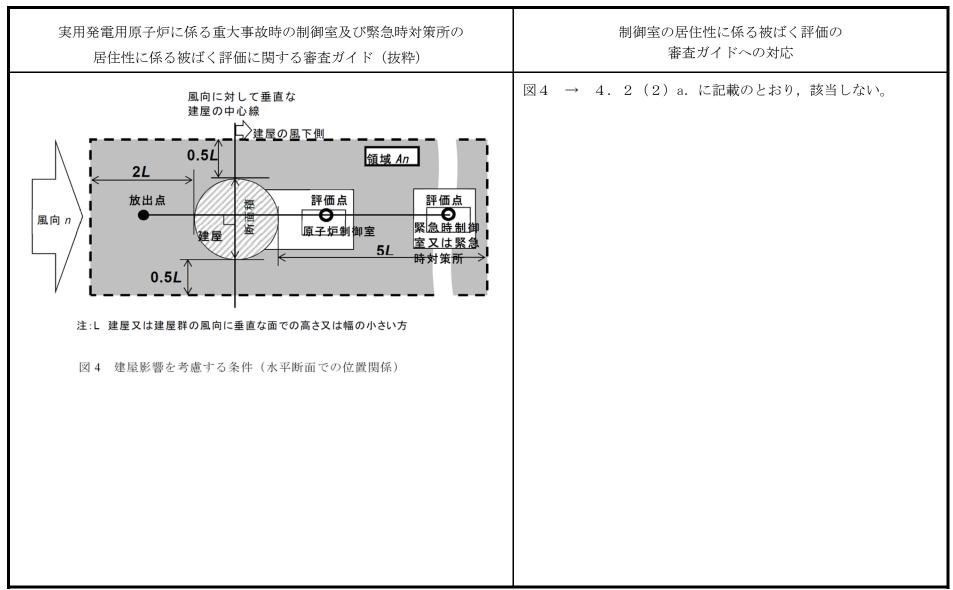
機器外に放出される可能性がある放射性物質の線源強度は、より厳しい結果となるように臨界事故が発生する建屋の制御室から最も近い壁の内側に一点で接する体積線源として計算している。

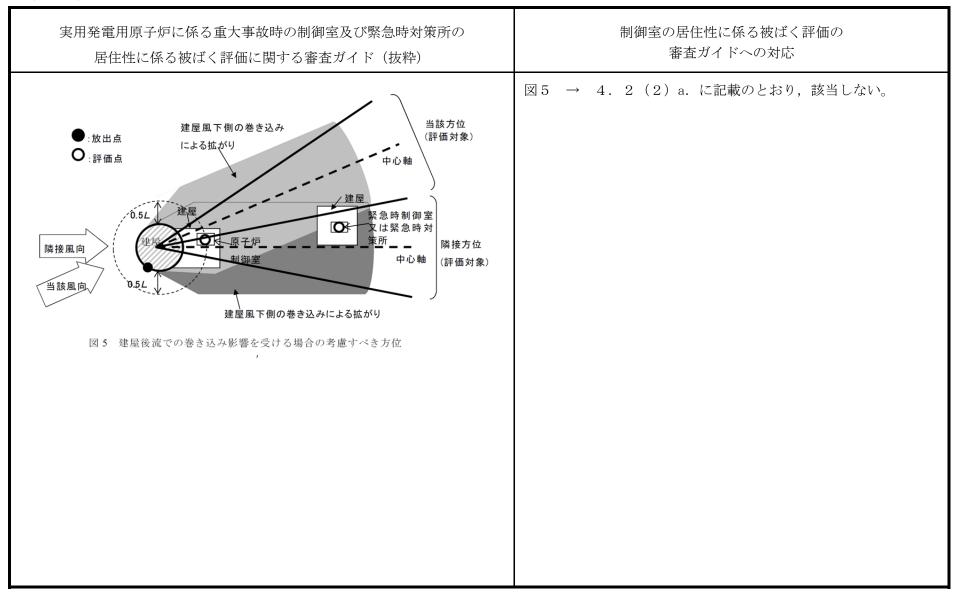
4.3 (5) b. → 評価の対象としない。

重大事故等の発生時における実施組織要員は交代を行わないも のとして評価するため, b. の被ばく経路は対象としていない。

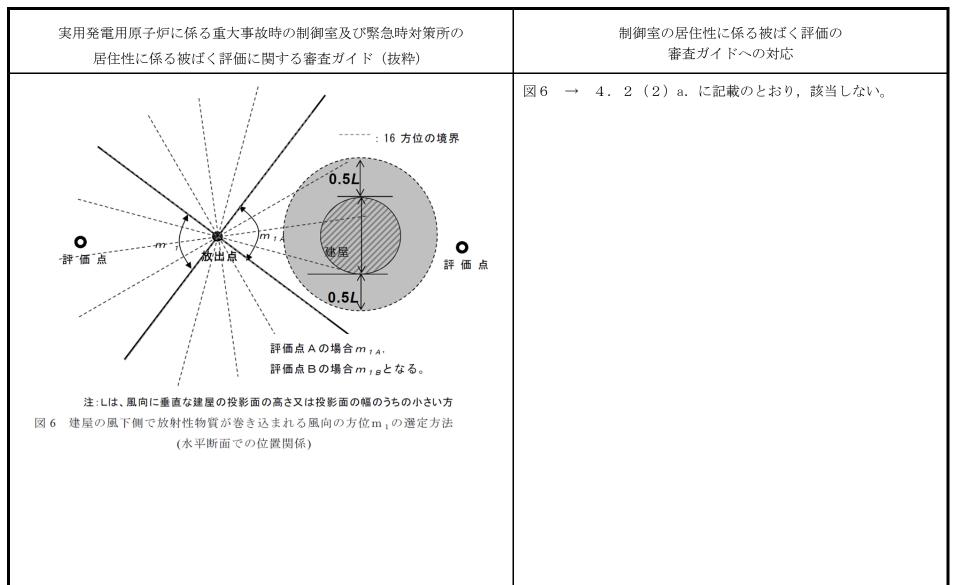
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋) 図1 → 審査ガイドのとおり 原子炉制御室居住性評価に係る被ばく経路 原子炉 ①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく) 制御室 ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインによ 内での る外部被ばく) 被ばく ③外気から原子炉制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく(吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊してい る放射性物質による外部被ばく(室内に取り込まれた放射性物質は沈着せずに浮遊しているものとして評価する)) 入退域 ④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく) での被 ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインによる外部被ば ばく く、吸入摂取による内部被ばく) ただし、合理的な理由がある場合は、この経路に限らなし ·原子炉格納容器健全 ・大気中への放射性物質 は格納容器圧力逃がし 原子炉建屋 装置からの放出を仮定 原子炉制御室内での被ばく 入退域での被ばく BWR型原子炉施設の例 図1 原子炉制御室の居住性評価における被ばく経路

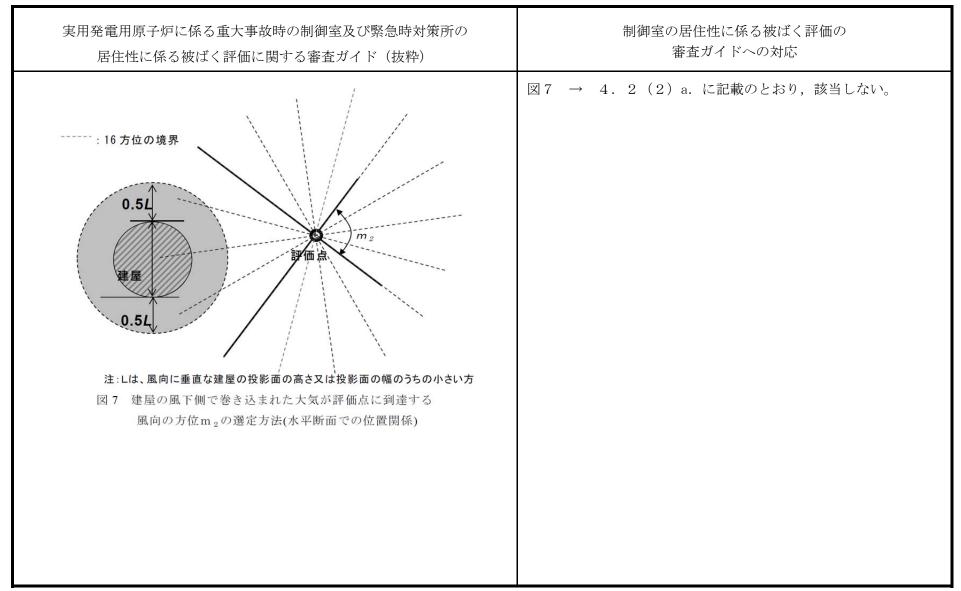


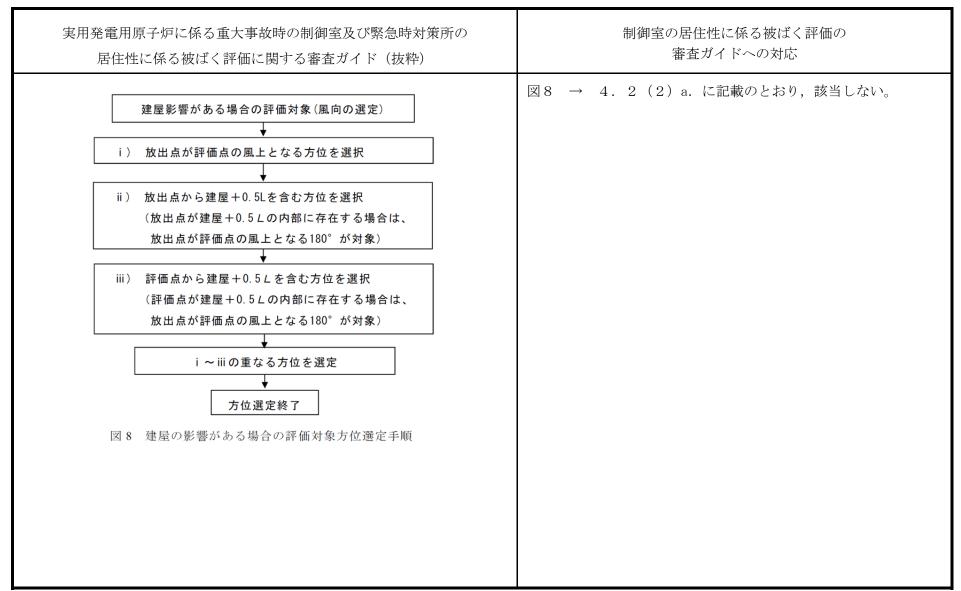


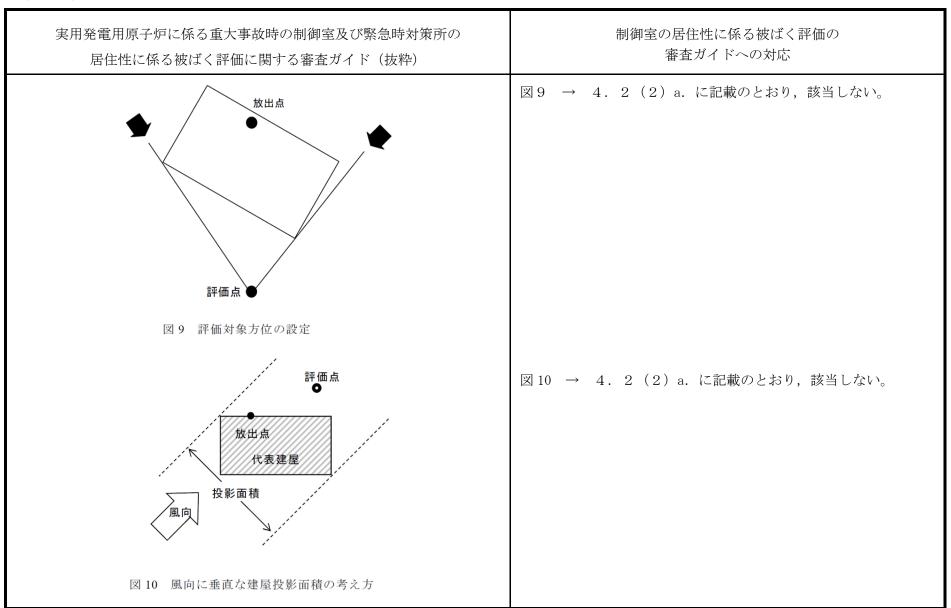


補 2-10-添 8-37









補 2-10-添 8-41

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	制御室の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応
参考文献一覧	
参 1: 旧原子力・安全保安院、平成 21・07・27 原院第1号「原子力発電所中	
央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」、平成 21 年	
8 月	
参 2:原子力規制委員会、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格	
納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」(原規技発第	
13061915 号 (平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定))	
参 3: 旧原子力安全委員会、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」	
(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日	
一部改訂)	
参 4: U.S. ENVIRONMENTAL PROTECTION AGENCY, EPA-450/4-80-023R, "	
Guideline for Determination of Good Engineering Practice Stack	
Height(Technical Support Document for the Stack Height	
Regulations)", June 1985	
参 5:原子力規制庁、「拡散シミュレーションの試算結果(総点検版)」、平成	
24 年 12 月	
参 6:U.S.NRC, NUREG-1465, "Accident Source Terms for Light-Water Nuclear	
Power Plants", February 1995	
参 7:原子力災害対策本部、「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日	
本国政府の報告書-東京電力福島原子力発電所の事故について-」、平	
成 23 年 6 月	

補足説明資料2-11

1. 制御室【44条】

【再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則】

(制御室)

第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には,重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第44条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは,以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。
- 一 制御室用の電源(空調,照明他)は,代替電源設備からの給電 を可能とすること。
- 二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について,以下に 掲げる要件を満たすものをいう。
- ① 本規定第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転 員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定す ること。
- ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
- ③ 交替要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

三 制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下に おいて、制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング 及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。 2-11 再処理の位置,構造及び設備の基準に関する規則第44 条への適合方針

中央制御室及び中央制御室を内包する制御建屋並びに使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び使用済燃料の 受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋には、重大事故が発生した場合においても運転員 がとどまるために必要な設備を設置及び保管する。

2-11-1 重大事故等対処設備

(1) 居住性を確保するための設備

重大事故が発生した場合においても実施組織要員がとどまるための設備として、中央制御室、中央制御室遮蔽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、制御室遮蔽、制御建屋中央制御室換気設備給気系、制御建屋中央制御室換気設備非気系及び非常用照明を設置する設計とするとともに、代替中央制御室送風機、代替制御室送風機、可搬型ダクト、可搬型分電盤、電源ケーブル、可搬型照明(SA)、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する設計とする。

a. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 補 2-11-3

制御室は、計測制御系統施設の制御室である中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で構成する。

中央制御室は、制御建屋の外側が放射性物質により汚染した状況下において、中央制御室への汚染の持込みを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じた除染作業ができる区画を有する構造とする。

また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外側が放射性物質により汚染した状況下において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持込みを防止するため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じた除染作業ができる区画を有する構造とする。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は,重大事故等対処設備の情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置を設置できる区画を有する構造とする。

b. 中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまる実施

組織要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、全面マスク等の着用及び実施組織要員の交代要員体制を考慮しなくとも実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。

c. 制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋制御室換気設備

重大事故等が発生した場合においても実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室送風機、中央制御室フィルタ ユニット、制御室送風機及び制御室フィルタ ユニットを設置するとともに、代替中央制御室送風機、代替制御室送風機及び可搬型ダクトを配備する。

代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機は,全交流動力電源喪失時においても中央制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外に設置する電源設備の可搬型発電機からの受電が可能な設計とする。

d. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保する設備

想定される重大事故等時において,非常用照明を使用し、 非常用照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として,可搬型照明(SA)を使用する。

可搬型照明(SA)は、蓄電池を内蔵しており、かつ、蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外

部からの支援が期待できるまでの7日間に必要な照度の確保が可能な設計とする。

e. 環境測定設備

重大事故等が発生した場合においても中央制御室内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室の酸素及び二酸化炭素濃度並びに窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を使用する。

- (2) 中央制御室及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室のその他設備・資機材
- a. 制御室放射線計測設備

重大事故等が発生した場合においても中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の活動に支障がない範囲であることを把握するため,ガンマ線用サーベイメータ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ及び可搬型ダスト サンプラを使用する。

- (3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備
- a. 通信連絡設備

重大事故等が発生した場合においても実施組織要員がとど まるために必要な重大事故等対処設備として,中央制御室内の 制御建屋対策班が,再処理事業所の内外の通信連絡をする必要 のある場所と通信連絡を行うため,可搬型通話装置,可搬型衛 星電話及び可搬型トランシーバを使用する。

重大事故等が発生した場合においても実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班が,再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバを使用する。

可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは, 乾電池等を電源としており,かつ,蓄電池を適宜交換すること で全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できる までの7日間の使用が可能な設計とする。

b. 情報把握計裝設備

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外に出ることなく監視が必要なパラメータを把握するために、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置を設置する。可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、全交流動力電源喪失時においても中央制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を内包する使用済燃料受入れ・貯蔵

建屋の外に設置する電源設備の可搬型発電機からの給電が可能な設計とする。

(4) 汚染の持込みを防止するための設備

重大事故等が発生し、中央制御室を設置する制御建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じた除染作業ができる区画身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。

また、重大事故等が発生し、使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の制御室を設置する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の 外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実 施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御 室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御 室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施 設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に作業服の着替 え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに必要に応じ た除染作業ができる区画身体サーベイ及び作業服の着替え 等を行うための区画を設ける設計とする。

身体サーベイの結果,運転員の汚染が確認された場合は,

運転員の除染を行うことができる区画を,身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また,照明については,可搬型照明(SA)により確保できる設計とする。

(5) 自主対策の設備及び資機材

a. 制御建屋中央制御室換気設備並びに使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋制御室換気設備

中央制御室送風機及び制御室送風機は,外部電源が喪失した場合においても使用できるように,電気設備の6.9kV 非常用母線からの給電に加えて,電源設備の代替電源設備の 可搬型重大事故等対処設備の共通電源車からも受電できる設 計とする。

b. 可搬型よう素フィルタ

放射性よう素により中央制御室の居住性に影響を及ぼすと判断した場合には、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口に可搬型よう素フィルタを接続できる設計とするとともに、定格風量において捕集効率 90%の可搬型よう素フィルタを配備する。

補足説明資料2-12

補足説明資料 2-12 再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則第33条への適合方針

(1) 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三 十三条第1項第一号

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有するものであること。

(i) 適合性

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は,重大事故等発生時において中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員がマスクの着用及び交代体制を考慮しなくても,中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないために十分な壁厚を有する設計とする。

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機及び可搬型ダクトは,重大事故等発生時において中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の人数及び設置機器の発熱量を考慮しても,十分な換気風量を有する設計とする。代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機は,居住性を確保するために必要な容量等を有する設備として必要数各2台,故障時バックアップを各2台,保守点検による待機除外時バッ

クアップを各1台確保する。可搬型ダクトは,居住性を確保するために必要な容量等を有する設備として必要数各1式, 故障時バックアップを各1式,予備を必要数以上確保する。

制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、設計基準事故対処設備の計測制御系統施設の制御室換気設備の制御室内央制御室空調系と兼用しており、中央制御室にとどまる実施組織要員を過度の被ばくから防護するための中央制御室内の換気に必要な容量に対して十分な設計する。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、設計基準事故対処設備の計測制御系統施設の制御室換気設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系と兼用しており、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまる実施組織要員を過度の被ばくから防護するための使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気に必要な容量に対して十分な設計する。

可搬型照明(SA)は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて実施組織要員が重大事故等対処にあたるのに必要な照度を確保するために必要な容量及びチェンジングエリアにて実施組織要員が身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度を確保するために必要な容量を有する設計とする。可搬型照明(SA)は、重大事故等時に必要な中央制御室用として74台、チェンジグエリア用として2台を確保する。また、可搬型照明(SA)は、重大事故

等時に必要な使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室用として15台,チェンジングエリア用として2台を確保する。

非常用照明は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室にて実施組織要員が重大事故等対処 にあたるのに必要な照度を確保する設計とする。

環境測定設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素 濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度 計は,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施 設の制御室内の酸素濃度,二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃 度が活動に支障がない範囲にあることの測定が可能な設計 とする。可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可 搬型窒素酸化物濃度計は,それぞれ重大事故等時への対処に 必要な台数として各1台,故障時バックアップとしての予備 を必要数以上確保する。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

制御室放射線計測設備の重大事故等対処設備のガンマ線用サーベイメータ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ及び可搬型ダストサンプラは、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の活動に支障がない範囲にあることの測定が可能な設計とする。ガンマ線用サーベイメータ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ及び可搬型ダストサンプラは、重大事故等への対処に必要な台数としてそれぞれ

各1台,故障時バックアップを予備として必要数以上確保する。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の実施組織要員が再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を可能とするために必要な台数として,可搬型通話装置 120 台,可搬型衛星電話 20 台,可搬型トランシーバ 20 台,それぞれの故障時バックアップとしての予備を必要数以上確保する。

通信連絡設備の可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋班が再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を可能とするために必要な台数として,可搬型衛星電話1台,可搬型トランシーバ1台,それぞれの故障時バックアップとしての予備を必要数以上確保する。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の活動に必要な情報を収集及び表示が可能な設計とするために必要な台数として,それぞれ各1台,故障時バックアップとしての予備を必要数以上確保する。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり,必要個数及び容量を考慮すべき設備ではない。

(2) 環境条件(再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三十三条第1項第二号)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(i) 適合性

基本方針については,「33条 重大事故等対処設備」の「2.3 環境条件等」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽,制御室遮蔽,代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋中央制御室給気系,制御建屋中央制御室排気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系可搬型照明(SA),非常用照明,可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計は,制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内または屋外の環境条件を考慮し,第1表に示す設計とする。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイメータ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ,可搬型ダストサンプラは,制御建屋内並びに使用済燃補 2-12-5

料受入れ・貯蔵建屋内または屋外の環境条件を考慮し,第1表 に示す設計とする。

3) 通信連絡設備及び中央制御室の情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバ,並びに中央制御室の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,制御建屋内並びに使用済燃料受入れ貯蔵建屋内または屋外の環境条件を考慮し,第1表に示す設計とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持ち込みを防止するための設備は資機材のみであり、 想定される重大事故等時における環境条件を考慮すべき設備 はない。

第1表 想定する環境条件

環境条件	対 応
温度,圧力,	設置場所である制御建屋並びに使用済燃料受入れ・
湿度及び放	貯蔵建屋内又は屋外で想定される温度, 圧力, 湿度
射線	及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を
	使用する。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損
	傷しない設計とする。
内部火災	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵
	施設の制御室の居住性の確保に用いる設備は、発火
	性又は引火性物質の漏えいの防止対策,不燃性又は
	難燃性材料の使用、避雷設備の設置、地震による自
	らの破壊又は倒壊による火災の発生を防止する等に
	よる火災発生防止対策を講じた設計とするととも
	に、火災発生の早期感知を図るため固有の信号を発
	する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有す
	る機器を組み合わせた火災検出装置及び消火設備を

環境条件	対 応
	周囲に設け、必要な機能が損なわれることがない設
	計としている。
内部溢水	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵
	施設の制御室内には溢水源となる機器を設けない設
	計とする。また、火災が発生したとしても、実施組
	織要員が火災状況を確認し、粉末消火器または二酸
	化炭素消火器によって初期消火を行うため、溢水源
	とならないことから、消火水による溢水により運転
	操作に影響を与えずに容易に操作ができる設計とす
	る。
外部電源喪	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故及び重大
失	事故等に対応するための中央制御室の主要な設備
	は、外部電源が喪失した場合には、第2非常用ディ
	一ゼル発電機が起動することにより,運転操作に影
	響を与えず容易に操作ができる設計とする。
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の主
	要な設備は、外部電源が喪失した場合には、第1非
	常用ディーゼル発電機が起動することにより、運転
	操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とす
	る。 重大事故等に対応するための中央制御室の主要な設
	量人事成等に対応するための中矢間御皇の王安な設 備は、全交流動力電源が喪失した場合において制御
	確は、主父流動力電源が長犬した場合において制御 建屋可搬型発電機から代替中央制御室送風機への給
	電により、中央制御室の居住性を確保し、運転員が
	とどまることができる設計とする。
	重大事故等に対応するための使用済燃料の受入れ施
	設及び貯蔵施設の制御室の主要な設備は、全交流動
	力電源が喪失した場合において使用済燃料の受入れ
	施設及び貯蔵施設の可搬型発電機から代替制御室送
	風機への給電により、使用済燃料の受入れ施設及び
	貯蔵施設の制御室の居住性を確保し、運転員がとど
	まることができる設計とする。
ばい煙等に	外部火災により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガ
よる中央制	ス及び降下火砕物による中央制御室並びに使用済燃
御室並びに	料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の室内環境の
使用済燃料	悪化の恐れがある場合は、外気との連絡口を遮断し、
受入れ・貯	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵
蔵建屋の制	施設の制御室の換気設備のフィルターユニットを通
御室の雰囲	して中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び
気の悪化	貯蔵施設の制御室の空気を循環させる再循環運転と

環境条件	対 応
	することで、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内にとどまる実施組織要員を防護できる。

(3) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三十三条第1項第三号

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(i) 適合性

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の 「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を確保するための設備のうち、操作が必要となる設備の操作は、スイッチまたは手動により中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作が可能な設計とする。

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は,制御建屋及び使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋と一体で構成しており,通常待機時及び重 大事故等時において,特段の操作を必要とせずに使用が可能 な設計とする。

制御建屋中央制御室換気設備給気系、制御建屋中央制御室換気設備空調系、制御建屋中央制御室換気設備排気系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、中央制御室の操作スイッチまたは現場での手動に

よるダンパ操作により速やかに切り替えられる設計とする。

また,制御建屋中央制御室換気設備の運転モード切替に使用する空気作動ダンパは,駆動源(空気)が喪失した場合または電源が喪失した場合に開となり,現場での人力による操作が不要な構造とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備空調系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備排気系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、中央制御室の操作スイッチまたは現場での手動によるダンパ操作により速やかに切り替えられる設計とする。

また,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の運転 モード切替に使用する空気作動ダンパは,駆動源(空気) が喪失した場合または電源が喪失した場合に開となり,現場 での人力による操作が不要な構造とする。

代替中央制御室送風機、代替制御室送風機、可搬型ダクト、制御建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機は、安全機能を有する施設である制御建屋中央制御室換気設備給気系、制御建屋中央制御室換気設備空調系、制御建屋中央制御室換気設備排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備する系とは分離独立した系統として使用するため、想定される重大事故等時に切り替えることなく使

用できる設計とするとともに、現場での手動による接続作業 により速やかに系統構成が可能であり、また人力による持ち 運びが可能な設計とする。

代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機の操作が必要な対象機器について第2表に示す。

第2表 操作対象機器

(代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機)

機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所
代替中央制御室 送風機	①可搬型ダクト接続②ケーブル接続	人力接続	制御建屋
代替制御室送風 機	①可搬型ダクト接続②ケーブル接続	人力接続	使用済燃料受 入れ・貯蔵建 屋
制御建屋可搬型発電機	ケーブル接続	人力接続	制御建屋
使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設の可搬型 発電機	ケーブル接続	人力接続	使用済燃料受 入れ・貯蔵建 屋

可搬型照明(SA)は、附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり、また人力による持ち運びが可能な設計とする。

可搬型照明(SA)は,運転員又は放射線管理班員が中央制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の保管場所から照度の確保が必要な場所へ移動させて使用する設計とする。

可搬型照明(SA)は,全交流動力電源喪失時には内蔵している蓄電池により点灯が可能な設計とする。

可搬型照明(SA)の操作場所である中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には,操作を考慮して十分な操作空間を確保する。

可搬型照明(SA)操作が必要な対象機器について第3表に示す。

機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所
		運搬・設置	中央制御室並
可搬型照明(SA)	_	スイッチ操作	びに使用済燃 料の受入れ施 設及び貯蔵施 設の制御室

第3表 操作対象機器 (可搬型照明 (SA))

環境測定設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり,また人力による持ち運びが可能な設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,重大事故等発生時において,中央制御室及び

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境条件を 考慮の上,中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施 設の制御室にて操作が可能な設計とする。

操作場所である中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、十分な操作空間を確保する。また、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計の操作は、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計の操作が必要な対象機器について第4表に示す。

第4表 操作対象機器(可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計)

機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所
可搬型酸素濃度計	_	スイッチ 操作	中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室
可搬型二酸化炭素濃度計	_	スイッチ 操作	中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室
可搬型窒素酸化物濃度計	_	スイッチ 操作	中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり,また

人力による持ち運びが可能な設計とする。

ガンマ線用サーベイ メータ、アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは、重大事故等発生時において、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の環境条件を考慮の上、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて操作が可能な設計とする。操作場所である中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内は、十分な操作空間を確保する。また、ガンマ線用サーベイ メータ、アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラの操作は、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラの操作が必要な対象機器について第5表に示す。

第 5 表 操作対象機器 (ガンマ線用サーベイ メータ, アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラ)

機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所
ガンマ線用サーベイ メータ	_	スイッチ 操作	中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室
アルファ・ベー タ 線 用 サ ー ベ イ メータ	_	スイッチ 操作	中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室
可搬型ダストサンプラ	_	スイッチ 操作	中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設制御室

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

中央制御室の通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり,また人力による持ち運びが可能な設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の通信連絡設備の可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは付属のスイッチにより設置場所で操作が可能である。

通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバの操作が必要な対象機器について第6表に示す。

第6表 操作対象機器(可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可 搬型トランシーバ)

機器名称	操作内容	操作方法	操作場所
可搬型通話装置	一コネクタ接続起動・停止	運搬・設置 人力接続 スイッチ操作	中央制御室
	_	運搬・設置	中央制御室並びに使用済燃
可搬型衛星電話	コネクタ接続	人力接続	料の受入れ施
	起動・停止	スイッチ操作	設及び貯蔵施 設の制御室
		運搬・設置	中央制御室並びに使用済燃
可搬型衛トランシーバ	コネクタ接続	人力接続	料の受入れ施
	起動・停止	スイッチ操作	設及び貯蔵施 設の制御室

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、附属のスイッチにより設置場所で操作が可能であり、また人力による持ち運びが可能な設計とする。

情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は、重大事故等時において、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境条件(被ばく影響等)を考慮の上、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて操作が可能な設計とする。操作場所である中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、十分な操作空間を確保する。

可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置の操作が必要な対象機器について第7表に示す。

第7表 操作対象機器(可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示 装置)

機器名称	操作内容	操作方法	操作場所
	_	運搬・設置	中央制御室並びに使用済燃
可搬型情報収集 装置	ケーブル接続	人力接続	料の受入れ施
 衣 旦	起動・停止	スイッチ操作	設及び貯蔵施 設の制御室
	_	運搬・設置	中央制御室並びに使用済燃
可搬型情報表示装置	ケーブル接続	人力接続	料の受入れ施
	起動・停止	スイッチ操作	設及び貯蔵施 設の制御室

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり,操 作を考慮すべき設備ではない。 (4) 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三十三条第1項第四号

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため,再処理施設の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(i) 適合性

基本方針については「第33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は,第8表に示すように,再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。

第8表 中央制御室遮蔽及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室 遮蔽の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
海起中立设值工中		外観上,異常がないことを確
運転中又は停止中 外観点検		認する。

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機並びに可搬型電源ケーブルは,第9表~第12表に示すように,再処理工程の運転中又は停止中に機能・性能補2-12-18

及び外観の確認並びに動作確認が可能な設計とする。

第 9 表 代替中央制御室送風機及び代替制御室送風機の試験検 査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上,異常が無いことを 確認する。
	動作確認	運転状態を確認する。

第10表 可搬型ダクトの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上,異常がないことを
建松中 久 は 停止 中	7 下 街	確認する。

第 11 表 制御建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設可搬型発電機の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上,異常がないことを
運転中	7 1 192 7111 193	確認する。
建 牧 个	红色铁	運転状態の確認。(電圧値,
	起動試験	異音・異臭等)
	分解点検	◇な ◇ヨ. ルセヒ. トルト. ナ、アヤァ ⇒ス ス
停止中	単体作動	絶縁特性を確認
	確認	電圧・電流確認

第12表 可搬型電源ケーブルの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中	外観点検	外観上の異常等の確認
停止中	絶縁特性確認	絶縁特性を確認

可搬型照明(SA)は,第13表に示すように再処理施設の運転中又は停止中に外観点検として外観上,異常が無いことを確認する。また,可搬型照明(SA)は,再処理施設の運転中又は停止中に動作確認として内蔵している蓄電池による点灯確認が可能な設計とする。

第13表 可搬型照明(SA)の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	外観点検	外観上,異常が無いこと
運転中又は停止中	21	を確認する。
連転中又は停止中	利· <i>比··</i> ·································	点灯することを確認す
	動作確認	る。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,第14表~第16表に示すように,再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び動作確認が可能な設計とする。可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,再処理施設の運転中又は停止中に外観点検として外観上,異常が無いことを確認す

るとともに,動作確認として校正ガスによる指示値等の確 認が可能な設計とする。

第14表 可搬型酸素濃度計の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	M 知 占 I 公	外観上,異常が無いことを
運転中又は停止中	外観点検	確認する。
		機能・性能 (特性確認等)
	動作確認	を確認する。
	校正	校正ガスを用い校正する。

第15表 可搬型二酸化炭素濃度計の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	从知上於	外観上,異常が無いことを
運転中又は停止中	外観点検	確認する。
	T. 111	機能・性能 (特性確認等)
	動作確認	を確認する。
	校正	校正ガスを用い校正する。

第16表 可搬型窒素酸化物濃度計の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容							
	外観点検	外観上,異常が無いことを							
運転中又は停止中	グト 観	確認する。							
		機能・性能 (特性確認等)							
	動作確認	を確認する。							
	校正	校正ガスを用い校正する。							

2) 中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ, アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,第17表~第19表に示すように, 再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び動作確認が可能な設計とする。ガンマ線用サーベイ メータ, アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは, 再処理施設の運転中又は停止中に外観点検として外観上, 異常が無いことを確認するとともに,動作確認として校正線源又は標準器による指示値等の確認が可能な設計とする。

第17表 ガンマ線用サーベイ メータの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
	从知上於	外観上、異常が無いことを
	外観点検	確認する。
運転中又は停止中		機能・性能 (特性確認等)
	動作確認	を確認する。
	校正	校正線源を用い校正する。

第18表 アルファ・ベータ線用サーベイ メータの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容							
	外観点検	外観上,異常が無いことを							
運転中又は停止中	沙下 既 尽 快	確認する。							
		機能・性能 (特性確認等)							
	動作確認	を確認する。							
	校正	校正線源を用い校正する。							

第19表 可搬型ダスト サンプラの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	从知上於	外観上、異常が無いことを
	外観点検	確認する。
		機能・性能 (特性確認等)
	動作確認	を確認する。
		標準器を用い校正する(流
	校正	量)。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,第20表に示すように,再処理施設の運転中又は停止中,外観点検及び動作確認が可能な設計又は停止中に外観点検及び動作確認が可能な設計とする。また,可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,再処理施設の運転中又は停止中に外観点検として外観上,異常が無いことを確認するとともに,動作確認として通話通信の確認が可能な設計とする。

第20表 可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋外用) 及び可搬型トランシーバ(屋外用)の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上,異常が無いことを
	7 K	確認する。
	動作確認	通話通信を確認する。

可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,第21表に示すように,再処理施設の運転中又は停止中に,外観点検及び動作確認が可能な設計とする。また,可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,再処理施設の運転中又は停止中に外観点検として外観上,異常が無いことを確認するとともに,動作確認としてデータ表示の確認が可能な設計とする。

第21表 可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置の試験検 査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上,異常が無いことを
	クト 観	確認する。
	動作確認	機能(データの表示)を確
	到作雅 祕	認する。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり,再 処理施設の運転中又は停止中に試験及び検査を考慮すべき設 備ではない。 (5) 切替えの容易性(再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三十三条第1項第五号)

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するため に使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速 やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

(i) 適合性

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」 の「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は,制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体で設置するうえ,本来の用途以外の用途として使用するための切替えが不要な設計とする。

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋中央制御室給気系,制御建屋中央制御室空調系,制御建屋中央制御室排気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機,可搬型照明(SA),非常用照明,可搬型酸素濃度計,可搬型に酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,本来の用途以外の用途として使用

しない設計とする。

代替中央制御室送風機及び制御建屋可搬型発電機の起動のタイムチャートを,第1図に,代替制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機の起動のタイムチャートを,第2図に示す。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 の制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。

また,可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は, 本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり, 切替操作を考慮すべき設備ではない。

					経過時	経過時間 (時間)																				備	考			
対策		作業	対応要員・	要員数		1:00		1:00				2:00				3:00					4:00					対処までの時間				
		中央制御室送風機の状態確認	制御室1班	2																										
	代替中央制御室 送風機による中 央制御室の換気 確保準備	制御建屋可搬型発電機の起動準備	制御室1班 制御室2班	2																										
代替中央制御 室送風機によ		代替中央制御室送風機の起動準備	制御室3班 制御室5班	2																										
る中央制御室 の換気確保		制御建屋可搬型発電機の起動	制御室2班	2																										
	代替中央制御室 送風機による中 央制御室の換気 確保	代替中央制御室送風機の起動	制御室3班	2																										
		状態監視	制御室4班 制御室5班	2																										

第1図 「代替中央制御室送風機による居住性の確保」の作業と所要時間

		間(此	· 控關()														Т	備考															
対策		作業	対応要員・	要員数					1	1:00				2	2:00				3	3:00				4	4:00					対処までの時間			
代 替制 御 室 送 制 御 室 送 制 御 室 送 制 御 室 送 制 御 室 の 換 気 確 保	代替制御宝送風機による制御宝送風の換気確保準備	制御室送風機の状態確認	制御室1班	2																													
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可 搬型発電機の起動準備(運搬)	-	-					•	-																							
		可搬型送風機の起動準備 (ケーブル敷設)	制御室1班 制御室2班	4																													
		代替制御室送風機の起動準備	制御室1班 制御室2班	4																													
	代替制御室送風 機による制御室 の換気確保	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可 搬型発電機の起動	ı	_							-	-																					
		代替制御室送風機の起動	制御室1班	2																													
		状態監視	Ī	-																													

第2図「代替制御室送風機による居住性の確保」の作業と所要時間

(6) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三 十三条第1項第六号

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(i) 適合性

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等のおそれはなく、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は、設計基準対象施設として使用する場合と同様に、重大事故等対処設備として使用する設計とする。

制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は,他の設備から独立して単独で使用が可能な設計とする。

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機及び可搬型電源ケーブルは,他の設備から独立して単独で使用が可能なこと及び地震発生時に飛散しないよう転倒防止対策を講じた床・壁に直接固縛して保管することにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型照明(SA)は、他の設備から独立して単独で使用が可能なこと及び地震発生時に飛散しないよう保管棚又は床・壁に直接固縛することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機及び可搬型電源ケーブルは,他の設備から独立して単独で使用が可能なこと及び地震発生時に飛散しないよう転倒防止対策を講じた床・壁に直接固縛して保管することにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,他の設備から独立して単独で使用が可能なこと及び地震発生時に飛散しないよう保管容器に収納した上で転倒防止対策を講じた保管棚に固縛,または,保管容器に収納できない場合は保管棚又は床・壁に直接固縛することにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ、アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは、他の設備から独立して単独で使用が可能なこと及び地震発生時に飛散しないよう保管容器に収納した上で転倒防止対策を講じた保管棚に固縛、または、保管容器に収納できない場合は保管棚又は床・壁に直接固縛することにより、他の設備に悪影響を

及ぼさない設計とする。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは, 他の設備から独立して単独で使用が可能なこと及び地震発 生時に飛散しないよう転倒防止対策を講じた保管棚又は 床・壁に直接固縛することにより,他の設備に悪影響を及ぼ さない設計とする。

可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,他の設備から独立して単独で使用が可能なこと及び地震発生時に飛散しないよう転倒防止対策を講じた保管棚又は床・壁に直接固縛することにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は資機材のみであり, 悪影響を考慮すべき設備ではない。

ただし、資機材は、地震発生時に飛散しないよう転倒防止 対策を講じた保管棚又は床・壁に直接固縛することにより、 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (7) 設置場所(再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三十三条第1項第七号)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故 等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線 量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への 遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(i) 適合性

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の 「2.3 環境条件等」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽は、制御建屋及び使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋と一体のコンクリート構造物に 設置し、重大事故等時において、操作及び作業を必要と しない設計とする。

制御建屋中央制御室給気系、制御建屋中央制御室空調系及び制御建屋中央制御室排気系は、制御建屋内に設置し、中央制御室または設置場所で操作が可能な設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室または設置場所で操作が可能な設計とする。

代替中央制御室送風機、可搬型ダクト、可搬型電源ケ

ーブルは、制御建屋に設置することで、設置場所で操作が可能な設計とする。制御建屋可搬型発電機は制御建屋 近傍に設置し、設置場所で操作が可能な設計とする。

また、代替制御室送風機、可搬型ダクト、可搬型電源ケーブルは、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置することで、設置場所で操作が可能な設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍に設置し、設置場所で操作が可能な設計とする。

可搬型照明(SA)は、制御建屋内及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置することで、設置場所で操作が可能な設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型 窒素酸化物濃度計は,中央制御室並びに使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置し,設置場所で操 作が可能な設計とする。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ,可搬型ダスト サンプラは,放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し,設置場所で操作が可能な設計とする。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,制御建屋に設置することで,設置場所で操作が可能な設計とする。

可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋に設置することで,設置場所で操作が 可能な設計とする。

可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,制御 建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置することで, 設置場所で操作が可能な設計とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持ち込みを防止するための設備は資機材のみであり,設置場所で操作を考慮すべき設備はない。

1)~3)の設備の設置場所,操作方法を第22表に示す。

第 22 表 操作対象機器設置場所

機器名称	設置場所	操作方法
中央制御室送風機	制御建屋	スイッチ
制御室送風機	使用済燃料受入れ・貯	スイッチ
	蔵建屋	
代替中央制御室送風機	制御建屋	スイッチ
代替制御室送風機	使用済燃料受入れ・貯	スイッチ
	蔵建屋	
制御建屋可搬型発電機	制御建屋屋外	スイッチ

機器名称	設置場所	操作方法
使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料の受入れ施	スイッチ
及び貯蔵施設の可搬型発	設及び貯蔵施設の近傍	
電機		
可搬型照明 (SA)	中央制御室の制御建屋	スイッチ
	並びに使用済燃料の受	
	入れ施設及び貯蔵施設	
	の制御室の使用済燃料	
	受入れ・貯蔵建屋	
可搬型酸素濃度計	中央制御室及び使用済	スイッチ
	燃料の受入れ施設及び	
	貯蔵施設の制御室	
可搬型二酸化炭素濃度計	中央制御室及び使用済	スイッチ
	燃料の受入れ施設及び	
	貯蔵施設の制御室	
可搬型窒素酸化物濃度計	中央制御室及び使用済	スイッチ
	燃料の受入れ施設及び	
	貯蔵施設の制御室	
ガンマ線用サーベイメー	中央制御室及び使用済	スイッチ
タ	燃料の受入れ施設及び	
	貯蔵施設の制御室	
アルファ・ベータ線用サ	中央制御室及び使用済	スイッチ
ーベイメータ	燃料の受入れ施設及び	

機器名称	設置場所	操作方法
	貯蔵施設の制御室	
可搬型ダストサンプラ	中央制御室及び使用済	スイッチ
	燃料の受入れ施設及び	
	貯蔵施設の制御室	
可搬型通話装置	制御建屋	スイッチ
可搬型衛星電話	制御建屋及び使用済燃	スイッチ
	料受入れ・貯蔵建屋	
可搬型トランシーバ	制御建屋及び使用済燃	スイッチ
	料受入れ・貯蔵建屋	
可搬型情報収集装置	制御建屋及び使用済燃	スイッチ
	料受入れ・貯蔵建屋	
可搬型情報表示装置	制御建屋及び使用済燃	スイッチ
	料受入れ・貯蔵建屋	

(8) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三十三条第2項

(i) 要求事項

常設重大事故等対処設備は、前項に定めるもののほか、共通 要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能 と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置 を講じたものでなければならない。

(i) 適合性

基本方針については,「第 33 条 重大事故等対処設備」の 「2.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室、中央制御室遮蔽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、制御室遮蔽は、設計基準事故対処設備である中央制御室及び中央制御室遮蔽並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに制御室遮蔽を重大事故等対処設備として使用するが、これらの設備は、静的機器で構成し、設計基準事故に対処するための設備をそのまま用いて対処する設計とし、基準地震動の地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計としている。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材に対象となる常設重大事故等対 処設備はない。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

通信連絡設備及び情報把握計装設備に対象となる常設重大事故等対処設備はない。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備に対象となる常設重 大事故等対処設備はない。 (9) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三十三条第3項第一号

(i) 要求事項

常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に 再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下 同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ 確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使 用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切 な措置を講じたものであること。

(i) 適合性

1) 居住性を確保するための設備

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機,可搬型電源ケーブル,可搬型照明(SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は,他の設備から独立しており,使用時は常設設備との接続を伴わないことから,対象外とする。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設制 御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ及び可搬型ダスト サンプラは,他の設備から独立しており,使用時は常設設備との接続を伴わないことから,対象外とする。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバ,可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,他の設備から独立しており,使用時は常設設備との接続を伴わないことから,対象外とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は,他の設備から独立 しており,使用時は常設設備との接続を伴わないことから, 対象外とする。 (10) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三 十三条第3項第二号

(i) 要求事項

常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

(i) 適合性

1) 居住性を確保するための設備

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機,可搬型電源ケーブル,可搬型照明(SA),可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計は,他の設備から独立しており,常設設備と使用のための接続を伴わないことから,対象外とする。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ,可搬型ダスト サンプラは,他の設備から独立しており,常設設備と使用のための接続を伴わないことから,対象外とする。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバ,可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,他の設備から独立しており,常設設備と使用のための接続を伴わないことから,対象外とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は、他の設備から独立しており、常設設備と使用のための接続を伴わないことから、対象外とする。

(11) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三 十三条第3項第三号

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(i) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

中央制御室遮蔽及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室 遮蔽は、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室 と一体のコンクリート構造物に設置し、重大事故等時にお いて、操作及び作業を必要としない設計とする。

制御建屋中央制御室給気系,制御建屋中央制御室空調系及び制御建屋中央制御室排気系は,制御建屋内に設置し,中央制御室または設置場所で操作が可能な設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系,使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋制御室空調系及び使用済燃料受入れ・貯 蔵建屋制御室排気系は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に 設置し,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室ま たは設置場所で操作が可能な設計とする。 代替中央制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型電源ケーブルは,制御建屋に設置することで,設置場所で操作が可能な設計とする。制御建屋可搬型発電機は制御建屋近傍に設置し,設置場所で操作が可能な設計とする。

また,代替制御室送風機,可搬型ダクト,可搬型電源ケーブルは,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置することで,設置場所で操作が可能な設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍に設置し,設置場所で操作が可能な設計とする。

可搬型照明(SA)は、制御建屋内又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置することで、設置場所で操作が可能な設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型 窒素酸化物濃度計は,中央制御室並びに使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置することで,設置場所 で操作が可能な設計とする。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ,可搬型ダスト サンプラ,は,中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置することで,設置場所で操作が可能な設計とする。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシー バは,制御建屋内に設置することで,設置場所で操作が 可能な設計とする。

また,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置することで,設置場所で操作が可能な設計とする。

可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,制御建屋内及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置することで,設置場所で操作が可能な設計とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は、制御建屋内及び 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置することで、設置場 所で設営が可能な設計とする。 (12) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三 十三条第3項第四号

(i) 要求事項

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

(i) 適合性

基本方針については,「2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機,可搬型電源ケーブルは,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内に保管する。

可搬型照明(SA)は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型室 補 2-12-47

素酸化物濃度計は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイ メータ,アルファ・ベータ線用サーベイ メータ,可搬型ダスト サンプラは,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が 図られた制御建屋内に保管する。

可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する。

可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,地震,津 波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御 建屋内及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内及

び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する。

(13) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三 十三条第3項第五号

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

(i) 適合性

1) 居住性を確保するための設備

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機,可搬型電源ケーブルは,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の室に保管し,保管場所へのアクセスルートを2系統確保できる設計とする。

可搬型照明(SA)は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管し、保管場所へのアクセスルートを2系統確保できる設計とする。

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計は,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管し,保管場所へのアクセスルート

を2系統確保できる設計とする。

2) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室のその他設備・資機材

ガンマ線用サーベイメータ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ,可搬型ダストサンプラは,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管し,保管場所へのアクセスルートを2系統確保できる設計とする。

3) 通信連絡設備及び中央制御室の情報把握計装設備

可搬型通話装置,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,地震,津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内に保管し,保管場所へのアクセスルートを2系統確保できる設計とする。

また,可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバは,地震, 津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた使 用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管し,保管場所へのアクセ スルートを2系統確保できる設計とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた制御建屋内並 びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する。 (14) 再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第三 十三条第3項六号

(i) 要求事項

共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の 安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処 するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備 の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるお それがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(i) 適合性

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の 「2.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。

1) 居住性を確保するための設備

代替中央制御室送風機,代替制御室送風機,可搬型ダクト,制御建屋可搬型発電機並びに使用済み燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機及び可搬型電源ケーブルは,制御建屋中央制御室給気系,制御建屋中央制御室空調系,制御建屋中央制御室排気系,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,常設の換気経路から分離独立した可搬型の換気経路とし,制御建屋中央制御室空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系とは異なる電源として制御建屋可搬型発電機並びに使用済み

燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型発電機から受電する設計とすることで、制御建屋中央制御室給気系、制御建屋中央制御室空調系、制御建屋中央制御室排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系に対して多様性を有する設計とする。

また、代替中央制御室送風機及び可搬型ダクトは、対処に必要な個数を中央制御室送風機とは異なる制御建屋の室に、故障時バックアップの個数を対処に必要な個数とは異なる制御建屋の室に、故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで、位置的分散を図る設計とする。

可搬型照明(SA)は、内蔵した蓄電池からの給電により使用でき、電気設備の非常用所内電源系統からの給電である電気設備の照明及び作業用電源設備の非常灯及び直流非常灯に対して、多様性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、対処に必要な個数を中央制御室 と異なる制御建屋の室に、故障時バックアップの個数を対 処に必要な個数と異なる制御建屋の室に保管する。また、 故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管する ことで、位置的分散を図る設計とする。

環境測定設備である可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計は,対処に必要な個数を中央制御室に,故障時バックアップの個数を中央制御室と異なる制御建屋の室に保管

するとともに、故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで、位置的分散を図る設計とする。

また、代替制御室送風機及び可搬型ダクトは、対処に必要な個数を制御室送風機とは異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に、故障時バックアップの個数を対処に必要な個数とは異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に、故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで、位置的分散を図る設計とする。

可搬型照明(SA)は、内蔵した蓄電池からの給電により使用でき、電気設備の非常用所内電源系統からの給電である電気設備の照明及び作業用電源設備の非常灯及び直流非常灯に対して、多様性を有する設計とする。

可搬型照明(SA)は、対処に必要な個数を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に、故障時バックアップの個数を対処に必要な個数と異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に保管するとともに、故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで、位置的分散を図る設計とする。

環境測定設備である可搬型重大事故等対処設備の可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計は,対処に必要な個数を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に,故障時バックアップの個数を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と異なる制御建屋の室に保管するとともに,故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで,位置的分散を図る設計とする。

2) 中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にその他設備・資機材

制御室放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備のガンマ線用サーベイメータ、アルファ・ベータ線用サーベイメータ及び可搬型ダストサンプラは、対処に必要な個数を中央制御室に、故障時バックアップの個数を中央制御室と異なる制御建屋の室に保管するとともに、故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで、位置的分散を図る設計とする。

制御室放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備のガンマ線用サーベイメータ、アルファ・ベータ線用サーベイメータ及び可搬型ダストサンプラは、対処に必要な個数を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に、故障時バックアップの個数を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に保管するとともに、故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで、位置的分散を図る設計とする。

3) 通信連絡設備及び情報把握計装設備

通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは,対処に必要な個数を中央制御室とは異なる制御建屋の室に,故障時バックアップの個数を対処に必要となる個数とは異なる制御建屋の室に保管するとともに,故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管するこ

とで、位置的分散を図る設計とする。

中央制御室の情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,対処に必要な個数を中央制御室とは異なる室に,故障時バックアップの個数を対処に必要な個数とは異なる制御建屋の室に保管するとともに,故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで,位置的分散を図る設計とする。

通信連絡設備の可搬型衛星電話,可搬型トランシーバは, 対処に必要な個数を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 の制御室とは異なる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に,故障時 バックアップの個数を対処に必要となる個数とは異なる使 用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に保管するとともに,故障時 バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで, 位置的分散を図る設計とする。

中央制御室の情報把握計装設備の可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置は,対処に必要な個数を中央制御室とは異なる室に,故障時バックアップの個数を対処に必要な個数とは異なる制御建屋の室に保管するとともに,故障時バックアップの個数を外部保管エリアにも保管することで,位置的分散を図る設計とする。

4) 汚染の持込みを防止するための設備

汚染の持込みを防止するための設備は,多様性及び位置的 分散を考慮する可搬型重大事故等対処設備ではない。